

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

2023年12月28日

【発行者名】

アリアンツ・グローバル・インベスターズ・
ゲーエムベーハー
(Allianz Global Investors GmbH)

【代表者の役職氏名】

業務執行役員 アレクサンドラ・アウアー
(Alexandra Auer)
業務執行役員 ルドヴィク・ロンバード
(Ludovic Lombard)
業務執行役員 インゴ・マイネルト
(Ingo Mainert)
業務執行役員 ロバート・シュミット
(Robert Schmidt)
業務執行役員 ペトラ・トラウツショルド
(Petra Trautschold)
業務執行役員 ビルテ・トレנקナー
(Birte Trenkner)

【本店の所在の場所】

ドイツ連邦共和国 60323 フランクフルト・アム・マイン
ポッケンハイマー ラントシュトラッセ 42-44
(Bockenheimer Landstraße 42-44, 60323 Frankfurt am
Main, The Federal Republic of Germany)

【代理人の氏名又は名称】

弁護士 竹 野 康 造
弁護士 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】

弁護士 竹 野 康 造
弁護士 大 西 信 治

【連絡場所】

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信 アリアンツ・ピムコ・ハイ・イールド・インカム・ファンド
託受益証券に係るファンドの名称】 (Allianz PIMCO High Yield Income Fund)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信 20億3,600万米ドル(約3,044億円)を上限とする。

託受益証券の金額】

(注) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)の円貨換算は、2023年10月31日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1 米ドル = 149.51円)による。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

第一部 【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

アリアンツ・ピムコ・ハイ・イールド・インカム・ファンド(Allianz PIMCO High Yield Income Fund)(以下「ファンド」という。)

(2) 【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面受益証券で、すべて同一種類とする。(以下「ファンド証券」または「受益証券」という。)

ファンド証券について、アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー(Allianz Global Investors GmbH)(以下「管理会社」という。)の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。ファンド証券は、追加型である。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

20億3,600万米ドル(約3,044億円)を上限とする。

(注1) 米ドルの円貨換算は、便宜上、2023年10月31日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル＝149.51円)による。以下、米ドルの円貨換算は、別段の記載がない限り、すべてこれによる。

(注2) ファンドは、ルクセンブルグ法に基づいて設定されているが、ファンド証券は、米ドル建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドルをもって行う。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

(4) 【発行(売出)価格】

ファンド証券の申込が管理会社または登録・名義書換事務代行会社により受領される評価日に計算されるファンド証券一口当りの純資産価格。発行価格は(8)記載の申込取扱場所に照会することができる。

(5) 【申込手数料】

日本国内における申込手数料は申込金額の3.575%(税抜3.25%)を上限とする。申込手数料は(8)記載の申込取扱場所に照会することができる。

(6) 【申込単位】

300口以上10口単位

(7) 【申込期間】

2023年12月29日(金曜日)から2024年12月27日(金曜日)まで。ただし、ルクセンブルグおよびフランクフルト・アム・マインにおける銀行営業日(以下「評価日」という。)でかつ日本における金融商品取引業者の営業日に限り、申込みの取扱いが行われる。

(8) 【申込取扱場所】

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目9番2号(以下「三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券」または「販売会社」という。)

<ホームページ・アドレス> <https://www.sc.mufg.jp/>

(注) 上記金融商品取引業者の日本における本支店において、申込みの取扱いを行う。

(9) 【払込期日】

投資者は、申込注文の成立を販売会社が確認した日(以下「約定日」という。)から起算して、日本での4営業日目までに申込金額および申込手数料を販売会社に支払うものとする。

(10) 【払込取扱場所】

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目9番2号

<ホームページ・アドレス> <https://www.sc.mufig.jp/>

各申込日の発行価額の総額は、販売会社によって申込日から起算して5営業日以内の日(以下「払込期日」という。)にファンド口座に米ドルで払い込まれる。

(11) 【振替機関に関する事項】

該当なし

(12) 【その他】

(1) 申込証拠金はない。

(2) 引受等の概要

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、管理会社との間の、日本におけるファンド証券の販売および買戻しに関する、1997年11月21日付契約(2005年9月30日付、2007年12月28日付、2011年2月14日付および2011年12月28日付で修正済み。)に基づき、ファンド証券の募集を行う。

販売会社は、直接または他の販売・買戻取扱会社(以下「販売取扱会社」という。)を通じて間接に受けたファンド証券の買戻請求の管理会社へ取次ぐ。

管理会社は、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券をファンドに関して日本における代行協会員に指定している。

(注) 代行協会員とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、ファンド証券一口当りの純資産価格の公表を行い、またファンド証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類を販売会社に交付する等の業務を行う会社をいう。

(3) 申込みの方法

ファンド受益証券の取得申込みを行う投資者は、販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」その他の約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書を提出する。申込金額は原則として円貨で支払うものとし、米ドルと円貨との換算は各申込についての約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとする。

募集についての申込金額は、販売会社により各払込期日にファンドの口座に米ドルで払い込まれる。

(4) 日本以外の地域における発行

ファンドは、ルクセンブルグおよびドイツで公募のための登録がなされている。ファンド証券の発行価額の総額についての制限はない。

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

アリアンツ・ピムコ・ハイ・イールド・インカム・ファンドの投資目的は、ソブリン債(ユーロ債および国内債)、社債、短期債務証券およびプレディ債等の国際的債券等に分散投資を行うことにより、平均を上回る利回りを得ることである。ファンドはまたファンド証券の流動性を増加し、ボラティリティーを減少させる目的で米国政府証券および米国政府機関証券に投資する。ファンドは、いずれかの国または(社債の場合には)いずれかの業種に、限定して投資を行うことはしない予定である。

ファンドは、ルクセンブルグの2010年12月17日の投資信託に関する法律(改正済、以下「2010年12月17日法」という。)パート の規定に基づき設立された、譲渡可能な有価証券および他の資産を保有するオープン・エンド型の共有持分型投資信託であり、受益者、管理会社および保管受託銀行との間の契約関係を定める約款に従い管理会社により受益者の利益のために運用される。ファンド証券は、いつでも管理会社により、純資産価格で販売され、受益者の要求に応じて随時、その時の純資産価格で買戻される仕組となっている。

ファンド受益証券の発行限度口数は設けられていない。

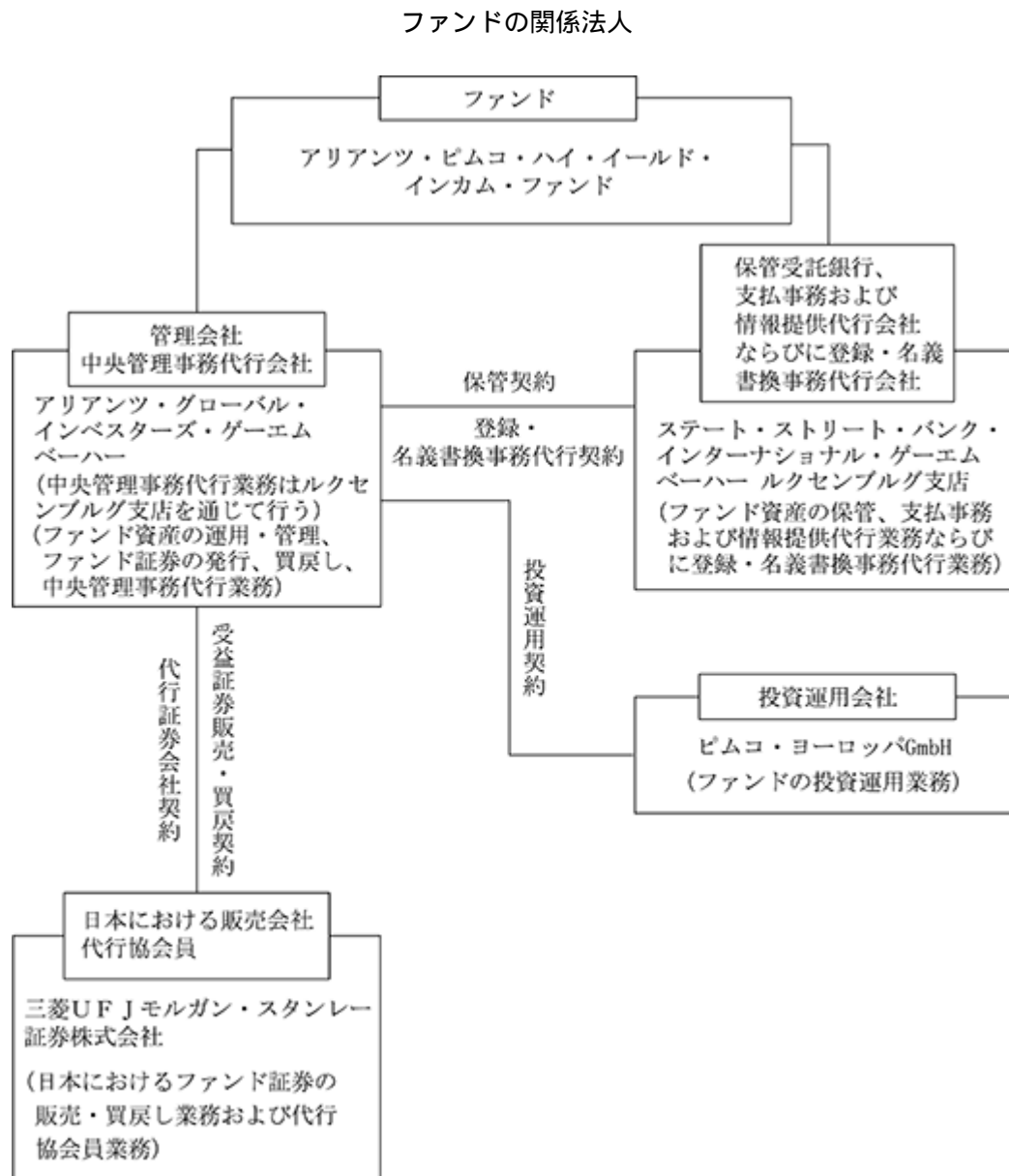
(2) 【ファンドの沿革】

1956年3月20日	管理会社設立
1997年12月1日	ファンド約款効力発生
1997年12月16日	ファンドの運用開始
2004年12月28日	修正ファンド約款効力発生
2007年12月28日	修正ファンド約款効力発生
2007年12月28日	投資顧問会社の投資運用会社への変更
2007年12月28日	副投資運用会社の任命
2009年12月28日	修正ファンド約款効力発生
2009年12月28日	ファンドの名称変更
2009年12月28日	保管受託銀行の変更
2009年12月28日	登録・名義書換事務代行会社の任命
2011年3月31日	修正ファンド約款効力発生
2011年5月31日	旧投資運用会社(アリアンツ・グローバル・インベスターズ・アドバイザーGmbH)のアリアンツ・グローバル・インベスターズ・ヨーロッパGmbHへの吸収合併による変更
2011年12月28日	修正ファンド約款効力発生

2012年 3 月30日	投資運用会社のアリアンツ・グローバル・インベスターズ・ヨーロッパGmbH からピムコ・ドイチュラントGmbH(現ピムコ・ヨーロッパGmbH)への変更
2012年 3 月30日	副投資運用会社の退任
2013年12月27日	修正ファンド約款効力発生
2014年 6 月30日	修正ファンド約款効力発生
2014年 7 月 1 日	アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ルクセンブルグ・エス・エイの アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ヨーロッパ・ゲーエムベーハー との合併による管理会社変更
2014年11月28日	修正ファンド約款効力発生
2015年 7 月23日	修正ファンド約款効力発生
2015年12月28日	修正ファンド約款効力発生
2016年 7 月31日	修正ファンド約款効力発生
2018年12月27日	修正ファンド約款効力発生
2019年11月 4 日	修正ファンド約款効力発生
2019年11月 4 日	保管受託銀行、支払事務および情報提供代行会社ならびに登録・名義書換事 務代行会社の変更
2022年 3 月31日	修正ファンド約款効力発生
2023年 5 月30日	修正ファンド約款効力発生

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの関係法人



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

ファンドの 運営上の役割	会社名	契約および委託内容
管理会社 中央管理事務代行会社	アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー (Allianz Global Investors GmbH)	1997年12月1日に保管受託銀行との間で締結されたファンド約款(2004年12月28日、2007年12月28日、2009年12月28日、2011年3月31日、2011年12月28日、2013年12月27日、2014年6月30日、2014年11月28日、2015年7月23日、2015年12月28日、2016年7月31日、2018年12月27日、2019年11月4日、2022年3月31日および2023年5月30日に修正済)に基づき、ファンド資産の運用・管理、ファンド証券の発行・買戻しを行う。また中央管理事務代行業務はルクセンブルグ支店を通じて行う。
投資運用会社	ピムコ・ヨーロッパGmbH (PIMCO Europe GmbH)	2012年1月1日に締結された投資信託に関するポートフォリオ運用業務委託のためのマスター契約(投資運用契約) ^(注1) に基づき、2012年3月30日よりファンドに対して投資運用業務を提供する。
保管受託銀行、支払事務および情報提供代行会社ならびに登録・名義書換事務代行会社	ステート・ストリート・バンク・インターナショナル・ゲーエムベーハー ルクセンブルグ支店 (State Street Bank International GmbH, Luxembourg Branch)	2016年3月18日に締結された保管契約 ^(注2) に基づき、ファンド資産の保管、支払事務および情報提供代行業務を行う。 また、2018年4月28日に締結された登録・名義書換事務代行契約 ^(注3) に基づき、ファンドの登録・名義書換代行業務を行う。 ステート・ストリート・バンク・インターナショナル・ゲーエムベーハー ルクセンブルグ支店は2019年11月4日付で保管契約および登録・名義書換事務代行契約におけるステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・シー・エイの地位を承継した。
日本における販売会社および代行協会員	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	1997年11月21日に締結された受益証券販売・買戻契約(2005年9月30日付、2007年12月28日付、2011年2月14日付および2011年12月28日付で修正済み。) ^(注4) および1997年11月5日に締結された代行協会員契約(2015年12月25日付で修正済み。) ^(注5) に基づき、ファンド証券の日本における販売業務および代行協会員業務を行う。

(注1) 投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、ファンドに対し、ファンド資産の投資運用業務を提供することを約する契約である。

(注2) 保管契約とは、管理会社によって任命された保管受託銀行、支払事務および情報提供代行会社が、ファンドに対し、ファンドの資産の保管等の業務を提供することを約する契約である。

(注3) 登録・名義書換事務代行契約とは、管理会社によって任命された登録・名義書換事務代行会社が、ファンドの登録・名義書換業務を提供することを約する契約である。

(注4) 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約である。

(注5) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンド証券1口当りの純資産価格の公表およびファンド証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類の販売会社への交付等、代行協会員業務を提供することを約する契約である。

管理会社の概況

() 設立準拠法

管理会社は、ドイツ法に基づき、有限責任会社法に従い1956年に有限責任会社の法的形態で設立された。

() 会社の目的

目的は、受益者のために投資信託の設立、管理および運用を行うことならびに個別のポートフォリオの管理および投資助言を行うことである。

() 資本金の額

2023年10月末日現在、管理会社の払込済資本金は49,900,900ユーロ（約79億円）、株主資本金は398,710,105.53ユーロ（約633億円）である。

(注) ユーロの円貨換算は便宜上、2023年10月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝158.66円）による。以下、ユーロの円貨換算は、別段の記載がない限り、すべてこれによる。

() 会社の沿革

1956年3月20日設立。

() 大株主の状況

(2023年10月末日現在)

名称	住所	出資持分 (百万ユーロ)	比率
アリアンツ・アセット・マネジメントGmbH	ドイツ連邦共和国、ミュンヘン80335、ザイドル通り24 - 24a	49.9	100%

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法

ファンドの設定準拠法は、ルクセンブルグの民法である。

また、ファンドはルクセンブルグの法律、特に2010年12月17日法、勅令、金融監督委員会の公布した告示等の規則に従っている。

(5) 【開示制度の概要】

ルクセンブルグにおける開示

(a) 金融監督委員会に対する開示

ルクセンブルグ内において、またはルクセンブルグからファンド証券をルクセンブルグ内外の公衆に対し公募する場合は、金融監督委員会への登録およびその承認が要求される。この場合、目論見書、年次報告書および半期報告書等を金融監督委員会に提出しなければならない。

さらに、後記第1、1、(6)、「財務状況およびその他の情報に関する監督」にあるように、年次報告書に含まれている年次財務書類は、公認監査人により監査され、金融監督委員会に提出されなければならない。ファンドの公認監査人は、プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブである。さらに、ファンドは、金融監督委員会告示15/627に基づき、金融監督委員会に対して、月次報告書を提出することを要求されている。

(b) 受益者に対する開示

管理会社は2014年9月30日付金融監督委員会告示14/592に規定される必要書類を含むファンドの監査済み年次報告書を各会計年度終了後4か月以内に公表する。管理会社はファンドの未監査半期報告書を会計年度の最初の6か月終了後2か月以内に公表する。

ファンドの監査年次報告書および非監査半期報告書は、管理会社、管理会社のルクセンブルグ支店、保管受託銀行および情報提供代行会社の登記上の事務所において、受益者はこれを入手することができる。ファンドの運用履歴、ファンドの受益証券の日々の純資産価額、販売および買戻価格ならびに当該評価の停止を含むファンドまたは管理会社に関するその他の公開財務情報は、ファンドの受益証券が一般に販売されている国において公開される。発行・買戻価格もまた管理会社、販売会社、保管受託銀行および支払事務および情報提供代行会社から入手可能である。

ファンドの投資家に対するすべての通知は、<https://regulatory.allianzgi.com>を通じて行われるものとする。ただし、ファンドが一般販売を認められている各法域の法律および規則に基づきこれが認められることを条件とする。特に、これは、ファンドもしくは受益証券クラスの清算もしくは合併またはファンドの運用規則もしくはルクセンブルグの法律に記載されているかもしくは金融監督委員会の要求に基づくその他の措置には適用されないものとする。

日本における開示

(a) 監督官庁に対する開示

() 金融商品取引法上の開示

管理会社は日本における1億円以上のファンド証券の募集をする場合、有価証券届出書を財務省関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(以下「EDINET」という。)等においてこれを閲覧することができる。

ファンド証券の販売会社または販売取扱会社は、交付目論見書(金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。)を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書(金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。)を交付する。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ財務省関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

() 投資信託および投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、ファンド証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託および投資法人に関する法律(改正済、以下「投信法」という。)に従い、ファンドに係る一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、ファンドの約款を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書(全体版)を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

(b) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの約款を変更しようとする場合であってその内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響をおよぼす事実は販売会社または販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書面(交付運用報告書)は、日本の知れている受益者に交付される。運用報告書(全体版)は、管理会社のために代行協会のホームページに掲載される。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の交付請求があった場合には、交付される。

ホームページ アドレス <https://www.sc.mufg.jp/>

(6) 【監督官庁の概要】

管理会社は、ドイツ連邦金融監督庁の監督に服している。ファンドは、ルクセンブルクの金融監督委員会の監督に服している。

監督の主な内容は次のとおりである。

登録の届出の受理

- ()ルクセンブルグに所在するすべての規制された投資信託は、金融監督委員会の監督に服し、金融監督委員会に登録しなければならない。
- ()欧州連合(以下「EU」という。)加盟国の監督官庁により認可されている譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(以下「UCITS」という。)は、欧州議会の2009/65/EC指令(改正済)の要件に適合しなければならない。ルクセンブルグ以外の国で設立されたUCITSは、ルクセンブルグの金融機関をUCITSの支払代理人として任命し、UCITS所在国の所轄官庁がいわゆる通知手続に基づき金融監督委員会に所定の書類を提出することで、ルクセンブルグ国内においてその投資信託証券を販売することができる。UCITS所在国の所轄官庁から金融監督委員会に対して通知が送付された旨の連絡を受けた時に、当該UCITSはルクセンブルグにおいて販売が可能となる。

ファンドは、指令に適合する、2010年12月17日法のパート に従い、UCITSとして設定されている。ファンド証券はEU加盟国では公衆に対する販売活動を行うことができる。

- ()外国法に準拠して設立され、運営されているオープン・エンド型の投資信託は、ルクセンブルグにおいてまたはルクセンブルグから個人投資家に対してその投資信託証券を販売するためには、当該投資信託が設立・設定された加盟国において、投資家の保護を保証するために当該国の法律により設けられた監督機関による恒久的監督に服していなければならない。

さらにこれらの投資信託は、金融監督委員会により、2010年12月17日法に規定されるものと同等と見なされる監督に服していなければならない。

- ()EUおよびEU以外のオルタナティブ投資信託のルクセンブルグの機関投資家への販売は、オルタナティブ投資信託運用会社に関する2011年6月8日付指令2011/61/EUおよびその施行規則(以下「AIFM規則」という。)に規定される適用規則ならびにAIFM規則を施行するルクセンブルグの法律および規則に従ってなされるものとする。

登録の拒絶または取消し

ルクセンブルグの投資信託が適用ある法令、金融監督委員会の告示を遵守しない場合、登録が拒絶されまたは取り消されうる。

また、ルクセンブルグの投資信託の運用者または投資信託もしくは管理会社の取締役が金融監督委員会により要求される専門的能力および信用についての十分な保証の証明をしない場合は、登録は拒絶されうる。

登録が取消された場合、ルクセンブルグの投資信託の場合はルクセンブルグ地方裁判所の決定により解散および清算されうる。

目論見書等に対する査証の交付

投資信託証券の販売に際し使用される目論見書および必要とされる場合その他特定の書類は、事前に金融監督委員会に提出されなければならない。金融監督委員会は、書類が適用ある法律、勅令、金融監督委員会の告示に適合すると認めた場合には、申請者に対し異議のないことを通知し、目論見書に査証を付してそれを証明する。

財務状況およびその他の情報に関する監督

投資信託の財務状況ならびに投資者および金融監督委員会に提供されたその他の情報の正確性を確保するため、投資信託は、公認監査人(réviseur d'entreprises agréé)の監査を受けなければならない。公認監査人は、財務状況その他に関する情報が不完全または不正確であると判断した場合には、その旨を金融監督委員会に報告する義務を負う。同様に公認監査人は、金融監督委員会が要求するすべての情報(投資信託の会計帳簿その他の記録を含む。)を金融監督委員会に提出しなければならない。

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

ファンドの投資目的は、ソブリン債(ユーロ債および国内債)、社債、短期債務証券およびプレディ債等の世界各国の債券等に分散投資を行うことにより、平均を上回る利回りを得ることである。さらにファンドは、流動性を高め、受益証券の価格変動を減少させる目的で(以下に定義される)米国政府証券および米国政府機関証券に投資を行う。ファンドは、いずれかの国にまたは(社債の場合には)いずれかの業種に、限定して投資を行うことはしない予定である。

ファンドは、上記の目的を達成するために二つの方法を採用する。第一は、ファンドの投資対象国の積極的な選別であり、第二に各国における適切な債券の積極的な選別である。

発行体、通貨または国別の投資対象比率は、投資時に支配的な市場状況によって変動する。ファンドが投資対象として選別する証券は、投資制限において認められている場合を除き、証券取引所または定期的取引が行われている公認かつ公開の規制ある市場で、上場または取引されているものである。

ファンドの運用方法

ファンドは、委員会規則(EU)No.583/2010の第7条第1項(d)に基づき、ベンチマーク指数を参照して運用される。ファンドは、()ファンドのポートフォリオ構成の明示もしくは黙示の定義ならびに/または()ファンドのパフォーマンス目標およびパフォーマンス指標においてベンチマーク指数が役割を果たす場合、ベンチマーク指数を参照して運用される。

ファンドの受益証券クラスが特定の通貨に対してヘッジされる場合、各ベンチマーク指数もまたこの通貨に対してヘッジされる。

ファンドは、80%がJP Morgan EMBI Plus、20%がICE BofA US Treasury Current Coupon 5-Year (GA05) (ICE指数の算出には取引コストが反映されている。)で、ベンチマーク指数を参照して運用される。ベンチマーク指数は、JPモルガン・セキュリティーズ・ピーエルシーおよびICEベンチマーク・アドミニストレーション・リミテッドによって管理されている。JPモルガン・セキュリティーズ・ピーエルシーおよびICEベンチマーク・アドミニストレーション・リミテッドは、欧州証券市場監督局(ESMA)によって管理されるベンチマーク・アドミニストレーター名簿に記載されている。

ベンチマーク指数の使用目的

ベンチマーク指数は、パフォーマンス測定の目的においてのみ使用され、ポートフォリオ構成の目的においては使用されない。

ベンチマーク指数の自由度およびユニバース

ファンドの資産を選定し、組み入れる際、投資運用において、ベンチマーク指数に含まれる有価証券およびこれに対応する組入比率から大幅に逸脱することがある。通常、ファンドに含まれる有価証券の少数は、ベンチマーク指数にも含まれる。投資運用会社は、ベンチマーク指数に含まれない有価証券にも投資する柔軟性を有する。

投資運用会社は、その投資判断において、投資対象のリターンに多大な悪影響を及ぼす可能性のある全ての関連するサステナビリティ・リスクを含め、関連するあらゆる金融リスクを、デュー・ディリジェンス手続きの一環として検討し、かかるリスクを継続的に評価する。サステナビリティ・リスクの評価では、現金および預金、デリバティブならびに格付のない投資対象は評価の対象とされない。

サステナビリティ・リスクは、以下のとおりまとめられる。

- ・ 全世界に影響のあるサステナビリティ・マクロ・リスク（世界的な温暖化および気候変動など）
- ・ 特定のセクターにエクスポージャーを有するファンドに影響のあるサステナビリティ・セクター・リスク（石油・ガスセクターの座礁資産リスクなど）
- ・ 個々の法人およびソブリン発行体にエクスポージャーを有するファンドに関連する、それらの発行体レベルにおけるサステナビリティ個別リスク（気候変動リスクなど）
- ・ サステナビリティ・マクロ・リスク、サステナビリティ・セクター・リスクに対するエクスポージャーを有し、特にサステナビリティ発行体に投資されているポートフォリオから生じる、ポートフォリオのレベルにおけるサステナビリティ投資リスク

サステナビリティ・リスクは、外部のサステナビリティ調査データおよび/または内部の調査分析を用いて評価される。外部および内部の調査はいずれも、サステナビリティ関連発行体の証券への投資における潜在的金融リスクの特定を目的とする。発行体は、法人発行体、ソブリン発行体またはサブソブリン機関の発行体の場合がある。詳細は、<https://www.allianzgi.com/en/our-firm/esg>に掲載されているリスク管理方針声明に記載されている。

さらに、管理会社はファンドに関するすべての投資判断の過程において、サステナビリティ要因に関する主要で有害な影響指標（以下「PAI指標」という。）を、前述と同様の方法で考慮する。詳細は、www.allianzglobalinvestors.comに掲載されている管理会社の主要で有害な影響に関する声明に記載されている。

PAI指標とは、サステナビリティ要因に重大な影響を与えるか、または与える可能性が高い投資決定を示すことを意図した様々な指標である。PAI指標には、温室効果ガス排出量、生物多様性、水、廃棄物のほか、企業の発行体については社会および従業員に関する事項ならびに関連する場合には、政府発行体の証券への投資に適用される指標が含まれるが、これらに限定されない。PAI指標は、発行体がサステナビリティ要因にどのようにマイナスの影響を与えるかを測定するために用いられる。

ファンドが行うすべての投資は、環境的に持続可能な経済活動に関するEUの基準を考慮していない。ファンドは持続可能な最低除外基準を適用していないため、PAI指標を緩和していない。

(2) 【投資対象】

債券の種類

ファンドは、新興諸国に直接または間接的に投資する、下記の証券および証券を含む債券に投資することができるが、これにより、ファンドによる投資が可能であるすべての証券および証券が網羅されているものではない。

ソブリン債

ソブリン債は、国家により発行または保証される債券である。かかる債券は、国際的信用力のある通貨または発行体の現地通貨で発行されることがある。ほとんどのブレディ債と異なり、これらの債券は返済繰延べローンであることは少なく、また、多くのブレディ債の場合のように、米国財務省証券により担保されていることはほとんどない。かかる債券は、通常、ブレディ債に比べ、満期までの期間が短く、固定利付でありかつ発行額も小規模である。

社債

社債は企業体により発行されるもので、一般的に、国家による保証または米国財務省長期証券による担保が付されていることはない。かかる社債は、社債を発行する企業体により裏付けられているため、当該企業の貸借対照表に示される財政基盤が極めて重要である。かかる社債は、国際的信用力のある通貨または現地通貨で発行され、国際的な債券市場または発行体の所在地である現地の市場で取引される。

短期債務証券

短期債務証券は、国家、その機関および下部機構ならびに企業体により発行される。かかる証券は、ファンドの基準通貨(米ドル)、その他の国際的信用力のある通貨または発行体の現地通貨で発行される。かかる証券には、典型的なものとして、短期債券、変動利付証券、中期債、財務省短期証券、預金証書、銀行引受手形およびその他の短期証券が含まれる。かかる証券の満期は、一般的に1年未満である。

ブレディ債

1989年に開始されたブレディ・プランに基づき、多くの国々がその債務返済の繰延べを行った。ブレディ・プランには、未償還商業銀行ローンの一定程度の債務免除および満期の延長ならびに、国家により発行されブレディ債として一般に知られる、より流動性のある、標準的かつ売買可能な債券へのかかるローンの転換が含まれる。このため、ブレディ・プランにより債務国は、その債務負担全般を軽減することができ、また同時に債権者はより流動性のある売買可能な証券を得ることになる。ブレディ債の大部分は米ドル建てであり、通常、すべての額面債券および割引債券の満期時の最終的な元本の返済はこれに対応する満期日のゼロ・クーポン米国財務省証券により担保されている。

米国政府証券(米国債)

ファンドは、米国政府により発行または元本および利息の支払について保証され、米国財務省の信用力により全面的に裏付けられている短期の市場性を有する様々な種類の証券に投資することができる。米国財務省短期証券は、かかる市場性を有する政府証券のなかでも最も頻繁に発行されるもので、満期までの期間が一年以内の割引債である。

米国政府機関証券

ファンドは、米国政府が支援する企業、機関および国際機関が発行する様々な種類の債務証券に投資することができる。かかる証券は、米国財務省が直接的な責務を負うものではないが、政府によって支援されもしくは政府機関または公的企業によって保証される。

投資配分

技法および手法の利用ならびにファンドの各市場の潜在的なリスクを総合的に考慮し、ファンド資産は直接または間接的に以下のように投資配分される。

()主として高利回り債券

上記高利回り債券には、世界中(新興諸国を含む。)の低、中格付の企業またはソブリン発行体(地方政府を含む。)の債券が含まれる。

()さらに約20%を上限として米国政府証券および米国政府機関証券(流動性管理のため)

投資配分は、投資時およびその後の状況に応じて、管理会社の裁量により変更されうる。

債券の格付

ファンドが投資を予定するソブリン債、社債、短期債券、ブレディ債(これらに限定されないが)等の信用度は、通常、低・中位とみなされており、従ってこれらは信用度の高い債券より高リスクであるとみなされている。これに応じて、かかる債務証券の満期利回りは、元利金の損失リスクがより大きいことを反映して、高格付債券より高くなっている。

かかる債務証券が、ムーディーズまたはS&Pグローバル・レーティング等の公認格付機関から公式の格付を受けていない場合、投資運用会社は、かかる債券の「認識格付」の確認に努めるが、必ずしもこれが可能であるとは限らない。

ファンドは、経常的もしくは例外的な支払いをカバーするために、または2010年12月17日法第41条(1)に規定される適格資産にファンドの投資方針に沿って再投資するために必要な期間、もしくは市場環境が悪化している場合には厳密に必要な期間、純資産の20%を上限として、付随的に流動資産(即ち、当座勘定で銀行に保有するいつでもアクセス可能な現金など要求払銀行預金)を保有することができる。例外的に悪化した市場環境においては、かつ受益者の利益のために正当化される場合には、当該制限は一時的に引き上げることができる。

ファンドは以下の「技法および手法の利用ならびにそれに伴う特別のリスク」に従い、ヘッジまたは投資目的でデリバティブを利用することができる。

デリバティブの利用がファンドのリスクの特徴に及ぼす影響

ファンドは、ヘッジ目的で、先物、オプション、スワップ等のデリバティブを利用することができる。これにより、ファンドの一般的な特徴は保たれるものの、投資機会やリスクがこれに応じて低減されることがある。ファンドはまた、投機的な意味で(すなわち投資または効率的なポートフォリオ運用目的のため)、特にファンドの一般的な特徴を保ちつつ、証券への全額を投資する投資信託の投資レベルを超えて投資レベルを引き上げ、ファンドの投資目的を追求し、リターンを増加させるため、デリバティブを利用することもできる。証券への直接投資に代わるデリバティブへの投資により、ファンドの目的を追求することがあるが、これにより当ファンドの特徴に大きな影響が及ぶものではない。しかし、ファンドの投資を増加させるためのデリバティブの大幅な使用は非常に高い投資機会とリスクをもたらすことがありうる。このような中で、ファンドのマネジメントは、リスク・コントロールを行う。

技法および手法の利用ならびにそれに伴う特別のリスク

管理会社は、効率的なポートフォリオ運用のために、ファンドの投資制限に従って、約款の第4条および第5条において定義されている技法および手法(特に約款の第5条に定義されているデリバティブ(金融派生商品))(ヘッジ目的および投機目的で行われる取引を含む。)を利用することができる。前述において、「効率的なポートフォリオ運用のために」には、以下が含まれる：リスクの軽減のため、コストの削減のため、およびファンドのリスク特性に合致するレベルのリスクを負いつつ、ファンドの追加的な元本または収益を生み出すため。また、管理会社は、マーケットと逆動向の取引を行うことができ、これによりファンドは裏付証券の価格が下落した場合には利益を得る可能性があり、または価格が上昇した場合には損失を被る可能性がある。

かかる投資戦略の採用は、市場環境または規制上の制限により制限される可能性があり、かかる戦略を追求することにより希望する目的が達成される保証はない。

技法および手法は、以下の要件を満たす効率的なポートフォリオ運用のために利用されなければならない。

- (a) 技法および手法は、費用効率良く利用し経済的に適切なものでなければならない。
- (b) 技法および手法は、以下の一または複数の特定の目的のために用いられなければならない。
 - ・ リスクの軽減のため；
 - ・ コストの削減のため；

- ・約款の第5条に定義されているファンドのリスク特性およびリスク分散に関する規則に合致するリスクを負いつつ、ファンドのさらなる資本または収益を生み出すため

(c) 技法および手法のリスクは、ファンドのリスク管理システムによって適切に測定される。

技法および手法の利用は、

- (a) 表明されたファンドの投資目的を変更することにならず、または
 - (b) 目論見書に記載された当初のリスク戦略と比較して、さらなる重大なリスクを伴うことにならな
- い。

取引がファンドの効率的なポートフォリオ運用のために行われる限り、流動性リスクのためにリスク管理プロセスが構築される場合、ファンドが常に買戻しに応じることができるよう、配慮がなされなければならない。

デリバティブ

管理会社は、多様なデリバティブを使用することができ、適切な場合は、他の資産と組み合わせることができる。また、管理会社は、一または複数のデリバティブが組み込まれている証券およびマネー・マーケット商品を取得することができる。デリバティブは、約款の第5条の定めにより許容され得る証券である裏付証券もしくは、金融指数、金利、為替レートまたは通貨をベースとする。これらには特に、証券取引所または規制市場で取引される先物、オプション、金融先物およびスワップならびにこれらの組合せ(現金決済商品と同等のものを含む)、および/または証券取引所または規制市場で取引されていないデリバティブ(以下「店頭デリバティブ」という。)が含まれるが、かかるデリバティブの対象証券が、ファンドのために取得可能な資産またはファンドがその投資目的に従って投資可能な金融指数(指令2007/16/ECの第9条(1)に規定されるもの)、金利、為替レートまたは通貨である場合とする。かかる意味における金融指数には、特に、通貨指数、為替レート指数、金利指数、物価指数および総合金利リターン指数、また、特に、債券指数、株価指数および約款の第5条の定めに関連した許容され得る証券に関する指数、ならびに商品先物指数、貴金属指数および商品指数が含まれる。

疑義を避けるために付言すると、商品先物指数、貴金属指数および商品指数の構成要素の現物受渡しは規定されているデリバティブ取引は行われない。

さらに、店頭デリバティブについては、以下の条件を満たさなければならない。

- ・取引相手方は、かかる取引を専門とする一流の金融機関でなければならない、加えて広く認識された格付機関(ムーディーズ、S&Pグローバル・レーティングまたはフィッチなど)からBaa3(ムーディーズ)またはBBB-(S&Pグローバル・レーティングまたはフィッチ)以上を取得していなければならない。これらの金融機関は、慎重な監督に服していなければならない。上記以外に、法的地位または本社所在地国に関する規制はない。
- ・店頭デリバティブは、信頼のおける検証可能な方法で毎日評価され、かついつでもその合理的な価格で相殺取引により売却、清算または手仕舞いが可能でなければならない。
- ・取引は、標準化された契約に基づいて行われなければならない。
- ・取引は下記の「担保管理に関する原則」の項に記載される管理会社の方針に従う。

・管理会社は、証券取引所または規制市場で取引される商品ではなく、店頭デリバティブの売買が投資者にとって有利であるか否かを判断しなければならない。店頭デリバティブの利用は、これにより満期をそろえた資産のヘッジが容易になる場合特に有利であり、よってより安価である。

関連する投資ガイドラインに依拠する、ファンドおよび該当する場合におけるユニット・クラスが使用できる選択されたデリバティブの機能の例は、以下の通りである。

オプション

コール・オプションまたはプット・オプションの購入は、将来のある時点または特定の期間内に固定価格で特定の対象証券を購入もしくは売却する権利、または特定の契約を締結もしくは解約する権利を意味する。かかる権利の購入には、オプションの行使にかかわらず発生するオプション・プレミアムの支払いが必要となる。

売り手がオプション・プレミアムを受け取るコール・オプションまたはプット・オプションの売却は、将来のある時点または特定の期間内に固定価格で特定の対象証券を購入もしくは売却する義務、または特定の契約を締結するもしくは解約する義務を伴う。

先渡し契約

先渡し契約は、特定の時点において、予め定めた価格で特定の対象証券を購入または引き渡す、または適切な現金決済を行う権利または義務を契約当事者に付与するまたは課す相互契約をいう。通常、契約価額の一部（「証拠金」）のみを直ちに差し入れる必要がある。

差金決済契約

差金決済契約は、管理会社と取引相手方との間の契約となる。通常、当事者は「売り手」および「買い手」と称され、売り手が、買い手に対し、ある資産の時価と契約時の価格の間の差額を支払う（かかる差額がマイナスの場合は、買い手が売り手に対し支払いを行う）旨が規定される。差金決済契約は、対象金融商品の価格の上昇（ロング・ポジション）または下落（ショート・ポジション）をうまく利用する目的で用いられ、多くの場合、これらの市場で思惑買いをする目的で用いられる。例えば、株式に適用された場合、差金決済契約は、ポートフォリオ・マネジャーが対象株式を保有することなく株価の変動を見越して思惑買いをすることを可能とする株式デリバティブとなる。

スワップ

スワップは、取引の裏付となる証券が契約当事者間で交換される取引をいう。管理会社は、特に、投資原則の枠組みの範囲内でファンドのために、金利スワップ取引、通貨スワップ取引、株式スワップ取引、債券スワップ取引、マネー・マーケット関連スワップ取引、およびクレジット・デフォルト・スワップ取引を行うことができる。管理会社が取引相手方に支払う金額および取引相手方が管理会社に支払う金額は、特定の証券および合意された想定金額を参照して計算される。

クレジット・デフォルト・スワップは、経済的見地から、クレジット・デフォルト・リスクを他の当事者に譲渡できるクレジット・デリバティブである。クレジット・デフォルト・スワップは、特に、ファンドが取得した債券(例えば国債または社債)に伴う信用リスクをヘッジするために使用され得る。通常、契約の相手は、事前に定められた事象(例えば発行体の支払不能など)が発生した場合、裏付債券を合意された価格で購入するか、または現金決済するか義務を負う可能性がある。クレジット・デフォルト・スワップの買い手は、クレジット・デフォルトのリスクを引き受ける対価として、取引相手方にプレミアムを支払う。

店頭デリバティブ取引

管理会社は、証券取引所において公認の取引が行われているデリバティブまたはその他の組織化された市場において取引されているデリバティブの取引および店頭取引の両方を行うことができる。店頭取引において、取引相手方は、特定の場合について各々直接交渉した上、契約当事者の権利および義務を定め、標準化されていない契約を締結する。店頭デリバティブは、限定された範囲内でのみ流動性を有することが多く、価格の変動は比較的大きい。

ファンドの資産をヘッジするためにデリバティブを利用するということは、ファンドの資産に内在する経済的リスクを可能な限り最大限軽減しようとする試みである。しかしながら、同時に、ファンドがもはやヘッジされた資産を増やすことができなくなるリスクもある。

ファンドは、投資目的を追求する際、リターンを増大させるためにデリバティブを利用することによってさらなるリスクを負う。かかるリスクは、それぞれのデリバティブおよび裏付証券の両方の性質に依拠する。デリバティブ・ポジションは、デリバティブへの少額の投資でさえもファンドのパフォーマンスに多大な(マイナスの場合もある)影響を及ぼすレバレッジ効果にさらされる可能性もある。

デリバティブへの投資は、ファンドがかかる戦略をとらなかったならば負うことのなかった投資リスクおよび取引コストを生じさせる。

デリバティブへの投資は、特定のリスクを伴うものであり、投資運用会社が実際に適用する特定の想定、またはデリバティブを利用した戦略が成功する保証はない。デリバティブの利用は、かなりの損失を伴う可能性があり、または利用されたデリバティブの仕組みによっては、理論上、無制限の損失を伴う可能性もある。リスクには、主に、一般市場リスク、パフォーマンス・リスク、流動性リスク、信用リスク、決済リスク、対象となる状況が変化するリスク、および取引相手方リスクが含まれる。特に注目されるべき点は以下の通りである。

- ・利用されるデリバティブは、不備があり、異なる評価方法によって評価が低くなる、または異なる評価がなされる可能性がある。
- ・利用されるデリバティブの価額とヘッジされるポジションの価格の変動の間の相関関係、または、異なる市場とヘッジされたポジションと完全には対応していない裏付証券を利用するデリバティブ・ヘッジされているポジションとの相関関係は、完全でない可能性があり、その結果、リスクが完全にヘッジできない場合もある。

- ・あらかじめ定められた時点において特定の証券について流動性のある流通市場が存在しない可能性があり、その結果、投資の観点からして、中立化(決済)することが健全で望ましい場合においても、デリバティブ・ポジションを中立化(決済)できない可能性がある。
- ・店頭市場は、特に流動性に乏しい可能性があり、また、価格の変動が激しい場合がある。そのため、店頭デリバティブが利用される場合、かかるデリバティブが合理的な時期および／または合理的な価格で売却または決済することができない場合もある。
- ・デリバティブを裏付ける証券を有利な時期に購入もしくは売却することができないリスク、または不利な時期に裏付資産の購入もしくは売却を強いられるリスクもある。

証券(逆)現先取引契約および証券貸付取引契約

ファンドに関して、証券(逆)現先取引契約および証券貸付取引契約は締結されない。

買入・売戻契約／売・買戻契約／ロンバート型貸出

ファンドは、買入・売戻契約および／または売・買戻契約を締結しない。

ファンドは、ロンバート型貸出制度および証拠金貸付契約を利用しない。

トータル・リターン・スワップ(TRS)および類似する金融商品

ファンドを代理して管理会社は、証券金融取引規制に定められる要件に従い、トータル・リターン・スワップ(TRS)を締結することができる。TRSは、経済パフォーマンス全体(参照債務に関する利息収入および手数料収入、価格変動による損益ならびに貸倒損失を含む。)を他方当事者に移転するデリバティブである。ファンドの投資制限の項に詳述されるように、TRSは、特に、2つの異なるポートフォリオのパフォーマンスを交換する目的で用いられる(例：あるサブ・ファンドの特定資産のパフォーマンスと特定の戦略に従い運用される指数または外部ポートフォリオのパフォーマンスの交換)。TRSが用いられた場合、取引相手方は、各対象資産の構成または管理には影響を及ぼさない。選定された取引相手方は証券金融取引規制第3条の要件に従う。

さらに、ファンドは、TRSに類似する特徴を有する金融商品(いわゆる「差金決済契約」または「CFD」)を利用することができる。CFDは、トレーダーがすべての原金融商品の価格上昇(ロング・ポジション)または価格下落(ショート・ポジション)を利用することができるデリバティブである。CFDは、その潜在的な損益に対するレバレッジ手段である。CFDを利用することにより、ファンドは、株式、指数、商品または通貨ペアを直接的に取引することなく世界市場に参入することができる。

証券金融取引規制

ファンドは、以下の取引を締結することができる。

「**トータル・リターン・スワップ(TRS)および類似する金融商品**」の項に記載されるTRS / CFD

ファンドは、投資目的および効率的なポートフォリオ運用のためにTRS / CFDを締結することができる。例えば金利インデックスなど、TRSは現物証券に対するリスク中立型の代替として、または現物証券が利用できない市場においてエクスポージャーを得るために使用される。通常、これらの商品は現物債券の代替として使用され、レラティブ・バリュー取引機会を活用し、ポートフォリオのリスクを修正またはヘッジする目的で使用される。

ここでいう効率的なポートフォリオ運用目的には、リスクを軽減すること、コストを削減すること、およびファンドのリスク特性に合致する水準のリスクを負いつつ、ファンドのさらなる資本または収益を生み出すことが含まれる。

ファンドがTRSおよび / またはCFDに投資する場合、関連する資産または指数は、ファンドの特定の資産クラスに関する原則、個々の投資目的および投資制限に合致する株式、債券、マネー・マーケット商品またはその他の適格な投資対象で構成され得る。

ファンドの純資産価額のうち以下に記載される最大割合および予定割合を、TRS / CFDの対象とすることができる。

TRSおよびCFD(合計)	証券貸付取引契約	現先 / 逆現先
NAVのうち予定 / 最大割合 (%)		
0/30	0/0	0/0

証券金融取引規制の要件に従い、上記の予定割合は上限ではなく、実際の割合は、市況を含むがこれに限られない要因によって時間とともに変化することがある。上記の最大値は上限である。

ファンドは、本項に記載される基準(法律上の地位、国籍および最低信用格付けに関するものを含む。)を満たしている取引相手方との間でのみTRS / CFDを締結するものとする。

TRS / CFDの対象資産は、ファンドのために取得することのできる証券またはファンドがその投資方針に従い投資することのできる金融指数(指令2007/16/EC第9条(1)の意味におけるもの)、金利、外国為替レートもしくは通貨とする。

ファンドが受領することのできる担保のカテゴリーは、「担保管理に関する原則」の項に定められており、現金および非現金資産(株式、利付証券およびマネー・マーケット商品等)が含まれる。ファンドが受領した担保は、「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (1) 資産の評価」の項に定められる評価手法に従い評価されるものとする。

ファンドがTRS / CFDの締結により担保を受領した場合、ファンドが保有する担保の価値が下落するか、または流動性を欠くというリスクが生じる。また、取引相手方が債務不履行となった場合、TRSに基づく取引相手方の義務をヘッジするためにファンドに差し入れられた担保の清算により当該取引相手方の義務が履行されることの保証もない。ファンドがTRS / CFDの締結により担保を差し入れた場合、ファンドは、取引相手方が差し入れられた担保を返還する義務を履行できなくなるか、または履行しようとしなないというリスクにさらされる。

TRS / CFDに当てはまるその他の一定のリスクの要約については、「技法および手法の利用ならびにそれに伴う特別のリスク」の項を参照されたい。

ファンドは、TRS / CFDに関連して、その資産の一部を取引相手方に対し担保として差し入れることができる。ファンドがかかる取引に関し過剰担保である(つまり、取引相手方に対し過剰な担保を差し入れている)場合、ファンドは、取引相手方が支払不能となった場合にかかる過剰担保につき無担保債権者となるおそれがある。保管受託銀行もしくはその副保管受託銀行または第三者がファンドを代理して担保を保有した場合、ファンドは、かかる事業体が支払不能となった場合に無担保債権者となるおそれがある。

TRS / CFDの締結には法的リスクが伴い、かかるリスクは、法律もしくは規制の予想外の適用または契約が法的に執行可能でないこともしくは正確に文書化されていないことに起因して損失を招く可能性がある。

ファンドは、特定の制限に従い、受領した現金担保を再投資することができる。ファンドは、受領した現金担保を再投資した場合、当該投資の損失リスクにさらされる。かかる損失が生じた場合、担保の価値は下落し、取引相手方が債務不履行となった場合にファンドに提供される保護が少なくなる。現金担保の再投資に伴うリスクは、ファンドのその他の投資対象に当てはまるリスクとほぼ同一である。

技法および手法の利用がファンドのパフォーマンスに与え得る影響

技法および手法の利用は、ファンドのパフォーマンスにプラスまたはマイナスの影響を及ぼす可能性がある。

ファンドは、ヘッジ目的でデリバティブを利用する場合がある。これは、機会の減少およびリスクの軽減という形でファンドのリスク特性に反映される。ヘッジは、特に、異なる通貨についてヘッジされた受益証券クラスを構築するために使用され得るものであり、従って、各受益証券クラスのリスク特性に影響を及ぼす可能性がある。

ファンドは、また、投資目的を追求する際、リターンを増大させるために(特に、ファンドのリスク特性を示すため、また、全額を証券に投資しているファンドの投資レベルを上回るレベルまで高めるため)投機的にデリバティブを利用する可能性がある。デリバティブを通してリスク特性を示すために、例えば、証券への直接投資の代わりにデリバティブが利用され、またはファンドのリスク特性を出すためにファンドの投資目的および投資原則の一定の構成要素がデリバティブをベースに実現される可能性がある。(例えば、デリバティブを通して通貨ポジションを実行することなどによるが、通常、これは、ファンドのリスク特性に大きな影響を及ぼすことはない。)特に、ファンドの投資目的に、さらなるリターンを得るために、投資運用会社が、特定の通貨に関する個別の外国為替リスクおよび/またはエクイティ、債券および/または商品先物指数および/または貴金属指数および/または商品指数に関する個別のリスクを負う可能性があると記載されている場合、かかる投資目的および投資原則の構成要素は、主にデリバティブをベースとしている。ファンドが投資レベルを高めるためにデリバティブを利用する場合、同様の特性を有しつつデリバティブには投資しないファンドに比べてかなり高い市場リスクを負う可能性のある中長期的リスク特性を実現するためにデリバティブを利用するものとする。投資運用会社は、デリバティブを利用する際、リスク管理されたアプローチに従う。

ファンドがトータル・リターン・スワップの締結により担保を受領した場合、ファンドが保有する担保の価値が下落するか、または流動性を欠くというリスクが生じる。また、取引相手方が債務不履行となった場合、トータル・リターン・スワップに基づく取引相手方の義務を保証するためにファンドに差し入れられた担保の清算により取引相手方の義務が十分に履行されるとの保証はない。ファンドがトータル・リターン・スワップの締結により担保を差し入れた場合、ファンドは、取引相手方がかかる担保を返還する義務を履行できなくなるか、または履行を意図しないというリスクにさらされる。

ファンドは、トータル・リターン・スワップに関連して、その資産の一部を取引相手方に対し担保として差し入れることができる。ファンドがかかる取引に関し過剰担保である(つまり、取引相手方に対し過剰な担保を差し入れている)場合、ファンドは、取引相手方が支払不能となった場合にかかる過剰担保につき無担保債権者となるおそれがある。保管受託銀行もしくはその副保管受託銀行または第三者がファンドを代理して担保を保有した場合、ファンドは、これらが支払不能となった場合に無担保債権者となるおそれがある。

トータル・リターン・スワップの締結には法的リスクが伴い、かかるリスクは、法律もしくは規則の予想外の適用または契約が法的に執行可能でないこともしくは正確に作成されていないことに起因する損失を招く可能性がある。

ファンドは、「担保管理に関する原則」の項に定められる制限に従い、受領した現金担保を再投資することができる。ファンドは、受領した現金担保を再投資した場合、かかる再投資に伴う損失リスクにさらされる。かかる損失が生じた場合、担保の価値は下落し、取引相手方が債務不履行となった場合はファンドに提供される保護が少なくなる。現金担保の再投資に伴うリスクは、ファンドによるその他の投資に適用されるリスクとほぼ同一である。

効率的なポートフォリオ運用のための手法により生じる直接的および間接的な運営費用および手数料は、ファンドの収益から差し引くことができるものとする。かかる費用および手数料には非開示の収益(リベート等)は含まれず、また含まれてはならないものとする。かかる効率的なポートフォリオ運用のための手法から得られるすべての収益から直接的および間接的な運営費用を差し引いた金額がファンドに返還されるものとする。直接的および間接的な費用および手数料が支払われる可能性のある事業体には、銀行、投資会社、ブローカー・ディーラーもしくはその他の金融機関または仲介業者が含まれる。かかる事業体は、管理会社または投資運用会社の関連会社である可能性もある。

担保管理に関する原則

管理会社は、店頭デリバティブを含む取引を締結する場合、および効率的なポートフォリオ運用のための手法を利用する場合、担保が取引相手方リスクを軽減するために用いられる限りにおいて、2014年9月30日付金融監督委員会告示14/592に従って以下の原則を遵守するものとする。法的見地から、店頭デリバティブを含む取引を担保にすることが絶対的に必要である場合を除き、要求される担保金額は、投資運用会社の裁量によるものとする。

取引相手方リスクの上限を算出する際、店頭デリバティブを含む取引および効率的なポートフォリオ運用のための手法から生じる取引相手方に関するリスク・ポジションは合算されなければならないものとする。

効率的なポートフォリオ運用のための手法に関しファンドが受け取るすべての資産は、以下に記載される原則のための担保とみなされるものとし、また、本項に記載される基準を満たさなければならないものとする。

- ・流動性：現金ではないすべての受取担保は、高い流動性を有するものでなければならず、また、規制市場または国際取引システム内において透明性のある価格で取引されなければならないものとする。これは、担保が売却前に設定された評価額に近い価格で、短い期間で売却されることを確保するためである。受取担保は、適格資産のみによって構成されていなければならない。
- ・評価：受取担保は、少なくとも毎取引日に評価されなければならないものとする。価格の変動性が高い資産は、適切で堅実な担保掛け目が適用される場合にのみ担保として認められ得るものとする。
- ・発行体の信用格付け：受取担保の発行体は、高格付けでなければならないものとする。
- ・デュレーション：担保として受領する利付証券は、ファンドがその投資方針に従い取得することのできる利付証券の満期に等しい満期を有するものでなければならない。
- ・相関関係：受取担保は、取引相手方とは別であり、かつその業績が取引相手方の業績と密接な相関関係にならない法人によって発行されたものでなければならないものとする。

- ・担保(投資の集中)の分散化：担保が国、市場および発行体について、適切に分散されていることが確保されなければならないものとする。発行体の集中に関する適切な分散基準は、ファンドが、効率的なポートフォリオ運用または店頭デリバティブを含む取引を行う際に、特定の発行体への投資がファンドの純資産価額の20%を超えない担保バスケットを取引相手方から受け取る場合に満たされているとみなされる。ファンドが異なる取引相手方を有する場合、単一の発行体への投資に関する20%の制限を計算するために様々な担保バスケットが合算されなければならないものとする。
- ・ファンドは、取引相手方に問い合わせることなく、または取引相手方の許可を得ることなく、いつでも、受け取った担保を清算する選択権を有さなければならないものとする。
- ・非現金担保は、売却、再投資または担保として提供できないものとする。

現金担保は、

- (5) 投資制限のセクション1.3に定義されている法人に対してのみ担保として投資することができるものとする。
- 高格付けの国債にのみ投資することができるものとする。または
- 欧州証券規制当局委員会の「欧州マネー・マーケット・ファンドの共通定義に関する指針」に定義されている短期マネー・マーケット・ファンドにのみ投資することができるものとする。

リスク分散の要件に従って、再投資された現金担保は、非現金担保に分散されなければならないものとする。ファンドは、現金担保の再投資により現金担保の全額を返済する義務を免れるものではない。すなわち再投資により生じる予想損失は、ファンドが負うものとする。

担保の管理に関するリスク(例えば、運営リスクおよび法的リスク)は、リスク管理を通して特定、管理および軽減されなければならないものとする。

権利の移転の場合、担保は、ファンドの保管受託銀行によって保管されなければならないものとする。他の種類の担保契約の場合、担保は、監督に従っており、かつ担保の提供者とは関連していない第三者によって保管されなければならないものとする。

ファンドは、担保として受け取る資産の各クラスに適した明確な担保掛け目方針を有している。担保掛け目とは、担保の時価が減額される際の比率である。管理会社は、一般に、担保請求と担保請求の間の信用リスク、金利リスク、外国為替リスクおよび流動性リスクに備えるために時価から担保掛け目を差し引く。担保掛け目は、通常、該当する資産クラスの価格変動、資産の予想売却時期、資産の満期および発行体の信用力等の要因に左右される。各資産クラスには、以下の最低担保掛け目水準が適用される。

現金(担保掛け目なし)；政府、中央銀行および／または超国家機関が発行した、投資適格の格付けを得ている債券(時価の0.5%を最低担保掛け目とする。)；企業が発行した、投資適格の格付けを得ているその他の債券(時価の2%を最低担保掛け目とする。)；高利回り債券である債券(時価の10%を最低担保掛け目とする。)；株式(時価の6%を最低担保掛け目とする。)

変動性が大きく(デレションが長いことによるか、またはその他の要因によるかを問わない。)、流動性の低い資産には、一般に、高い担保掛け目が設定される。担保掛け目は、リスク管理部門の承認を得た上で定められるが、市況の変化に応じて変更されることがある。担保掛け目は、原取引の種類によって異なる場合がある。通常、株式は、主要な株式指数に含まれる場合にのみ担保として受け取られる。追加の(付加的)担保掛け目は、残存満期が10年を超える債券に適用される。追加の(付加的)担保掛け目は、担保として受け取られた、その通貨がファンドの基準通貨とは異なる現金または証券に適用される。

リスク要因

ファンドの投資は、市場リスクおよび市場の変動にさらされるため、投資目的が達成されるという保証は存在しない。より具体的には投資家は以下に留意すべきである。

市場金利が低下し、債券価格が上昇すると、ファンドの純資産価格にはプラスになるが、逆に市場金利が上昇した場合、ファンドの純資産価格にはマイナスになる。

高利回り債は、その変動性が高いという性格上、債券価格が大きく変動し、それによりファンドの純資産価格の変動性が高くなる可能性がある。

高利回り債の発行体の信用力が改善されれば、その債券への投資需要が増加すると考えられ、債券価値は上昇するが、その逆に発行体の信用力が低くなると、その債券価値は下落する。

ファンドは投資方針および投資制限にもとづき、新興市場に投資することができる。また、投資制限の範囲内で新興諸国政府発行の債務証券および金融商品への投資に集中することができる。新興諸国への投資は先進国市場への投資に通常伴うリスクよりも大きなリスクを伴うことを受益者は留意すべきである。特にかかる新興市場への投資は経済政策、税制、海外投資制限および海外送金制限というような政府政策の変更に影響される場合がある。

○金利変動のリスク

ファンドが利付証券に投資する場合、金利変動のリスクが伴う。市場金利が上がると、ファンドが保有する利付証券の価格は相当程度下落することがある。ファンドが満期まで長期で名目金利が低い利付証券を保有する場合、この危険性はより高いものとなる。

○預金金利に伴うリスク

管理会社は、ファンドの流動資産を、保管受託銀行または適式に任命された副保管受託銀行にファンドの勘定で預託する。市場の動向、特に欧州中央銀行の金利政策の動向によっては、短期、中期および長期の銀行預金金利はマイナス金利となる可能性があり、ファンドにもかかるマイナス金利が付される。かかるマイナス金利は、ファンドの純資産価額に悪影響を及ぼすおそれがある。

○信用リスク

ファンドが保有する証券の発行体の信用度(返済能力や返済意思)は、購入後下落することがある。これにより、通常、一般的市場変動幅を超える下落が生じることになる。

○一般的市場リスク

間接投資の場合も含めて、ファンドが株式に投資する場合、景況の、特に株式市場の様々な一般的潮流や傾向に影響される。これらの一部には合理性がない要因により生じるものもある。これらの要因は市場全体に影響があるより重大かつ長期の価格下落に結びつくものもある。最高格付けの発行体の証券も基本的には同様の一般的市場リスクに晒される。

○特定企業に特有のリスク

ファンドが保有する企業の債券の価格変動は、例えば、発行体の営業状況に特有の要因により生ずることがある。発行体特有の要因が悪化すると、特定の証券は上昇株式相場の流れにもかかわらず、長期的かつ大幅に下落することがある。

○破綻によるリスク

ファンドが保有する証券の発行体やファンドが保有する債権の債務者が破綻することがある。この場合、ファンドの資産は経済的に無価値のものになってしまう。

○取引相手方のリスク

ファンドの取引が株式市場や規制ある市場で取引されていない(OTC取引)場合、取引の相手方が履行しないことや義務を完全に遂行しないリスクがある。これは、技法と手法に関する取引に特に生ずる。取引相手方の債務不履行は、ファンドに損失を与える可能性がある。ただし、上述されるファンドの担保管理の原則(特に店頭デリバティブに関する原則)に従って、取引相手方から担保を受け取ることによって、かかるリスクを大幅に軽減することは可能である。

○カントリー・リスクと送金リスク

証券の発行体に支払い能力があるにもかかわらずファンドの投資国で発生する経済的・政治的不安定からファンドが権利を有する金銭全額の支払いを受けられなくなることがありうる。例えば、為替制限・送金制限や法令の変更等がこの関係では重要である。

○リーガル・リスク

リーガル・リスクは、法律や規則の予期せぬ適用のため、または契約の履行が不可能であるために損失のリスクを負うことがある。担保の取決めが正しく設定されていても、関連する破産法が担保権者による担保清算を妨げるような執行停止を課すリスクがある。

○オペレーショナル・リスク

ファンドは、例えば、不十分な内部プロセスや、ファンド、管理会社、投資運用会社、保管受託銀行、または外部の第三者におけるシステム障害の人的ミスから生じる損失のリスクにさらされる可能性がある。これらのリスクはファンドの運用実績に悪影響を及ぼす可能性があり、したがって、1口当たり純資産価格および受益者が投資した資本に悪影響を及ぼす可能性もある。

○規制上のリスクおよび会計基準

新興国の市場は先進国の成熟した市場に比べ、規制レベルが一般的に低いといえる。一般的には、新興市場の証券は先進国の市場で取引される証券に比べ流動性は相当程度低い。これは証券の取得や売却のタイミングあるいは価格設定に悪影響を及ぼすことがある。新興市場の企業は、一般的に先進諸国の市場の企業に比肩しうような会計、監査・財務報告基準、実務慣行、開示義務等に服していない。新興市場での投資は、政治的・経済的変更により悪影響を受けることがある。一部の発行体の元利金返済能力は不透明なことがあり、発行体が破綻しないという保証はない。

○証券の格付け—ソブリン債および社債

ファンドはソブリン発行体または企業が発行する新興市場の債券および高利回り債券に投資することがある。ムーディーズやS&Pグローバル・レーティング等の国際的格付け機関によるこれらの債券の格付けは投資適格未満と判断され、従って投資適格債券に比べ高いリスクがありうる。

○新興市場における保管リスク

新興市場への投資は証券の所有や保管に関して、高いリスクが伴う。いくつかの国では、証券の所有は発行体やその登録代行会社(これらは保管会社の代理人やこれに責任をもつものでもない)の登録簿への記入により証明される。所有権を表象する証書は、保管会社や現地の代行会社あるいは有効な集中預託システムにより保有されるということがない。このようなシステムや効果的な国の規制や執行制度の欠如の結果、まったくコントロールが及ばない事由により、ファンドは詐欺、懈怠あるいは単純な手落ちのため、証券の登録や所有権を失うことがありうる。

○サステナビリティ・リスク

サステナビリティ・リスクとは、環境、社会またはガバナンスにおいて、それらが生じた場合、投資価値に重大な悪影響を実際に及ぼす、または及ぼす可能性があるイベントまたは状況を意味する。サステナビリティ・リスクが発行体固有の甚大な損失リスクとして現実に生じる可能性は、システムチックな調査結果により裏付けられている。かかる発行体固有のサステナビリティ・リスク・イベントが発生する頻度および可能性は一般的に低い、財務上大きな影響を与える可能性があり、多大な金銭的損失につながる可能性がある。サステナビリティ・リスクは、ポートフォリオの投資実績にマイナスの影響を与える可能性がある。サステナビリティ・リスクは、市場価格リスク、信用リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクなどの投資における金融リスク要因を潜在的に導くと管理会社は考察している。

○ファンドが保有する資産に関する現地の規定による税金またはその他の課徴金のリスク

ファンドが保有する資産は、現地の規定により、現在または将来において、税金、手数料、課徴金およびその他の留保金を課せられる可能性がある。上記の規定は、特に、ファンドの資産の売却、買戻しまたはリストラによる収益または利益、ファンドの資産のキャッシュ・フロー・フリー・リストラクチャリング、決済に関する変更、ファンドが受領した配当、利益およびその他の収益に適用される。特定の税金または課徴金(例えば、FATCA(外国口座税務コンプライアンス法)に基づき回収されるすべての課徴金)は、源泉徴収税または支払いが行われる際もしくは支払金が送付される際に留保金として回収される可能性がある。

○担保の受領に関するリスク

ファンドを代理して行為する管理会社またはその代理人は、例えば店頭デリバティブ取引の担保を受け取ることができる。デリバティブは価値が増加する可能性がある。したがって、受領した担保は、ファンドを代理する管理会社またはその代理人による取引相手方に対する担保の引渡しまたは償却の請求を十分に補填するには十分ではなくなっていることがある。ファンドを代理して行為する管理会社またはその代理人は、封鎖勘定に現金担保を預金するか、または高格付国債や短期マネー・マーケット・ファンドに投資することができる。預金を安全に保管する金融機関が債務不履行に陥る可能性がある一方で、国債やマネー・マーケット・ファンドのパフォーマンスがマイナスになる可能性がある。ファンドを代理して行為する管理会社またはその代理人は当初付与された金額で担保を償却する義務を負っているものの、預金した担保または投資した担保は、取引完了時点で十分に利用できない可能性がある。したがって、ファンドを代理して行為する管理会社またはその代理人は、担保を付与された金額まで増額し、それによって担保の預金または投資によって生じた損失を補償する義務を負う可能性がある。

○担保管理に関するリスク

担保管理には、システムの使用と一定のプロセスの明確化が必要である。担保管理に関する管理会社、その代理人または第三者のレベルにおけるプロセスの不履行および人的またはシステム上のエラーは、担保としての資産の価値を失い、管理会社またはその代理人による取引相手方に対する担保の引渡しまたは担保の移転の請求を十分にカバーできなくなるリスクを伴う可能性がある。

○ファンドのリスクの特徴

上記の状況およびリスクを勘案し、ファンドには(他のタイプの投資信託と比べ)、主として金利、格付けおよび通貨の変動の可能性に起因する、債券市場に伴う機会とリスクがある。さらに、これらの変動リスクに加え、個別企業特有のリスク、一般的市場リスク、サステナビリティ・リスク、リーガル・リスク、オペレーショナル・リスク、決済遅滞や相手方のリスクおよびヘッジ取引に起因する主要投資家に対する課税リスクもある。極めて短期の満期あるいは残存満期を有する証券についての投資制限はない。ファンドのマネジメントは、通常は、金利の上昇による市場価格の下落を高金利の証券に投資することにより相殺することができるが、そのような調整には比較的長期間を要する。逆に、短期の利付き証券を超えるリターンを得る機会がある。カントリー・リスク、送金リスクおよびファンドが保有する資産に関する現地の規定による課税またはその他の課徴金のリスクも程度は低いものの発生する可能性がある。

店頭デリバティブおよびトータル・リターン・スワップに関して、投資家は特に担保の受領に関するリスクおよび担保管理に関するリスクに注意すべきである。

投資家プロフィール

ファンドは、一般的な資産形成または資産の最適化の目的を追求する投資家を対象としている。ファンドは、4年以内にファンドから元本を引き出すことを望む投資家には適さない可能性がある。ファンドは、金融商品についての高度な知識または経験を有する投資家を対象としている。投資予定者は、経済的損失を負担することができる者であるべきであり、元本の保護を重要視するべきではない。リスク評価については、ウェブページ<https://regulatory.allianzgi.com>を参照されたい。

(3) 【運用体制】

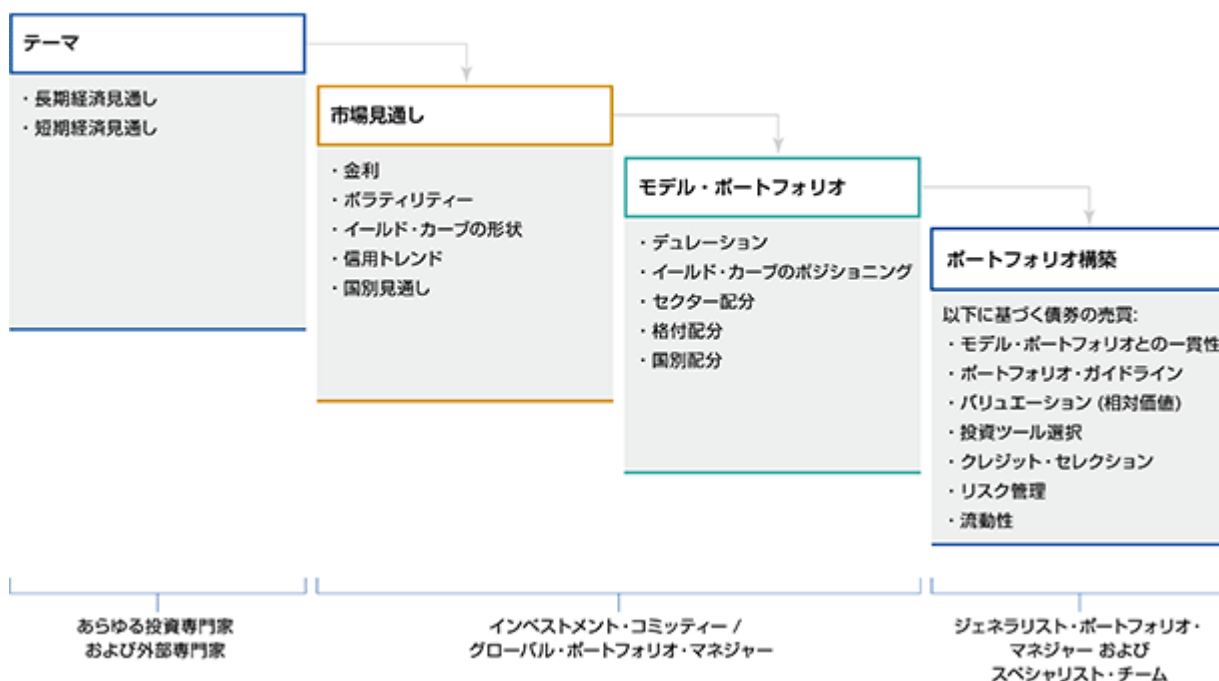
運用体制

アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハーは、ファンドの管理会社である。管理会社は、ファンドの運用をピムコ・ヨーロッパGmbH(投資運用会社、ピムコ)に委託している。

ピムコは、アリアンツ・グループの一員であり、アリアンツ・アセット・マネジメントに属している。

ファンドを運用するピムコの債券運用チームは、ミュンヘンを拠点とし、ピムコの世界規模の投資プロセスの一部を担っている。

投資プロセス－テーマからポートフォリオ構築まで



ピムコの人材とチーム

ピムコの豊富な人的資源

人材

平均17年の投資経験を持つ 285名以上の ポートフォリオ・マネジャー
80名以上のアナリスト ^(注2) を 擁する業界トップの クレジット・リサーチ・チーム
130名以上の専任の オルタナティブ・ポートフォリオ・ マネジャー ^(注3)
グローバル債券の領域を カバーする14の スペシャリティー・デスク

ポートフォリオ・マネジメント体制

アクティブ・エクイティ PM 1名	アセット・アロケーション PM 5名	バンクローン PM 9名	エマージング債 PM 25名
エンハンスト・エクイティ PM 13名	グローバル PM 11名	グローバル・モーゲージ ・クレジット PM 46名	ハイレード債 PM 15名
投資適格社債 PM 23名	インベストメント・コミッティー* 米州ポートフォリオ・コミッティー 欧州ポートフォリオ・コミッティー アジア太平洋ポートフォリオ・コミッティー エマージング市場ポートフォリオ・コミッティー		ロング・デュレーション/ 負債対応投資(LDI) PM 12名
流動性商品 PM 12名	地方債 PM 9名	コモディティおよび リアル・リターン PM 11名	短期債 PM 13名
クレジット・リサーチ アナリスト82名 ^(注2)	ポートフォリオ分析 ^(注1) アナリスト83名	定量的ポートフォリオ PM 17名	リスク管理 ポートフォリオ・リスク・ マネジャー 13名

出典：PIMCO
2023年9月30日現在

* インベストメント・コミッティーの議長はグループCIOとCIOが交代で担当します。

(注1) 2017年10月31日付で、ピムコはクライアント・ソリューションと分析チームを別々にレポートするようになりました。以前は、これらの専門家はポートフォリオ・マネジメント分析チームのメンバーでした。一定のポートフォリオ・マネジャーは複数の戦略に寄与しており、複数の戦略チームのポートフォリオ・マネジャーの人数に含まれることがあります。

(注2) クレジット・アナリスト・チームには、クレジット・アナリストとポートフォリオ・マネジャーの2つの役割を果たすディストレスト・クレジット・チームのメンバーが含まれます。

(注3) プライベート・ファンドに投資アドバイスを提供する一定のピムコ職員は、オルタナティブズ・プラットフォームのプライベート・サイド（「スペシャル・オルタナティブズ・グループ」）とピムコのパブリック・サイドのトレーディング・フロアとの間に設けられた情報障壁によって分離されています。その結果、スペシャル・オルタナティブズ・グループとピムコのパブリック・サイドの投資専門家とのコミュニケーションには、重要な非公開情報および情報障壁に関するピムコの方針および手続きに規定されている一定の制限が課せられています。

チーム：豊富な人材、専門性、グローバルな事業基盤

マネージング・ディレクター、エマージング市場統括

1名

地域別内訳	リサーチ& ストラテジー	外貨建て新興国債券市場 (ソブリン債および社債)	現地通貨建て 新興国債券市場	プライベート・ クレジット
ニューポートビーチおよび ニューヨーク 13名	4名	4名	3名 1名	1名
ロンドン 9名	1名	3名	2名 1名	2名
香港および シンガポール 7名	1名	1名 2名	3名	
その他 エマージング市場 専従リソース	ポートフォリオ・アソシエイト 12名のトレーディング・ アソシエイト	プロダクツ・ ストラテジー・グループ 7名のストラテジー・ メンバー	全社的な リソース 80名以上の クレジット・アナリスト	リスク・ マネジメント 15名の 専任のリスク・ マネジャー 分析 80名以上の 定量的リサーチ・ アナリスト

出典：PIMCO
2023年9月30日現在

職務と権限

投資運用の部署においては、各セクションまたはポジションにファンドの投資運用に関する意思決定機能があり、そのセクションまたはポジションの主な職務と権限は内部規程に従い規定されている（ ）。

ジェネラリスト・ポートフォリオ・マネジャーは各市場セクターのスペシャリストからの情報を受け、ポートフォリオ全体の運用に責任を持つ。各市場セクターのスペシャリストは情報、アイデア、取引戦略を伝え、実際の取引をアシストする。

管理会社の体制

管理会社はドイツ投資法の規定に従うUCIT IV管理会社としての資格をもち、管理するファンドの関係法人の活動を監視する。管理会社は純資産額の算定、投資運用などの全体の連携および外注プロセスの管理の責任を有する。

ファンドの中央管理事務代行会社としての業務を遂行するために、アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハーは、ルクセンブルグ大公国、セニンガーベルグ、L-2633トレベス通り6Aに設立されたルクセンブルグ支店を通じて当該業務を行う。

管理会社にはその業務を達成するため、効果的なリスク評価と管理を行うための専門的なリスク管理体制がある。

管理会社の内部管理体制ならびにリスク管理および外注業務管理のための実行プロセスはさらにAllianzGI Europe GmbH ISAE 3402 Controlsに詳述されている(KPMG AG Wirtschaftsprüfungsgesellschaft監査済)。

当面、管理会社のルクセンブルグ支店はISAE 3402- Type II Controls (KPMG Luxembourg, Société coopérative監査済)を継続して所有する。

(4) 【分配方針】

管理会社は、ファンドの純投資収益、純実現・純未実現キャピタル・ゲインおよび分配可能な資本の中から分配金を毎月1回支払う予定である。分配は、毎月15日の営業終了時に登録されている受益者に対し支払われる予定である。1受益者に対する1分配時の分配金が5米ドル以下の場合、支払いは行われずファンドに帰属する。

分配金の支払いは米ドルで、各分配日後10評価日以内になされる。為替管理規則等の法令がなく、または登録・名義書換事務代行会社のコントロールの範囲を超え、買戻価格の送金の障碍となる他の状況(例えば、支払い決済に関与する投資家もしくは代理人およびサービス提供会社が存在する国における祝祭日)が存在しない場合にのみ、登録・名義書換事務代行会社は送金する義務がある。日本では、分配金は毎月末または日程により翌月初めに支払われる予定である。

ファンドの純資産総額が1,000万米ドルを下回る場合には、管理会社は、以後の分配は行われなことを決定することができる。

分配金支払の結果、ファンドの純資産総額が1,250,000ユーロ相当の米ドル金額を下回ることとなるような場合には分配を行うことができない。

支払期日から5年以内に請求されなかった分配金については、その受益権は消滅し、ファンドに帰属する。

(注) 上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものでない。

追加的記載事項

■収益分配金に関する留意事項

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われるので、分配金が支払われると、その金額相当分、受益証券1口当り純資産価格は下がる。なお、分配金の有無や金額は確定したものではない。

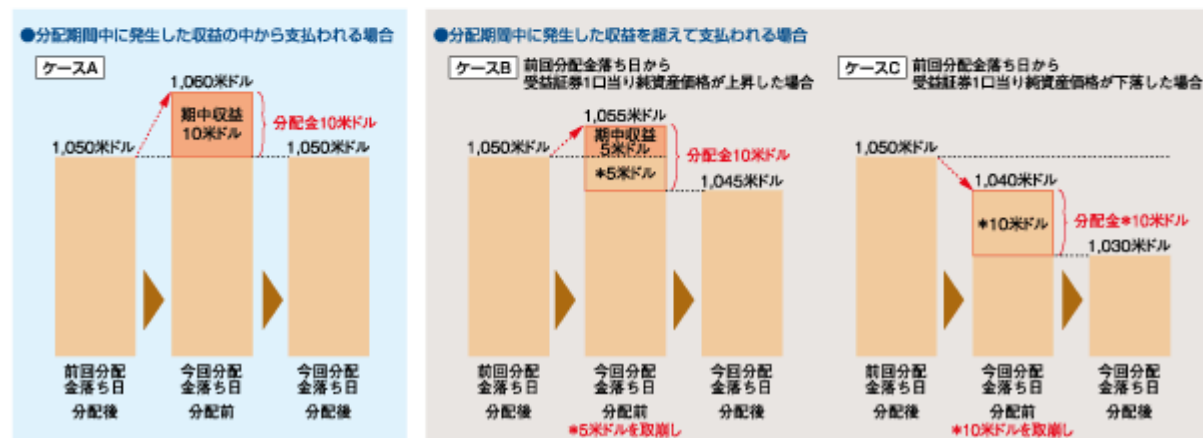
投資信託で分配金が支払われるイメージ



分配金は、分配期間中に発生した収益を超えて支払われる場合がある。その場合、分配金落ち日の受益証券1口当り純資産価格は、前回分配金落ち日と比べて下落することになる。また、分配金の水準は、必ずしも分配期間におけるファンドの収益率を示すものではない。

(注)「分配期間」とは、ある分配金落ち日から次回分配金落ち日までの期間をいう。

■分配金と受益証券1口当り純資産価格の関係（イメージ）



(注) 上図表はイメージ図であり、実際の分配金額や受益証券1口当り純資産価格を示唆するものではないので留意すること。

○分配金は、ファンド毎の分配方針に基づいて支払われる。

○上図のそれぞれのケースにおいて、前回分配金落ち日から今回分配金落ち日まで保有した場合の損益をみると、次の通りとなる。

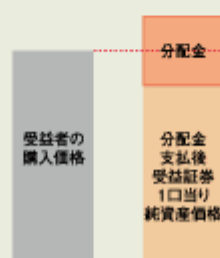
ケースA：分配金受取額10米ドル+今回分配金落ち日と前回分配金落ち日との受益証券1口当り純資産価格の差	0米ドル＝	10米ドル
ケースB：分配金受取額10米ドル+今回分配金落ち日と前回分配金落ち日との受益証券1口当り純資産価格の差	▲5米ドル＝	5米ドル
ケースC：分配金受取額10米ドル+今回分配金落ち日と前回分配金落ち日との受益証券1口当り純資産価格の差	▲20米ドル＝	▲10米ドル

➡A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額であるが、受益証券1口当り純資産価格の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっている。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の受益証券1口当り純資産価格の増減額」の合計額で判断すること。

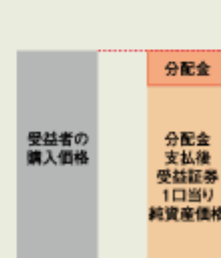
受益者のファンド受益証券の購入価格によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合がある。

ファンド受益証券購入後の運用状況により、分配金額より受益証券1口当たり純資産価格の値上がり幅が小さかった場合も同様である。

●分配金の一部が実質的に元本の一部払戻しに該当する場合



●分配金の全部が実質的に元本の一部払戻しに該当する場合



○受益者の購入価格にかかわらず、分配金はすべて課税対象となる。

(5) 【投資制限】

ファンド約款に従い、ファンド資産の運用にあたり、管理会社またはその代理人は以下の制限を遵守する。

・管理会社は主としてファンドの資産を以下の資産に投資する。

1．譲渡性証券および短期金融商品。ただし、

- 加盟国(2010年12月17日法に定義される。)または第三国の一般に公開され、適切に運営されている公認の証券取引所またはその他の規制された市場で売買されているか、

または

- 前文に定義する証券取引所またはその他の規制された市場への上場認可を申請して、発行から一年以内に認可を取得する義務が発行条件に織り込まれている新規発行から生じていること

を条件とする。

短期金融商品は通常流動性が高い短期金融市場で取引され、常に価格を正確に算定できる投資対象を言う。

2．加盟国または第三国に登録事務所を有する、指令2009/65/ECに基づく譲渡性証券投資信託または指令2009/65/EC第1条(2)項1号および2号に定義するその他の投資信託の受益証券。ただし、下記を条件とする。

- 上記のその他の投資信託が、共同体の法律と同等であり、当局間の協力が十分に保証されていると金融監督委員会が判断する公的監督に当該投資信託を服せしめる法規定に従って承認されていること。
- 他の投資信託の受益者に対する保護のレベルが譲渡性証券投資信託の受益者に対する保護のレベルと同等であり、特にファンドの資産の分別保管、借入、貸付ならびに譲渡性証券および短期金融商品の空売りに関して指令2009/65/ECに定める基準と同等であること。
- 投資信託が年次報告書および半期報告書を発行しており、報告書期間中の資産、負債、収入および取引に関して判断を下すことが可能であること。
- 受益証券を購入する譲渡性証券投資信託および投資信託は資産の10パーセントを限度として譲渡性証券投資信託またはその他の投資信託の受益証券に投資できること。

3．満期が最長12カ月でコールの対象となる金融機関に預けられた預金または要求払い預金。ただし、かかる金融機関は加盟国に登録事務所を有し、また登録事務所が第三国に置かれている場合はEUと同等と金融監督委員会が判断する監督規定に服することを条件とする。上記の預金はファンドの投資方針で許可された通貨建てとする。

4．１．第一節の規制された市場で売買されている派生金融商品、特に先物、先渡し契約、オプションおよびスワップ(現金で決済する類似の商品を含めて、以下「派生商品」という。)または証券取引所で売買されていない短期金融商品(以下「店頭派生商品」という)。ただし、下記を条件とする。

- 原資産はセクション に定義する金融商品またはファンドが投資方針に従って投資することができる金融指数、金利、為替レートもしくは通貨であること。

さらには、店頭派生商品に関しては以下の条件が満たされなければならない。

- 店頭派生商品の取引相手は一流の金融機関であり、この種の取引を専門とし、金融監督委員会による慎重な監督に服し、金融監督委員会により承認される範疇に属する金融機関であること。
- 店頭派生商品は毎日、信頼できる検証可能な評価が行われなければならない、ファンドの主導により、常に適当な市場価格の反対取引によって売却し、処分し、または手じまうことができること。

5．規制された市場で売買されておらず、上記の定義にも該当しない短期金融商品。ただし、かかる商品の発行または発行体が預金および投資家の保護に関する規則に服し、かつかかる商品が

- EU加盟国の中央政府、地方機関もしくは中央銀行、欧州中央銀行、EU、欧州投資銀行、第三国、連邦国家の場合は連邦国家の州または一カ国以上の加盟国が加入している公法に基づく国際機関が発行または保証していること、
- 1．第一節に定める規制された市場で有価証券が売買されている会社が発行していること、
- EUが定めた基準に基づく公的監督に服す機関またはEUの法律と少なくとも同等と金融監督委員会が判断する監督規定の対象となる機関が発行または保証していること、または
- 金融監督委員会が承認したタイプに属するその他の発行体が発行していることを条件とする。ただし、上記の第一、第二、第三点の規定と同等の投資家保護に関する規則がかかる商品の投資家に適用されること、および発行体が1,000万ユーロ以上の株式資本を有し、第4指令78/660/EECに定める基準に従って年次報告書を作成し、公表している会社であるか、または一社以上の上場会社のグループ内でグループの資金調達を担当する法主体であるか、または金融機関の信用供与を利用することによって債務の証券化に資金を提供することを目的とする法主体であることを前提とする。

．ファンドのために、管理会社はファンドの資産の10パーセントを限度として、セクション に記載する以外の譲渡性証券および短期金融商品に投資することができる。

． 1． 管理会社はファンドのためにある発行体の譲渡性証券または短期金融商品を購入する権限を有するものとする。ただし、かかる譲渡性証券または短期金融商品の価値が、既にファンドに含まれる同じ発行体が発行した有価証券の価値と合わせて、購入時点でファンドの純資産の10パーセントを超えないことを条件とする。また管理会社はファンドのためにファンドの純資産の20パーセントを限度としてある金融機関の預金に投資することができる。店頭派生商品の取引相手リスクは、取引相手がセクション の3に定める意味の金融機関である場合、ファンドの純資産の10パーセントを超えないものとし、その他の場合、上限の制限はファンドの純資産の5パーセントとする。ファンドが既に発行体の譲渡性証券および短期金融商品に純資産の5パーセント以上を投資している場合、かかる発行体の譲渡性証券と短期金融商品の総価値がファンドの純資産の40パーセントを超えてはならない。上記の制限は預金および政府の監督に服す金融機関を使って実行した店頭派生商品の取引には適用されない。

上記の個々の投資制限にかかわらず、管理会社はファンドのために純資産の20パーセントを限度としてひとつの機関に投資することができる。かかる投資は

- 上記の機関が発行した譲渡性証券または短期金融商品
- 上記の機関に預けられた預金および / または
- 上記の機関との店頭派生商品の取引に起因する投資

を組み合わせたものとする。

2． 購入する譲渡性証券または短期金融商品が加盟国または加盟国の中央政府もしくは地方政府、第三国または一カ国以上の加盟国が加入している公法に基づく国際機関が発行または保証している場合、 1 の第二文に定める制限はファンドの純資産の10パーセントから35パーセントに引き上げられる。

3． EU加盟国に本拠地を置く金融機関が発行した債券に関して、各発行体が債券保有者を保護する法律規定に基づく特別な公的監督に服す場合、 1 の第二および第五文に定める制限はそれぞれファンドの純資産の10パーセントから25パーセント、40パーセントから80パーセントに引き上げられる。ただし、それぞれの法律規定に基づいてかかる金融機関が発行収入を、満期までの期間を通じて債券に起因する債務を十分にカバーし、発行体のデフォルトに際して優先的に元利を支払うための資産に投資することを条件とする。

4． 2 および 3 に定める譲渡性証券および短期金融商品は、 1 の第 5 文に定める40パーセントの投資制限を適用する際には考慮しないものとする。また 1 から 3 に定める制限は累積ベースでは適用しないものとする。したがって同じ発行体の譲渡性証券または短期金融商品および同じ発行体の預金または派生商品への投資は 1 から 3 に従いファンドの純資産の35パーセントを超えてはならない。指令83/349/EECまたは認められた国際的会計基準に従って作成された連結財務諸表の作成に関連して同じ企業グループに属す企業は、 1 から 4 に定める投資制限を計算する際にはひとつの発行体と見なされるものとする。

5．以下の8に定める投資制限に関係なく、ファンドの投資戦略が金融監督委員会が承認した特定の株式または債券指数に連動することを目的とする場合、ひとつの発行体の株式および／または債券への投資に関して1から4に記載する制限は20パーセントを上限とする。上記の制限は

- 指数の構成が十分に分散化されていること、
- 指数が参照する市場のベンチマークとして十分であること、
- 適当な方法で指数が公表されること

を前提条件とする。

異常な市場環境、特に一部の譲渡性証券または短期金融商品の占有率が高い規制された市場を理由に正当化される場合、第1文に定める制限は35パーセントとする。かかる制限の投資は一発行体についてのみ可能とする。

6．上記の規定にかかわらず、管理会社はファンドのためにリスク分散の原則に従って、ファンドの純資産の100パーセントを限度として加盟国、加盟国の地方政府、OECDのその他の加盟国、シンガポールもしくはG20(主要20カ国・地域)構成国、または一カ国以上のEU加盟国が加入している公的国際機関が発行または保証した譲渡性証券および短期金融商品に投資することができる。ただし、ファンドは少なくとも6回の発行から生じた有価証券を保有し、一回の発行から生じた有価証券がファンドの純資産の30パーセント以上を占めないことを条件とする。

7．管理会社はファンドのためにセクション 2に定義するその他の譲渡性証券投資信託またはその他の投資信託の受益証券を購入することができるが、ファンドの純資産の20パーセント以上をひとつの譲渡性証券投資信託または投資信託に投資しないことを条件とする。上記の投資制限(1から7に規定される)の適用に際して、2010年12月17日法に定義するアンブレラ型ファンドの各サブファンドは、第三者に対する各サブファンドの資産分離の原則が適用される場合、独立したファンドと見なされるものとする。

譲渡性証券投資信託以外のその他の投資信託の受益証券への投資が合計してファンドの純資産の30パーセントを超えてはならない。管理会社がファンドのために譲渡性証券投資信託またはその他の投資信託の受益証券を既に購入している場合、1から4に定める投資制限に関して譲渡性証券投資信託またはその他の投資信託への投資価値は考慮に入れない。

管理会社がファンドのために管理会社、または共通の経営もしくは支配によって、あるいは実質上直接投資もしくは間接投資によって管理会社と関連するその他の会社が直接または間接的に運用する譲渡性証券投資信託または投資信託の受益証券を購入する場合、管理会社または関連会社は受益証券の申込みまたは買戻しに関して手数料を徴収してはならない。また対象となる受益証券の購入額はファンドの純資産の10パーセントに制限されるものとする。

ファンドがその資産の大部分を上記に定義される他のUCITSおよび／または他のUCIに投資する場合、当該UCITSまたはUCIのレベルでの、その純資産価額の年2.50パーセントを超えない運用報酬(パフォーマンス報酬(もしあれば)を除く。)が請求されることがある。

8．管理会社が、ファンド、および管理会社が運用する2002年12月20日法パート の範囲に該当するすべての共通ファンドに関して行動する際に、発行体の経営に重大な影響力を行使できるような議決権株式を取得してはならない。換言すれば、管理会社はファンドと管理会社が運用するその他のファンドを合わせて会社やその他の発行体の議決権株式を10パーセント以上所有することになる場合、かかる会社や発行体の議決権株式をファンドのために購入してはならない。

管理会社はファンドのために同一発行体が発行した無議決権証券、債券および短期金融商品の10パーセント、譲渡性証券投資信託または投資信託の受益証券の25パーセントを上限として購入することができる。かかる制限は取得時に発行済み総額または発行済み純金額を計算できない債券、短期金融商品および対象受益証券の購入には適用されないものとする。また上記の制限は、加盟国または加盟国の中央政府もしくは地方政府、第三国、または一カ国以上のEU加盟国が加入している公法に基づく国際機関が発行または保証した譲渡性証券および短期金融商品にも適用されない。

・セクション およびセクション に定める制限は資産を購入した時点を基準とする。その後、値動きの結果、または追加購入以外の理由により上記の比率を超えた場合、管理会社は優先的目標として受益者の利益を考慮した上で直ちに事態を是正することを優先させるものとする。

・ファンドに関して、証券(逆)現先取引契約および証券貸付取引契約は締結されない。

・1．とくに、管理会社は、ファンドのためにクレジット・デフォルト・スワップをはじめとするあらゆる種類のスワップ取引を行うことができる。とくに、管理会社は、管理会社と取引相手が投資対象、有価証券、短期金融商品、ファンドの受益証券、派生商品、金融指数、有価証券もしくは指数のバスケットから生じるリターンと別の有価証券、短期金融商品、ファンドの受益証券、派生商品、金融指数、有価証券もしくは指数のバスケットもしくは他の投資対象から生じるリターンを交換することに合意するスワップ取引を行うことができる。管理会社はまたヘッジ以外の目的でクレジット・デフォルト・スワップを利用する権限がある。

クレジット・デフォルト・スワップの取引相手はこの取引を専門とする最高格付けの金融機関でなければならない。クレジット・デフォルト・スワップの基礎となる有価証券およびクレジット・デフォルト・スワップの各相手方がセクション に規定される投資制限に関して考慮されなければならない。クレジット・デフォルト・スワップは明確で透明性のある方法で定期的に評価される。管理会社および監査人は評価方法およびその適用についての明確性および透明性を監視する。監視過程で差異が見つかった場合、管理会社は事態を是正する手配を行う。

2．管理会社はまた、1つ以上の派生商品が組み込まれている有価証券および短期金融商品(仕組商品)に投資することができる。

．管理会社は一時的に保管受託銀行がその借入および各借入条件について承認することを条件に、ファンドのためにファンドの純資産の10パーセントまで短期借入を行うことができる。バック・トゥー・バック・ローン形式の外貨借入ならびにセクション に記載される取引はこの上限10%には含まれず、保管受託銀行の承認を得ることなく行うことができる。

．管理会社はファンドのために、

- 1．分割払い込み証券の購入に関連して、合計してセクション に定める借入金を含めてファンドの純資産の10パーセントを超える負債を負ってはならない。
- 2．第三者に資金を貸し付け、または第三者の保証人を務めてはならない。
- 3．譲渡につき契約による制限が適用される証券を取得してはならない。
- 4．不動産に投資してはならない(ただし、不動産担保证券もしくは不動産担保短期金融商品もしくはそれらの投資対象についての持分または(不動産投資信託のような)不動産に投資する会社が発行する有価証券もしくは短期金融商品への投資およびそれらの投資対象についての持分への投資はすることができる。)。
- 5．商品または商品契約を売買してはならない。
- 6．貴金属または貴金属に関する証書を取得してはならない。
- 7．ファンドの資産に担保権を設定し、担保として譲渡し、または引き渡してはならない。ただし、約款に基づいて許可された取引の枠内で必要な場合はこの限りではない。上記の担保に関する取決めは店頭取引にも適用される。
- 8．証券、短期金融商品または対象ファンドの受益証券の空売りを行ってはならない。

9．利害関係人との取引制限

管理会社は、ファンドのために、(a)管理会社、(b)その関係法人、(c)管理会社もしくはその関係法人の取締役、または(d)それらの主要株主(自己または他の名義(ノミニー名義を含む。))をもってするを問わず、自己の勘定でこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいう。)であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間で、有価証券(ファンド証券を除く。)の売買もしくは貸付けをなし、または金銭の貸与を受けてはならない。ただし、当該取引が約款に定められた諸制限を遵守し、かつ国際的に承認された証券市場または国際的に承認された金融市場における、その時々、()公に入手可能な相場に基づき決定された価格、または()適正な価格もしくは実勢利率によって行われる場合を除く。

管理会社は、ファンド資産である証券に付随する新株引受権を行使する際、上記の投資制限比率を遵守する必要はない。管理会社のコントロールの範囲を超える理由により、または新株引受権の行使の結果、これらの制限を超過する場合、管理会社は受益者の利益を適正に考慮し、売却取引に関する優先目標として、その状況を是正する措置を取らなければならない。

管理会社は、ファンド証券が販売される各国の法令を遵守するために、受益者の利益となり、または利益に反しない投資制限を随時課することができる。

3 【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの投資は、市場リスクおよび市場の変動にさらされるため、投資目的が達成されるという保証は存在しない。より具体的には投資家は以下に留意すべきである。

- ・市場金利が低下し、債券価格が上昇すると、ファンドの純資産価格にはプラスになるが、逆に市場金利が上昇した場合、ファンドの純資産価格にはマイナスになる。
- ・高利回り債は、その変動性が高いという性格上、債券価格が大きく変動し、それによりファンドの純資産価格の変動性が高くなることがある。
- ・高利回り債の発行体の信用力が改善されれば、その債券への投資需要が増加すると考えられ、債券価値は上昇するが、その逆に発行体の信用力が低くなると、その債券価値は下落する。
- ・ファンドは投資方針および投資制限にもとづき、新興市場に投資することができる。また、投資制限の範囲内で新興諸国政府発行の債務証券および金融商品への投資に集中することができる。新興諸国への投資は先進国市場への投資に通常伴うリスクよりも大きなリスクを伴うことを受益者は留意すべきである。特にかかると新興市場への投資は経済政策、税制、海外投資制限および海外送金制限というような政府政策の変更に影響される場合がある。

投資リスクについては、前記2 投資方針 (2) 投資対象の記載も参照のこと。

(2) 投資リスク管理体制

法令およびファンドの投資方針ならびに採用されている投資戦略を遵守するために複数のレベルにおいて行われるべき手順が、以下のとおり定められている。

- ・ポートフォリオ・マネジャーは、ポートフォリオが投資方針を遵守していることを確認し、また、収益とリスクの均衡をモニタリングする。そのために、ポートフォリオ・マネジャーは、ミドル・オフィスにおいて取引が行われる毎に更新される管理会社のフロント・オフィスのソフトウェアを使用する。
- ・債券運用チームのヘッドは、リスクの大きさ、トラッキング・エラーおよび業績を毎週点検する。
- ・パフォーマンスおよびリスク管理部門が、相対パフォーマンスをレビューし、コンプライアンス部門が、ファンドが適切な法規および取引上の指針を遵守していることを確認する。
- ・ミドル・オフィスは、管理体制を確認し、ポートフォリオ・マネジャーと保管受託銀行の間の不一致を是正する。
- ・保管受託銀行は、管理体制の有効性をチェックする。
- ・社内監査人は、手順および管理体制を検証する。

リスク管理手続き

管理会社は、ファンドの全グローバル・エクスポージャーを算出する。管理会社は、ファンドに関して相対的バリュー・アット・リスク (VaR) 手法を用いる。ファンドのVaRは、参照ポートフォリオのVaRの二倍に制限される。ファンドの参照ポートフォリオは、80%のJP Morgan EMBI Plusおよび20%のICE BofA US Treasury Current Coupon 5-Year (GA05)から構成される。

ファンドのデリバティブの予想レバレッジ水準は、デリバティブ(投資ポートフォリオは含まない。)の想定元本の予想平均総額として算出される。実際のデリバティブの想定元本総額は随時変動する可能性があり、一時的にはデリバティブの予想レバレッジ水準を超える可能性があることに注意すべきである。投資者は、デリバティブが異なる目的(ヘッジ目的および投資目的を含む。)で用いられる可能性があることに留意すべきである。予想レバレッジ水準の算出は、デリバティブの異なる目的を区別していない。したがって、この数値はファンドの真のリスクを表すものではない。デリバティブの利用に基づくファンドの予想レバレッジ水準は0から2の間で変動する可能性がある。

ファンドは、本書に記載のとおり、ヘッジ目的および投資目的でデリバティブを利用している。ファンドは、デリバティブについて、ファンドに適用されるUCITSに係るEU指令の準拠に基づくリスク管理方法を採用している。

ファンドは、信用リスクについて、ファンドに適用されるUCITSに係るEU指令の準拠に基づくリスク管理方法を採用している。

(3) 投資リスクに関する参考情報

ファンドの課税前分配金再投資換算1口当り
純資産価格・年間騰落率の推移

2018年11月～2023年10月の5年間に於けるファンドの課税前分配金再投資換算1口当り純資産価格（毎月末時点）と、年間騰落率（毎月末時点）の推移を示したものである。



- (注1) 課税前分配金再投資換算1口当り純資産価格は、管理報酬等控除後のもので、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものである。
- (注2) ファンドの年間騰落率（毎月末時点）は、毎月末とその1年前における課税前分配金再投資換算1口当り純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものである。
- (注3) ファンドの年間騰落率は、ファンドの基準通貨である米ドル建てで計算されており、円貨に為替換算されていない。したがって、円貨に為替換算した場合、上記とは異なる騰落率となる。
- (注4) 代表的な資産クラスの年間騰落率（毎月末時点）は、毎月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものである。
- (注5) ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の毎月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものである。
- (注6) ファンドの課税前分配金再投資換算1口当り純資産価格および年間騰落率は、実際の1口当りの純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合がある。
- (注7) ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではない。

代表的な資産クラスを表す指数

日本株...TOPIX（配当込み）

先進国株...FTSE先進国株価指数（除く日本、円ベース）

新興国株...S&P新興国総合指数

日本国債...ブルームバーグE1年超日本国債指数

先進国債...FTSE世界国債指数（除く日本、円ベース）

新興国債...FTSE新興国市場国債指数（円ベース）

(注) S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算している。

TOPIX（東証株価指数）の指数値およびTOPIXに係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXに係る標章または商標に関するすべての権利はJPXが有する。JPXは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負わない。

FTSE先進国株価指数（除く日本、円ベース）、FTSE世界国債指数（除く日本、円ベース）およびFTSE新興国市場国債指数（円ベース）に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属する。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されている。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負わない。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

海外における申込手数料

申込注文は、申込者に代わり、各口座保有会社、販売会社および支払事務代行会社から登録・名義書換事務代行会社へ送付される。

ファンド証券一口当りの販売価格は、管理会社または登録・名義書換事務代行会社が当該申込みを受領した評価日のファンド証券の一口当り純資産価格に当該証券を販売した銀行および金融機関に支払われる純資産価格の3.25%以下の販売手数料を加えた額である。各口座保有会社、販売会社および支払事務代行会社によりまたは登録・名義書換事務代行会社において、評価日の中央ヨーロッパ時間午前7時または中央ヨーロッパ夏時間午前8時までに受領された申込みは同評価日に取扱われる。各口座保有会社、販売会社および支払事務代行会社によりまたは登録・名義書換事務代行会社において、中央ヨーロッパ時間午前7時または中央ヨーロッパ夏時間午前8時以降に受領された買付注文は、翌評価日に受諾されたものとみなされる。

申込手数料は、いかなる場合も当該証券が販売される国の法、規制、慣習により認められる上限を超えないものとする。

買付代金の支払は、登録・名義書換事務代行会社に対する電信送金により、申込みが受領された日から起算し5評価日以内に米ドルで行う。ただし、第5評価日目に米ドル送金の決済ができない場合、管理会社はその裁量により他の決済期間を受け入れる場合がある。かかる決済期間は各決済日後10評価日を超えないものとする。

日本における申込手数料

日本国内における申込手数料は申込金額の3.575%(税抜3.25%)を上限とする。

申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に徴収される。

(2) 【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

海外における買戻し手数料は、徴収されない。

日本における買戻し手数料

日本における買戻し手数料は、徴収されない。

(3) 【管理報酬等】

管理会社は、ファンド資産から、月末毎に当該月中のファンド資産の日々の平均純資産総額の年率1.5%の報酬(以下「一括報酬」という。)を受領する。

投資運用会社または投資顧問会社に支払われる報酬は、管理会社により一括報酬から支払われる。投資運用会社に支払われる報酬は、ファンドのすべての資産の売買、投資目的およびヘッジ目的のデリバティブ取引の締結および解除、現金の管理ならびに債券に係るコーポレート・アクションおよび債券保有者としての権利行使の検討を含む、ファンドのポートフォリオ運用業務の対価として支払われる。

管理会社は定期的に一括報酬の一部を中間業者に支払う。かかる報酬は金銭以外の報酬の形態で支払われる場合がある。これは弁済のため、ならびに手数料ベースの販売および顧問業務の質を改善するためのものである。同時に、管理会社は第三者から報酬または金銭以外の報酬を受領する場合がある。管理会社は、要請があれば投資家に対して受領した報酬および利益に関する詳細を開示する。また、管理会社は、一括報酬から投資家に対して払い戻す場合がある。

一括報酬には、以下の報酬および費用が含まれる。これらは別途ファンドの負担とはならない。

- 管理報酬および中央管理事務代行報酬

管理報酬は、管理業務(すなわち、ポートフォリオの日々の業務管理およびその他関連業務の提供)の対価として、管理会社に支払われる。

中央管理事務代行報酬は、ルクセンブルグの法律に基づき必要とされるすべての事務業務、特に分配通知の作成、英文目論見書、財務書類およびその他投資者のために作成されるすべての文書の作成および送付ならびに行政当局、投資者およびその他すべての関係当事者との連携の対価として、中央管理事務代行会社に支払われる。

- 代行協会員報酬(ファンド資産の日々の平均純資産総額の年率0.5%)

代行協会員報酬は、ファンド証券1口当りの純資産価格の公表を行い、またファンド証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類を販売会社に交付する等の業務の対価として、代行協会員に支払われる。

- 保管受託銀行に対する報酬および預託費用

これらの報酬は、保管業務に加え、ファンドの会計処理および純資産総額の計算の対価として、保管受託銀行に支払われる。

- 登録事務・名義書換事務代行会社に対する報酬

登録事務・名義書換事務代行会社に対する報酬は、受益証券の発行および買戻し、受益者名簿の管理ならびにこれらに伴う補助業務等の対価として支払われる。

- 目論見書、約款、主要情報文書、年次報告書、半期報告書および(もしある場合には)中間報告書、その他の報告書および受益者宛通知の作成(翻訳を含む。)ならびに送付費用

- 目論見書、約款、主要情報文書、年次報告書、半期報告書および(もしある場合には)中間報告書、その他の報告書および受益者宛通知、課税情報、申込みおよび買戻し価格の公表に掛かる費用ならびに受益者宛正式告知の費用

- 監査人によるファンドの監査費用

- 公衆に対する販売のための受益証券の登録費用および/または当該登録の維持費用

- 券面および(もしある場合には)クーポン作成ならびにクーポン更新費用

- 支払事務代行および情報提供代行報酬

支払事務代行報酬は、申込人のための申込注文の登録事務・名義書換事務代行会社への送付、受益者への買戻請求の仲介の対価として、支払事務および情報提供代行会社に支払われる。また、買戻し、分配およびその他支払いから得られる収益ならびに発行価格・買戻価格も支払事務代行会社を通じて支払われることがある。

また、支払事務代行および情報提供代行報酬は、一口当り純資産価格の提供に関する業務の対価として、支払事務および情報提供代行会社に支払われる。

情報提供代行報酬は、約款、契約書、ファンドの報告書、英文目論見書および主要情報文書等の写しの提供の対価として、支払事務および情報提供代行会社に支払われる。

- 国内外で認められている格付け会社によるファンド評価の費用。

- ファンドの設定に掛かる費用

代行協会が負担した合理的な額の実費はファンドが負担する。

保管受託銀行に掛かるあらゆる合理的な手数料はファンドが負担する。

2023年6月30日に終了した会計年度の一括報酬は2,895,373.85米ドルであった。

管理会社の役員および従業員に対する報酬方針

金銭的報酬の主な内訳は、特定の職務に要求される業務、責任および経験を通常反映する基本給ならびに特定の任意の原則に基づく年間変動報酬である。変動報酬には、通常、各会計年度末以降に支払われる年間現金賞与および変動報酬が一定の水準を超えているすべての従業員に関する繰延額が含まれる。

管理会社全体に支払われる変動報酬の合計額は、管理会社の業績およびリスク・ポジションに依拠する。したがって、かかる合計額は毎年変動する。このため、個々の従業員に対する特定の金額の配分は、当期中の当該従業員または当該従業員の部門のパフォーマンスに基づき行われる。

従業員に与えられる報酬のレベルは、定量的および定性的な業績指標に関連する。定量的指標は、測定可能な目標に関連するものである。定性的指標は、優秀さ、熱意、誠実さおよび慎重さという管理会社のコア・バリューを反映した行為を考慮するものである。これらの指標には、規制要件に対する重大な違反またはコンプライアンスおよびリスク基準(サステナビリティ・リスク管理のための管理会社の方針を含む。)からの逸脱はないという所見も含まれている。

その決定が管理会社の顧客のために良好な成果を達成できるか否かを実質的に左右する投資専門家については、定量的指標は持続可能な運用実績と一致する。とりわけポートフォリオ・マネジャーに関して、定量的部分は、複数年にわたり測定されるポートフォリオ・マネジャーが管理する顧客のポートフォリオのベンチマークまたは顧客が提示する運用実績目標と一致する。

顧客に直接対応する専門家について、目標は独自に測定される顧客満足度を含む。

個々のパフォーマンスと管理会社の顧客および株主のための長期の価値創造を連動させるため、上級従業員の年間変動報酬の相当部分は、特定の変動報酬水準に達して以降3年間繰り延べられる。

繰延率は、変動報酬の金額に応じて上昇する。繰延額の半分は、管理会社の業績と連動し、残り半分は、管理会社が管理運用するファンドに投資される。投資専門家については、当該投資専門家が管理運用し、支援するファンドに投資される予定であり、これにより当該投資専門家の利益と管理会社の顧客の利益がさらに一致することが期待される。

長期インセンティブ制度に最終的に分配される金額は、数年間の管理会社の業績または一定の投資信託のパフォーマンスに依拠する。

管理機能を有する従業員の報酬は、管理機能により監視される部門の業績に直接関連しない。

管理会社は、事業活動の現在と将来両方のリスクをカバーする包括的なリスク報告を導入している。組織のリスク選好を著しく超えるリスクは、グローバル報酬委員会に提示される。組織のリスク選好を超えるリスクは、グローバル報酬委員会に提示され、当該報酬委員会は必要に応じて報酬プールの総額の調整を決定する。

個人の変動報酬は、従業員がコンプライアンス指針に違反した場合または管理会社のために過度なリスクをとった場合に、減額または全額留保することができる。リスク部門およびコンプライアンス部門は、かかるケースをグローバル報酬委員会に対し共同で報告する。

複数年にわたる目標および変動報酬の繰延べにより、長期のパフォーマンス測定が確保される。特に、ポートフォリオ・マネジャーのパフォーマンスは、多くの場合、複数年にわたる定量的なリターン結果に照らして測定される。

また、変動報酬の繰延額は、変動報酬の額に応じて増加し、3年間の待機期間の経過後にのみ支払われる。繰延報酬部分は、制度に基づき回収することができ、管理会社の業績およびファンドのパフォーマンスに依拠するため、報酬総額の大部分は、複数年にわたる付加価値に依拠する。

管理会社の現在の報酬方針に関する詳細は、インターネット上(<https://regulatory.allianzgi.com>)で公表されている。これには、特定のグループの従業員に対し支給される報酬および手当の計算方法の説明ならびに配分責任者(報酬委員会のメンバーを含む。)に関する詳細が含まれている。これらの情報は、要請され次第、管理会社がハードコピーにて無料で提供する。

(4) 【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用を負担する。

- 資産の売買(市場慣行に従い利用可能な調査および分析サービスを含む。)に関連して発生する費用。
- ファンドまたは存在する受益証券クラスの正当な法的権利の主張および執行のための費用ならびにファンドまたは存在する受益証券クラスに対してなされる正当とは思われない要求に対する弁護のための費用。
- 源泉徴収税もしくは他の課税もしくは財政上の賦課の減額、相殺または払戻しに関する要求の検討、主張および執行のための費用。

ファンド(または各受益証券クラス)が前会計年度中に負担した費用(取引費用を除く。)は年次報告書に開示され、ファンド(または各受益証券クラス)の平均取引高の割合で表示される(以下「継続費用」という。)。管理および管理事務報酬、代行協会員報酬ならびに年次税に加えて、その他のすべての費用が(但し、負担する取引費用および運用実績に連動する成功報酬を除く。)考慮される。負担費用は費用弁済の対象とはならない。ファンドが継続費用を公表する他のUCITSまたはUCIに対してその資産の20%を超えて投資する場合、これらUCITSまたはUCIの継続費用は、ファンドの継続費用を算出する際に考慮される。しかしながら、UCITSまたはUCIがその継続費用を公表しない場合、ファンドの継続費用を算出する際、UCITSまたはUCIの継続費用を考慮することはできない。ファンドがその資産の20%を超えてUCITSまたはUCIに投資しない場合、当該UCITSまたはUCIのレベルで負担する可能性のある費用は考慮されない。

2023年6月30日に終了した会計年度のその他の費用は3,243,573.16米ドルであった。

(5) 【課税上の取扱い】

2023年11月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。)の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。

- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等(所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。))または金融機関等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される(2038年1月1日以後は15%の税率となる。))。

- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合(他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。)は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいう。以下同じ。)に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。

- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等との損益通算が可能である。

(4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される(2038年1月1日以後は15%の税率となる。)。

(5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合(他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。)は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。

(7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

2023年11月末日現在では、ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記 ないしIIIに記載されている取扱いは変更されることがある。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

(2023年10月末日現在)

資産の種類	国名(発行地)	時価合計(米ドル)	投資比率(%)
債券	南アフリカ	11,801,121.70	6.44
	コロンビア	10,457,172.94	5.71
	アメリカ合衆国	10,123,785.86	5.52
	ケイマン諸島	9,871,910.20	5.39
	メキシコ	9,689,981.07	5.29
	トルコ	9,171,238.81	5.00
	ドミニカ共和国	8,821,921.74	4.81
	パナマ	7,792,910.02	4.25
	ハンガリー	5,784,805.08	3.16
	アルゼンチン	5,603,265.16	3.06
	インドネシア	5,571,217.12	3.04
	ベネズエラ	5,115,612.50	2.79
	ルクセンブルグ	4,871,823.39	2.66
	エクアドル	4,798,435.30	2.62
	ルーマニア	4,760,875.91	2.60
	イギリス	3,829,977.89	2.09
	イスラエル	3,494,849.57	1.91
	ブラジル	3,446,506.73	1.88
	フィリピン	3,336,441.16	1.82
	アラブ首長国連邦	3,132,231.18	1.71
	サウジアラビア	2,795,617.78	1.53
	ペルー	2,595,230.21	1.42
	チリ	2,564,396.02	1.40
	コートジボワール	2,372,891.08	1.29
	ウクライナ	2,001,188.89	1.09
	アルバニア	1,859,174.12	1.01
	セルビア	1,727,078.32	0.94
	アイルランド	1,643,976.00	0.90
	スリランカ	1,488,030.04	0.81
	インド	1,462,971.98	0.80
	ナイジェリア	1,377,693.36	0.75
	韓国	1,275,632.97	0.70
	カタール	1,211,623.54	0.66
	マレーシア	1,150,612.20	0.63
	香港	1,106,311.91	0.60
	オランダ	1,059,269.05	0.58
	アンゴラ	1,021,602.40	0.56
	日本	989,933.90	0.54
	スイス	938,518.32	0.51
	モロッコ	843,582.95	0.46
	グアテマラ	796,458.30	0.43
	英領ヴァージン諸島	787,711.52	0.43
	ポーランド	777,767.48	0.42

資産の種類	国名(発行地)	時価合計(米ドル)	投資比率(%)
債券	ウズベキスタン	754,227.10	0.41
	スロベニア	668,242.75	0.36
	チュニジア	644,184.52	0.35
	ジャージー	638,849.09	0.35
	バハマ	619,119.60	0.34
	ヨルダン	603,198.11	0.33
	ガーナ	577,265.96	0.31
	北マケドニア	541,028.59	0.30
	パラグアイ	535,203.76	0.29
	カメルーン	516,955.23	0.28
	カザフスタン	452,931.68	0.25
	バミューダ	413,756.52	0.23
	アゼルバイジャン	376,503.64	0.21
	シンガポール	350,675.06	0.19
	国際機関	326,630.20	0.18
	トリニダード・トバゴ	289,964.52	0.16
	ロシア	253,836.82	0.14
	マン島	235,637.12	0.13
	コスタリカ	190,585.58	0.10
	パキスタン	180,739.38	0.10
	ケニア	162,047.92	0.09
	オーストリア	100,674.63	0.05
	マーシャル諸島	85,989.36	0.05
	セネガル	68,180.75	0.04
	小計	174,909,783.56	95.44
現金・その他の資産 (負債控除後)		8,354,677.82	4.56
合計 (純資産総額)		183,264,461.38 (約27,400百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2023年10月末日現在)

順位	銘柄	国名 (発行地)	種類	数量	利率 (%)	償還日	取得価格		時価		投資 比率 (%)
							単価 (米ドル)	合計 (米ドル)	単価 (米ドル)	合計 (米ドル)	
1	Venezuela Government USD Defaulted Bonds 08/28	ベネズエラ	外国政府債	18,005,000.00	9.250	2028/ 5 / 7	0.934	16,821,417.50	0.203	3,646,012.50	1.99
2	Colombia Government USD Bonds 15/26	コロンビア	外国政府債	3,500,000.00	4.500	2026/ 1 / 28	1.101	3,852,000.00	0.959	3,355,160.90	1.83
3	South Africa Government ZAR Bonds 98/26	南アフリカ	外国政府債	58,800,000.00	10.500	2026/12/21	0.062	3,650,954.44	0.055	3,229,390.77	1.76
4	Eskom Holdings USD Notes 18/28	南アフリカ	社債	3,400,000.00	6.350	2028/ 8 / 10	1.073	3,649,500.00	0.904	3,074,362.62	1.68
5	Ecuador Government USD FLR-Bonds 20/35	エクアドル	外国政府債	8,020,000.00	3.500	2035/ 7 / 31	0.422	3,382,764.50	0.376	3,012,671.30	1.64
6	Panama Government USD Bonds 99/29	パナマ	外国政府債	2,415,000.00	9.375	2029/ 4 / 1	1.106	2,670,140.93	1.115	2,692,828.36	1.47
7	Dominican Government USD Bonds 23/31	ドミニカ共和国	外国政府債	2,800,000.00	7.050	2031/ 2 / 3	1.000	2,800,000.00	0.957	2,680,713.00	1.46
8	Israel Government EUR Bonds 23/26	イスラエル	外国政府債	2,200,000.00	5.000	2026/10/30	1.051	2,312,276.65	1.065	2,342,648.42	1.28
9	Pertamina USD Notes 21/26	インドネシア	社債	2,500,000.00	1.400	2026/ 2 / 9	0.975	2,436,750.00	0.903	2,258,406.00	1.23
10	Saudi Government USD MTN 23/28	サウジアラビア	外国政府債	2,300,000.00	4.750	2028/ 1 / 18	0.997	2,292,019.00	0.970	2,230,436.50	1.22
11	United States Government USD Bonds 15/25	アメリカ合衆国	外国政府債	2,300,000.00	2.000	2025/ 2 / 15	1.018	2,342,509.84	0.959	2,206,508.45	1.20
12	United States Government USD Bonds 22/29	アメリカ合衆国	外国政府債	2,300,000.00	3.125	2029/ 8 / 31	0.967	2,225,200.93	0.911	2,095,857.06	1.14
13	Argentina Government USD FLR-Bonds 20/38	アルゼンチン	外国政府債	6,770,188.00	4.250	2038/ 1 / 9	0.621	4,205,234.79	0.304	2,056,402.63	1.12
14	Philippine Government USD Bonds 09/34	フィリピン	外国政府債	2,000,000.00	6.375	2034/10/23	1.449	2,897,500.00	1.024	2,047,455.00	1.12
15	Turkey Government USD Notes 23/30	トルコ	外国政府債	2,000,000.00	9.125	2030/ 7 / 13	0.991	1,982,340.00	1.000	1,999,279.40	1.09
16	Albania Government EUR Bonds 23/28	アルバニア	外国政府債	1,800,000.00	5.900	2028/ 6 / 9	1.060	1,907,710.38	1.033	1,859,174.12	1.01
17	Colombia Government USD Bonds 21/32	コロンビア	外国政府債	2,500,000.00	3.250	2032/ 4 / 22	0.990	2,475,800.00	0.715	1,787,609.25	0.98
18	Turkey Government USD Bonds 18/28	トルコ	外国政府債	2,000,000.00	5.125	2028/ 2 / 17	0.994	1,988,220.00	0.887	1,773,005.60	0.97
19	Ecuador Government USD FLR-Bonds 20/30	エクアドル	外国政府債	3,460,000.00	6.000	2030/ 7 / 31	0.567	1,961,221.00	0.507	1,755,501.58	0.96
20	Hungary Government EUR Bonds 20/35	ハンガリー	外国政府債	2,300,000.00	1.750	2035/ 6 / 5	0.771	1,774,063.39	0.726	1,669,704.49	0.91
21	Turkey Government USD Bonds 06/36	トルコ	外国政府債	2,000,000.00	6.875	2036/ 3 / 17	1.167	2,333,650.00	0.823	1,646,174.40	0.90
22	SOCAR Turkey Enerji via Steas Funding 1 USD Notes 22/26	アイルランド	社債	1,700,000.00	7.230	2026/ 3 / 17	0.995	1,690,650.00	0.963	1,636,624.00	0.89
23	Development Bank of Southern Africa ZAR Notes 21/24	南アフリカ	社債	30,200,000.00	8.600	2024/10/21	0.067	2,025,139.90	0.053	1,591,487.67	0.87
24	Brazil Minas Via State of Minas Gerais USD Notes 13/28	ケイマン諸島	社債	1,602,500.00	5.333	2028/ 2 / 15	1.055	1,690,366.26	0.972	1,558,150.81	0.85
25	South Africa Government USD Bonds 19/49	南アフリカ	外国政府債	2,400,000.00	5.750	2049/ 9 / 30	0.923	2,216,000.00	0.647	1,553,132.88	0.85
26	Turkey Government USD Bonds 13/43	トルコ	外国政府債	2,500,000.00	4.875	2043/ 4 / 16	0.729	1,823,470.00	0.608	1,519,525.00	0.83
27	Gaci First Investment USD Notes 22/27	ケイマン諸島	社債	1,500,000.00	5.000	2027/10/13	0.991	1,486,035.00	0.971	1,456,252.05	0.79
28	BCAP 2012-RR3 Trust MBS USD FLR-Notes 12/37 Cl.2A8	アメリカ合衆国	不動産抵当証券担保債券	1,634,995.97	3.671	2037/ 5 / 26	0.801	1,310,163.79	0.867	1,417,843.65	0.77
29	Mexico Government MXN Bonds 21/26	メキシコ	外国政府債	27,658,242.50	3.000	2026/12/ 3	0.053	1,463,467.06	0.050	1,394,530.95	0.76
30	Romania Government EUR MTN 22/28	ルーマニア	外国政府債	1,500,000.00	2.125	2028/ 3 / 7	1.117	1,675,351.89	0.927	1,389,890.00	0.76

【投資不動産物件】

該当なし(2023年10月末日現在)。

【その他投資資産の主要なもの】

該当なし(2023年10月末日現在)。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2023年10月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記会計年度末の純資産の推移は次のとおりである。

	純資産総額		一口当りの純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
第十七会計年度末 (2014年6月30日)	743,266	111,126	10.26	1,533.97
第十八会計年度末 (2015年6月30日)	522,479	78,116	9.20	1,375.49
第十九会計年度末 (2016年6月30日)	434,085	64,900	9.25	1,382.97
第二十会計年度末 (2017年6月30日)	450,193	67,308	8.98	1,342.60
第二十一会計年度末 (2018年6月30日)	412,111	61,615	8.16	1,220.00
第二十二会計年度末 (2019年6月30日)	371,118	55,486	8.53	1,275.32
第二十三会計年度末 (2020年6月30日)	337,292	50,429	8.21	1,227.48
第二十四会計年度末 (2021年6月30日)	323,046	48,299	8.18	1,222.99
第二十五会計年度末 (2022年6月30日)	208,602	31,188	5.95	889.58
第二十六会計年度末 (2023年6月30日)	197,807	29,574	6.00	897.06
2022年11月末日	196,762	29,418	5.92	885.10
12月末日	196,142	29,325	5.95	889.58
2023年1月末日	203,034	30,356	6.17	922.48
2月末日	195,654	29,252	5.98	894.07
3月末日	195,664	29,254	6.02	900.05
4月末日	196,299	29,349	6.02	900.05
5月末日	196,833	29,429	5.92	885.10
6月末日	197,807	29,574	6.00	897.06
7月末日	198,481	29,675	6.07	907.53
8月末日	194,083	29,017	5.97	892.57
9月末日	184,127	27,529	5.73	856.69
10月末日	183,264	27,400	5.70	852.21

【分配の推移】

管理会社は、ファンドの純投資収益、純実現・純未実現キャピタル・ゲインおよび分配可能な資本の中から分配金を毎月1回支払う予定である。分配は、毎月15日の営業終了日に登録されている受益者に対し支払われる予定である。日本では、分配金は毎月末または日程により翌月初めに支払われる予定である。

会計年度	一口当りの支払分配金	
	米ドル	円
第十七会計年度(2013年7月1日 - 2014年6月30日)	0.72	107.65
第十八会計年度(2014年7月1日 - 2015年6月30日)	0.72	107.65
第十九会計年度(2015年7月1日 - 2016年6月30日)	0.72	107.65
第二十会計年度(2016年7月1日 - 2017年6月30日)	0.72	107.65
第二十一会計年度(2017年7月1日 - 2018年6月30日)	0.60	89.71
第二十二会計年度(2018年7月1日 - 2019年6月30日)	0.48	71.76
第二十三会計年度(2019年7月1日 - 2020年6月30日)	0.48	71.76
第二十四会計年度(2020年7月1日 - 2021年6月30日)	0.44	65.78
第二十五会計年度(2021年7月1日 - 2022年6月30日)	0.39	58.31
第二十六会計年度(2022年7月1日 - 2023年6月30日)	0.30	44.85

【収益率の推移】

会計年度	収益率(%)
第十七会計年度(2013年7月1日 - 2014年6月30日)	8.42
第十八会計年度(2014年7月1日 - 2015年6月30日)	-3.37
第十九会計年度(2015年7月1日 - 2016年6月30日)	9.06
第二十会計年度(2016年7月1日 - 2017年6月30日)	5.10
第二十一会計年度(2017年7月1日 - 2018年6月30日)	-2.70
第二十二会計年度(2018年7月1日 - 2019年6月30日)	10.88
第二十三会計年度(2019年7月1日 - 2020年6月30日)	2.04
第二十四会計年度(2020年7月1日 - 2021年6月30日)	5.04
第二十五会計年度(2021年7月1日 - 2022年6月30日)	-23.33
第二十六会計年度(2022年7月1日 - 2023年6月30日)	6.06

(注)：収益率(%) = $100 \times \left(\frac{\text{期末NAV} \times A}{\text{期首NAV}} - 1 \right)$

A = 計算期間中の各月についての「一口当り分配額 / 分配落NAV + 1」を計算して掛け合わせた数値。

ただし、期首NAVとは、当該会計年度の直前の会計年度末の一口当り純資産価格をいい、期末NAVとは当該会計年度末の一口当り純資産価格をいう。

また、ファンドの暦年ベースでの収益率は次のとおりである。

期間	収益率(%)
2013年	-7.30
2014年	3.07
2015年	-1.44
2016年	11.26
2017年	8.10
2018年	-4.47
2019年	13.14
2020年	7.01
2021年	-4.41
2022年	-19.53
2023年	-0.10

(注)：収益率(%) = $100 \times \left(\frac{\text{期末NAV} \times A}{\text{期首NAV}} - 1 \right)$

A = 計算期間中の各月についての「一口当り分配額 / 分配落NAV + 1」を計算して掛け合わせた数値。

ただし、期首NAVとは、当該期間の直前の期間末の一口当り純資産価格をいい、期末NAVとは当該期間末の一口当り純資産価格をいう。2023年については、期末NAVとは2023年10月末の一口当り純資産価格をいう。

(参考情報)

純資産総額および1口当りの純資産価格の推移



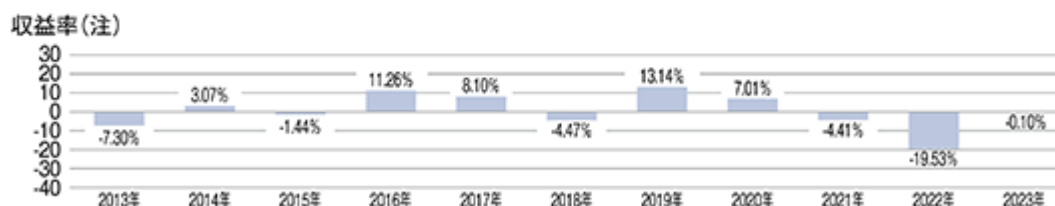
(注1)課税前分配金再投資換算1口当り純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものである。
(注2)ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではない。以下同じ。

分配の推移

(税引前/米ドル)	
会計年度	一口当りの支払分配金
第十七会計年度(2013年7月1日-2014年6月30日)	0.72
第十八会計年度(2014年7月1日-2015年6月30日)	0.72
第十九会計年度(2015年7月1日-2016年6月30日)	0.72
第二十会計年度(2016年7月1日-2017年6月30日)	0.72
第二十一会計年度(2017年7月1日-2018年6月30日)	0.60
第二十二会計年度(2018年7月1日-2019年6月30日)	0.48
第二十三会計年度(2019年7月1日-2020年6月30日)	0.48
第二十四会計年度(2020年7月1日-2021年6月30日)	0.44
第二十五会計年度(2021年7月1日-2022年6月30日)	0.39
第二十六会計年度(2022年7月1日-2023年6月30日)	0.30
設定来累計(2023年10月末まで)	16.830

(税引前/米ドル)	
月	一口当りの支払分配金
2023年6月	0.025
2023年7月	0.025
2023年8月	0.025
2023年9月	0.025
2023年10月	0.025
直近1年間累計	0.300

年間収益率の推移



(注)：収益率(%) = $100 \times \left(\frac{\text{期末NAV} \times A}{\text{期首NAV}} - 1 \right)$

A = 計算期間中の各月についての「一口当り分配額/分配前NAV + 1」を計算して掛け合わせた数値。
ただし、期首NAVとは、当該期間の直前の期間末の一口当り純資産価格をいい、期末NAVとは当該期間末の一口当り純資産価格をいう。2023年については、期末NAVとは2023年10月末の一口当り純資産価格をいう。

(4) 【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末現在の発行済口数は次のとおりである。

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第十七会計年度	9,838,990	33,250,350	72,424,579
	(9,838,990)	(33,250,350)	(72,424,579)
第十八会計年度	6,078,090	21,724,910	56,777,759
	(6,078,090)	(21,724,910)	(56,777,759)
第十九会計年度	1,637,160	11,504,080	46,910,839
	(1,637,160)	(11,504,080)	(46,910,839)
第二十会計年度	9,256,840	6,059,920	50,107,759
	(9,256,840)	(6,059,920)	(50,107,759)
第二十一会計年度	8,832,520	8,446,740	50,493,539
	(8,832,520)	(8,446,740)	(50,493,539)
第二十二会計年度	1,220,700	8,195,815	43,518,424
	(1,220,700)	(8,195,815)	(43,518,424)
第二十三会計年度	3,730,820	6,158,499	41,090,745
	(3,730,820)	(6,158,499)	(41,090,745)
第二十四会計年度	2,416,180	4,025,315	39,481,610
	(2,416,180)	(4,025,315)	(39,481,610)
第二十五会計年度	1,502,930	5,923,499	35,061,041
	(1,502,930)	(5,923,499)	(35,061,041)
第二十六会計年度	1,494,070	3,602,702	32,952,409
	(1,494,070)	(3,602,702)	(32,952,409)

(注) ()の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。

第2 【管理及び運営】

1 【申込(販売)手続等】

(a) 海外における申込手続き等

ファンド証券の購入申込みは、各口座保有会社、販売会社、支払事務代行会社または登録・名義書換事務代行会社によって受諾される。

ファンド証券一口当りの販売価格は、管理会社または登録・名義書換事務代行会社が当該申込みを受領した評価日のファンド証券の一口当り純資産価格に当該証券を販売した銀行および金融機関に支払われる純資産価格の3.25%以下の販売手数料を加えた額であり、申込手数料はいかなる場合も当該証券が販売される国の法、規制、慣習により認められる上限を超えないものとする。各口座保有会社、販売会社、支払事務代行会社によりまたは登録・名義書換事務代行会社において、評価日の中央ヨーロッパ時間午前7時または中央ヨーロッパ夏時間午前8時までに受領されたファンド証券発行のための申込みは、同評価日に取扱われる。各口座保有会社、販売会社、支払事務代行会社によりまたは登録・名義書換事務代行会社において、中央ヨーロッパ時間午前7時または中央ヨーロッパ夏時間午前8時以降に受領された買付注文は、翌評価日に受諾されたものとみなされる。

買付代金の支払は、登録・名義書換事務代行会社に対する電信送金により、申込みが受領された日から起算し5評価日以内に米ドルで行う。ただし、第5評価日目に米ドル送金の決済ができない場合、管理会社はその裁量により他の決済期間を受け入れる場合がある。かかる決済期間は各決済日後10評価日を超えないものとする。

発行価格は通常、ファンドの通貨で支払われるが、受益者の請求により、他の自由に交換可能な通貨で支払われることがある。換算に係るすべての手数料は受益者が負担する。

ファンド証券は、上記の期間内における登録・名義書換事務代行会社への払込みを条件として、管理会社に代わり登録・名義書換事務代行会社により発行される。

ファンド証券は、すべて同一種類とし、同一の権利を有する。

申込注文は、申込者に代わり、各口座保有会社、販売会社および支払事務代行会社から登録・名義書換事務代行会社へ送付される。

管理会社の裁量により、登録・名義書換事務代行会社の払込受領後に、登録・名義書換事務代行会社は記名券面の代わりに、取得確認書を発行することができる。

券面は無記名または記名式で発行することができ、それぞれ1口以上の受益権を表象する。無記名式で発行されたファンド受益証券はグローバル券面の方式による。個別の券面の発行を請求することはできない。各券面には管理会社の署名が付される。署名はファクシミリによることができる。受益者は、券面を要求しない場合は、券面の発行を請求しなかったものとみなされ、代わりに受益者である旨の確認書を交付される。

1915年商事会社法(改正済)の40条および42条に準じて券面は譲渡が可能である。受益証券に付与された権利は譲渡により移転する。管理会社または登録・名義書換事務代行会社は、無記名式の場合、券面の所有者を受益者とみなし、記名式の場合、登録・名義書換事務代行会社が管理する受益者名簿にその氏名が記載されている者が受益者とみなされる。

申込書に記載されまたは管理会社との取引関係の過程において追加で収集される個人としての投資家またはその他のデータ主体に関するすべての情報(以下「本個人データ」という。)は、データ管理者として行為する管理会社(以下「管理者」という。)により、(i)適用ある現地の法律に組み込まれた、個人データ取扱いに係る個人の保護および当該データの自由な移動に関する規定(以下「データ保護指令」という。)、(ii)2016年4月27日の規則(EU)2016/679(以下「一般データ保護規則」という。)および個人データの保護に関する適用ある法律または規制(以下、総称して「データ保護法」という。)に従って処理される。

投資家は、管理会社への投資に関連して提供されまたは収集される自身の本個人データが、ファンドの管理会社、投資運用会社、預託機関、代行協会員、販売会社、支払代理人、登録機関兼名義書換代理人、支払兼情報管理代理人、監査人、法務・財務アドバイザーおよびその他のサービス提供者(情報技術提供者を含む。)ならびにそれぞれの代理人、代行者、関連会社、子会社および/またはその承継者(以下、総称して「サービス提供者」という。)および譲受人によって、管理者または処理者(該当する方)としてのその役割に従って処理される場合もあることを確認する。上記の事業体のなかには、現地の法律により十分な水準の個人データ保護が確保されない可能性のある欧州経済領域(以下「EEA」という。)域外の国に設立されるものもある。かかる移転が行われる場合、管理者は、投資家の個人データの処理がデータ保護法を遵守していること、また特に、(欧州委員会により公表される)モデル契約条項の締結など、適切な措置が講じられていることを確保するように要求される。

投資家により提供される本個人データが、本人以外の個人に関係するものである限り、かかる投資家は、自らが当該本個人データを管理者に提供する権限を有することを表明する。投資家が自然人でない場合、かかる投資家は、(i)その他のデータ主体に対して、その本個人データの処理および関連する権利について通知し、また(ii)必要かつ適切な場合には、当該本個人データの処理に要求され得る同意を事前に取得することを約束しなければならない。

かかる本個人データは、投資家によるファンドへの投資および関連サービスの履行の運用および管理のために処理される。本個人データはまた、不正防止(マネーロンダリング防止ならびに対テロ資金調達の特定および報告等)、税務確認および報告(CRS法、FATCAの遵守を含むが、これに限定されない。)または類似の法律および規制(例：OECDレベル)の目的で処理される。

登録されたファンド証券の性質に鑑みて、本会社は、個人データに関する適切な情報(その取引の記録を含む。)を登録機関兼名義書換代理人に提供しない投資家に対して、ファンド証券の発行を拒否する権利を留保する。

本個人データは、適用ある法律上の最短保持期間に基づき、その処理目的に必要な期間を超えて保有されない。

投資家はまた、自身に関する本個人データにアクセスしまたは当該本個人データを訂正させもしくは削除させる権利、処理の制限を要請しまたはこれに異議を唱える権利、データ・ポータビリティの権利、関連あるデータ保護監督当局に苦情を申し立てる権利、および同意を行った後にこれを撤回する権利等を行行使することができる。下記のプライバシー通知において、かかる権利およびその行使方法に関するより詳細な情報が記載される。

上記の処理の目的、投資家の個人データの受領者が担う異なる役割、影響を受ける個人データの種類ならびに当該個人データおよびデータ保護法により要求されるその他の情報に関する投資家の権利についての詳細は、下記リンク(<https://regulatory.allianzgi.com/gdpr>)よりアクセス可能なプライバシー通知に記載される。

管理会社は、その裁量において、特定の国および地域に居住する個人または設立された法人に対し、ファンド証券の発行を停止し、完全に中止し、または制限することができる。管理会社は、受益者全体およびファンドの保護のために必要な場合には、特定の個人または法人のファンド証券の取得を禁止することができる。

EU域内において公衆に対してはファンド証券の販売活動を行うことができる。

管理会社は事後取引を避けるために必要な措置を講じるものとする。事後取引とは関係する評価日の中央ヨーロッパ時間午前7時または中央ヨーロッパ夏時間午前8時以降に申込み注文を受け付け、当該評価日に適用される純資産価額に基づいてかかる注文を執行することをいう。

さらに管理会社は、

- (1) ファンド証券の申込みをその裁量において拒否することができ、また
- (2) ファンド証券の購入または保有を禁止された受益者が保有するファンド証券をいつでも買戻すことができる。

米国人に適用されている投資制限

ファンドは、1940年投資会社法(改正済み)に基づきアメリカ合衆国において登録されておらず、また登録される予定もない。受益証券は、1933年証券法(改正済み)(以下「証券法」という。)またはアメリカ合衆国のいずれかの州の証券に関する法律に基づきアメリカ合衆国において登録されておらず、また登録される予定もない。本募集により入手される受益証券は、直接的または間接的にアメリカ合衆国において、または証券法に基づきレギュレーションSのルール902に定義される米国人に対し、もしくはかかる米国人の利益のために募集または販売することはできない。申込人は、自身が米国人ではないこと、また米国人に代わって受益証券を申込んでいるのではないこと、または米国人に売却する意図をもって受益証券を取得するものではないことを宣言することを要求される可能性がある。受益者が米国人になった場合、かかる者は、米国の源泉徴収税を課され、また税金を申告する義務を負う可能性がある。

本書上、以下の定義が適用される。

米国

アメリカ合衆国、その領土および属領、合衆国のすべての州、ならびにコロンビア特別区をいう。

米国人

証券法に基づくレギュレーションSのルール902に定義される意味の範囲内の米国人をいうものとし、かかる用語の定義は、法律、ルール、規則または司法機関または行政機関の解釈により随時変更され得る。

米国人には、()米国に居住している自然人、()米国の法律に基づき組織されたもしくは設立されたパートナーシップまたは法人、()その執行者または管理者が米国人である財団、()その受託者が米国人である信託、()米国に所在する外国企業の代理店または支店、()米国人の利益もしくは勘定のためにディーラーもしくは他の受託者によって保有されている非一任勘定または同様の勘定(財団または信託を除く。)、()米国において組織されたか、設立されたか、もしくは(個人である場合は、)米国に居住しているディーラーもしくはその他の受託者によって保有されている一任勘定または同様の勘定(財団または信託を除く。)、()(1)米国外の法域の法律に基づき組織されたかまたは設立され、かつ(2)主に、証券法に基づき登録されていない証券に投資する目的で米国人によって設立されたパートナーシップまたは法人(自然人、財団または信託でない適格投資家によって組織化されたかまたは設立され、また所有されている場合は除く。)が含まれるが、これらに限定されないものとする。

マネー・ロンダリングおよびテロリズムへの資金供与に対する戦い

国際法令およびルクセンブルグの法令(改正2004年11月12日マネー・ロンダリングおよびテロ資金調達防止法を含むが、これに限られない。)、2010年2月1日付大公国規則、2012年12月14日金融監督委員会規則12-02、マネー・ロンダリングおよびテロ資金調達防止に関する金融監督委員会告示13/556および15/609ならびにあらゆる各々の改正または差替えに基づき、金融セクターのあらゆる専門家に対して、投資信託がマネー・ロンダリングおよびテロ資金調達を目的とすることを防止するために義務が課されている。かかる規定の結果、UCITSの登録・名義書換事務代行会社は、ルクセンブルグの法令に従い、申込者の身元確認を行わなければならない。

登録・名義書換事務代行会社は、申込者に対して、身元確認を実施するために必要であると考えられるいかなる書類をも提出するよう要求する場合がある。さらに、登録・名義書換事務代行会社は、その法令義務(税分野における金融口座情報の自動交換に関する2015年12月18日法(以下「CRS法」という。))を含むが、これに限られない。)を順守するためにファンドが必要とする可能性があるあらゆる他の情報を代行機関として要求することができる。

申込者が、要求された文書の提出を遅延した場合またはかかる文書を提出しなかった場合、申込(または、償還の場合は償還)申請書は受諾されない。管理会社および登録・名義書換事務代行会社は、いずれも、申請者が文書を提出しなかったことまたは不完全な文書しか提出しなかったことにより、取引の処理が遅延した場合またはかかる取引が処理されなかった場合、一切の責任を負わない。

受益者は、関連する法令に基づく現在の顧客デュー・ディリジェンス要件に基づき、随時、追加または更新済の身元確認書類の提出を要求されることがある。

オタワおよびオスロ条約

ファンドは、対人地雷に関するオタワ条約およびクラスター爆弾に関するオスロ条約により禁止されている事業に従事していると管理会社が判断する発行体の有価証券に投資しない。ある企業がかかる事業に従事しているかどうかの判断に際し、管理会社は以下に基づく評価に依拠することができる。

(a) かかる条約遵守を専門に調査する機関の調査分析

(b) 株主としての活動をする過程で当該企業から得た回答

(c) 公表されている情報

かかる評価は管理会社自身が行うか、他のアリアンツ・グループ会社を含む第三者から得る場合がある。

FATCAに基づく米国の源泉徴収税および報告義務

追加雇用対策法の外国口座税務コンプライアンス規定(以下「FATCA」という。)は、通常、米国源泉の収益(他の種類の収益の中でも、特に、配当および利息を含む。)および米国源泉の収益を生み出す、資産の売却または処分による総手取金に対し、米国の連邦報告義務および源泉徴収税を課す。かかる規定は、特定の米国人(例えば、米国市民および米国居住者または米国で組成もしくは米国法もしくは米国州法に基づき組成されたパートナーシップ、法人もしくは信託)が特定の非米国口座および非米国企業を直接および間接に保有した場合に米国内国歳入庁に報告することを義務付けるべく定められた。管理会社は、受益者が要求された特定の情報を提供することを怠った場合、かかる非遵守受益者について、30%の源泉徴収税を課すことを義務付けられる可能性がある。かかる規定は、通常、2014年7月1日以降に行われた特定の支払いに対し、適用されるものとする。

ルクセンブルグは、アメリカ合衆国との間において、政府間協定(以下「IGA」という。)を締結した。IGAに基づき、ルクセンブルグの新たな税法(2015年7月24日法によりルクセンブルグ法に移行済)、報告規定および慣習に基づきFATCAの遵守が実行される予定である。

管理会社は、かかる規定を遵守するために、受益者から追加の情報を要求する可能性がある。受益証券購入予定者は、自身に適用される可能性のあるFATCAに基づく義務について、自身の税務アドバイザーに相談すべきである。管理会社は、FATCA、関連する政府間協定またはその他の適用され得る法令を遵守するために必要であれば、投資家から得た(または投資家に関する)情報、証明書またはその他の文書を米国内国歳入庁、非米国税務当局、またはその他の当事者に開示することができるものとする。受益証券購入予定者は、FATCAの適用可能性および見込み投資家自身の状況に関するその他の報告義務に関し、自身の税務アドバイザーに相談すべきである。状況に変更が生じた場合、受益者または仲介人は30日以内に管理会社に通知しなければならない。

(b) 日本における申込手続き等

日本においては、有価証券届出書 第一部 証券情報、(7)申込期間に記載される募集期間中の日本における金融商品取引業者の営業日である評価日に、同書 第一部 証券情報に従ってファンド証券の募集が行われる。日本における販売会社は「外国証券取引口座約款」その他の約款(「口座約款」)を投資者に交付し、当該投資者から口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書の提出を受ける。最低販売口数は300口で、販売は10口単位である。申込請求は日本時間午後3時(ルクセンブルグ時間午前7時または夏時間午前8時)までに販売取扱会社に提出しなければならない。

ファンド証券一口当りの販売価格は、原則として、管理会社または登録・名義書換事務代行会社が当該申込みを受領した評価日のファンド証券の一口当りの純資産価格である。日本における約定日は販売取扱会社が当該注文の成立を確認した日(通常発注日の日本における翌営業日)であり、約定日から起算して4営業日目に口座約款に基づき、受渡しを行うものとし、当該受渡り日までに、口座約款に基づき下記手数料を支払わなくてはならない。

販売取扱会社は、受益証券の保管を販売取扱会社に委託した投資者に対し、取引残高報告書を交付する。買付代金の支払は、原則として円貨によるものとし、米ドルとの換算はすべて各申込についての約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとする。また、販売取扱会社が応じ得る範囲で米ドルで支払うこともできる。

日本国内における申込手数料は申込金額の3.575% (税抜3.25%) を上限とする。

なお、日本証券業協会の協会員である日本の販売取扱会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等同協会の定める外国証券の取引に関する規則中に規定される「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができない。

2 【買戻し手続等】

(a) 海外における買戻し手続き等

受益者は、いつでも買戻しを請求することができる。買戻請求は、登録・名義書換事務代行会社または各口座保有会社、販売会社もしくは支払事務代行会社に対して書面で行う。1口単位の場合のみ受諾される。買戻請求は、申込者に代わり、各口座保有会社、販売会社および支払事務代行会社から登録・名義書換事務代行会社へ送付される。

ファンド証券一口当り買戻価格は、各口座保有会社、販売会社、支払事務代行会社または登録・名義書換事務代行会社が中央ヨーロッパ時間午前7時または中央ヨーロッパ夏時間午前8時までに買戻請求を受領した場合、当該請求を受領した評価日のファンド証券の一口当り純資産価格である。中央ヨーロッパ時間午前7時または中央ヨーロッパ夏時間午前8時以降に受領された買戻請求は、翌評価日に受諾されたものとみなされる。管理会社は前記の事後取引を避けるために必要な措置を講じるものとする。買戻手数料はない。

管理会社は、通常の場合、ファンド証券の買戻しを買戻請求後遅滞なく行うため、ファンド資産の流動性を適切な水準に保持することを確保するものとする。

ファンドの総資産額の10%を超える、大量の買戻請求が行われた場合、管理会社は事前に保管受託銀行の許可を得た上で、受益者全員の利益を守りながら、遅滞なく関係資産を売却した後で適用される買戻価格で受益証券を買い戻す権利を留保するものとする。管理会社がある評価日に大量の買戻請求を受領した場合、管理会社は、10%制限を超える買戻しの延期を宣言する場合がある。かかる買戻請求は、次の評価日において、その後受領された買戻請求に優先して処理される。

買戻し日において適用される当該証券の純資産価格により、買戻し価格は、申込時に支払われる価格より高い場合あるいは低い場合がある。

買戻代金の支払は、買戻請求が受諾された日から起算して5評価日以内に登録・名義書換事務代行会社により米ドルで行われる。ただし、第5評価日目に米ドル送金の決済ができない場合、かかる決済期間は各決済日後10評価日を超えないものとする。為替管理規則等の法令がなく、または登録・名義書換事務代行会社のコントロールの範囲を超え、買戻代金の送金の障碍となる他の状況(例えば、支払い決済に関与する投資家もしくは代理人およびサービス提供会社が存在する国における祝祭日)が存在しない場合にのみ、登録・名義書換事務代行会社は送金する義務がある。

買戻価格は通常、ファンドの通貨で支払われるが、受益者の請求により、他の自由に交換可能な通貨で支払われることがある。換算に係るすべての手数料は受益者が負担する。

(b) 日本における買戻し手続き等

日本における受益者は、買戻し停止期間中を除き、いつでも販売取扱会社を通じ、管理会社に対して買戻しを講求することができる。買戻し請求は、手数料なしで、各評価日であつ日本における営業日に行うことができる。買戻し請求は日本時間午後3時(ルクセンブルグ時間午前7時または夏時間午前8時)までに販売取扱会社に提出しなければならない。

ファンド証券一口当りの買戻し価格は、原則として、管理会社または登録・名義書換事務代行会社が販売会社から買戻し請求を受領した評価日に計算されるファンド証券の一口当りの純資産価格とし、買戻し代金は口座約款の定めるところに従って販売取扱会社を通じて円貨で、または販売取扱会社が応じる場合は米ドル貨で、支払われるものとする。ファンド証券の買戻しは1口を単位とする。

(c) 販売および買戻しの停止

管理会社は、以下の事由がある場合において一時的に受益証券について純資産価格の決定を停止し、その結果としてその発行および買戻しを停止することができる。

- () ファンドの資産の相当部分の評価の基礎を提供する - もしくは複数の証券取引所または市場、またはファンドの資産の相当部分の表示通貨を取引する - もしくは複数の外国為替市場が通常の休日以外の日に閉鎖され、または取引が制限もしくは停止された場合。
- () 政治的、経済的、軍事的もしくは通貨上の事由のため、または管理会社の責任および監督が及ばない何らかの状況が生じた結果、受益者の利益に重大な損害を及ぼすことなく、ファンドの資産の処分が正当にまたは正常に実行できない場合。
- () ファンドの組入証券の評価のために通常使用されている通信機能が停止した場合、または何らかの理由によりファンドの資産の評価を迅速かつ正確に確定できない場合。
- () 為替規制または資金の移動に影響を与えるその他の規制により、ファンドの取引が実行不可能な場合またはファンド資産の購入および売却が通常の為替レートでは実行できない場合。

かかるすべての停止は発行または買戻しの申込みをすでにしている受益者に通知され、ファンド証券が販売されている国においては公告される。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

ファンドの受益証券一口当り純資産価格、一口当り販売価格および一口当り買戻し価格は、ルクセンブルグおよびフランクフルト・アム・マインの銀行営業日(「評価日」)毎に米ドルにより、ファンドの純資産総額を発行済口数で除して決定される。

純資産価格は、管理会社、管理会社のルクセンブルグ支店、保管受託銀行、販売会社、支払事務および情報提供代行会社の登記上の事務所で入手可能である。

ファンドの資産は、以下を含むものとみなされる。

- (a) すべての手持現金または預託金およびそれらの経過利息。

- (b) すべての未収手形、未収一覧払約束手形および未収金。(売却後引渡未了の証券の売却代金も含む。)
- (c) ファンドのために所有または購入契約済みのすべての債券、確定日払約束手形、受益権、株式、ディベチャー・ストック、新株引受権、ワラント、オプション、先物契約およびその他の投資資産および証券。
- (d) ファンドが受領すべきすべての株式、株式配当、現金配当および現金配分。(ただし、保管受託銀行は、配当落ち、権利落ち等による証券の市場価格の変動に関し調整することができる。)
- (e) ファンドが所有する利付証券から発生するすべての利息。(同利息が当該証券の元本金額に含まれるか反映されている場合は除く。)
- (f) すべての先物為替契約または他のヘッジ契約。
- (g) 未償却のファンドの創業費。
- (h) 前払費用を含むあらゆる性質その他のすべての資産。
ファンドの負債は、以下のものを含むものとみなされる。

- (a) すべての未払借入金、未払手形および未払金。
- (b) すべての発生済みまたは未払管理費。
- (c) 現金または財産の支払に関する契約上のすべての期限到来債務を含む(請求済、未請求のいかににかかわらず)すべての知れたる債務。(評価日が分配金受領権者決定のための基準日以降である場合に管理会社がファンドのために宣言した分配金の未払分を含む。)
- (d) 管理会社が承認し保管受託銀行が随時決定する評価日までの総資産および収益に基づく適切な納税引当金およびその他の準備金。
- (e) ファンドの受益証券により表象される負債を除くあらゆる種類、性質のファンドその他一切の負債。かかる負債額を決定する際、管理会社は、1年またはその他の期間についての定期的または経常的に発生する管理費およびその他の費用を予め計算し、当該期間にその均等分割金額を計上することができる。
可能な範囲で、有価証券の売買契約すべてが執行日現在反映され、分配および配当が当該落日現在計上されるように、ファンドは評価される。

上記資産の価格は、以下の方法によって決定される。

- (a) 証券取引所に上場されている資産は、入手可能な直近の取引値により評価される。
- (b) 証券取引所に上場されていないが規制ある市場またはその他の組織的な市場で取引されている資産は、評価時にかかる値が証券の販売のため最も適切であるとの保管受託銀行による判断を条件に、評価される。
- (c) 公正な市場価格を反映していない資産およびその他の資産は、慎重かつ誠実な立場から推定実現価格で評価される。
- (d) 現金は、額面価額と経過利息により評価される。
- (e) 通貨、証券、金融指数、金利およびその他の許可された金融商品に関する金融先物契約ならびにそれらのオプションおよびワラントは関係する証券取引所の最新価格で評価するものとする。特に店頭取引に関して証券取引所に上場していない場合、慎重かつ誠実に算定した予想換金価格で評価するものとする。

- (f) 金利スワップは金利曲線を基準とする市場価格で評価する。
- (g) 指数および金融商品にリンクしたスワップは、「関係金融指数」または関係する金融商品を基準に算定した市場価格で評価する。
- (h) 譲渡性証券投資信託または投資信託の対象ファンドの受益証券は入手可能な最新の買戻価格で評価する。
- (i) 管理会社と取引相手との間で適宜、定期預金を解約することができる適当な契約が締結されている場合、かかる定期預金は価格利回りで評価し、価格利回りは未払い利息を含む時価とする。
- (j) 米ドル以外の通貨により表示された価格は、直近の為替相場の仲値で米ドルに換算される。

異常な事態により評価が実行不可能または不適切になった場合には、保管受託銀行は、管理会社の承認を得てファンド資産の公正な評価のため、他の評価方法を用いて慎重かつ誠実に評価を行う権限を付与されている。

(2) 【保管】

ファンド証券が販売される海外においては、ファンド証券または確認書は受益者の責任において保管される。日本の投資者に販売されるファンド証券の券面またはその確認書は、販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、販売会社または販売取扱会社からファンド証券の取引残高報告書が交付される。ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではない。

(3) 【信託期間】

ファンドの存続期間は無期限である。

(4) 【計算期間】

ファンドの決算日は毎年6月末日である。

(5) 【その他】

(a) 解散

ファンドは、管理会社と保管受託銀行の合意により、いつでも解散することができる。

2010年12月17日法によれば、ファンドの登録が金融監督委員会に拒絶され、または撤回された場合には、ファンドは地方裁判所の決定により解散されうる。

ファンドの純資産価額が1,000万米ドルを下回った場合、管理会社は、ファンドの解散を決定することができる。

ファンドは、ルクセンブルグ法により規定される場合解散することができる。

(b) 約款

直近の変更は2023年5月30日に発効した。ルクセンブルグ商業および法人登記所への預託通知はルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン(以下「RESA」という。)に公告される。

管理会社は、保管受託銀行の承認を得て、または必要ある場合は、ファンドに関して管轄権のある監督当局による承認を得て約款の全部または一部をいつでも変更することができる。約款の変更はルクセンブルグ商業および法人登記所へ預託される。その預託はRESAに公告される。

日本においては、管理会社は、ファンドの約款を変更しようとする場合であってその内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

(c) ワラント・新受益証券引受権等の発行

ワラント、引受権、オプションまたは優先証券の発行は禁止されている。

(d) 関係法人との契約の更改等に関する手続

保管契約、サービス契約、投資運用契約、副投資運用契約、登録・名義書換事務代行契約、受益証券販売・買戻契約および代行協会員契約は当事者の合意なしに訂正されえない。

4 【受益者の権利等】

(1) 【受益者の権利等】

受益者がファンドに関する権利を直接行使するためには、受益者名簿に登録されていなければならない。従って、販売会社または販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、ファンド証券の受益者名簿に登録されていないため、自らファンドに関する権利を直接行使することはできない。これら日本の受益者は外国証券取引口座約款に基づき販売会社または販売取扱会社をして受益権を自己のために行使させることができる。

ファンド証券の保管を販売会社または販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において自ら行う手続きにより権利行使を行う。

受益者の有する主な権利は次のとおりである。

(a) 分配金請求権

受益者は、ファンドのために管理会社の決定した分配金を、持分に応じてファンドのために行為する管理会社に請求する権利を有する。

支払期日から5年以内に請求されなかった分配金については、その受益権は消滅し、ファンドに帰属する。

(b) 買戻請求権

受益者はファンド証券の買戻しを販売会社を通じて管理会社に請求する権利を有する。

(c) 残余財産分配請求権

ファンドが解散された場合、受益者はファンドのために行為する管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

(注) 約款には受益者集会に関する規定はない。なお、受益者の管理会社または保管受託銀行に対する請求権は、かかる請求権を生じさせる事由発生日の5年後に失効する。

(2) 【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンド証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はない。

(3) 【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- (a) 管理会社またはファンドに対する、ルクセンブルグおよび日本における法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、訴訟関係書類を受領する権限、
- (b) 日本におけるファンド証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されている。

また、財務省関東財務局長に対するファンド証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人ならびに金融庁長官に対するファンド証券に関する届出代理人は、

弁護士 竹 野 康 造

弁護士 大 西 信 治

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- a. ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2023年10月31日現在における株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝149.51円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1)【2023年 6 月30日終了年度】

【貸借対照表】

アリアンツ・ピムコ・ハイ・イールド・インカム・ファンド

純資産計算書

2023年 6 月30日現在

	(米ドル)	(千円)
有価証券および短期金融商品 (原価 247,277,380.65米ドル)	192,138,736.03	28,726,662
現金預金	6,577,117.23	983,345
スワップ取引に係る支払済前払金	1,330,122.08	198,867
未収利息		
— 債券	3,817,816.05	570,802
— スワップ取引	287,568.61	42,994
未収金		
— ファンド証券発行	108,656.00	16,245
— 証券取引	2,310.00	345
その他の未収金	1,438.95	215
未実現利益		
— オプション取引	2,302.76	344
— 先物取引	701,687.26	104,909
— スワップ取引	2,255,601.21	337,235
— 先物為替取引	478,851.98	71,593
資産合計	207,702,208.16	31,053,557
銀行に対する債務	-103,834.87	-15,524
売建オプションに係るプレミアム受領額	-8,975.00	-1,342
スワップ取引に係る受領済前払金	-2,745,099.42	-410,420
スワップ取引に係る利息債務	-164,398.95	-24,579
証券現先取引契約に係る返済債務	-1,266,000.00	-189,280
未払金		
— ファンド証券買戻	-111,855.70	-16,724
— 証券取引	-699,943.00	-104,648
その他の未払金	-351,927.48	-52,617
未実現損失		
— オプション取引	-3,477.34	-520
— 先物取引	-1,015,639.92	-151,848
— スワップ取引	-2,625,427.13	-392,528
— 先物為替取引	-799,104.04	-119,474
負債合計	-9,895,682.85	-1,479,504
純資産	197,806,525.31	29,574,054

添付の注記は当財務書類の一部である。

【損益計算書】

運用計算書

2022年7月1日から2023年6月30日までの期間

	(米ドル)	(千円)
利息		
— 債券	10,875,884.17	1,626,053
— スワップ取引	2,855,921.10	426,989
貸方残高に係る利息		
— 正の金利	145,119.69	21,697
— 負の金利	-78,819.91	-11,784
その他の収益	24,216.03	3,621
収益合計	13,822,321.08	2,066,575
支払利息		
— スワップ取引	-3,042,691.08	-454,913
その他の支払利息	-102,981.54	-15,397
年次税	-97,900.54	-14,637
一括報酬	-2,895,373.85	-432,887
費用合計	-6,138,947.01	-917,834
純収益 / 損失	7,683,374.07	1,148,741
実現損 / 益		
— 証券取引	-19,567,013.22	-2,925,464
— 金融先物取引	-1,231,392.14	-184,105
— 先物為替取引	214,413.77	32,057
— 為替	-453,098.05	-67,743
— スワップ取引	-896,816.15	-134,083
実現純損 / 益	-14,250,531.72	-2,130,597
未実現評価損 / 益の変動		
— オプション取引	-1,174.58	-176
— 証券取引	23,674,199.42	3,539,530
— 金融先物取引	230,122.74	34,406
— 先物為替取引	-734,126.96	-109,759
— 為替	317,139.85	47,416
— スワップ取引	2,387,251.01	356,918
運用実績	11,622,879.76	1,737,737

添付の注記は当財務書類の一部である。

純資産変動計算書

2022年7月1日から2023年6月30日までの期間

	(米ドル)	(千円)
期首現在純資産	208,602,441.64	31,188,151
発行受取額	8,892,164.70	1,329,468
買戻支払額	-21,306,810.16	-3,185,581
分配金	-10,004,150.63	-1,495,721
運用実績	11,622,879.76	1,737,737
期末現在純資産	197,806,525.31	29,574,054

受益証券変動計算書

	2022年7月1日～ 2023年6月30日 (口)	2021年7月1日～ 2022年6月30日 (口)
期首現在発行済受益証券数	35,061,041	39,481,610
- 発行受益証券数	1,494,070	1,502,930
- 買戻受益証券数	-3,602,702	-5,923,499
期末現在発行済受益証券数	32,952,409	35,061,041

ファンドのパフォーマンス

	クラス(米ドル) (分配型) % ¹⁾
1年 (2022年6月30日～2023年6月30日)	6.06
2年 (2021年6月30日～2023年6月30日)	-18.68
3年 (2020年6月30日～2023年6月30日)	-14.58
5年 (2018年6月30日～2023年6月30日)	-3.35
10年 (2013年6月30日～2023年6月30日)	12.93
設定来 ²⁾ (1997年12月16日～2023年6月30日)	255.85

¹⁾ 計算は、分配金を再投資したと仮定し、(販売手数料を除く)1口当り純資産価格に基づいている。実績は、ドイツのBVI (Bundesverband Investment und Asset Management e.V.)が推奨する方法に従って計算される。

²⁾ 運用開始日：1997年12月16日。当初1口当り純資産価格：10.00米ドル。

過去の実績は、現在または将来の実績の指標とはならない。

実績データは、受益証券の発行・買戻しで生じる手数料および費用を考慮していない。

添付の注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

アリアンツ・ピムコ・ハイ・イールド・インカム・ファンド

財務書類に対する注記

2023年6月30日

会計方針

会計基準

財務書類は、ルクセンブルグの投資信託に関する規則に準拠して作成される。

アリアンツ・ピムコ・ハイ・イールド・インカム・ファンドの基準通貨は、米ドル（USD）である。

資産の評価

証券取引所に公的に上場されている資産は、入手可能な直近の支払価格により評価される。

証券取引所に公式に上場されていないが規制ある市場またはその他の組織的な市場で取引されている資産は、評価時にかかる値が資産の売却のため最も好ましい取引値であるとの管理会社による判断を条件に、入手可能な直近の支払価格により評価される。

取引価格が公正な市場価格でない資産およびすべてのその他の資産は、推定実現価格で評価される。管理会社は、別の評価方法が資産の公正価格をより反映すると考える場合には、その単独の裁量により、当該方法の使用を許可することができる。

通貨、証券、金融指標、金利その他の許容される金融商品に関する金融先物取引ならびにそれらのオプションおよび関連ワラントは、証券取引所に上場されている場合、当該証券取引所の最新価格で評価される。証券取引所に上場されていない場合、特にすべての店頭市場取引に関して、評価は推定実現価格で行われる。

金利スワップは、適用される金利曲線を基準とする市場価格で評価される。指数および金融商品と結びついたスワップは、該当指標または該当金融商品を基準に算定される市場価格に基づいて評価される。

譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）またはその他の投資信託（UCI）における受益証券は、算定された入手可能な直近の買戻価格で評価される。

現金および定期預金は、額面価額に経過利息を付して評価される。

ファンドの基準通貨（以下「ファンド基準通貨」という。）以外の通貨建て資産は、直近の為替相場の仲値でファンド基準通貨に換算される。

有価証券価格

純資産額の計算は、目論見書の規定に従って、評価日の直近の有価証券価格を基準にしている。

年次報告書の財務書類は、有価証券価格に基づき報告期間の直近で計算され公表された純資産額に基づいて作成されている。

外貨

外貨建ての資産および負債は、下記の為替レートにより換算されている。

オーストラリアドル	(AUD)	1米ドル= AUD	1.510916
ブラジル・レアル	(BRL)	1米ドル= BRL	4.856450
英ポンド	(GBP)	1米ドル= GBP	0.792739
カナダドル	(CAD)	1米ドル= CAD	1.325850
チェコ・コルナ	(CZK)	1米ドル= CZK	21.896350
ドミニカ・ペソ	(DOP)	1米ドル= DOP	55.460000
ユーロ	(EUR)	1米ドル= EUR	0.922552
ハンガリー・フォリント	(HUF)	1米ドル= HUF	342.428200
日本円	(JPN)	1米ドル= JPY	144.655000
メキシコ・ペソ	(MXN)	1米ドル= MXN	17.104000
ノルウェー・クローネ	(NOK)	1米ドル= NOK	10.774500
ペルー・ヌエボ・ソル	(PEN)	1米ドル= PEN	3.633500
ポーランド・ズロチ	(PLN)	1米ドル= PLN	4.103750
ロシア・ルーブル	(RUB)	1米ドル= RUB	88.250000
南アフリカ・ランド	(ZAR)	1米ドル= ZAR	18.930000
トルコ・リラ	(TRY)	1米ドル= TRY	26.065000

税制

ファンドは、それ自身が年次税（"Taxe d'Abonnement"）を課されるルクセンブルグのファンドにその資産が投資されない限り、各四半期末日現在のファンドの純資産総額に対して計算され支払われるルクセンブルグ大公国の年次税を課されている。ファンドの収益に対して、ルクセンブルグの税金は課されていない。

受益証券の収益の分配金および累積に対して、ルクセンブルグの源泉税は現在課されていない。

一括報酬

ファンドが負担するすべての費用は、ファンドの資産から支払われる。

ファンドは、特定の受益証券クラスの条件に基づいて受益者に直接請求されない限り、ファンドの資産から管理会社に報酬（以下「一括報酬」という。）を支払う。

管理会社により任命された投資運用会社の報酬は、管理会社により一括報酬および該当する場合には成功報酬から支払われる。

特定の受益証券クラスの条件に基づいて受益者に直接請求されない場合、一括報酬は、毎月後払いで支払われ、関連する受益証券クラスの日々の平均純資産総額に基づき比例配分して計算される。

管理会社は、一括報酬の支払の見返りとして、ファンドに対して以下の報酬および費用を免除する。

- 管理報酬および中央管理事務代行報酬
- 販売報酬
- 保管報酬
- 登録事務・名義書換事務代行会社に対する報酬

- 目論見書、重要投資家情報書類、約款、年次報告書、半期報告書および（もしある場合には）中間報告書、その他の報告書および受益者宛通知の作成（翻訳を含む。）ならびに送付費用
- 目論見書、重要投資家情報書類、約款、年次報告書、半期報告書および（もしある場合には）中間報告書、その他の報告書および受益者宛通知、課税情報、申込みおよび買戻し価格の公表に掛かる費用ならびに受益者宛正式告知の費用
- 外部監査人によるファンドの監査費用
- 公衆に対する販売のための受益証券の登録費用および／または当該登録の維持費用
- 券面および（もしある場合には）クーポン発行ならびにクーポン更新費用
- 支払事務代行および情報提供代行報酬
- 国内外で認められている格付け会社によるファンド評価の費用。
- インデックス名の使用に関連する費用、特にライセンス料
- ファンド・マネージャーおよび投資顧問会社が使用する社内または外部のＩＴシステムの取得、使用および保守に関してファンドおよびファンドの管理会社が承認した第三者が負担する費用および経費
- 管理会社による国内資産への直接投資を許可し、または管理会社が国内市場において契約上のパートナーとして直接行為する地位の取得および維持に関連する費用
- 投資限度および投資制限の監視に関連してファンド、保管受託銀行およびファンドまたは保管受託銀行のために行う第三者に生じた費用および経費
- 指名された第三者によるリスクおよびパフォーマンス数値の計算ならびに管理会社に対する成功報酬の計算に係る費用
- 会社の受益者総会または資産の所有者の他の会合についての情報の取得に関連する費用、およびかかる会合への直接参加または承認された第三者による参加に関連する費用
- 郵便料金、電話料金、ファックス料金、テレックス料金

報酬の構成

	一括報酬 年率 %	年次税 年率 %
アリアンツ・ビムコ・ハイ・イールド ・インカム・ファンド	1.50	0.05

取引費用

取引費用は、2022年7月1日から2023年6月30日までの期間にファンドの会計とは別に報告されるかまたは支払請求されたすべての費用を考慮しており、特定の資産の購入または売却に直接関連するものである。

債券投資、先物為替契約およびその他のデリバティブ契約に関して、取引費用は投資の購入および売却価格に含まれる。これらの取引費用は、個別に特定されないが、ファンドのパフォーマンスに含まれる。

当期において、10,695.56米ドルの取引費用が発生した。

証券現先取引契約および証券貸付取引契約

証券現先取引契約および証券貸付取引契約（総称して、以下「証券金融取引」という。）は、2008年6月4日付の金融監督委員会告示08/356および2014年9月30日付金融監督委員会告示14/592ならびに規制(EU)No 648/2012を改正する、証券金融取引および再利用の透明性に関する欧州議会および理事会の2015年11月25日付規制(EU)2015/2365（以下「証券金融取引規制」という。）の要件を満たさなくてはならない。

ファンドは、買い手および売り手として証券現先取引契約を締結することができ、また借り手または貸し手として証券貸付取引契約を締結することができる。ただし、取引相手方は、かかる取引を専門とし、かつ、広く認識された格付機関（ムーディーズ、S&Pグローバル・レーティングまたはフィッチなど）からBaa3（ムーディーズ）またはBBB-（S&Pグローバル・レーティングまたはフィッチ）以上を取得した一流の金融機関でなければならない。上記以外に、取引相手方の法的地位または本社所在地国に関する規制はない。

証券現先取引契約においては、売り手は、買い手に対し、証券およびマネー・マーケット商品を売却するものとし、また、

- ・売り手および買い手は、既に、契約が締結された時点で設定された価格で、合意された期間内に、証券またはマネー・マーケット商品を売却および買戻す義務を負っているか、または
- ・売り手または買い手は、契約が締結された時点で設定された価格で、合意された期間内に、証券またはマネー・マーケット商品を契約の他方当事者に売却する権利を有するか、または契約の他方当事者に売却することを要求する権利を有するものとする。

かかる証券およびマネー・マーケット商品は、証券現先取引の期間中は売却することはできないものとし、また、ファンドは、常に、買戻しの約定に応じるポジションをとっていなければならないものとする。ファンドは、逆現先取引に合意する場合（ファンドは証券現先取引契約における買い手である。）、いつでも現金の全額を返還請求できること、または発生した総額もしくは値洗い価額で逆現先取引を終了させることができることを確保しなければならない。いずれかの時点で、現金を値洗い価額で返還請求することができる場合、逆現先取引の値洗い価額は、ファンドの純資産価額を算出するために使用されなければならない。ファンドは、現先取引に合意する場合（ファンドは証券現先取引契約における売り手である。）、いつでも現先取引の裏付証券を返還請求できること、または合意された現先取引を終了させることができることを確保しなければならない。契約期間が7日間を超えない証券現先取引は、ファンドがいつでも資産を返還請求することができる契約とみなされる。

証券貸付取引契約の場合、証券およびマネー・マーケット商品は、第三者が証券貸付取引契約の終了時に証券を返還しなければならないという条件で、手数料と引き換えに第三者に貸し付けられる。ファンドは、証券貸付取引契約において貸し付けられたすべての証券がいつでも返還されること、また、締結されたすべての証券貸付契約がいつでも終了され得ることを確保しなければならない。

ファンドが行うことができる証券現先取引契約および証券貸付取引契約に関するリスクの概要は以下の通りである（すべてを網羅するものではない。）。

- ・ファンドは、証券またはマネー・マーケット商品を貸し付ける場合、証券貸付期間内にかかる資産を売却することはできない。ファンドは、資産の市場パフォーマンスに完全に関与することになり、資産を売却することによって市場パフォーマンスへの関与を終了させることはできない。
上記の規定は、現先契約に従って売却される証券およびマネー・マーケット商品に関するファンドの買戻し義務にも適用される。
- ・証券貸付取引契約の期間中に現金で提供された担保が他の資産に投資された場合、受取人は、通常、かかる期間中に投資に損失が生じた場合でも担保を提供した当事者に対し、少なくとも担保として提供された現金を貸付期間終了後に支払う義務を免れることはないものとする。
上記の規定は、ファンドが現先契約に従って証券およびマネー・マーケット商品を売却した場合に、ファンドが受取り、その後に投資した流動性資産にも同様に適用される。
- ・証券またはマネー・マーケット商品が貸し付けられる場合、ファンドは、少なくとも貸し付けられた資産の取引締結時の価額に相当する価額の担保物を受け取るものとする。ただし、かかる担保は、その形態によって、その価値が減少する場合があります。借り手の買戻し義務の不履行またはデフォルトの場合、かかる損失は担保を清算することによって完全に補償されない可能性がある。
上記の規定は、転売契約に基づき購入された証券およびマネー・マーケット商品にも、かかる証券およびマネー・マーケット商品の価格が減少した場合に取引相手方によって支払われる買戻価格に関し、同様に適用される。
- ・ファンドが証券またはマネー・マーケット商品を貸し付ける場合、借り手は、通常、その後短期間でかかる証券またはマネー・マーケット商品を転売するか、または既に事前に転売してしまっている場合もある。借り手は、通常、ファンドによって貸し付けられた資産の価格に関連する証券およびマネー・マーケット商品の価格は低下すると推測する。その結果、ファンドによって行われた証券貸付取引契約は、証券の価格のパフォーマンスにマイナスの影響を及ぼす可能性があり、これによりファンドの一口当り価格にも取引から得られる証券貸付収益によって相殺できない程のマイナスの影響を及ぼす可能性がある。

後発事象

会計年度終了後、当財務書類の署名日までに重要な後発事象はなかった。

継続費用

継続費用は、（取引費用を除き）前の12か月間にファンド（または該当する受益証券クラス）に発生する費用であり、ファンドの平均取引高（または該当する受益証券クラスの平均取引高）の割合（「継続費用」）として表示される。一括報酬に加えて、その他のすべての費用が考慮される。ただし、負担する取引費用およびいかなるパフォーマンス関連報酬も除く。

継続費用を公表する他のUCITSまたはUCIに対してファンドがその資産を投資する場合、かかる他のUCITSまたはUCIの継続費用は、ファンドの継続費用を算出する際に考慮される（「総合的継続費用」）。しかしながら、他のUCITSまたはUCIがそれら自身の継続費用を公表しない場合、ファンドの継続費用を算出する際にかかるUCITSまたはUCIの継続費用を考慮することはできない。

	継続総費用
アリアンツ・ピムコ・ハイ・イールド・インカム・ファンド	1.51

【投資有価証券明細表等】

アリアンツ・ピムコ・ハイ・イールド・インカム・ファンド

投資有価証券明細表

2023年6月30日現在

ISIN	証券銘柄	株(口)数 / 通貨(単位:千) / Ctr:契約	2023年6月30日 持高	価格	時価 (米ドル)	純資産 比率 (%)
公認の証券取引所への上場を認可されている証券および短期金融商品					183,885,820.84	92.97
債券					183,885,820.84	92.97
アルバニア						0.96
XS2636412210	5.9000 % Albania Government EUR Bonds 23/28	EUR	1,800.0	97.740	1,907,008.99	0.96
アンゴラ						0.54
XS1318576086	9.5000 % Angola Government USD Bonds 15/25	USD	200.0	97.514	195,027.00	0.10
XS1819680288	8.2500 % Angola Government USD Bonds 18/28	USD	700.0	88.435	619,045.00	0.31
XS2083302419	8.0000 % Angola Government USD MTN 19/29	USD	300.0	84.334	253,000.62	0.13
アルゼンチン						3.14
US040114HX11	1.0000 % Argentina Government USD Bonds 20/29	USD	2,442.0	32.116	784,275.14	0.39
US040114HS26	0.5000 % Argentina Government USD FLR-Bonds 20/30	USD	131.8	32.876	43,318.92	0.02
US040114HT09	1.5000 % Argentina Government USD FLR-Bonds 20/35	USD	4,787.5	29.542	1,414,304.80	0.71
US040114HU71	3.8750 % Argentina Government USD FLR-Bonds 20/38	USD	6,770.2	35.038	2,372,152.69	1.20
US040114HV54	3.5000 % Argentina Government USD FLR-Bonds 20/41	USD	4,266.0	31.862	1,359,228.03	0.69
XS2385150334	5.2500 % Provincia de Buenos Aires USD FLR-MTN 21/37	USD	200.0	37.864	75,728.12	0.04
USP79171AD96	6.8750 % Provincia de Cordoba USD FLR-Notes 16/25	USD	127.2	75.838	96,493.25	0.05
USP7169GAA78	6.6250 % Provincia de Neuquen Argentina USD FLR-Notes 17/30	USD	103.3	70.394	72,702.67	0.04
オーストリア						0.05
XS1961852248	3.1250 % Sappi Papier Holding EUR Notes 19/26	EUR	100.0	95.201	103,193.34	0.05
アゼルバイジャン						0.20
XS1044540547	4.7500 % Azerbaijan Government USD Bonds 14/24	USD	222.0	98.781	219,294.38	0.11
XS1678623734	3.5000 % Azerbaijan Government USD Bonds 17/32	USD	200.0	85.188	170,375.62	0.09
バハマ						0.30
USP06518AG23	6.0000 % Bahamas Government USD Bonds 17/28	USD	750.0	80.423	603,168.75	0.30
バミューダ						0.23
USG8438NAB31	4.8500 % Star Energy Geothermal Darajat II Via Star Energy Geothermal Salak USD Notes 20/38	USD	500.0	90.475	452,375.00	0.23
ブラジル						1.42
USP2000TAA36	3.2500 % Banco do Brasil USD Notes 21/26	USD	900.0	92.386	831,474.54	0.42
BRSTNCNTB3D4	6.0000 % Brazil Notas do Tesouro Nacional BRL Bonds 10/50	BRL	1,300.0	444.262	1,189,223.11	0.60
BRVALED8S028	1.0000 % Vale BRL FLR-Notes 97/undefined	BRL	11,480.0	33.000	780,075.98	0.40
英領ヴァージン諸島						0.47
XS2357132849	3.9500 % Fortune Star EUR Notes 21/26	EUR	300.0	69.000	224,377.60	0.11
XS2132420758	6.8500 % Fortune Star USD Notes 20/24	USD	200.0	89.869	179,738.76	0.09
XS1711992716	4.9500 % Huarong Finance 2017 USD MTN 17/47	USD	200.0	66.718	133,435.94	0.07
XS2001732283	4.5000 % Huarong Finance 2019 USD MTN 19/29	USD	500.0	80.282	401,410.00	0.20
カメルーン						0.20
XS2360598630	5.9500 % Cameroon Government EUR Bonds 21/32	EUR	500.0	72.208	391,347.80	0.20
ケイマン諸島						4.66
USG13201AA91	5.3330 % Brazil Minas Via State of Minas Gerais USD Notes 13/28	USD	1,602.5	97.925	1,569,240.11	0.79
USG2176DAB40	3.3750 % CK Hutchison International 19 II USD Notes 19/49	USD	700.0	76.101	532,707.21	0.27
XS2051371222	6.1500 % Country Garden Holdings USD Notes 19/25	USD	300.0	36.094	108,283.14	0.05
USG2583XAB76	6.7500 % CSN Inova Ventures USD Notes 20/28	USD	200.0	92.702	185,404.98	0.09
XS2542162321	5.0000 % Gaci First Investment USD Notes 22/27	USD	1,500.0	99.613	1,494,189.30	0.76
XS2585988145	5.1250 % Gaci First Investment USD Notes 23/53	USD	900.0	90.037	810,335.34	0.41
USP52715AB80	0.0000 % Interoceania IV Finance USD Zero-Coupon Notes 30.11.2025	USD	28.1	92.019	25,892.70	0.01
XS1627598094	9.3750 % Kaisa Group Holdings USD Defaulted Notes 17/24	USD	300.0	6.922	20,766.00	0.01
XS2078247983	11.9500 % Kaisa Group Holdings USD Defaulted Notes 19/23	USD	200.0	6.801	13,602.00	0.01
XS2338398253	11.7000 % Kaisa Group Holdings USD Defaulted Notes 21/25	USD	200.0	6.957	13,914.00	0.01
XS2548889406	5.2680 % KSA Sukuk USD Bonds 22/28	USD	900.0	102.540	922,859.01	0.47
USG5975LAC03	5.2500 % Melco Resorts Finance USD Notes 19/26	USD	300.0	92.990	278,970.39	0.14
USG60744AG74	4.7500 % MGM China Holdings USD Notes 21/27	USD	400.0	91.000	364,000.00	0.18
USG7150PAA87	6.6250 % Poinsettia Finance USD Notes 16/31	USD	796.5	82.916	660,425.94	0.33
XS1970690829	3.5000 % QNB Finance USD MTN 19/24	USD	800.0	98.395	787,159.28	0.40
US80007RAF29	5.6250 % Sands China USD Notes 19/25	USD	200.0	97.621	195,242.50	0.10
XS2012954835	7.2500 % Sunac China Holdings USD Defaulted Notes 19/22	USD	200.0	15.643	31,286.94	0.02
US91911TAH68	6.8750 % Vale Overseas USD Notes 06/36	USD	290.0	104.938	304,318.75	0.15

ISIN	証券銘柄	株(口)数 / 通貨(単位:千) / Ctr:契約	2023年 6月30日 持高	価格	時価 (米ドル)	純資産 比率 (%)
US91911TAK97	6.8750 % Vale Overseas USD Notes 09/39	USD	600.0	104.485	626,912.52	0.32
XS2278364075	3.0000 % Zhongsheng Group Holdings USD Notes 21/26	USD	300.0	91.173	273,519.00	0.14
チリ					1,606,937.65	0.81
US05971WAC73	2.7000 % Banco Santander Chile USD Notes 20/25	USD	400.0	95.732	382,926.00	0.19
US168863DV76	3.5000 % Chile Government USD Bonds 22/34	USD	200.0	87.849	175,697.86	0.09
US168863DY16	4.3400 % Chile Government USD Bonds 22/42	USD	400.0	88.327	353,307.52	0.18
USP3143NBP89	5.1250 % Corporacion Nacional del Cobre de Chile USD Notes 23/33	USD	300.0	98.556	295,668.75	0.15
USP37110AS59	6.1500 % Empresa Nacional del Petroleo USD Notes 23/33	USD	400.0	99.834	399,337.52	0.20
コロンビア					12,212,049.66	6.17
US1953258K01	7.3750 % Colombia Government USD Bonds 06/37	USD	600.0	94.888	569,329.68	0.29
US1953258M66	6.1250 % Colombia Government USD Bonds 09/41	USD	3,500.0	80.858	2,830,041.55	1.43
US195325CX13	4.5000 % Colombia Government USD Bonds 15/26	USD	3,500.0	95.130	3,329,545.10	1.68
US195325DS19	3.1250 % Colombia Government USD Bonds 20/31	USD	500.0	75.341	376,704.45	0.19
US195325DT91	4.1250 % Colombia Government USD Bonds 20/51	USD	1,400.0	59.175	828,450.00	0.42
US195325DZ51	3.2500 % Colombia Government USD Bonds 21/32	USD	2,500.0	73.529	1,838,229.25	0.93
US195325EA91	4.1250 % Colombia Government USD Bonds 21/42	USD	300.0	63.132	189,395.82	0.10
US195325DX04	3.8750 % Colombia Government USD Bonds 21/61	USD	1,100.0	55.405	609,449.83	0.31
US195325EG61	7.5000 % Colombia Government USD Bonds 23/34	USD	700.0	97.425	681,974.30	0.34
US279158AP43	4.6250 % Ecopetrol USD Notes 21/31	USD	600.0	76.663	459,979.68	0.23
US279158AT64	8.6250 % Ecopetrol USD Notes 23/29	USD	500.0	99.790	498,950.00	0.25
コスタリカ					202,400.00	0.10
USP3699PGM34	6.5500 % Costa Rica Government USD Bonds 23/34	USD	200.0	101.200	202,400.00	0.10
ドミニカ共和国					6,170,967.71	3.12
USP3579ECQ81	13.6250 % Dominican Government DOP Bonds 23/33	DOP	38,700.0	123.794	863,835.78	0.44
XS2587319729	13.6250 % Dominican Government DOP Bonds 23/34	DOP	30,100.0	124.905	677,901.28	0.34
USP3579ECP09	5.5000 % Dominican Government USD Bonds 22/29	USD	500.0	93.889	469,443.05	0.24
USP3579ECR64	7.0500 % Dominican Government USD Bonds 23/31	USD	2,800.0	99.740	2,792,733.44	1.41
XS2543286004	12.0000 % Dominican Republic Central Bank DOP Notes 22/25	DOP	3,300.0	104.793	62,354.29	0.03
US25714PER55	13.0000 % Dominican Republic Central Bank DOP Notes 23/25	DOP	48,900.0	107.538	948,180.35	0.48
US25714PEU84	13.0000 % Dominican Republic Central Bank DOP Notes 23/26	DOP	18,300.0	108.047	356,519.52	0.18
エクアドル					3,565,664.40	1.80
XS2214237807	5.5000 % Ecuador Government USD FLR-Bonds 20/30	USD	2,100.0	48.477	1,018,014.69	0.51
XS2214238441	2.5000 % Ecuador Government USD FLR-Bonds 20/35	USD	7,400.0	34.219	2,532,180.84	1.28
XS2214239175	1.5000 % Ecuador Government USD FLR-Bonds 20/40	USD	50.0	30.938	15,468.87	0.01
ガーナ					574,177.60	0.29
XS2115147287	8.7500 % Ghana Government USD Bonds 20/61	USD	200.0	41.500	83,000.00	0.04
XS2325747637	8.8750 % Ghana Government USD Bonds 21/42	USD	1,000.0	41.411	414,107.10	0.21
XS2325742166	0.0000 % Ghana Government USD Zero- Coupon Bonds 07.04.2025	USD	200.0	38.535	77,070.50	0.04
グアテマラ					883,754.06	0.45
USP5015VAN66	4.6500 % Guatemala Government USD Bonds 21/41	USD	600.0	80.165	480,987.06	0.24
USP5015VAQ97	6.6000 % Guatemala Government USD Bonds 23/36	USD	400.0	100.692	402,767.00	0.21
香港					1,152,373.47	0.58
USY000AKAG27	4.8750 % Airport Authority USD Notes 23/30	USD	600.0	101.240	607,438.50	0.31
HK0000929684	3.7500 % Hong Kong Government EUR MTN Bonds 23/32	EUR	500.0	100.546	544,934.97	0.27
ハンガリー					6,408,303.49	3.24
XS2161992511	1.6250 % Hungary Government EUR Bonds 20/32	EUR	100.0	76.023	82,404.71	0.04
XS2181689659	1.7500 % Hungary Government EUR Bonds 20/35	EUR	2,300.0	70.248	1,751,336.69	0.89
XS2388586401	2.1250 % Hungary Government USD Bonds 21/31	USD	1,000.0	77.329	773,293.30	0.39
XS2388586583	3.1250 % Hungary Government USD Bonds 21/51	USD	200.0	61.995	123,990.12	0.06
XS2010026305	5.2500 % Hungary Government USD Bonds 22/29	USD	1,100.0	97.292	1,070,207.93	0.54
XS2574267261	6.2500 % Hungary Government USD Bonds 23/32	USD	500.0	102.449	512,244.15	0.26
XS2630760796	6.5000 % MFB Magyar Fejlesztési Bank USD Notes 23/28	USD	900.0	99.271	893,437.47	0.45
XS2634075399	7.5000 % MVM Energetika USD Notes 23/28	USD	300.0	99.851	299,552.94	0.15
XS2586007036	8.7500 % OTP Bank USD FLR-MTN 23/33	USD	900.0	100.204	901,836.18	0.46
インド					1,536,564.10	0.78
XS2109438205	3.9490 % Adani Electricity Mumbai USD Notes 20/30	USD	300.0	74.895	224,683.89	0.11
XS2080214864	4.2500 % Adani Transmission USD Notes 19/36	USD	244.5	76.169	186,232.79	0.10
US30216KAC62	3.8750 % Export-Import Bank of India USD Notes 18/28	USD	400.0	94.117	376,467.44	0.19
USY72570AS69	2.8750 % Reliance Industries USD Notes 22/32	USD	900.0	83.242	749,179.98	0.38
インドネシア					8,990,287.57	4.54
USY71418AB90	5.3150 % Freeport Indonesia USD MTN 22/32	USD	400.0	94.761	379,042.16	0.19
US455780BR67	6.7500 % Indonesia Government USD Bonds 14/44	USD	200.0	117.852	235,703.20	0.12
US455780BU96	5.1250 % Indonesia Government USD Bonds 15/45	USD	200.0	99.805	199,610.84	0.10
USY7140DAA82	4.8750 % Pelabuhan Indonesia USD Notes 14/24	USD	800.0	99.116	792,924.32	0.40
USY7133MAC39	4.2500 % Pelabuhan Indonesia USD Notes 15/25	USD	800.0	97.959	783,673.76	0.39
USY7133MAB55	5.3750 % Pelabuhan Indonesia USD Notes 15/45	USD	200.0	96.832	193,663.16	0.10
US69370RAA59	6.4500 % Pertamina USD MTN 14/44	USD	300.0	104.801	314,404.17	0.16
US69370RAK32	1.4000 % Pertamina USD Notes 21/26	USD	4,500.0	90.400	4,067,982.90	2.06
US71568QAD97	5.2500 % Perusahaan Perseroan Perusahaan Listrik Negara USD MTN 17/47	USD	1,400.0	87.963	1,231,475.56	0.62
US71568QAP28	4.0000 % Perusahaan Perseroan Perusahaan Listrik Negara USD MTN 20/50	USD	1,100.0	71.983	791,807.50	0.40
アイルランド					1,640,504.00	0.83
XS2063279959	5.9500 % Alfa Bank Via Alfa Bond Issuance USD FLR-Notes 19/30	USD	400.0	1.922	7,688.00	0.00
XS2477752260	7.2300 % SOCAR Turkey Enerji via Steas Funding 1 USD Notes 22/26	USD	1,700.0	96.048	1,632,816.00	0.83

ISIN	証券銘柄	株(口)数 / 通貨(単位:千) / Ctr:契約	2023年 6月30日 持高	価格	時価 (米ドル)	純資産 比率 (%)
マン島 US03512TAE10	3.7500 % AngloGold Ashanti Holdings USD Notes 20/30	USD	300.0	85.658	256,975.44	0.13
イスラエル IL0060004004	3.7500 % Israel Electric USD MTN 22/32	USD	1,500.0	85.170	1,277,555.85	0.65
コートジボワール XS1793329225	5.2500 % Ivory Coast Government EUR Bonds 18/30	EUR	1,200.0	84.799	1,103,018.67	0.56
XS2064786754	5.8750 % Ivory Coast Government EUR Bonds 19/31	EUR	200.0	83.989	182,079.17	0.09
XS2264871828	4.8750 % Ivory Coast Government EUR Bonds 20/32	EUR	100.0	78.037	84,588.63	0.04
XS0496488395	5.7500 % Ivory Coast Government USD FLR-Bonds 10/32	USD	1,190.6	93.414	1,112,169.62	0.56
日本 US606822CQ57	5.0630 % Mitsubishi UFJ Financial Group USD FLR-Notes 22/25	USD	1,000.0	98.757	987,573.30	0.50
ジャージー島 XS2412044302	7.7720 % Corsair International EUR FLR-MTN 22/27	EUR	400.0	100.298	650,261.52	0.33
XS2412055415	8.1220 % Corsair International EUR FLR-MTN 22/29	EUR	200.0	99.355	215,390.58	0.11
ヨルダン XS1577950311	7.3750 % Jordan Government USD Bonds 17/47	USD	300.0	86.169	657,974.57	0.33
XS2602742285	7.5000 % Jordan Government USD Bonds 23/29	USD	400.0	99.867	258,506.25	0.13
カザフスタン XS1595714087	5.7500 % KazMunayGas National USD Notes 17/47	USD	400.0	80.765	399,468.32	0.20
XS1807299331	6.3750 % KazMunayGas National USD Notes 18/48	USD	200.0	85.205	493,469.74	0.25
ルクセンブルグ XS2010030919	3.1000 % ALROSA Finance USD Notes 20/27	USD	200.0	7.046	323,060.00	0.16
USL21779AJ97	4.6250 % CSN Resources USD Notes 21/31	USD	700.0	76.344	170,409.74	0.09
XS2106053551	0.0000 % Ecuador Social USD Zero-Coupon Bonds 30.01.2035	USD	570.7	76.616	4,752,781.04	2.40
XS1911645049	2.9490 % Gazprom Via Gaz Capital EUR Notes 18/24	EUR	1,000.0	85.750	14,092.50	0.01
XS2542166231	6.1290 % Greensaif Pipelines Bidco USD Notes 23/38	USD	300.0	102.315	534,408.35	0.27
XS2542166744	6.5100 % Greensaif Pipelines Bidco USD Notes 23/42	USD	200.0	103.531	207,061.50	0.10
USL4R02QAA86	5.1980 % Guara Norte USD Notes 21/34	USD	1,503.2	87.149	207,061.50	0.10
USL75833AA88	6.1250 % Petrorio Luxembourg Trading USD Notes 21/26	USD	400.0	96.889	1,310,056.16	0.66
XS0848530977	5.1250 % Sberbank of Russia Via SB Capital USD Notes 12/22	USD	200.0	33.501	387,554.80	0.20
XS2568343672	5.7800 % TMS Issuer USD Notes 23/32	USD	300.0	102.920	67,002.00	0.03
USL9467UAB37	8.7500 % Unigel Luxembourg USD Notes 19/26	USD	700.0	35.737	308,760.39	0.16
マレーシア XS2629043691	4.8760 % Khazanah Capital USD MTN 23/33	USD	300.0	99.150	250,156.88	0.13
XS2629054201	4.6870 % Khazanah Global Sukuk USD MTN 23/28	USD	500.0	98.869	1,251,189.19	0.63
USY68856AV83	4.5500 % Petronas Capital USD MTN 20/50	USD	500.0	91.878	297,451.29	0.15
マーシャル諸島 USY62014AA64	6.0670 % Nakilat USD Notes 06/33	USD	86.3	104.654	494,346.45	0.25
メキシコ USP1401KAB72	6.6250 % Banco Mercantil del Norte (Grand Cayman) USD FLR-Notes 21/undefined	USD	500.0	77.550	459,391.45	0.23
USP30179BR86	6.2640 % Comision Federal de Electricidad USD Notes 22/52	USD	800.0	84.546	90,283.97	0.05
US91087BAM28	2.6590 % Mexico Government USD Bonds 20/31	USD	1,200.0	82.482	90,283.97	0.05
US91087BAK61	4.7500 % Mexico Government USD Bonds 20/32	USD	1,300.0	95.063	387,750.00	0.20
US91087BAL45	5.0000 % Mexico Government USD Bonds 20/51	USD	4,200.0	86.130	676,366.64	0.34
US91087BAN01	3.7710 % Mexico Government USD Bonds 20/61	USD	500.0	67.409	989,787.00	0.50
US91087BAU44	5.4000 % Mexico Government USD Bonds 23/28	USD	600.0	101.553	1,235,812.50	0.62
US91087BAV27	6.3500 % Mexico Government USD Bonds 23/35	USD	1,000.0	104.750	3,617,474.70	1.83
US71643VAB18	6.7000 % Petróleos Mexicanos USD Notes 22/32	USD	1,244.0	75.880	337,043.50	0.17
USP0R08BAG79	5.3750 % Sitios Latinoamerica USD Notes 22/32	USD	600.0	90.214	609,319.56	0.31
USP9401CAB83	6.3900 % Trust Fibra Uno USD Notes 19/50	USD	300.0	80.000	1,047,497.00	0.53
モロッコ XS2355149316	3.7500 % OCP USD Notes 21/31	USD	500.0	82.756	943,943.22	0.48
XS2355172482	5.1250 % OCP USD Notes 21/51	USD	700.0	72.749	541,283.16	0.27
ナイジェリア XS0944707222	6.3750 % Nigeria Government USD Bonds 13/23	USD	800.0	99.736	240,000.00	0.12
XS1910827887	8.7470 % Nigeria Government USD Bonds 18/31	USD	800.0	89.517	923,024.82	0.47
XS1717011982	6.5000 % Nigeria Government USD MTN 17/27	USD	500.0	86.750	413,778.95	0.21
XS2384698994	6.1250 % Nigeria Government USD MTN 21/28	USD	200.0	83.286	509,245.87	0.26
XS2384701020	7.3750 % Nigeria Government USD MTN 21/33	USD	300.0	78.721	2,800,270.78	1.42
XS2445169985	8.3750 % Nigeria Government USD MTN 22/29	USD	500.0	89.952	797,887.52	0.40
北マケドニア XS2582522681	6.9600 % North Macedonia Government EUR Bonds 23/27	EUR	500.0	102.281	716,137.68	0.36
オマーン XS1620176831	4.3970 % Oman Sovereign USD Bonds 17/24	USD	200.0	98.463	433,750.00	0.22
パナマ USP0092AAG42	5.1250 % Aeropuerto Internacional de Tocumen USD Notes 21/61	USD	500.0	77.547	166,571.36	0.09
USP12651AD05	5.2500 % Banco General USD FLR- Notes 21/undefined	USD	1,100.0	86.932	236,162.22	0.12
USP1559LAA72	2.5000 % Banco Nacional de Panamá USD Notes 20/30	USD	800.0	78.625	449,762.00	0.23
US698299AK07	9.3750 % Panama Government USD Bonds 99/29	USD	2,415.0	120.267	554,337.32	0.28
US698299AW45	6.7000 % Panama Government USD Bonds 06/36	USD	900.0	106.581	196,925.20	0.10
US698299BB98	4.3000 % Panama Government USD Bonds 13/53	USD	300.0	73.569	196,925.20	0.10
US698299BN37	2.2520 % Panama Government USD Bonds 20/32	USD	500.0	76.161	8,540,578.41	4.32

ISIN	証券銘柄		株(口)数 / 通貨(単位:千) / Ctr:契約	2023年 6月30日 持高	価格	時価 (米ドル)	純資産 比率 (%)	
US698299BM53	4.5000	%	Panama Government USD Bonds 20/56	USD	1,000.0	74.289	742,887.50	0.38
US698299BT07	6.4000	%	Panama Government USD Bonds 22/35	USD	900.0	103.891	935,020.62	0.47
US698299BS24	4.5000	%	Panama Government USD Bonds 22/63	USD	300.0	72.369	217,105.71	0.11
US698299BV52	6.8530	%	Panama Government USD Bonds 23/54	USD	200.0	103.700	207,400.00	0.10
パラグアイ							568,324.54	0.29
USP75744AE59	4.7000	%	Paraguay Government USD Bonds 17/27	USD	200.0	97.415	194,830.78	0.10
USP75744AL92	3.8490	%	Paraguay Government USD Bonds 22/33	USD	200.0	86.869	173,737.50	0.09
USP75744AM75	5.8500	%	Paraguay Government USD Bonds 23/33	USD	200.0	99.878	199,756.26	0.10
ペルー							2,169,331.65	1.10
USP56236AB16	3.2500	%	InRetail Consumer USD Notes 21/28	USD	700.0	85.849	600,943.41	0.31
US715638DR09	3.2300	%	Peru Government USD Bonds 20/undefined	USD	1,100.0	59.371	653,083.75	0.33
US715638DU38	3.0000	%	Peru Government USD Bonds 21/34	USD	800.0	82.347	658,775.04	0.33
USP7808BAB38	5.6250	%	Petróleos del Perú USD Notes 17/47	USD	400.0	64.132	256,529.45	0.13
フィリピン							4,452,856.60	2.25
US718286BG11	6.3750	%	Philippine Government USD Bonds 09/34	USD	2,000.0	112.259	2,245,180.00	1.14
US718286CA32	3.7000	%	Philippine Government USD Bonds 16/41	USD	2,000.0	83.333	1,666,666.60	0.84
US718286CL96	2.6500	%	Philippine Government USD Bonds 20/45	USD	200.0	67.875	135,750.00	0.07
US718286CW51	5.0000	%	Philippine Government USD Bonds 23/33	USD	400.0	101.315	405,260.00	0.20
ポーランド							1,518,493.82	0.77
XS2625207571	5.3750	%	Bank Gospodarstwa Krajowego USD MTN 23/33	USD	400.0	99.559	398,234.04	0.20
US857524AD47	5.5000	%	Poland Government USD Bonds 22/27	USD	900.0	102.612	923,506.20	0.47
US731011AV42	4.8750	%	Poland Government USD Bonds 23/33	USD	200.0	98.377	196,753.58	0.10
カタール							551,234.71	0.28
XS2357494322	2.2500	%	Qatar Energy USD Notes 21/31	USD	200.0	84.026	168,052.46	0.09
XS2359548935	3.1250	%	Qatar Energy USD Notes 21/41	USD	500.0	76.636	383,182.25	0.19
ルーマニア							5,048,186.45	2.55
XS2258400162	2.6250	%	Romania Government EUR Bonds 20/40	EUR	500.0	60.987	330,533.56	0.17
XS2027596530	2.1240	%	Romania Government EUR MTN 19/31	EUR	740.0	75.789	607,920.85	0.31
XS2364200514	2.8750	%	Romania Government EUR MTN 21/42	EUR	700.0	61.747	468,514.51	0.24
XS2434895558	2.1250	%	Romania Government EUR MTN 22/28	EUR	1,500.0	87.018	1,414,844.31	0.71
XS2434895806	3.7500	%	Romania Government EUR MTN 22/34	EUR	1,400.0	80.866	1,227,159.90	0.62
XS2201851685	4.0000	%	Romania Government USD Bonds 20/51	USD	1,400.0	71.372	999,213.32	0.50
ロシア							0.04	0.00
RU000A0ZZVE6	2.8750	%	Russian Foreign Bond - Eurobond EUR Bonds 18/25	EUR	200.0	0.000	0.02	0.00
RU000A0JWHA4	4.7500	%	Russian Foreign Bond - Eurobond USD Bonds 16/26	USD	200.0	0.000	0.02	0.00
サウジアラビア							5,405,269.44	2.73
XS2262853265	2.2500	%	Saudi Arabian Oil USD Notes 20/30	USD	500.0	83.371	416,853.75	0.21
XS2159975700	3.2500	%	Saudi Government USD MTN 20/30	USD	200.0	90.775	181,550.00	0.09
XS2577134401	4.7500	%	Saudi Government USD MTN 23/28	USD	2,300.0	99.905	2,297,821.44	1.16
XS2577135127	4.8750	%	Saudi Government USD MTN 23/33	USD	2,500.0	100.362	2,509,044.25	1.27
セネガル							72,972.44	0.04
XS2333676133	5.3750	%	Senegal Government EUR Bonds 21/37	EUR	100.0	67.321	72,972.44	0.04
セルビア							1,775,335.36	0.90
XS2170186923	3.1250	%	Serbia Government EUR Bonds 20/27	EUR	100.0	89.962	97,514.22	0.05
XS2580269426	6.2500	%	Serbia Government USD Bonds 23/28	USD	700.0	99.480	696,358.74	0.35
XS2580270275	6.5000	%	Serbia Government USD Bonds 23/33	USD	1,000.0	98.146	981,462.40	0.50
シンガポール							844,451.01	0.43
USY51478AA66	6.8750	%	LLPL Capital USD Notes 19/39	USD	413.6	89.941	371,951.01	0.19
USY56607AA51	6.3750	%	Medco Bell USD Notes 20/27	USD	500.0	94.500	472,500.00	0.24
南アフリカ							12,436,791.26	6.29
XS0958072240	6.7500	%	Eskom Holdings USD MTN Notes 13/23	USD	1,400.0	99.693	1,395,695.00	0.71
XS1864523300	6.3500	%	Eskom Holdings USD Notes 18/28	USD	3,400.0	93.207	3,169,052.28	1.60
XS1864522757	8.4500	%	Eskom Holdings USD Notes 18/28	USD	200.0	94.926	189,852.50	0.10
US836205AX27	5.6500	%	South Africa Government USD Bonds 17/47	USD	200.0	70.298	140,596.26	0.07
US836205BA15	4.8500	%	South Africa Government USD Bonds 19/29	USD	1,600.0	87.840	1,405,442.88	0.71
US836205BB97	5.7500	%	South Africa Government USD Bonds 19/49	USD	2,400.0	70.641	1,695,393.36	0.86
US836205BC70	5.8750	%	South Africa Government USD Bonds 22/32	USD	800.0	88.197	705,578.64	0.36
US836205BE37	7.3000	%	South Africa Government USD Bonds 22/52	USD	600.0	83.711	502,267.50	0.25
ZAG000016320	10.5000	%	South Africa Government ZAR Bonds 98/26	ZAR	58,800.0	104.080	3,232,912.84	1.63
韓国							1,265,189.35	0.64
USY52758AE20	1.3750	%	LG Chem USD Notes 21/26	USD	1,100.0	87.965	967,619.29	0.49
XS2612749908	5.3750	%	SK On USD Notes 23/26	USD	300.0	99.190	297,570.06	0.15
スリランカ							1,245,271.87	0.63
USY8137FAH11	6.2000	%	Sri Lanka Government USD Bonds 17/27	USD	300.0	42.057	126,171.87	0.06
USY8137FAK40	5.7500	%	Sri Lanka Government USD Bonds 18/23	USD	1,200.0	41.875	502,500.00	0.26
USY8137FAN88	6.8500	%	Sri Lanka Government USD Bonds 19/24	USD	200.0	43.125	86,250.00	0.04
USY8137FAQ10	6.3500	%	Sri Lanka Government USD Bonds 19/24	USD	400.0	43.469	173,875.00	0.09
USY8137FAP37	7.8500	%	Sri Lanka Government USD Bonds 19/29	USD	200.0	43.125	86,250.00	0.04
USY8137FAR92	7.5500	%	Sri Lanka Government USD Bonds 19/30	USD	600.0	45.038	270,225.00	0.14
国際機関							473,112.90	0.24
XS2356571559	4.1250	%	Eastern & Southern African Trade & Development Bank USD MTN 21/28	USD	600.0	78.852	473,112.90	0.24
スイス							684,523.25	0.35
US22550L2J94	4.7500	%	Credit Suisse (New York) USD Notes 22/24	USD	400.0	97.878	391,513.44	0.20
USH3698DDQ46	9.7500	%	Credit Suisse Group USD FLR- Notes 22/undefined	USD	200.0	0.000	0.02	0.00
USH42097DJ36	4.4900	%	UBS Group USD FLR-Notes 22/25	USD	300.0	97.670	293,009.79	0.15

ISIN	証券銘柄	株(口)数 / 通貨(単位:千) / Ctr:契約	2023年 6月30日 持高	価格	時価 (米ドル)	純資産 比率 (%)	
オランダ							
XS2348767083	7.5000 %	B01 Finance EUR Notes 22/27	EUR	700.0	86.408	1,092,554.23	0.55
XS2211183244	1.5390 %	Prosus EUR MTN 20/28	EUR	200.0	82.410	655,631.83	0.33
XS2211183756	2.0310 %	Prosus EUR MTN 20/32	EUR	100.0	71.051	178,657.20	0.09
USN7163RAW36	3.2570 %	Prosus USD Notes 22/27	USD	200.0	90.625	77,015.20	0.04
チュニジア							
XS1567439689	5.6250 %	Tunisia Government EUR Bonds 17/24	EUR	300.0	83.378	181,250.00	0.09
XS1901183043	6.7500 %	Tunisia Government EUR Bonds 18/23	EUR	100.0	93.338	372,306.13	0.19
トルコ							
US900123AY60	6.8750 %	Turkey Government USD Bonds 06/36	USD	2,000.0	84.931	271,131.97	0.14
US900123CB40	4.8750 %	Turkey Government USD Bonds 13/43	USD	2,500.0	64.428	101,174.16	0.05
US900123CM05	5.7500 %	Turkey Government USD Bonds 17/47	USD	2,000.0	68.440	9,345,179.43	4.72
US900123CP36	5.1250 %	Turkey Government USD Bonds 18/28	USD	2,000.0	87.146	1,698,613.20	0.86
US900123CQ19	6.1250 %	Turkey Government USD Bonds 18/28	USD	200.0	89.564	1,610,700.00	0.81
US900123DA57	5.9500 %	Turkey Government USD Bonds 20/31	USD	600.0	84.508	1,368,805.40	0.69
US900123DC14	5.8750 %	Turkey Government USD Bonds 21/31	USD	300.0	83.568	1,742,919.40	0.88
US900123DJ66	9.1250 %	Turkey Government USD Notes 23/30	USD	2,000.0	99.363	179,127.30	0.09
ウクライナ							
XS2404309754	6.8750 %	NPC Ukrenergo USD Notes 21/28	USD	1,700.0	21.972	507,048.30	0.26
XS2357277149	6.2500 %	State Agency of Roads of Ukraine USD Bonds 21/30	USD	600.0	21.607	250,703.43	0.13
XS1303925470	7.7500 %	Ukraine Government USD Bonds 15/27	USD	2,100.0	25.044	1,987,262.40	1.00
XS1303926528	7.7500 %	Ukraine Government USD Bonds 15/28	USD	100.0	24.068	2,130,689.41	1.08
XS1577952952	7.3750 %	Ukraine Government USD Bonds 17/34	USD	1,750.0	23.241	129,642.84	0.06
XS2010030836	7.2530 %	Ukraine Government USD Bonds 20/35	USD	2,200.0	23.219	525,918.75	0.27
XS2010028699	6.8760 %	Ukraine Government USD Bonds 21/31	USD	700.0	22.859	24,067.68	0.01
アラブ首長国連邦							
XS2600246552	4.3750 %	Abu Dhabi National Energy USD Notes 23/29	USD	400.0	98.889	406,715.23	0.21
XS2600248335	4.6960 %	Abu Dhabi National Energy USD Notes 23/33	USD	300.0	99.477	23,219	0.26
XS2615919284	4.7740 %	First Abu Dhabi Bank USD MTN 23/28	USD	600.0	99.063	160,010.62	0.08
XS2623206187	5.0840 %	MDGH GMTN RSC USD MTN 23/53	USD	200.0	99.893	2,204,246.38	1.11
XS2386563469	1.6250 %	NBK USD FLR-Notes 21/27	USD	800.0	89.513	395,555.84	0.20
イギリス							
US06738EBZ79	5.3040 %	Barclays USD FLR-Notes 22/26	USD	500.0	97.848	2,587,235.35	1.31
US06738ECA10	5.7460 %	Barclays USD FLR-Notes 22/33	USD	400.0	96.377	489,242.40	0.25
XS2301292400	1.5000 %	Gazprom Via Gaz Capital EUR MTN 21/27	EUR	800.0	64.755	385,508.88	0.20
US404280BZ11	3.8030 %	HSBC Holdings USD FLR-Notes 19/25	USD	300.0	98.089	561,529.32	0.28
US404280DG12	5.2100 %	HSBC Holdings USD FLR-Notes 22/28	USD	200.0	97.617	294,267.72	0.15
US53944YAT01	4.7160 %	Lloyds Banking Group USD FLR-Notes 22/26	USD	200.0	97.115	195,233.42	0.10
XS1788515606	1.7500 %	NatWest Group EUR FLR-MTN 18/26	EUR	200.0	94.923	194,229.40	0.10
US780097BK63	4.2690 %	NatWest Group USD FLR-Notes 19/25	USD	200.0	98.230	205,783.31	0.10
XS1261825621	9.7500 %	Ukreximbank Via Biz Finance USD Notes 15/25	USD	75.0	86.640	196,460.90	0.10
アメリカ合衆国							
XS1891174341	2.5000 %	Digital Euro Finco EUR Notes 19/26	EUR	100.0	93.221	64,980.00	0.03
US5252M0FD44	6.8750 %	Lehman Brothers Holdings USD Defaulted MTN 08/18	USD	3,200.0	0.225	18,996,629.33	9.60
US80386WAA36	5.8750 %	Sasol Financing USA USD Notes 18/24	USD	500.0	98.779	101,046.73	0.05
USU8035UAC63	8.7500 %	Sasol Financing USA USD Notes 23/29	USD	500.0	97.833	7,200.00	0.00
US912810QZ49	3.1250 %	United States Government USD Bonds 13/43	USD	9,400.0	86.539	493,896.05	0.25
US912828J272	2.0000 %	United States Government USD Bonds 15/25	USD	2,300.0	95.180	489,166.49	0.25
US91282CFJ53	3.1250 %	United States Government USD Bonds 22/29	USD	2,300.0	94.922	8,134,671.64	4.11
US912810TF57	2.3750 %	United States Government USD Bonds 22/42*	USD	1,600.0	77.242	2,189,132.87	1.11
US912810TH14	3.2500 %	United States Government USD Bonds 22/42	USD	4,700.0	88.563	2,183,203.01	1.10
ウズベキスタン							
XS2365195978	3.9000 %	Uzbekistan Government USD Bonds 21/31	USD	1,000.0	80.374	1,235,875.04	0.63
ベネズエラ							
US922646AS37	9.2500 %	Venezuela Government USD Defaulted Bonds 97/27**	USD	1,810.0	9.000	4,162,437.50	2.10
USP97475AD26	7.0000 %	Venezuela Government USD Defaulted Bonds 03/18**	USD	500.0	7.500	803,737.50	0.41
US922646BL74	9.3750 %	Venezuela Government USD Defaulted Bonds 04/34**	USD	800.0	9.000	2,265,775.00	1.15
USP97475AG56	6.0000 %	Venezuela Government USD Defaulted Bonds 05/20**	USD	1,130.0	7.250	162,900.00	0.08
XS0217249126	7.6500 %	Venezuela Government USD Defaulted Bonds 05/25**	USD	1,400.0	9.000	37,500.00	0.02
USP97475AJ95	7.0000 %	Venezuela Government USD Defaulted Bonds 07/38**	USD	100.0	9.000	72,000.00	0.04
USP17625AB33	9.2500 %	Venezuela Government USD Defaulted Bonds 08/28**	USD	18,005.0	9.000	81,925.00	0.04
USP97475AN08	7.7500 %	Venezuela Government USD Defaulted Bonds 09/19**	USD	2,080.0	7.500	126,000.00	0.06
他の規制ある市場で取引される証券および短期金融商品							
						156,000.00	0.08
						6,530,639.27	3.30
債券							
						2,025,790.94	1.02
ケイマン諸島							
US46062JAA43	7.8600 %	Interoceanica V Finance USD Notes 08/30	USD	241.3	94.977	229,215.40	0.12
ペルー							
US05971U2B27	4.6500 %	Banco de Crédito del Perú PEN Notes 19/24	PEN	2,500.0	95.443	656,684.33	0.33
スイス							
US225401AY40	6.3730 %	UBS Group USD FLR-Notes 22/26	USD	250.0	98.313	245,781.73	0.12
						245,781.73	0.12

ISIN	証券銘柄	株(口)数 / 通貨(単位:千) / Ctr:契約	2023年 6月30日 持高	価格	時価 (米ドル)	純資産 比率 (%)
アメリカ合衆国 US76716XAC65	8.2000 % Rio Oil Finance Trust Series 2018-1 USD Notes 18/28	USD	887.5	100.747	894,109.48	0.45
アセット・バック証券						0.45
アメリカ合衆国 US61749BAD55	5.2604 % Morgan Stanley Capital I Trust 2006- NC5 ABS USD FLR-Notes 06/36 Cl.A2B	USD	879.9	53.046	466,770.29	0.24
モーゲージ・バック証券						0.24
イギリス XS2419722678	5.3157 % Canada Square Funding 6 MBS GBP FLR- Notes 22/59 Cl.A	GBP	183.3	99.080	4,038,078.04	2.04
XS2202848326	6.1542 % Polaris 2020-1 MBS GBP FLR-Notes 20/57 Cl.A	GBP	45.9	100.082	1,537,459.85	0.78
XS2348602835	5.6037 % Rochester Financing No 3 MBS GBP FLR-Notes 21/44 Cl.A	GBP	196.7	98.808	229,082.65 ¹⁾	0.12
XS2215921748	5.7649 % Stratton Mortgage Funding 2020-1 MBS GBP FLR-Notes 20/52 Cl.A	GBP	62.8	99.650	57,998.05 ¹⁾	0.03
XS2076199905	6.5466 % Towd Point Mortgage Funding 2019- Vantage2 MBS GBP FLR-Notes 19/54 Cl.A	GBP	561.9	100.048	245,225.40 ¹⁾	0.12
XS2432286115	5.6289 % Tower Bridge Funding 2022-1 MBS GBP FLR-Notes 22/63 Cl.A	GBP	173.6	99.121	78,993.34 ¹⁾	0.04
アメリカ合衆国 US05539BAQ77	3.6757 % BCAP 2012-RR3 Trust MBS USD FLR- Notes 12/37 Cl.2A8	USD	1,652.6	90.150	709,094.10 ¹⁾	0.36
US08162PAX96	3.6660 % Benchmark 2018-B1 Mortgage Trust MBS USD FLR-Notes 18/51 Cl.BOFA SECURITIES, INC. / FIXED INCOME	USD	1,000.0	91.496	217,066.31 ¹⁾	0.11
US86360NAG79	4.5218 % Structured Adjustable Rate Mortgage Loan Trust MBS USD FLR-Notes 06/36 Cl.1A1	USD	105.4	90.931	2,500,618.19	1.26
その他の証券および短期金融商品						0.75
債券						0.46
アルゼンチン US64131GAA04	6.6250 % Provincia de Neuquen Argentina USD FLR- Notes 17/30	USD	206.6	70.394	914,957.30 ¹⁾	0.46
南アフリカ XS2395714418	8.6000 % Development Bank of Southern Africa ZAR Notes 21/24	ZAR	30,200.0	98.842	95,868.70 ¹⁾	0.05
投資有価証券および短期金融商品						0.05
金融機関への預金						0.87
一覧払い預金						0.87
State Street Bank International GmbH, Luxembourg Branch Cash at Broker and Deposits for collateralisation of derivatives						0.07
金融機関への預金						0.80

証券銘柄	株(口)数 / 通貨(単位:千) / Ctr:契約	2023年 6月30日 持高	通貨	価格	未実現 -損 / 益 (米ドル)	純資産 比率 (%)
デリバティブ						
持高のマイナスはショート・ポジションを表す。						
上場デリバティブ						
先物取引						
購入債券先物						
10-Year US Treasury Note (CBT) Futures 09/23	Ctr	499	USD	112.125	-313,952.66	-0.16
5-Year US Treasury Note (CBT) Futures 09/23	Ctr	79	USD	107.094	-313,952.66	-0.16
売却債券先物						
10-Year German Government Bond (Bund) Futures 09/23	Ctr	-57	EUR	133.160	-1,008,154.05	-0.51
2-Year US Treasury Note (CBT) Futures 09/23	Ctr	-256	USD	101.688	-844,101.15	-0.43
30-Year German Government Bond (Buxl) Futures 09/23	Ctr	-11	EUR	137.720	-164,052.90	-0.08
5-Year German Government Bond (Bobl) Futures 09/23	Ctr	-13	EUR	115.550	694,201.39	0.35
Ultra Long US Treasury Bond (CBT) Futures 09/23	Ctr	-17	USD	134.969	113,998.99	0.06
店頭取引のデリバティブ						
先物為替取引						
Sold BRL / Bought USD - 05 Jul 2023	BRL	-5,147,455.22			-320,252.06	-0.16
Sold BRL / Bought USD - 02 Aug 2023	BRL	-5,215,177.77			-109,908.43	-0.06
Sold BRL / Bought USD - 05 Sep 2023	BRL	-5,221,033.08			-50,697.73	-0.03
Sold CZK / Bought USD - 21 Jul 2023	CZK	-422,000.00			7,061.52	0.00
Sold DOP / Bought USD - 14 Jul 2023	DOP	-15,385,000.00			-45.35	0.00
Sold DOP / Bought USD - 20 Jul 2023	DOP	-11,600,000.00			-11,525.11	-0.01
Sold DOP / Bought USD - 27 Jul 2023	DOP	-22,768,000.76			-9,337.65	0.00
Sold DOP / Bought USD - 03 Aug 2023	DOP	-9,078,000.00			-18,279.44	-0.01
Sold DOP / Bought USD - 28 Aug 2023	DOP	-19,330,300.00			-7,001.31	0.00
Sold DOP / Bought USD - 06 Oct 2023	DOP	-9,754,000.00			-1,463.88	0.00
Sold DOP / Bought USD - 13 Oct 2023	DOP	-10,316,000.00			-2,266.53	0.00
Sold DOP / Bought USD - 16 Nov 2023	DOP	-9,840,368.10			-2,109.86	0.00
Sold DOP / Bought USD - 27 Nov 2023	DOP	-4,626,000.00			-694.54	0.00
Sold DOP / Bought USD - 07 Dec 2023	DOP	-8,630,230.90			-388.12	0.00
Sold EUR / Bought USD - 05 Jul 2023	EUR	-17,844,135.00			-842.23	0.00
Sold EUR / Bought USD - 02 Aug 2023	EUR	-16,943,135.00			-139,404.35	-0.07
Sold GBP / Bought USD - 05 Jul 2023	GBP	-1,356,000.00			199,788.33	0.10
Sold GBP / Bought USD - 02 Aug 2023	GBP	-1,165,000.00			-31,984.28	-0.02
Sold MXN / Bought USD - 16 Aug 2023	MXN	-17,839,000.00			3,457.10	0.00
Sold MXN / Bought USD - 16 Oct 2023	MXN	-17,007,000.00			-5,086.93	0.00
Sold NGN / Bought USD - 26 Jul 2023	NGN	-11,593,473.00			-67,526.00	-0.03
Sold NGN / Bought USD - 05 Sep 2023	NGN	-12,749,000.00			6,626.70	0.00
Sold NGN / Bought USD - 27 Oct 2023	NGN	-29,182,750.00			5,185.62	0.00
Sold NGN / Bought USD - 04 Dec 2023	NGN	-18,144,000.00			10,764.42	0.01
Sold NGN / Bought USD - 29 Jan 2024	NGN	-27,060,000.00			4,359.42	0.00
Sold PEN / Bought USD - 20 Sep 2023	PEN	-2,315,925.86			9,036.24	0.00
					-4,685.41	0.00

証券銘柄	株(口)数 / 通貨(単位:千) / Ctr:契約	2023年 6月30日 持高	通貨	価格	未実現 -損 / 益 (米ドル)	純資産 比率 (%)
Sold PLN / Bought USD - 21 Jul 2023	PLN	-23,000.00			-90.91	0.00
Sold USD / Bought BRL - 05 Jul 2023	USD	-1,069,445.53			-6,154.91	0.00
Sold USD / Bought BRL - 05 Sep 2023	USD	-1,101,038.40			34,782.37	0.02
Sold USD / Bought EUR - 05 Jul 2023	USD	-19,545,616.33			-203,470.84	-0.10
Sold USD / Bought GBP - 05 Jul 2023	USD	-1,714,575.11			-4,049.96	0.00
Sold USD / Bought INR - 20 Sep 2023	USD	-994,000.00			-699.27	0.00
Sold USD / Bought JPY - 16 Aug 2023	USD	-1,038,702.12			-79,561.57	-0.04
Sold USD / Bought MXN - 16 Aug 2023	USD	-1,015,739.70			5,282.16	0.00
Sold USD / Bought NGN - 26 Jul 2023	USD	-20,309.00			-4,676.99	0.00
Sold USD / Bought NGN - 05 Sep 2023	USD	-20,630.00			-3,977.55	0.00
Sold USD / Bought NGN - 27 Oct 2023	USD	-48,422.00			-9,815.75	0.00
Sold USD / Bought NGN - 04 Dec 2023	USD	-28,800.00			-5,084.37	0.00
Sold USD / Bought NGN - 29 Jan 2024	USD	-33,000.00			2,049.04	0.00
Sold USD / Bought ZAR - 15 Aug 2023	USD	-256,836.24			-9,509.05	-0.01
Sold ZAR / Bought USD - 15 Aug 2023	ZAR	-35,835,861.24			47,472.92	0.02
Sold ZAR / Bought USD - 18 Aug 2023	ZAR	-14,600,214.42			-8,765.72	0.00
Sold ZAR / Bought USD - 12 Sep 2023	ZAR	-23,346,408.91			97,576.67	0.05
Sold ZAR / Bought USD - 17 Oct 2023	ZAR	-19,484,684.23			45,409.47	0.02
オプション取引					-1,174.58	0.00
金利スワップに係る売却オプション（スワップション）					-1,174.58	0.00
Call 3.26% [ORO USD 10Y] Exp. 26 Jul. 2023	Ctr	-300,000	USD	0.115	629.64	0.00
Call 3.26% [ORO USD 10Y] Exp. 26 Jul. 2023	Ctr	-100,000	USD	0.115	209.88	0.00
Call 3.27% [ORO USD 10Y] Exp. 24 Jul 2023	Ctr	-400,000	USD	0.106	905.40	0.00
Call 3.35% [ORO USD 7Y] Exp. 27 Jul 2023	Ctr	-200,000	USD	0.108	248.96	0.00
Call 3.35% [ORO USD 7Y] Exp. 27 Jul 2023	Ctr	-100,000	USD	0.108	129.48	0.00
Call 3.38% [ORO USD 10Y] Exp. 31 Jul. 2023	Ctr	-300,000	USD	0.325	179.40	0.00
Put 3.66% [ORO USD 10Y] Exp. 26 Jul. 2023	Ctr	-300,000	USD	0.698	-1,118.34	0.00
Put 3.66% [ORO USD 10Y] Exp. 26 Jul. 2023	Ctr	-100,000	USD	0.698	-372.78	0.00
Put 3.67% [ORO USD 10Y] Exp. 24 Jul. 2023	Ctr	-400,000	USD	0.633	-1,203.96	0.00
Put 3.78% [ORO USD 10Y] Exp. 31 Jul. 2023	Ctr	-300,000	USD	0.427	-126.09	0.00
Put 3.85% [ORO USD 7Y] Exp. 27 Jul. 2023	Ctr	-200,000	USD	0.453	-440.78	0.00
Put 3.85% [ORO USD 7Y] Exp. 27 Jul. 2023	Ctr	-100,000	USD	0.453	-215.39	0.00
スワップ取引					-369,825.92	-0.19
クレジット・デフォルト・スワップ					581,112.56	0.29
プロテクションの買い手					-117,033.67	-0.06
Dubai Government 7.76% 05 Oct 2020 - 1.00% - 20 Dec 2024	USD	500,000.00			-4,474.44	0.00
Korea Government 2.75% 19 Jan 2027 - 1.00% - 20 Jun 2028	USD	4,300,000.00			-14,624.70	-0.01
Markit CDX Emerging Markets Index - 1.00% - 20 Dec 2027	USD	1,000,000.00			-13,297.00	-0.01
Oman Government 4.75% 15 Jun 2026 - 1.00% - 20 Dec 2027	USD	100,000.00			-1,863.90	0.00
Oman Government 4.75% 15 Jun 2026 - 1.00% - 20 Dec 2027	USD	100,000.00			-1,863.90	0.00
South Africa Government 5.88% 16 Sep 2025 - 1.00% - 20 Jun 2026	USD	2,300,000.00			-48,817.32	-0.03
Turkey Government 11.88% 15 Jan 2030 - 1.00% - 20 Dec 2025	USD	300,000.00			-6,546.52	0.00
Turkey Government 11.88% 15 Jan 2030 - 1.00% - 20 Dec 2025	USD	1,000,000.00			-25,545.89	-0.01
プロテクションの売り手					698,146.23	0.35
Argentina Government 1.00% 09 Jul 2029 - 5.00% - 20 Dec 2023	USD	450,000.00			30,517.10	0.02
Banco do Brasil 4.63% 15 Jan 2025 - 1.00% - 20 Dec 2024	USD	600,000.00			6,678.11	0.00
Brazil Government 4.25% 07 Jan 2025 - 1.00% - 20 Jun 2026	USD	100,000.00			5,721.80	0.00
Brazil Government 4.25% 07 Jan 2025 - 1.00% - 20 Jun 2027	USD	2,100,000.00			105,685.72	0.05
Brazil Government 4.25% 07 Jan 2025 - 1.00% - 20 Dec 2030	USD	600,000.00			28,329.48	0.02
Brazil Government 4.25% 07 Jan 2025 - 1.00% - 20 Jun 2031	USD	1,800,000.00			85,231.03	0.04
Brazil Government 4.25% 07 Jan 2025 - 1.00% - 20 Jun 2031	USD	700,000.00			36,640.37	0.02
Brazil Government 4.25% 7 Jan 2025 - 1.00% - 20 Dec 2027	USD	500,000.00			25,132.68	0.01
Chile Government 3.24% 06 Feb 2028 - 1.00% - 20 Jun 2028	USD	100,000.00			972.21	0.00
Chile Government 3.24% 6 Feb 2028 - 1.00% - 20 Jun 2024	USD	300,000.00			1,723.15	0.00
Chile Government 3.24% 6 Feb 2028 - 1.00% - 20 Jun 2024	USD	2,100,000.00			10,964.38	0.01
Chile Government 3.24% 6 Feb 2028 - 1.00% - 20 Dec 2024	USD	300,000.00			3,127.20	0.00
Chile Government 3.24% 6 Feb 2028 - 1.00% - 20 Dec 2024	USD	200,000.00			1,874.46	0.00
Hungary Government 5.38% 25 Mar 2024 - 1.00% - 20 Dec 2023	USD	400,000.00			3,810.52	0.00
Indonesia Government 4.13% 15 Jan 2025 - 1.00% - 20 Jun 2028	USD	5,600,000.00			10,609.59	0.01
Mexico Government 4.15% 28 Mar 2027 - 1.00% - 20 Jun 2028	USD	1,500,000.00			31,171.34	0.02
Mexico Government 4.15% 28 Mar 2027 - 1.00% - 20 Jun 2028	USD	200,000.00			3,071.23	0.00
Mexico Government 4.15% 28 Mar 2027 - 1.00% - 20 Jun 2024	USD	100,000.00			2,378.36	0.00
Mexico Government 4.15% 28 Mar 2027 - 1.00% - 20 Dec 2024	USD	100,000.00			1,845.22	0.00
Mexico Government 4.15% 28 Mar 2027 - 1.00% - 20 Dec 2024	USD	700,000.00			13,043.16	0.01
Mexico Government 4.15% 28 Mar 2027 - 1.00% - 20 Dec 2025	USD	100,000.00			2,656.41	0.00
Mexico Government 4.15% 28 Mar 2027 - 1.00% - 20 Jun 2026	USD	400,000.00			8,326.07	0.00
Mexico Government 4.15% 28 Mar 2027 - 1.00% - 20 Dec 2026	USD	1,000,000.00			8,416.61	0.00
Mexico Government 4.15% 28 Mar 2027 - 1.00% - 20 Dec 2026	USD	9,000,000.00			107,353.73	0.05
Mexico Government 4.15% 28 Mar 2028 - 1.00% - 20 Jun 2027	USD	300,000.00			3,395.71	0.00
Panama Government 8.88% 30 Sep 2027 - 1.00% - 20 Jun 2024	USD	200,000.00			984.20	0.00
Panama Government 8.88% 30 Sep 2027 - 1.00% - 20 Dec 2024	USD	300,000.00			2,609.17	0.00
Peru Government 8.75% 21 Nov 2033 - 1.00% - 20 Jun 2026	USD	1,100,000.00			12,118.23	0.01
Peru Government 8.75% 21 Nov 2033 - 1.00% - 20 Jun 2026	USD	900,000.00			6,639.47	0.00
Peru Government 8.75% 21 Nov 2033 - 1.00% - 20 Jun 2026	USD	2,200,000.00			33,843.38	0.02
Peru Government 8.75% 21 Nov 2033 - 1.00% - 20 Jun 2026	USD	3,600,000.00			46,589.74	0.02
Peru Government 8.75% 21 Nov 2033 - 1.00% - 20 Jun 2026	USD	200,000.00			1,628.73	0.00
Peru Government 8.75% 21 Nov 2033 - 1.00% - 20 Jun 2026	USD	200,000.00			1,732.37	0.00
Peru Government 8.75% 21 Nov 2033 - 1.00% - 20 Jun 2026	USD	3,000,000.00			28,629.68	0.02
Poland Government 1.38% 22 Oct 2027 - 1.00% - 20 Jun 2028	USD	100,000.00			1,328.79	0.00
Poland Government 1.30% 22 Oct 2027 - 1.00% - 20 Dec 2023	USD	100,000.00			58.85	0.00
Poland Government 1.30% 22 Oct 2027 - 1.00% - 20 Dec 2023	USD	100,000.00			38.47	0.00
Romania Government 2.75% 26 Feb 2026 - 1.00% - 20 Dec 2023	USD	100,000.00			1,032.70	0.00
Romania Government 2.75% 26 Feb 2026 - 1.00% - 20 Dec 2023	USD	200,000.00			1,356.58	0.00
Serbia Government 3.13% 15 May 2027 - 1.00% - 20 Dec 2027	USD	200,000.00			8,680.03	0.01
South Africa Government 5.88% 16 Sep 2025 - 1.00% - 20 Dec 2023	USD	700,000.00			12,200.20	0.01

証券銘柄	株(口)数 / 通貨(単位：千) / Ctr:契約	2023年 6 月30日 持高	通貨	価格	未実現 -損 / 益 (米ドル)	純資産 比率 (%)
金利スワップ(IRS)						
IRS BRL Pay 11.97% / Receive 1M BRCDI - 02 Jan 2024	BRL	19,000,000.00			-950,938.48	-0.48
IRS BRL Receive 11.42% / Pay 1M BRCDI - 04 Jan 2027	BRL	1,400,000.00			68,445.89	0.03
IRS BRL Receive 9.15% / Pay 1M BRCDI - 02 Jan 2024	BRL	900,000.00			5,285.25	0.00
IRS BRL Receive 9.153% / Pay 1M BRCDI - 02 Jan 2024	BRL	7,900,000.00			-10,644.42	-0.01
IRS BRL Receive 9.20% / Pay 1M BRCDI - 02 Jan 2024	BRL	10,100,000.00			-93,329.39	-0.05
IRS CZK Receive 4.61% / Pay 6M PRIBOR - 06 Jun 2028	CZK	54,800,000.00			-117,219.23	-0.06
IRS GBP Receive 5.58% / Pay 12M SONIA - 28 Jun 2026	GBP	1,100,000.00			696.62	0.00
IRS MXN Pay 8.59% / Receive 1M T1IE - 18 May 2028	MXN	2,900,000.00			111.49	0.00
IRS MXN Pay 8.76% / Receive 1M T1IE - 19 May 2028	MXN	100,000.00			-1,698.43	0.00
IRS MXN Pay 8.90% / Receive 1M T1IE - 21 May 2027	MXN	10,000,000.00			-99.16	0.00
IRS MXN Receive 8.74% / Pay 1M T1IE - 07 Mar 2028	MXN	17,300,000.00			-6,468.84	0.00
IRS PLN Pay 5.46% / Receive 6M WIBOR - 10 Jan 2028	PLN	1,400,000.00			14,494.63	0.01
IRS PLN Pay 5.49% / Receive 6M WIBOR - 10 Jan 2028	PLN	1,400,000.00			-4,594.38	0.00
IRS USD Pay 1.00% / Receive 12M SOFR - 21 Sep 2024	USD	5,700,000.00			-5,062.06	0.00
IRS USD Pay 3.00% / Receive 3M LIBOR - 19 Sep 2023	USD	8,600,000.00			49,833.99	0.03
IRS USD Pay 3.00% / Receive 3M SOFR - 19 Dec 2028	USD	13,300,000.00			49,342.59	0.03
IRS USD Receive 1.00% / Pay 3M LIBOR - 16 Sep 2023	USD	20,300,000.00			1,313,120.30	0.66
IRS USD Receive 1.00% / Pay 3M SOFR - 16 Dec 2025	USD	20,300,000.00			-201,716.43	-0.10
IRS USD Receive 1.50% / Pay 3M LIBOR - 15 Sep 2023	USD	2,400,000.00			-722,389.71	-0.37
IRS USD Receive 1.50% / Pay 3M SOFR - 15 Dec 2028	USD	2,400,000.00			-20,720.01	-0.01
IRS USD Receive 1.75% / Pay 12M SOFR - 15 Jun 2024	USD	6,000,000.00			-176,907.12	-0.09
IRS USD Receive 3.00% / Pay 3M SOFR - 19 Dec 2048	USD	4,700,000.00			-16,399.09	-0.01
IRS ZAR Pay 5.95% / Receive 3M JIBAR - 30 Nov 2024	ZAR	36,600,000.00			-1,131,145.19	-0.57
デリバティブの投資					56,124.22	0.03
純流動資産 / 負債	USD				-1,005,205.22	-0.51
ファンドの純資産	USD				95,877.27	0.04
1口当り純資産価格					6.00米ドル	
発行済受益証券数					32,952,409.00口	

1) 時価は、最終純資産価格算出日の入手可能な直近の価格に基づいて算定された。
* 基準日現在、当該持高は、一部または全部レボ契約の対象となっていた。
基準日現在、証券レボ契約の総評価額は、1,266,000.00米ドルになった。
** ベネズエラ政権および国営石油会社に対する米国の制裁により、ベネズエラ債券の取引は制限されている。

当期中の投資有価証券の変動明細表は、請求により無料でアリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハーのルクセンブルグ事務所から入手可能である。

添付の注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

Allianz PIMCO High Yield Income Fund

Statement of Net assets

as at 30/06/2023

	USD
Securities and money-market instruments	
(Cost Price USD 247,277,380.65)	192,138,736.03
Cash at banks	6,577,117.23
Upfront-payments paid on swap transactions	1,330,122.08
Interest receivable on	
- bonds	3,817,816.05
- swap transactions	287,568.61
Receivable on	
- subscriptions of fund shares	108,656.00
- securities transactions	2,310.00
Other receivables	1,438.95
Unrealised gain on	
- options transactions	2,302.76
- futures transactions	701,687.26
- swap transactions	2,255,601.21
- forward foreign exchange transactions	478,851.98
Total Assets	207,702,208.16
Liabilities to banks	-103,834.87
Premiums received on written options	-8,975.00
Upfront-payments received on swap transactions	-2,745,099.42
Interest liabilities on swap transactions	-164,398.95
Payback liability on security repurchase agreements	-1,266,000.00
Payable on	
- redemptions of fund shares	-111,855.70
- securities transactions	-699,943.00
Other payables	-351,927.48
Unrealised loss on	
- options transactions	-3,477.34
- futures transactions	-1,015,639.92
- swap transactions	-2,625,427.13
- forward foreign exchange transactions	-799,104.04
Total Liabilities	-9,895,682.85
Net assets	197,806,525.31

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Statement of Operations

for the period from 01/07/2022 to 30/06/2023

	USD
Interest on	
- bonds	10,875,884.17
- swap transactions	2,855,921.10
Interest on credit balances	
- positive interest rate	145,119.69
- negative interest rate	-78,819.91
Other income	24,216.03
Total income	13,822,321.08
Interest paid on	
- swap transactions	-3,042,691.08
Other interest paid	-102,981.54
Taxe d'Abonnement	-97,900.54
All-in-fee	-2,895,373.85
Total expenses	-6,138,947.01
Net income/loss	7,683,374.07
Realised gain/loss on	
- securities transactions	-19,567,013.22
- financial futures transactions	-1,231,392.14
- forward foreign exchange transactions	214,413.77
- foreign exchange	-453,098.05
- swap transactions	-896,816.15
Net realised gain/loss	-14,250,531.72
Changes in unrealised appreciation/depreciation on	
- options transactions	-1,174.58
- securities transactions	23,674,199.42
- financial futures transactions	230,122.74
- forward foreign exchange transactions	-734,126.96
- foreign exchange	317,139.85
- swap transactions	2,387,251.01
Result of operations	11,622,879.76

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Statement of Changes in Net Assets

for the period from 01/07/2022 to 30/06/2023

	USD
Net assets at the beginning of the period	208,602,441.64
Subscriptions	8,892,164.70
Redemptions	-21,306,810.16
Distribution	-10,004,150.63
Result of operations	11,622,879.76
Net assets at the end of the period	197,806,525.31

Statement of Changes in Units

	01/07/2022-30/06/2023	01/07/2021-30/06/2022
Number of units in issue at the beginning of the period	35,061,041	39,481,610
- Number of units issued	1,494,070	1,502,930
- Number of units redeemed	-3,602,702	-5,923,499
Number of units in issue at the end of the period	32,952,409	35,061,041

Performance of the Fund

		Class (USD) (distributing) % ¹⁾
1 year	(30/06/2022-30/06/2023)	6.06
2 years	(30/06/2021-30/06/2023)	-18.68
3 years	(30/06/2020-30/06/2023)	-14.58
5 years	(30/06/2018-30/06/2023)	-3.35
10 years	(30/06/2013-30/06/2023)	12.93
Since launch ²⁾	(16/12/1997-30/06/2023)	255.85

¹⁾ The calculation is based on the net asset value per unit (excluding sales charge), assuming distributions, if any, were reinvested. The performance is calculated according to the method recommended by the German BVI (Bundesverband Investment und Asset Management e.V.).

²⁾ Launch date: 16 December 1997. Initial NAV per unit: USD 10.00

Historical performance is not an indicator of current or future performance.

Performance data ignores the commission and expenses incurred in issuing and redeeming the units.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Notes to the Financial Statements

Accounting Policies

Basis of Accounting

The financial statements are prepared in accordance with the Luxembourg regulations relating to Undertakings for Collective Investment.

The base currency of the Allianz PIMCO High Yield Income Fund is the US-Dollar (USD).

Valuation of Assets

Assets that are officially listed on a stock exchange are valued at the latest available price paid.

Assets that are not officially listed on a stock exchange, but are traded on a regulated market or on other organised markets, are also valued at the latest available price paid, provided that, at the time of valuation, the Management Company considers that price to be the best possible price at which the assets can be sold.

Assets whose trade prices are not fair market prices, as well as all other assets, are valued at the probable realisation value. At its discretion, the Management Company may authorise other valuation methods if, in its consideration, such other methods better represent the fair value of the assets.

Financial futures transactions relating to currencies, securities, financial indices, interest rates and other permissible financial instruments and options thereon and corresponding warrants are, if they are listed on a stock exchange, valued at the most recent prices on the stock exchange in question. If there is no stock market listing, in particular for all OTC transactions, the valuation shall be made based on the likely realisable value.

Interest-rate swaps are valued at their market value in relation to the applicable interest rate curve. Swaps tied to indices and to financial instruments are valued at their market value, which is determined by reference to the index concerned or the financial instrument concerned.

Units in UCITS or UCIs are valued at the latest determined and obtainable redemption price.

Cash and time deposits are valued at their nominal value plus accrued interest.

Assets not denominated in the base currency of the Fund (hereinafter called the “base currency of the Fund”) are converted into the base currency of the Fund at the most current middle-market rate of exchange.

Security Prices

The calculation of the Net Asset Value will be in accordance with the provisions of the Prospectus based on the last known security prices on the Valuation Date.

The Financial Statements of the Annual Report have been prepared on the basis of the securities' prices of the most recently calculated and published Net Asset Value of the reporting period.

Foreign Currencies

Assets and liabilities in foreign currencies have been converted at the exchange rates stated below:

Australian Dollar	(AUD)	1 USD = AUD	1.510916
Brazilian Real	(BRL)	1 USD = BRL	4.856450
British Pound	(GBP)	1 USD = GBP	0.792739
Canadian Dollar	(CAD)	1 USD = CAD	1.325850
Czech Koruna	(CZK)	1 USD = CZK	21.896350
Dominican Peso	(DOP)	1 USD = DOP	55.460000
Euro	(EUR)	1 USD = EUR	0.922552
Hungarian Forint	(HUF)	1 USD = HUF	342.428200
Japan Yen	(JPY)	1 USD = JPY	144.655000
Mexican Peso	(MXN)	1 USD = MXN	17.104000
Norwegian Krone	(NOK)	1 USD = NOK	10.774500
Peruvian Nouveau Sol	(PEN)	1 USD = PEN	3.633500
Polish Zloty	(PLN)	1 USD = PLN	4.103750
Russian Rubel	(RUB)	1 USD = RUB	88.250000
South African Rand	(ZAR)	1 USD = ZAR	18.930000
Turkish Lira	(TRY)	1 USD = TRY	26.065000

Taxation

The Fund is subject to a “Taxe d’Abonnement” in the Grand Duchy of Luxembourg, calculated and payable on the total net assets of the Fund at the end of each quarter unless the assets are invested in Luxembourg funds which are themselves subject to a “Taxe d’Abonnement”. The income of the Fund is not taxable in Luxembourg.

Distribution and accumulation of income on units are currently not subject to withholding tax in Luxembourg.

All-in Fee

All costs to be borne by the Fund are paid from the Fund's assets:

The Fund pays the Management Company a fee (“all-in fee”) from the assets of the Fund, unless this fee is charged directly to the unitholders within the framework of a specific unit class.

The fees of the investment managers appointed by the Management Company are paid by the Management Company out of its all-in fee and, if applicable, out of its performance fee.

The all-in fee is paid monthly in arrears and calculated pro rata based on the average daily net asset value of the relevant unit class, unless this fee is charged directly to the unitholders within the framework of a specific unit class.

In return for payment of the all-in fee, the Management Company grants the Fund exemption from the following list of fees and charges:

- Management and central administration agent fee;
- Distribution fees;
- Custodian fee;
- Registrar and Transfer Agent fee;

- Costs of preparing (including translation) and distributing the complete sales prospectus, key investor information, articles of incorporation, annual, semi- annual and, if applicable, interim reports and any other reports and communications to unitholders;
- Costs of publishing the sales prospectus, key investor information, articles of incorporation, annual, semi- annual and, if applicable, interim reports and any other reports and communications to unitholders, tax information, issue and redemption prices, as well as official notices to unitholders;
- Costs charged by the external auditor for auditing the Fund;
- Costs of registering the units for public distribution and/ or maintaining such registration;
- Costs of issuing unit certificates and, where applicable, coupons and coupon renewals;
- Fees levied by the Paying and Information Agent;
- Costs of assessing the Fund by nationally and internationally recognised rating agencies;
- Costs related to the use of index names, in particular licence fees;
- Costs and expenses incurred by the Fund and third parties authorised by the Management Company of the Fund in connection with the acquisition, use and maintenance of internal or external IT systems used by the fund managers and investment advisers;
- Costs associated with acquiring and maintaining a status entitling the Management Company to invest directly in assets in a country or to act directly as a contracting partner on markets in a country;
- Costs and expenses associated with monitoring investment limits and restrictions incurred by the Fund, the custodian and any third parties acting on their behalf;
- Costs for calculating the risk and performance figures and for calculating a performance fee for the Management Company by third parties appointed to do so;
- Costs associated with obtaining information about general shareholders' meetings of companies or about other meetings of the owners of assets, and costs related to direct participation or participation through authorised third parties in such meetings;
- Postage, telephone, fax and telex costs.

Fee Structure

	All-in Fee in % p.a.	Taxe d'Abonnement in % p.a.
Allianz PIMCO High Yield Income Fund	1.50	0.05

Transaction costs

Transaction costs take into account all the costs that were reported or charged separately in the period from 1 July 2022 to 30 June 2023 for the account of the Fund and which are directly related to the purchase or sale of certain assets.

For fixed-interest investments, forward foreign exchange contracts and other derivative contracts, the transaction costs are included in the purchase and sale price of the investment. These transaction costs cannot be identified separately but are included in the performance of the Fund.

Transaction costs of USD 10,695.56 were incurred in the period under review.

Securities Repurchase Agreements, Securities Lending

Securities repurchase agreements and securities lending transactions (together referred to as “Securities Financing Transactions”) must meet the requirements of CSSF Circular 08/356 dated 4 June 2008 and 14/592 dated 30 September 2014 as well as the Regulation (EU) 2015/2365 of the European Parliament and of the Council of 25 November 2015 on transparency of securities financing transactions and of reuse and amending Regulation (EU) No 648/2012 (“Securities Financing Transactions Regulation).

The Fund may enter into securities repurchase agreements both as buyer and seller as well as securities lending transactions as borrower or lender, provided that the counterparty is a top-rated financial institution specialising in such transactions, which has been rated by a recognized rating agency (e.g. Moody's, S&P or Fitch) with at least Baa3 (Moody's), BBB- (S&P or Fitch). There are no further restrictions with regard to legal status or country of origin of the counterparty.

In securities repurchase agreements, the seller sells securities and money-market instruments to the buyer, and either

- the seller and the buyer are already under the obligation to sell and repurchase, respectively, the securities or money-market instruments at a price fixed and within a period of time agreed to when the agreement was entered into or
- the seller or the buyer retains the right to sell to the other party to the agreement or require the other party to the agreement to sell the securities or money-market instruments at a price fixed and within a period of time agreed to when the agreement was entered into.

Such securities and money-market instruments may not be sold during the term of the securities repurchase agreement and the Fund must at all times be in a position to comply with its repurchase commitment. If the Fund agrees a reverse repurchase transaction (the Fund is the buyer in a securities repurchase agreement), it must ensure that it can demand back the full cash amount at any time, or can terminate the reverse repurchase transaction either in the total amount accrued or at a mark-to-market value. If the cash amount can be demanded back at a mark-to-market value at any time, the mark-to-market value of the reverse repurchase transaction should be used for calculating the Fund's net asset value. If the Fund agrees a repurchase transaction (the Fund is the seller in a securities repurchase agreement), it must ensure that it can demand back the securities underlying the repurchase agreement at any time, or can terminate the agreed repurchase transaction. Securities repurchase agreements with a term not exceeding seven days are regarded as agreements in which the Fund can demand back the assets at any time.

In the case of securities lending transactions, securities and money-market instruments are lent to a third party against a fee, under the condition that the third party must return the securities lent at the end of the securities lending transaction. The Fund must ensure that all the securities transferred in the course of securities lending can be transferred back at any time and all securities lending agreements that are entered into can be terminated at any time.

The risks associated with securities repurchase agreements and securities lending transactions into which the Fund can enter can be summarised as follows (non-exhaustively):

- If the Fund lends securities or money-market instruments, it may not sell these assets during the period of securities lending. It participates fully in the market performance of the asset, without being able to end participation in market performance through selling the asset.

The same applies to the Fund's repurchase commitment with regard to securities and money-market instruments sold subject to repurchase agreements.

- If, in the course of a securities-lending transaction, collateral granted in the form of cash is invested in other assets, this does not usually release the recipient from the obligation, at the end of the securities lending, to make a payment to the party granting collateral amounting to at least the cash granted as collateral, even if the investment had in the meantime resulted in losses.

This applies likewise to the liquidity received by the Fund and subsequently invested, if it sold securities and money market instruments subject to repurchase agreements.

- If a security or money-market instrument is lent, the Fund receives in return an item of collateral whose value corresponds at least to the lent assets at the time of concluding the transaction. Depending on its form, however, this collateral may lose so much value that, in the event of non-performance of the repurchase commitment by the borrower or default on it, the loss cannot be fully compensated by liquidating the collateral.

This applies likewise to securities and money-market instruments purchased under agreements to resell with regard to the repurchase price payable by the counterparty in the event of price losses on these securities and money-market instruments.

- If the Fund lends securities and money-market instruments, the borrower will generally resell them a short time later or will have already resold them previously. The borrower will usually speculate that the prices of the securities and money-market instruments corresponding to those of the assets lent by the Fund will fall. As a result, a securities lending transaction conducted by the Fund may impact negatively on the performance of the security's price and consequently on the Fund's unit price to such an extent that it can no longer be offset by the securities lending income obtained from the transaction.

Subsequent Events

There were no significant subsequent events after the end of the financial year until the signing date of the financial statements.

Ongoing Charges

The Ongoing Charges are costs incurred by the Fund (or the respective Unit Classes) during the preceding 12 months (excluding transaction costs) and are expressed as a ratio of the average volume of the Fund (or of the average volume of the respective Unit Classes) (“ Ongoing Charges ”). In addition to the All-in-Fee, all other costs are considered except for the incurred transaction costs and any performance-related fees.

If a Fund invests its assets in other UCITS or UCI that publish Ongoing Charges, the Ongoing Charges of these other UCITS or UCI are taken into consideration when calculating Ongoing Charges for the Fund (“ synthetic Ongoing Charges ”); however, if these UCITS or UCI do not publish their own Ongoing Charges, then it is not possible to take the Ongoing Charges of the other UCITS or UCI into consideration when calculating Ongoing Charges.

	Ongoing charges synthetic in %
Allianz PIMCO High Yield Income Fund	1.51

[次へ](#)

Allianz PIMCO High Yield Income Fund

Financial Statements

Investment Portfolio as at 30/06/2023

ISIN	Securities	Units/ Currency (in 1,000)/ Contracts	Holdings 30/06/2023	Price	Market Value in USD	% of net assets
Securities and money-market instruments admitted to an official stock exchange listing					183,885,826.84	92.97
Bonds					183,885,826.84	92.97
Albania					1,907,008.99	0.96
XS2616412210	5.9000 % Albania Government EUR Bonds 23/28	EUR	1,800.0	% 97.740	1,907,008.99	0.96
Angola					1,067,072.62	0.54
XS1318576086	9.5000 % Angola Government USD Bonds 15/25	USD	200.0	% 97.514	195,027.00	0.10
XS1819680288	8.2500 % Angola Government USD Bonds 18/28	USD	700.0	% 88.435	619,045.00	0.31
XS2083302419	8.0000 % Angola Government USD MTN 19/29	USD	300.0	% 84.334	253,000.62	0.13
Argentina					6,218,203.62	3.14
US040114HX11	1.0000 % Argentina Government USD Bonds 20/29	USD	2,442.0	% 32.116	784,275.14	0.39
US040114HS26	0.5000 % Argentina Government USD FLR-Bonds 20/30	USD	131.8	% 32.876	43,318.92	0.02
US040114HT09	1.5000 % Argentina Government USD FLR-Bonds 20/35	USD	4,787.5	% 29.542	1,414,304.80	0.71
US040114HJ71	3.8750 % Argentina Government USD FLR-Bonds 20/38	USD	6,770.2	% 35.038	2,372,152.69	1.20
US040114HV54	3.5000 % Argentina Government USD FLR-Bonds 20/41	USD	4,266.0	% 31.862	1,359,228.03	0.69
XS2385150334	5.2500 % Provincia de Buenos Aires USD FLR-MTN 21/37	USD	200.0	% 37.864	75,726.12	0.04
USP79171AD96	6.8750 % Provincia de Cordoba USD FLR-Notes 16/25	USD	127.2	% 75.638	96,493.25	0.05
USP7169GAA78	6.6250 % Provincia de Neuquen Argentina USD FLR Notes 17/30	USD	103.3	% 70.394	72,732.67	0.04
Austria					103,193.34	0.05
XS1961852248	3.1250 % Sappi Papier Holding EUR Notes 19/26	EUR	100.0	% 95.201	103,193.34	0.05
Azerbaijan					389,670.00	0.20
XS1044540547	4.7500 % Azerbaijan Government USD Bonds 14/24	USD	222.0	% 98.781	219,294.38	0.11
XS1678623734	3.5000 % Azerbaijan Government USD Bonds 17/32	USD	200.0	% 85.108	170,375.62	0.09
Bahamas					603,166.75	0.30
USP06518AG23	6.0000 % Bahamas Government USD Bonds 17/28	USD	750.0	% 80.423	603,166.75	0.30
Bermuda					452,375.00	0.23
USGB438NAB31	4.8500 % Star Energy Geothermal Darajat II Via Star Energy Geothermal Solak USD Notes 20/38	USD	500.0	% 90.475	452,375.00	0.23
Brazil					2,800,773.63	1.42
USP20007AA36	3.2500 % Banco do Brasil USD Notes 21/26	USD	900.0	% 92.386	831,474.54	0.42
BRSTNCNTB3D4	6.0000 % Brasil Notas do Tesouro Nacional BRL Bonds 10/50	BRL	1,300.0	% 444.262	1,189,223.11	0.60
BRVALEDB5028	1.0000 % Vale BRL FLR-Notes 97/undefined	BRL	11,480.0	% 33.000	780,075.98	0.40
British Virgin Islands					938,962.30	0.47
XS2357132849	3.9500 % Fortune Star EUR Notes 21/26	EUR	300.0	% 69.000	224,377.60	0.11
XS2132420758	6.8500 % Fortune Star USD Notes 20/24	USD	200.0	% 89.869	179,738.76	0.09
XS1711992716	4.9500 % Huarong Finance 2017 USD MTN 17/47	USD	200.0	% 66.718	133,435.94	0.07
XS2001732283	4.5000 % Huarong Finance 2019 USD MTN 19/29	USD	500.0	% 80.282	401,410.00	0.20
Cameroon					391,347.80	0.20
XS2360598630	5.9500 % Cameroon Government EUR Bonds 21/32	EUR	500.0	% 72.208	391,347.80	0.20
Cayman Islands					9,219,029.11	4.66
USG13201AA91	5.3330 % Brazil Minas Via State of Minas Gerais USD Notes 13/28	USD	1,602.5	% 97.925	1,569,240.11	0.79
USG2176DAB40	3.3750 % CK Hutchison International 19 II USD Notes 19/49	USD	700.0	% 76.101	532,707.21	0.27
XS2051371222	6.1500 % Country Garden Holdings USD Notes 19/25	USD	300.0	% 36.094	108,283.14	0.05
USG2583XAB76	6.7500 % CSN Inova Ventures USD Notes 20/28	USD	200.0	% 92.702	185,404.98	0.09
XS2542162321	5.0000 % Gaoi First Investment USD Notes 22/27	USD	1,500.0	% 99.613	1,494,189.30	0.76
XS2545988145	5.1250 % Gaoi First Investment USD Notes 23/53	USD	900.0	% 90.037	810,335.34	0.41
USP52715AB80	0.0000 % Interocanica IV Finance USD Zero- Coupon Notes 30.11.2025	USD	28.1	% 92.019	25,892.70	0.01
XS1627598094	9.3750 % Kaisa Group Holdings USD Defaulted Notes 17/24	USD	300.0	% 6.922	20,766.00	0.01
XS2078247983	11.9500 % Kaisa Group Holdings USD Defaulted Notes 19/23	USD	200.0	% 6.801	13,602.00	0.01

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Allianz PIMCO High Yield Income Fund

Investment Portfolio as at 30/06/2023

ISIN	Securities	Units/ Currency (in 1,000)/ Contracts	Holdings 30/06/2023	Price	Market Value in USD	% of net assets
XS2338398253	11.7000% Kaisa Group Holdings USD Defaulted Notes 21/25	USD	200.0	% 6.957	13,914.00	0.01
XS2540809406	5.2600 % KSA Sukuk USD Bonds 22/28	USD	900.0	% 102.540	922,859.01	0.47
USG5975LAC03	5.2500 % Melco Resorts Finance USD Notes 19/26	USD	300.0	% 92.990	278,970.39	0.14
USG60744AG74	4.7500 % MGM China Holdings USD Notes 21/27	USD	400.0	% 91.000	364,000.00	0.18
USG7150PAA87	6.6250 % Poinsettia Finance USD Notes 16/31	USD	796.5	% 82.916	660,425.94	0.33
XS1970690629	3.5000 % QNB Finance USD MTN 19/24	USD	800.0	% 98.395	787,159.28	0.40
US80007RAF29	5.6250 % Sands China USD Notes 19/25	USD	200.0	% 97.621	195,242.50	0.10
XS2012954835	7.2500 % Sunac China Holdings USD Defaulted Notes 19/22	USD	200.0	% 15.643	31,286.94	0.02
US91911TAH68	6.8750 % Vale Overseas USD Notes 06/36	USD	290.0	% 104.938	304,318.75	0.15
US91911TAK97	6.8750 % Vale Overseas USD Notes 09/39	USD	600.0	% 104.465	626,912.52	0.32
XS2278364075	3.0000 % Zhongsheng Group Holdings USD Notes 21/26	USD	300.0	% 91.173	273,519.00	0.14
Chile					1,606,937.65	0.81
USD6971WAC73	2.7000 % Banco Santander Chile USD Notes 20/25	USD	400.0	% 95.732	382,926.00	0.19
US1688630V76	3.5000 % Chile Government USD Bonds 22/34	USD	200.0	% 87.849	175,697.86	0.09
US1688630V16	4.3400 % Chile Government USD Bonds 22/42	USD	400.0	% 88.327	353,307.52	0.18
USP3141JNB989	5.1250 % Corporacion Nacional del Cobre de Chile USD Notes 23/33	USD	300.0	% 98.556	295,668.75	0.15
USP97110AS59	6.1500 % Empresa Nacional del Petroleo USD Notes 23/33	USD	400.0	% 99.834	399,337.52	0.20
Colombia					12,212,049.66	6.17
US195325BK01	7.3750 % Colombia Government USD Bonds 06/37	USD	600.0	% 94.888	569,329.68	0.29
US195325BM66	6.1250 % Colombia Government USD Bonds 09/41	USD	3,500.0	% 80.858	2,830,041.55	1.43
US195325CX13	4.5000 % Colombia Government USD Bonds 15/26	USD	3,500.0	% 95.130	3,329,545.10	1.68
US195325DS19	3.1250 % Colombia Government USD Bonds 20/31	USD	500.0	% 75.341	376,704.45	0.19
US195325DT91	4.1250 % Colombia Government USD Bonds 20/51	USD	1,400.0	% 59.175	828,450.00	0.42
US195325DS51	3.2500 % Colombia Government USD Bonds 21/32	USD	2,500.0	% 73.529	1,838,229.25	0.93
US195325EA91	4.1250 % Colombia Government USD Bonds 21/42	USD	300.0	% 63.132	189,395.82	0.10
US195325DX04	3.8750 % Colombia Government USD Bonds 21/61	USD	1,100.0	% 55.405	609,449.83	0.31
US195325EG61	7.5000 % Colombia Government USD Bonds 23/34	USD	700.0	% 97.425	681,974.30	0.34
US279158AF43	4.6250 % Ecopetrol USD Notes 21/31	USD	600.0	% 76.663	459,979.68	0.23
US279158AF64	8.6250 % Ecopetrol USD Notes 23/29	USD	500.0	% 99.790	498,950.00	0.25
Costa Rica					202,400.00	0.10
USP3699FGM34	6.5500 % Costa Rica Government USD Bonds 23/34	USD	200.0	% 101.200	202,400.00	0.10
Dominican Republic					6,179,967.71	3.12
USP3579ECQ61	13.6250% Dominican Government DCP Bonds 23/33	DOP	38,700.0	% 123.794	863,835.78	0.44
XS2567319729	13.6250% Dominican Government DCP Bonds 23/34	DOP	30,100.0	% 124.905	677,901.28	0.34
USP3579ECP09	5.5000 % Dominican Government USD Bonds 22/29	USD	500.0	% 93.889	469,443.05	0.24
USP3579ECR64	7.0500 % Dominican Government USD Bonds 23/31	USD	2,800.0	% 99.740	2,792,733.44	1.41
XS2543286004	12.0000% Dominican Republic Central Bank DCP Notes 22/25	DOP	3,300.0	% 104.793	62,354.29	0.03
US25714FER55	13.0000% Dominican Republic Central Bank DCP Notes 23/25	DOP	48,900.0	% 107.538	948,180.35	0.48
US25714FEU84	13.0000% Dominican Republic Central Bank DCP Notes 23/26	DOP	18,300.0	% 108.047	356,519.52	0.18
Ecuador					3,565,664.40	1.80
XS2214237807	5.5000 % Ecuador Government USD FLR-Bonds 20/30	USD	2,100.0	% 48.477	1,018,014.69	0.51
XS2214238441	2.5000 % Ecuador Government USD FLR-Bonds 20/35	USD	7,400.0	% 34.219	2,532,180.84	1.28
XS2214239175	1.5000 % Ecuador Government USD FLR-Bonds 20/40	USD	50.0	% 30.938	15,468.87	0.01
Ghana					574,177.60	0.29
XS2115147287	8.7500 % Ghana Government USD Bonds 20/61	USD	200.0	% 41.500	83,000.00	0.04
XS2325747637	8.8750 % Ghana Government USD Bonds 21/42	USD	1,000.0	% 41.411	414,107.10	0.21
XS2325742166	0.0000 % Ghana Government USD Zero- Coupon Bonds 07.04.2025	USD	200.0	% 38.535	77,070.50	0.04
Guatemala					883,754.06	0.45
USP5015VAN66	4.6500 % Guatemala Government USD Bonds 21/41	USD	600.0	% 80.165	480,987.06	0.24
USP5015VAQ97	6.6000 % Guatemala Government USD Bonds 23/36	USD	400.0	% 100.692	402,767.00	0.21

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Allianz PIMCO High Yield Income Fund

Investment Portfolio as at 30/06/2023

ISIN	Securities	Units/ Currency (in 1,000)/ Contracts	Holdings 30/06/2023	Price	Market Value in USD	% of net assets
Hong Kong						
USY000AKAG27	4.8750 % Airport Authority USD Notes 23/30	USD	600.0	% 101.240	1,152,373.47	0.58
HK0000929684	3.7500 % Hong Kong Government EUR MTN Bonds 23/32	EUR	500.0	% 100.546	607,438.50	0.31
Hungary						
XS2161992511	1.6250 % Hungary Government EUR Bonds 20/32	EUR	100.0	% 76.023	6,408,303.49	3.24
XS2181689659	1.7500 % Hungary Government EUR Bonds 20/35	EUR	2,300.0	% 70.248	82,404.71	0.04
XS2388586401	2.1250 % Hungary Government USD Bonds 21/31	USD	1,000.0	% 77.329	1,751,316.69	0.89
XS2388586583	3.1250 % Hungary Government USD Bonds 21/51	USD	200.0	% 61.995	773,293.30	0.39
XS2010026305	5.2500 % Hungary Government USD Bonds 22/29	USD	1,100.0	% 97.292	123,990.12	0.06
XS2574267261	6.2500 % Hungary Government USD Bonds 23/32	USD	500.0	% 102.449	1,070,207.93	0.54
XS2630760796	6.5000 % MFB Magyar Fejlesztési Bank USD Notes 23/28	USD	900.0	% 99.271	512,244.15	0.26
XS2634075399	7.5000 % MVM Energetika USD Notes 23/28	USD	300.0	% 99.651	893,437.47	0.45
XS2586007036	8.7500 % OTP Bank USD FLR-MTN 23/33	USD	900.0	% 100.204	299,552.94	0.15
India						
XS2109418205	3.9490 % Adani Electricity Mumbai USD Notes 20/30	USD	300.0	% 74.895	901,836.18	0.46
XS2080214864	4.2500 % Adani Transmission USD Notes 19/36	USD	244.5	% 76.169	1,536,564.10	0.78
US30216KAC62	3.8750 % Export-Import Bank of India USD Notes 18/28	USD	400.0	% 94.117	224,683.89	0.11
USY72570AS69	2.8750 % Reliance Industries USD Notes 22/32	USD	900.0	% 83.242	186,232.79	0.10
Indonesia						
USY7141BA890	5.3150 % Freeport Indonesia USD MTN 22/32	USD	400.0	% 94.761	376,467.44	0.19
US455780BR67	6.7500 % Indonesia Government USD Bonds 14/44	USD	200.0	% 117.852	749,179.98	0.38
US455780BU96	5.1250 % Indonesia Government USD Bonds 15/45	USD	200.0	% 99.805	8,990,287.57	4.54
USY7140DAAB2	4.8750 % Pelabuan Indonesia USD Notes 14/24	USD	800.0	% 99.116	379,042.16	0.19
USY7133MAC39	4.2500 % Pelabuan Indonesia USD Notes 13/25	USD	800.0	% 97.959	235,703.20	0.12
USY7133MAB55	5.3750 % Pelabuan Indonesia USD Notes 15/45	USD	200.0	% 96.832	199,610.84	0.10
US69370RAA59	6.4500 % Pertamina USD MTN 14/44	USD	300.0	% 104.801	792,924.32	0.40
US69370RAK32	1.4000 % Pertamina USD Notes 21/26	USD	4,500.0	% 90.400	783,673.76	0.39
US71568QAD97	5.2500 % Perusahaan Perseroan Perusahaan Listrik Negara USD MTN 17/47	USD	1,400.0	% 87.963	193,663.16	0.10
US71568QAP28	4.0000 % Perusahaan Perseroan Perusahaan Listrik Negara USD MTN 20/30	USD	1,100.0	% 71.983	314,454.17	0.16
Ireland						
XS2063279959	5.9500 % Alfa Bank Via Alfa Bond Issuance USD FLR-Notes 19/30	USD	400.0	% 1.922	4,067,982.90	2.06
XS2477752260	7.2300 % SOCAR Turkey Enerji via Steels Funding 1 USD Notes 22/26	USD	1,700.0	% 96.048	1,640,504.00	0.83
Isle Of Man						
US03512TAE10	3.7500 % AngloGold Ashanti Holdings USD Notes 20/30	USD	300.0	% 85.658	256,975.44	0.13
Israel						
IL0060004004	3.7500 % Israel Electric USD MTN 22/32	USD	1,500.0	% 85.170	1,277,555.85	0.65
Ivory Coast						
XS1793329225	5.2500 % Ivory Coast Government EUR Bonds 18/30	EUR	1,200.0	% 84.799	2,481,856.09	1.25
XS2064786754	5.8750 % Ivory Coast Government EUR Bonds 19/31	EUR	200.0	% 83.989	1,103,018.67	0.56
XS2264871828	4.8750 % Ivory Coast Government EUR Bonds 20/32	EUR	100.0	% 78.037	182,079.17	0.09
XS0496488395	5.7500 % Ivory Coast Government USD FLR-Bonds 10/32	USD	1,190.6	% 93.414	84,588.63	0.04
Japan						
US606822CQ57	5.0630 % Mitsubishi UFJ Financial Group USD FLR-Notes 22/25	USD	1,000.0	% 98.757	1,112,169.62	0.56
Jersey						
XS2412044302	7.7720 % Corsair International EUR FLR-MTN 22/27	EUR	400.0	% 100.298	987,573.30	0.50
XS2412055415	8.1220 % Corsair International EUR FLR-MTN 22/29	EUR	200.0	% 99.355	650,261.52	0.33
Jordan						
XS1577950311	7.3750 % Jordan Government USD Bonds 17/47	USD	300.0	% 86.169	258,506.25	0.13
XS2602742285	7.5000 % Jordan Government USD Bonds 23/29	USD	400.0	% 99.867	399,468.32	0.20

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Allianz PIMCO High Yield Income Fund

Investment Portfolio as at 30/06/2023

ISIN	Securities	Units/ Currency (in 1,000)/ Contracts	Holdings 30/06/2023	Price	Market Value in USD	% of net assets
Kazakhstan						0.25
XS1595714087	5.7500 % KazMunayGas National USD Notes 17/47	USD	400.0	% 80.765	323,060.00	0.16
XS1807299331	6.3750 % KazMunayGas National USD Notes 18/48	USD	200.0	% 85.205	170,409.74	0.09
Luxembourg						2.40
XS2010030919	3.1000 % ALROSA Finance USD Notes 20/27	USD	200.0	% 7.046	14,092.50	0.01
USL21779A97	4.6250 % CSN Resources USD Notes 21/31	USD	700.0	% 76.344	534,438.35	0.27
XS2106053551	0.0000 % Ecuador Social USD Zero-Coupon Bonds 30.01.2035	USD	570.7	% 76.616	437,256.86	0.22
XS1911645049	2.9490 % Gazprom Via Gaz Capital EUR Notes 18/24	EUR	1,000.0	% 85.750	929,486.90	0.47
XS2542166231	6.1290 % Greensaf Pipelines Bidco USD Notes 23/38	USD	300.0	% 102.315	306,944.70	0.15
XS2542166744	6.5100 % Greensaf Pipelines Bidco USD Notes 23/42	USD	200.0	% 103.531	207,061.50	0.10
USL4R02QAAB6	5.1980 % Guano Norte USD Notes 21/34	USD	1,503.2	% 87.149	1,310,056.16	0.66
USL758334A88	6.1250 % Petraria Luxembourg Trading USD Notes 21/26	USD	400.0	% 96.689	387,554.80	0.20
XS0848530977	5.1250 % Sberbank of Russia Via SB Capital USD Notes 12/22	USD	200.0	% 33.501	67,002.00	0.03
XS2568343672	5.7800 % TMS Issuer USD Notes 23/32	USD	300.0	% 102.920	308,760.39	0.16
USL9467UAB37	8.7500 % Unigel Luxembourg USD Notes 19/26	USD	700.0	% 35.737	250,156.88	0.13
Malaysia						0.63
XS2629043691	4.8760 % Khazanah Capital USD MTN 23/33	USD	300.0	% 99.150	297,451.29	0.15
XS2629054201	4.6870 % Khazanah Global Sukuk USD MTN 23/28	USD	500.0	% 98.869	494,346.45	0.25
USY68856AVB3	4.5500 % Petronas Capital USD MTN 20/50	USD	500.0	% 91.878	459,391.45	0.23
Marshall Island						0.05
USY62014AA64	6.0670 % Nakilat USD Notes 06/33	USD	86.3	% 104.654	90,283.97	0.05
Mexico						5.37
USP1401KAB72	6.6250 % Banco Mercantil del Norte (Grand Cayman) USD FLR Notes 21/undefined	USD	500.0	% 77.550	387,750.00	0.20
USP301790R86	6.2640 % Comision Federal de Electricidad USD Notes 22/52	USD	800.0	% 84.546	676,356.64	0.34
US91087BAM28	2.6590 % Mexico Government USD Bonds 20/31	USD	1,200.0	% 82.482	989,787.00	0.50
US91087BAK61	4.7500 % Mexico Government USD Bonds 20/32	USD	1,300.0	% 95.063	1,235,812.50	0.62
US91087BAL45	5.0000 % Mexico Government USD Bonds 20/51	USD	4,200.0	% 86.130	3,617,474.70	1.83
US91087BAN01	3.7710 % Mexico Government USD Bonds 20/61	USD	500.0	% 67.409	337,043.50	0.17
US91087BAU44	5.4000 % Mexico Government USD Bonds 23/28	USD	600.0	% 101.553	609,319.56	0.31
US91087BAV27	6.3500 % Mexico Government USD Bonds 23/35	USD	1,000.0	% 104.750	1,047,497.00	0.53
US71643VAB18	6.7000 % Petróleos Mexicanos USD Notes 22/32	USD	1,244.0	% 75.880	943,943.22	0.48
USP0R80BAG79	5.3750 % Sitios Latinoamerica USD Notes 22/32	USD	600.0	% 90.214	541,283.16	0.27
USP9401CAB83	6.3900 % Trust Fibra Uno USD Notes 19/50	USD	300.0	% 80.000	240,000.00	0.12
Morocco						0.47
XS2355149316	3.7500 % OCP USD Notes 21/31	USD	500.0	% 82.756	413,778.95	0.21
XS2355172482	5.1250 % OCP USD Notes 21/51	USD	700.0	% 72.749	509,245.87	0.26
Nigeria						1.42
XS0944707222	6.3750 % Nigeria Government USD Bonds 13/23	USD	800.0	% 99.736	797,887.52	0.40
XS1910827887	8.7470 % Nigeria Government USD Bonds 18/31	USD	800.0	% 89.517	716,137.68	0.36
XS1717011982	6.5000 % Nigeria Government USD MTN 17/27	USD	500.0	% 86.750	433,750.00	0.22
XS23846R8994	6.1250 % Nigeria Government USD MTN 21/28	USD	200.0	% 83.286	166,571.36	0.09
XS2384701020	7.3750 % Nigeria Government USD MTN 21/33	USD	300.0	% 78.721	236,162.22	0.12
XS2445169985	6.3750 % Nigeria Government USD MTN 22/29	USD	500.0	% 89.952	449,762.00	0.23
North Macedonia						0.28
XS2582522681	6.9600 % North Macedonia Government EUR Bonds 23/27	EUR	500.0	% 102.281	554,337.32	0.28
Oman						0.10
XS1620176831	4.3970 % Oman Sovereign USD Bonds 17/24	USD	200.0	% 98.463	196,925.20	0.10
Panama						4.32
USP0092AAG42	5.1250 % Aeropuerto Internacional de Tocumen USD Notes 21/61	USD	500.0	% 77.547	387,734.40	0.20
USP12651AD05	5.2500 % Banco General USD FLR Notes 21/undefined	USD	1,100.0	% 86.932	956,252.88	0.48

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Allianz PIMCO High Yield Income Fund

Investment Portfolio as at 30/06/2023

ISIN	Securities	Units/ Currency (in 1,000)/ Contracts	Holdings 30/06/2023	Price	Market Value in USD	% of net assets
USP1559LAA72	2.5000 % Banco Nacional de Panamá USD Notes 20/30	USD	800.0	% 78.625	629,000.00	0.32
US698299AK07	9.3750 % Panama Government USD Bonds 99/29	USD	2,415.0	% 120.267	2,904,440.56	1.47
US698299AW45	6.7000 % Panama Government USD Bonds 06/36	USD	900.0	% 106.581	959,226.03	0.49
US698299BB98	4.3000 % Panama Government USD Bonds 13/53	USD	300.0	% 73.569	220,705.71	0.11
US698299BK37	2.2520 % Panama Government USD Bonds 20/32	USD	500.0	% 76.161	380,805.00	0.19
US698299BM53	4.5000 % Panama Government USD Bonds 20/56	USD	1,000.0	% 74.289	742,887.50	0.38
US698299BT07	6.4000 % Panama Government USD Bonds 22/35	USD	900.0	% 103.691	935,020.62	0.47
US698299BS24	4.5000 % Panama Government USD Bonds 22/63	USD	300.0	% 72.369	217,105.71	0.11
US698299BV52	6.8530 % Panama Government USD Bonds 23/54	USD	200.0	% 103.700	207,400.00	0.10
Paraguay					568,324.54	0.29
USP75744AE59	4.7000 % Paraguay Government USD Bonds 17/27	USD	200.0	% 97.415	194,830.78	0.10
USP75744AL92	3.8490 % Paraguay Government USD Bonds 22/33	USD	200.0	% 86.669	173,737.50	0.09
USP75744AM75	5.8500 % Paraguay Government USD Bonds 23/33	USD	200.0	% 99.678	199,756.26	0.10
Peru					2,169,333.65	1.10
USP56236AB16	3.2500 % InRetail Consumer USD Notes 21/28	USD	700.0	% 85.849	600,943.41	0.31
US715638DR09	3.2300 % Peru Government USD Bonds 20/undefined	USD	1,100.0	% 59.371	653,083.75	0.33
US715638DU38	3.0000 % Peru Government USD Bonds 21/34	USD	800.0	% 82.347	658,775.04	0.33
USP7808AB838	5.6250 % Petróleos del Perú USD Notes 17/47	USD	400.0	% 64.132	256,529.45	0.13
Philippines					4,452,856.60	2.25
US718286BG11	6.3750 % Philippine Government USD Bonds 09/34	USD	2,000.0	% 112.259	2,245,180.00	1.14
US718286CA32	3.7000 % Philippine Government USD Bonds 16/41	USD	2,000.0	% 83.333	1,666,666.60	0.84
US718286CL96	2.6500 % Philippine Government USD Bonds 20/45	USD	200.0	% 67.875	135,750.00	0.07
US718286CW51	5.0000 % Philippine Government USD Bonds 23/33	USD	400.0	% 101.315	405,260.00	0.20
Poland					1,518,491.82	0.77
XS2625207571	5.3750 % Bank Gospodarki Krajowej USD MTN 23/33	USD	400.0	% 99.559	398,234.04	0.20
US867524AD47	5.5000 % Poland Government USD Bonds 22/27	USD	900.0	% 102.612	923,506.20	0.47
US731011AV42	4.8750 % Poland Government USD Bonds 23/33	USD	200.0	% 98.377	196,753.58	0.10
Qatar					551,234.71	0.28
XS2357494322	2.2500 % Qatar Energy USD Notes 21/31	USD	200.0	% 84.026	168,052.46	0.09
XS2359548935	3.1250 % Qatar Energy USD Notes 21/41	USD	500.0	% 76.636	383,182.25	0.19
Romania					5,048,186.45	2.55
XS2258400162	2.6250 % Romania Government EUR Bonds 20/40	EUR	500.0	% 60.987	330,533.56	0.17
XS2027596530	2.1240 % Romania Government EUR MTN 19/31	EUR	740.0	% 75.789	607,920.85	0.31
XS2364200514	2.8750 % Romania Government EUR MTN 21/42	EUR	700.0	% 61.747	468,514.51	0.24
XS2434895558	2.1250 % Romania Government EUR MTN 22/28	EUR	1,500.0	% 87.018	1,414,844.31	0.71
XS2434895806	1.7500 % Romania Government EUR MTN 22/34	EUR	1,400.0	% 80.866	1,227,159.90	0.62
XS2201851685	4.0000 % Romania Government USD Bonds 20/51	USD	1,400.0	% 71.372	999,213.32	0.50
Russia					0.04	0.00
RUC00A0ZZVE6	2.8750 % Russian Foreign Bond - Eurobond EUR Bonds 18/25	EUR	200.0	% 0.000	0.02	0.00
RUC00A0VW44	4.7500 % Russian Foreign Bond - Eurobond USD Bonds 16/26	USD	200.0	% 0.000	0.02	0.00
Saudi Arabia					5,405,269.44	2.73
XS2262853265	2.2500 % Saudi Arabian Oil USD Notes 20/30	USD	500.0	% 83.371	416,853.75	0.21
XS2159975700	3.2500 % Saudi Government USD MTN 20/30	USD	200.0	% 90.775	181,550.00	0.09
XS2577134401	4.7500 % Saudi Government USD MTN 23/28	USD	2,300.0	% 99.905	2,297,821.44	1.16
XS2577135127	4.8750 % Saudi Government USD MTN 23/33	USD	2,500.0	% 100.362	2,509,044.25	1.27
Senegal					72,972.44	0.04
XS2333676133	5.3750 % Senegal Government EUR Bonds 21/37	EUR	100.0	% 67.321	72,972.44	0.04
Serbia					1,775,335.36	0.90
XS2170186923	3.1250 % Serbia Government EUR Bonds 20/27	EUR	100.0	% 89.962	97,514.22	0.05
XS2580269426	6.2500 % Serbia Government USD Bonds 23/28	USD	700.0	% 99.480	696,358.74	0.35
XS2580270275	6.5000 % Serbia Government USD Bonds 23/33	USD	1,000.0	% 98.146	981,462.40	0.50
Singapore					844,451.01	0.43
USY51478AA66	6.8750 % LLP, Capital USD Notes 19/39	USD	413.6	% 89.941	371,951.01	0.19
USY56607AA51	6.3750 % Medco Bell USD Notes 20/27	USD	500.0	% 94.500	472,500.00	0.24

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Allianz PIMCO High Yield Income Fund

Investment Portfolio as at 30/06/2023

ISIN	Securities	Units/ Currency (in 1,000)/ Contracts	Holdings 30/06/2023	Price	Market Value in USD	% of net assets
South Africa						6.29
XS0958072240	6.7500 % Eskom Holdings USD MTN Notes 13/23	USD	1,400.0	% 99.693	1,395,695.00	0.71
XS1864523300	6.3500 % Eskom Holdings USD Notes 18/28	USD	3,400.0	% 93.207	3,169,052.28	1.60
XS1864522757	8.4500 % Eskom Holdings USD Notes 18/28	USD	200.0	% 94.926	189,852.50	0.10
US836205AJX27	5.6500 % South Africa Government USD Bonds 17/47	USD	200.0	% 70.298	140,596.26	0.07
US836205BA15	4.8500 % South Africa Government USD Bonds 19/29	USD	1,600.0	% 87.840	1,405,442.88	0.71
US836205BB97	5.7500 % South Africa Government USD Bonds 19/49	USD	2,400.0	% 70.641	1,695,393.36	0.86
US836205BC70	5.8750 % South Africa Government USD Bonds 22/32	USD	800.0	% 88.197	705,576.64	0.36
US836205BE37	7.3000 % South Africa Government USD Bonds 22/52	USD	600.0	% 83.711	502,267.50	0.25
ZAG000016320	10.5000 % South Africa Government ZAR Bonds 98/26	ZAR	58,800.0	% 104.080	3,232,912.84	1.63
South Korea						0.64
USY52758AE20	1.3750 % LG Chem USD Notes 21/26	USD	1,100.0	% 87.965	967,619.29	0.49
XS2612749908	5.3750 % SK On USD Notes 23/26	USD	300.0	% 99.190	297,570.06	0.15
Sri Lanka						0.63
USYB137FAH11	6.2000 % Sri Lanka Government USD Bonds 17/27	USD	300.0	% 42.057	126,171.87	0.06
USYB137FAK40	5.7500 % Sri Lanka Government USD Bonds 18/23	USD	1,200.0	% 41.875	502,500.00	0.26
USYB137FAM88	6.8500 % Sri Lanka Government USD Bonds 19/24	USD	200.0	% 43.125	86,250.00	0.04
USYB137FAQ10	6.3500 % Sri Lanka Government USD Bonds 19/24	USD	400.0	% 43.469	173,875.00	0.09
USYB137FAP37	7.8500 % Sri Lanka Government USD Bonds 19/29	USD	200.0	% 43.125	86,250.00	0.04
USYB137FAR92	7.5500 % Sri Lanka Government USD Bonds 19/30	USD	600.0	% 45.038	270,225.00	0.14
Supranational						0.24
XS2356571559	4.1250 % Eastern & Southern African Trade & Development Bank USD MTN 21/28	USD	600.0	% 78.852	473,112.90	0.24
Switzerland						0.35
US22550L2/94	4.7500 % Credit Suisse (New York) USD Notes 22/24	USD	400.0	% 97.878	391,513.44	0.20
USH3698DDQ46	9.7500 % Credit Suisse Group USD FLR-Notes 22/undefined	USD	200.0	% 0.000	0.00	0.00
USH42097D336	4.4900 % UBS Group USD FLR-Notes 22/25	USD	300.0	% 97.670	293,009.79	0.15
The Netherlands						0.55
XS2348767083	7.5000 % Bof Finance EUR Notes 22/27	EUR	700.0	% 86.408	605,631.83	0.33
XS2211183244	1.5390 % Prosus EUR MTN 20/28	EUR	200.0	% 82.410	178,657.20	0.09
XS2211183756	2.0310 % Prosus EUR MTN 20/32	EUR	100.0	% 71.051	77,015.20	0.04
USN7163RAW36	3.2570 % Prosus USD Notes 22/27	USD	200.0	% 90.625	181,250.00	0.09
Tunisia						0.19
XS1567439689	5.6250 % Tunisia Government EUR Bonds 17/24	EUR	300.0	% 83.378	271,131.97	0.14
XS1901183043	6.7500 % Tunisia Government EUR Bonds 18/23	EUR	100.0	% 93.338	101,174.16	0.05
Turkey						4.72
US900123AY60	6.8750 % Turkey Government USD Bonds 06/36	USD	2,000.0	% 84.931	1,698,613.20	0.86
US900123CB40	4.8750 % Turkey Government USD Bonds 13/43	USD	2,500.0	% 64.428	1,610,700.00	0.81
US900123CM05	5.7500 % Turkey Government USD Bonds 17/47	USD	2,000.0	% 68.440	1,368,805.40	0.69
US900123CP36	5.1250 % Turkey Government USD Bonds 18/28	USD	2,000.0	% 87.146	1,742,919.40	0.88
US900123CQ19	6.1250 % Turkey Government USD Bonds 18/28	USD	200.0	% 89.564	179,127.30	0.09
US900123DA57	5.9500 % Turkey Government USD Bonds 20/31	USD	600.0	% 84.508	507,048.30	0.26
US900123DC14	5.8750 % Turkey Government USD Bonds 21/31	USD	300.0	% 83.568	250,703.43	0.13
US900123DU66	9.1250 % Turkey Government USD Notes 23/30	USD	2,000.0	% 99.363	1,987,262.40	1.00
Ukraine						1.08
XS2404309754	6.8750 % NPC Ukrenargo USD Notes 21/28	USD	1,700.0	% 21.972	373,521.79	0.19
XS2357277149	6.2500 % State Agency of Roads of Ukraine USD Bonds 21/30	USD	600.0	% 21.607	129,642.84	0.06
XS1303925470	7.7500 % Ukraine Government USD Bonds 15/27	USD	2,100.0	% 25.044	525,918.75	0.27
XS1303926528	7.7500 % Ukraine Government USD Bonds 15/28	USD	100.0	% 24.068	2,406.68	0.01
XS1577952952	7.3750 % Ukraine Government USD Bonds 17/34	USD	1,750.0	% 23.241	406,715.23	0.21
XS2010030836	7.2530 % Ukraine Government USD Bonds 20/35	USD	2,200.0	% 23.219	510,812.50	0.26
XS2010028699	6.8760 % Ukraine Government USD Bonds 21/31	USD	700.0	% 22.859	160,010.62	0.08
United Arab Emirates						1.11
XS2600246552	4.3750 % Abu Dhabi National Energy USD Notes 23/29	USD	400.0	% 98.889	395,555.84	0.20

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Allianz PIMCO High Yield Income Fund

Investment Portfolio as at 30/06/2023

ISIN	Securities	Units/ Currency (in 1,000)/ Contracts	Holdings 30/06/2023	Price	Market Value in USD	% of net assets
XS2600248335	4.6960 % Abu Dhabi National Energy USD Notes 23/33	USD	300.0	% 99.477	298,430.46	0.15
XS2615919204	4.7740 % First Abu Dhabi Bank USD MTN 23/28	USD	600.0	% 99.063	594,375.00	0.30
XS2623206187	5.0840 % MDGH GMTN RSC USD MTN 23/53	USD	200.0	% 99.893	199,785.08	0.10
XS2386563469	1.6250 % NBK USD FLR Notes 21/27	USD	800.0	% 89.513	716,100.00	0.36
United Kingdom					2,587,235.35	1.31
US06738FBZ79	5.3040 % Barclays USD FLR Notes 22/26	USD	500.0	% 97.648	489,242.40	0.25
US06738ECA10	5.7460 % Barclays USD FLR Notes 22/33	USD	400.0	% 96.377	385,508.88	0.20
XS2301292400	1.5000 % Gazprom Via Gaz Capital EUR MTN 21/27	EUR	800.0	% 64.755	561,529.32	0.28
US404280RZ11	3.8030 % HSBC Holdings USD FLR Notes 19/25	USD	300.0	% 98.089	294,267.72	0.15
US404280DG12	5.2100 % HSBC Holdings USD FLR Notes 22/28	USD	200.0	% 97.617	195,233.42	0.10
US53944YAT01	4.7160 % Lloyds Banking Group USD FLR Notes 22/26	USD	200.0	% 97.115	194,229.40	0.10
XS1788515606	1.7500 % NatWest Group EUR FLR-MTN 18/26	EUR	200.0	% 94.923	205,783.31	0.10
US780097BK63	4.2690 % NatWest Group USD FLR Notes 19/25	USD	200.0	% 98.230	196,460.90	0.10
XS1261825621	9.7500 % Ukreximbank Via Biz Finance USD Notes 15/25	USD	75.0	% 86.640	64,980.00	0.03
USA					18,996,629.33	9.60
XS1891174341	2.5000 % Digital Euro Finco EUR Notes 19/26	EUR	100.0	% 93.221	101,046.73	0.05
US5252M9FD44	6.8750 % Lehman Brothers Holdings USD Defaulted MTN 08/18	USD	3,200.0	% 0.225	7,200.00	0.00
US80386WAA36	5.8750 % Sasol Financing USA USD Notes 18/24	USD	500.0	% 98.779	493,896.05	0.25
USU8035UAC63	8.7500 % Sasol Financing USA USD Notes 23/29	USD	500.0	% 97.833	489,156.49	0.25
US912810QZ49	3.1250 % United States Government USD Bonds 13/43	USD	9,400.0	% 86.539	8,134,671.64	4.11
US91282BJ272	2.0000 % United States Government USD Bonds 15/25	USD	2,300.0	% 95.180	2,189,132.87	1.11
US91282CFJ53	3.1250 % United States Government USD Bonds 22/29	USD	2,300.0	% 94.922	2,183,203.01	1.10
US912810TF57	2.3750 % United States Government USD Bonds 22/42*	USD	1,600.0	% 77.242	1,235,875.04	0.63
US912810TH14	3.2500 % United States Government USD Bonds 22/42	USD	4,700.0	% 88.563	4,162,437.50	2.10
Uzbekistan					803,737.50	0.41
XS2365195978	3.9000 % Uzbekistan Government USD Bonds 21/31	USD	1,000.0	% 80.374	803,737.50	0.41
Venezuela					2,265,775.00	1.15
US922646AS37	9.2500 % Venezuela Government USD Defaulted Bonds 9/12**	USD	1,810.0	% 9.000	162,900.00	0.08
USP97475AD26	7.0000 % Venezuela Government USD Defaulted Bonds 03/18**	USD	500.0	% 7.500	37,500.00	0.02
US922646BL74	9.3750 % Venezuela Government USD Defaulted Bonds 04/34**	USD	800.0	% 9.000	72,000.00	0.04
USP97475AG56	6.0000 % Venezuela Government USD Defaulted Bonds 05/20**	USD	1,130.0	% 7.250	81,925.00	0.04
XS0217249126	7.6500 % Venezuela Government USD Defaulted Bonds 05/25**	USD	1,400.0	% 9.000	126,000.00	0.06
USP97475AJ95	7.0000 % Venezuela Government USD Defaulted Bonds 07/38**	USD	100.0	% 9.000	9,000.00	0.01
USF17625AB33	9.2500 % Venezuela Government USD Defaulted Bonds 08/28**	USD	18,005.0	% 9.000	1,620,450.00	0.82
USP97475AN08	7.7500 % Venezuela Government USD Defaulted Bonds 09/19**	USD	2,080.0	% 7.500	156,000.00	0.08
Securities and money-market instruments dealt on another regulated market					6,530,639.27	3.30
Bonds					2,025,790.94	1.02
Cayman Islands					229,215.40	0.12
US46662JAA13	7.8600 % Interocéanica V Finance USD Notes 08/30	USD	241.3	% 94.977	229,215.40	0.12
Peru					656,684.33	0.33
US06971LQ2B27	4.6500 % Banco de Crédito del Perú PEN Notes 19/24	PEN	2,500.0	% 95.443	656,684.33	0.33
Switzerland					245,781.73	0.12
US225401AY40	6.3730 % UBS Group USD FLR Notes 22/26	USD	250.0	% 98.313	245,781.73	0.12
USA					894,109.48	0.45
US76716XAC65	8.2000 % Rio Oil Finance Trust Series 2018-1 USD Notes 18/28	USD	887.5	% 100.747	894,109.48	0.45

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Allianz PIMCO High Yield Income Fund

Investment Portfolio as at 30/06/2023

ISIN	Securities	Units/ Currency (in 1,000)/ Contracts	Holdings 30/06/2023	Price	Market Value in USD	% of net assets
Asset-Backed Securities						
USA					466,770.29	0.24
US61749BAD55	5.2604 % Morgan Stanley Capital I Trust 2006-NC5 ABS USD FLR-Notes 06/36 CLA2B	USD	879.9	% 53.046	466,770.29 1)	0.24
Mortgage-Backed Securities						
United Kingdom					4,038,078.04	2.04
XS2419722678	5.3157 % Canada Square Funding 6 MBS GBP FLR-Notes 22/59 CL A	GBP	183.3	% 99.080	229,082.65 1)	0.12
XS2202848326	6.1542 % Polaris 2020-1 MBS GBP FLR-Notes 20/57 CL A	GBP	45.9	% 100.082	57,998.05 1)	0.03
XS2348602835	5.6037 % Rochester Financing No 3 MBS GBP FLR-Notes 21/44 CL A	GBP	196.7	% 98.808	245,225.40 1)	0.12
XS2215921748	5.7649 % Stratton Mortgage Funding 2020-1 MBS GBP FLR-Notes 20/52 CL A	GBP	62.8	% 99.650	78,993.34 1)	0.04
XS2076199905	6.5466 % Towd Point Mortgage Funding 2019-Vantage2 MBS GBP FLR-Notes 19/54 CL A	GBP	561.9	% 100.048	709,094.10 1)	0.36
XS2432286115	5.6289 % Tower Bridge Funding 2022-1 MBS GBP FLR-Notes 22/63 CL A	GBP	173.6	% 99.121	217,066.11 1)	0.11
USA					2,500,618.19	1.26
US05539BAQ77	3.6757 % BCAP 2012-RR3 Trust MBS USD FLR-Notes 12/37 CL2A8	USD	1,652.6	% 90.150	1,489,792.19 1)	0.75
US08162PAX96	3.6660 % Benchmark 2018-B1 Mortgage Trust MBS USD FLR-Notes 18/51 CLBOFA SECURITIES, INC. / FIXED INCOME	USD	1,000.0	% 91.496	914,957.30 1)	0.46
US86360NAG79	4.5218 % Structured Adjustable Rate Mortgage Loan Trust MBS USD FLR-Notes 06/36 CL1A1	USD	105.4	% 90.911	95,868.70 1)	0.05
Other securities and money-market instruments						
Bonds					1,722,275.92	0.87
Argentina					1,722,275.92	0.87
US64131CAAD4	6.6250 % Provincia de Neuquen Argentina USD FLR-Notes 17/30	USD	206.6	% 70.394	145,405.33	0.07
South Africa					1,576,870.59	0.80
XS2195714418	8.6000 % Development Bank of Southern Africa ZAR Notes 21/24	ZAR	30,200.0	% 98.842	1,576,870.59	0.80
Investments in securities and money-market instruments					192,138,736.03	97.14
Deposits at financial institutions					6,577,117.23	3.33
Sight deposits					6,577,117.23	3.33
	State Street Bank International GmbH, Luxembourg Branch	USD			1,318,418.02	0.67
	Cash at Broker and Deposits for collateralisation of derivatives	USD			5,258,699.21	2.66
Investments in deposits at financial institutions					6,577,117.23	3.33
Securities		Shares/ Currency (in 1,000)/ Contracts	Holdings 30/06/2023	Price	Unrealised gain/loss in USD	% of net assets
Derivatives						
Holdings marked with a minus are short positions.						
Listed Derivatives					-313,952.66	-0.16
Futures Transactions					-313,952.66	-0.16
Purchased Bond Futures					-1,008,154.05	-0.51
	10-Year US Treasury Note (CBT) Futures 09/23	Ctr	499	USD 112.125	-844,101.15	-0.43
	5-Year US Treasury Note (CBT) Futures 09/23	Ctr	79	USD 107.094	-164,052.90	-0.08
Sold Bond Futures					694,201.39	0.35
	10-Year German Government Bond (Bund) Futures 09/23	Ctr	-57	EUR 133.160	113,998.99	0.06
	2-Year US Treasury Note (CBT) Futures 09/23	Ctr	-256	USD 101.688	568,968.46	0.29
	30-Year German Government Bond (Buxl) Futures 09/23	Ctr	-11	EUR 137.720	-1,907.75	0.00
	5-Year German Government Bond (Bobl) Futures 09/23	Ctr	-13	EUR 115.550	18,719.81	0.01
	Ultra Long US Treasury Bond (CBT) Futures 09/23	Ctr	-17	USD 134.969	-5,578.12	-0.01

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Allianz PIMCO High Yield Income Fund

Investment Portfolio as at 30/06/2023

Securities	Currency (in 1,000)/ Contracts	Units/ Holdings 30/06/2023	Price	Unrealised gain/loss in USD	% of net assets
OTC-Dealt Derivatives				-691,252.56	-0.35
Forward Foreign Exchange Transactions				-320,252.06	-0.16
Sold BRL / Bought USD - 05 Jul 2023	BRL	-5,147,455.22		-109,908.43	-0.06
Sold BRL / Bought USD - 02 Aug 2023	BRL	-5,215,177.77		-50,697.73	-0.03
Sold BRL / Bought USD - 05 Sep 2023	BRL	-5,221,033.08		7,061.52	0.00
Sold CZK / Bought USD - 21 Jul 2023	CZK	-422,000.00		-45.35	0.00
Sold DOP / Bought USD - 14 Jul 2023	DOP	-15,385,000.00		-11,525.11	-0.01
Sold DOP / Bought USD - 20 Jul 2023	DOP	-11,600,000.00		-9,337.65	0.00
Sold DOP / Bought USD - 27 Jul 2023	DOP	-22,768,000.76		-18,279.44	-0.01
Sold DOP / Bought USD - 03 Aug 2023	DOP	-9,078,000.00		-7,001.31	0.00
Sold DOP / Bought USD - 28 Aug 2023	DOP	19,330,300.00		-1,463.88	0.00
Sold DOP / Bought USD - 06 Oct 2023	DOP	-9,754,000.00		-2,256.53	0.00
Sold DOP / Bought USD - 13 Oct 2023	DOP	-10,316,000.00		-2,109.86	0.00
Sold DOP / Bought USD - 16 Nov 2023	DOP	-9,840,366.10		-694.54	0.00
Sold DOP / Bought USD - 27 Nov 2023	DOP	-4,626,000.00		-388.12	0.00
Sold DOP / Bought USD - 07 Dec 2023	DOP	-8,630,230.90		-842.23	0.00
Sold EUR / Bought USD - 05 Jul 2023	EUR	-17,844,135.00		-139,404.35	-0.07
Sold EUR / Bought USD - 02 Aug 2023	EUR	-16,943,135.00		109,788.33	0.10
Sold GBP / Bought USD - 05 Jul 2023	GBP	-1,356,000.00		-31,984.28	-0.02
Sold GBP / Bought USD - 02 Aug 2023	GBP	-1,165,000.00		3,457.10	0.00
Sold MXN / Bought USD - 16 Aug 2023	MXN	-17,839,000.00		-5,086.93	0.00
Sold MXN / Bought USD - 16 Oct 2023	MXN	-17,007,000.00		-67,526.00	-0.03
Sold NGN / Bought USD - 26 Jul 2023	NGN	-11,593,473.00		6,626.70	0.00
Sold NGN / Bought USD - 05 Sep 2023	NGN	-12,749,000.00		5,185.62	0.00
Sold NGN / Bought USD - 27 Oct 2023	NGN	-29,182,750.00		10,754.42	0.01
Sold NGN / Bought USD - 04 Dec 2023	NGN	-18,144,000.00		4,359.42	0.00
Sold NGN / Bought USD - 29 Jan 2024	NGN	27,060,000.00		9,036.24	0.00
Sold PEN / Bought USD - 20 Sep 2023	PEN	-2,315,925.86		-4,685.41	0.00
Sold PLN / Bought USD - 21 Jul 2023	PLN	-23,000.00		-90.91	0.00
Sold USD / Bought BRL - 05 Jul 2023	USD	-1,069,445.53		-6,154.91	0.00
Sold USD / Bought BRL - 05 Sep 2023	USD	-1,101,038.40		34,782.37	0.02
Sold USD / Bought EUR - 05 Jul 2023	USD	-19,545,616.33		-203,470.84	-0.10
Sold USD / Bought GBP - 05 Jul 2023	USD	-1,714,575.11		-4,049.96	0.00
Sold USD / Bought INR - 20 Sep 2023	USD	-994,000.00		-699.27	0.00
Sold USD / Bought JPY - 16 Aug 2023	USD	-1,038,702.12		-79,561.57	-0.04
Sold USD / Bought MXN - 16 Aug 2023	USD	-1,015,739.70		5,282.16	0.00
Sold USD / Bought NGN - 26 Jul 2023	USD	-20,309.00		-4,676.99	0.00
Sold USD / Bought NGN - 05 Sep 2023	USD	-20,630.00		-3,977.55	0.00
Sold USD / Bought NGN - 27 Oct 2023	USD	-48,422.00		-9,815.75	0.00
Sold USD / Bought NGN - 04 Dec 2023	USD	-28,800.00		-5,084.37	0.00
Sold USD / Bought NGN - 29 Jan 2024	USD	-33,000.00		2,049.04	0.00
Sold USD / Bought ZAR - 15 Aug 2023	USD	-256,836.24		-9,509.05	-0.01
Sold ZAR / Bought USD - 15 Aug 2023	ZAR	-35,835,861.24		47,472.92	0.02
Sold ZAR / Bought USD - 18 Aug 2023	ZAR	-14,600,214.42		-8,765.72	0.00
Sold ZAR / Bought USD - 12 Sep 2023	ZAR	-23,346,408.91		97,576.67	0.05
Sold ZAR / Bought USD - 17 Oct 2023	ZAR	-19,484,684.23		45,409.47	0.02
Options Transactions				-1,174.58	0.00
Sold Options On Interest Rate Swaps (Swaptions)				-1,174.58	0.00
Call 3.26% [ORO USD 10Y] Exp. 26 Jul. 2023	Ctr	-300,000 USD	0.115	629.64	0.00
Call 3.26% [ORO USD 10Y] Exp. 26 Jul. 2023	Ctr	-100,000 USD	0.115	209.88	0.00
Call 3.27% [ORO USD 10Y] Exp. 24 Jul. 2023	Ctr	-400,000 USD	0.106	905.40	0.00
Call 3.35% [ORO USD 7Y] Exp. 27 Jul. 2023	Ctr	-200,000 USD	0.108	248.96	0.00
Call 3.35% [ORO USD 7Y] Exp. 27 Jul. 2023	Ctr	-100,000 USD	0.108	129.48	0.00
Call 3.38% [ORO USD 10Y] Exp. 31 Jul. 2023	Ctr	-300,000 USD	0.325	179.40	0.00
Put 3.66% [ORO USD 10Y] Exp. 26 Jul. 2023	Ctr	-300,000 USD	0.698	-1,118.34	0.00
Put 3.66% [ORO USD 10Y] Exp. 26 Jul. 2023	Ctr	-100,000 USD	0.698	-372.78	0.00

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Allianz PIMCO High Yield Income Fund

Investment Portfolio as at 30/06/2023

Securities	Units/ Currency (in 1,000)/ Contracts	Holdings 30/06/2023	Price	Unrealised gain/loss in USD	% of net assets
Put 3.67% [ORO USD 10Y] Exp. 24 Jul. 2023	Ctr	-400,000 USD	0.633	-1,203.96	0.00
Put 3.78% [ORO USD 10Y] Exp. 31 Jul. 2023	Ctr	-300,000 USD	0.427	-126.09	0.00
Put 3.85% [ORO USD 7Y] Exp. 27 Jul. 2023	Ctr	-200,000 USD	0.453	-440.78	0.00
Put 3.85% [ORO USD 7Y] Exp. 27 Jul. 2023	Ctr	-100,000 USD	0.453	-215.39	0.00
Swap Transactions				-369,825.92	-0.19
Credit Default Swaps				581,112.56	0.29
Protection Buyer				-117,033.67	-0.06
Dubai Government 7.76% 05 Oct 2020 - 1.00% - 20 Dec 2024	USD	500,000.00		-4,474.44	0.00
Korea Government 2.75% 19 Jan 2027 - 1.00% - 20 Jun 2028	USD	4,300,000.00		-14,624.70	-0.01
Market CDX Emerging Markets Index - 1.00% - 20 Dec 2027	USD	1,000,000.00		-13,297.00	-0.01
Oman Government 4.75% 15 Jun 2026 - 1.00% - 20 Dec 2027	USD	100,000.00		-1,863.90	0.00
Oman Government 4.75% 15 Jun 2026 - 1.00% - 20 Jun 2027	USD	100,000.00		-1,863.90	0.00
South Africa Government 5.88% 16 Sep 2025 - 1.00% - 20 Jun 2026	USD	2,300,000.00		-48,817.32	-0.03
Turkey Government 11.88% 15 Jan 2030 - 1.00% - 20 Dec 2025	USD	300,000.00		-6,546.52	0.00
Turkey Government 11.88% 15 Jan 2030 - 1.00% - 20 Dec 2025	USD	1,000,000.00		-25,545.89	-0.01
Protection Seller				698,146.23	0.35
Argentina Government 1.00% 09 Jul 2029 - 5.00% - 20 Dec 2023	USD	450,000.00		30,517.10	0.02
Banco do Brasil 4.63% 15 Jan 2025 - 1.00% - 20 Dec 2024	USD	600,000.00		6,678.11	0.00
Brazil Government 4.25% 07 Jan 2025 - 1.00% - 20 Jun 2026	USD	100,000.00		5,721.80	0.00
Brazil Government 4.25% 07 Jan 2025 - 1.00% - 20 Jun 2027	USD	2,100,000.00		105,685.72	0.05
Brazil Government 4.25% 07 Jan 2025 - 1.00% - 20 Dec 2030	USD	600,000.00		28,329.48	0.02
Brazil Government 4.25% 07 Jan 2025 - 1.00% - 20 Jun 2031	USD	1,800,000.00		85,231.03	0.04
Brazil Government 4.25% 07 Jan 2025 - 1.00% - 20 Jun 2031	USD	700,000.00		36,640.37	0.02
Brazil Government 4.25% 7 Jan 2025 - 1.00% - 20 Dec 2027	USD	500,000.00		25,132.68	0.01
Chile Government 3.24% 06 Feb 2028 - 1.00% - 20 Jun 2028	USD	100,000.00		972.21	0.00
Chile Government 3.24% 6 Feb 2028 - 1.00% - 20 Jun 2024	USD	300,000.00		1,723.15	0.00
Chile Government 3.24% 6 Feb 2028 - 1.00% - 20 Jun 2024	USD	2,100,000.00		10,964.38	0.01
Chile Government 3.24% 6 Feb 2028 - 1.00% - 20 Dec 2024	USD	300,000.00		3,127.20	0.00
Chile Government 3.24% 6 Feb 2028 - 1.00% - 20 Dec 2024	USD	200,000.00		1,874.46	0.00
Hungary Government 5.38% 25 Mar 2024 - 1.00% - 20 Dec 2023	USD	400,000.00		3,810.52	0.00
Indonesia Government 4.13% 15 Jun 2025 - 1.00% - 20 Jun 2028	USD	5,600,000.00		10,609.59	0.01
Mexico Government 4.15% 28 Mar 2027 - 1.00% - 20 Jun 2028	USD	1,500,000.00		31,171.34	0.02
Mexico Government 4.15% 28 Mar 2027 - 1.00% - 20 Jun 2028	USD	200,000.00		3,071.23	0.00
Mexico Government 4.15% 28 Mar 2027 - 1.00% - 20 Jun 2024	USD	100,000.00		2,378.36	0.00
Mexico Government 4.15% 28 Mar 2027 - 1.00% - 20 Dec 2024	USD	100,000.00		1,845.22	0.00
Mexico Government 4.15% 28 Mar 2027 - 1.00% - 20 Dec 2024	USD	700,000.00		13,043.16	0.01
Mexico Government 4.15% 28 Mar 2027 - 1.00% - 20 Dec 2025	USD	100,000.00		2,656.41	0.00
Mexico Government 4.15% 28 Mar 2027 - 1.00% - 20 Jun 2026	USD	400,000.00		8,326.07	0.00
Mexico Government 4.15% 28 Mar 2027 - 1.00% - 20 Dec 2026	USD	1,000,000.00		8,416.61	0.00
Mexico Government 4.15% 28 Mar 2027 - 1.00% - 20 Dec 2026	USD	9,000,000.00		107,353.73	0.05
Mexico Government 4.15% 28 Mar 2028 - 1.00% - 20 Jun 2027	USD	300,000.00		3,395.71	0.00
Panama Government 8.88% 30 Sep 2027 - 1.00% - 20 Jun 2024	USD	200,000.00		984.20	0.00
Panama Government 8.88% 30 Sep 2027 - 1.00% - 20 Dec 2024	USD	300,000.00		2,609.17	0.00
Peru Government 8.75% 21 Nov 2033 - 1.00% - 20 Jun 2026	USD	1,100,000.00		12,118.23	0.01
Peru Government 8.75% 21 Nov 2033 - 1.00% - 20 Jun 2026	USD	900,000.00		6,639.47	0.00
Peru Government 8.75% 21 Nov 2033 - 1.00% - 20 Jun 2026	USD	2,200,000.00		33,843.38	0.02
Peru Government 8.75% 21 Nov 2033 - 1.00% - 20 Jun 2026	USD	3,600,000.00		46,589.74	0.02
Peru Government 8.75% 21 Nov 2033 - 1.00% - 20 Jun 2026	USD	300,000.00		1,628.73	0.00
Peru Government 8.75% 21 Nov 2033 - 1.00% - 20 Jun 2026	USD	200,000.00		1,732.37	0.00
Peru Government 8.75% 21 Nov 2033 - 1.00% - 20 Jun 2026	USD	3,000,000.00		28,629.68	0.02
Poland Government 1.38% 22 Oct 2027 - 1.00% - 20 Jun 2028	USD	100,000.00		1,328.79	0.00
Poland Government 1.30% 22 Oct 2027 - 1.00% - 20 Dec 2023	USD	100,000.00		58.85	0.00
Poland Government 1.30% 22 Oct 2027 - 1.00% - 20 Dec 2023	USD	100,000.00		38.47	0.00
Romania Government 2.75% 26 Feb 2026 - 1.00% - 20 Dec 2023	USD	100,000.00		1,032.70	0.00
Romania Government 2.75% 26 Feb 2026 - 1.00% - 20 Dec 2023	USD	200,000.00		1,356.58	0.00
Serbia Government 3.13% 15 May 2027 - 1.00% - 20 Dec 2027	USD	200,000.00		8,680.03	0.01

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Allianz PIMCO High Yield Income Fund

Investment Portfolio as at 30/06/2023

Securities	Units/ Currency (in 1,000)/ Contracts	Holdings 30/06/2023	Price	Unrealised gain/loss in USD	% of net assets
South Africa Government 5.88% 16 Sep 2025 - 1.00% - 20 Dec 2023	USD	700,000.00		12,200.20	0.01
Interest Rate Swaps				-950,938.48	-0.48
IRS BRL Pay 11.97% / Receive 1M BRCDI - 02 Jan 2024	BRL	19,000,000.00		68,445.89	0.03
IRS BRL Receive 11.42% / Pay 1M BRCDI - 04 Jan 2027	BRL	1,400,000.00		5,285.25	0.00
IRS BRL Receive 9.15% / Pay 1M BRCDI - 02 Jan 2024	BRL	900,000.00		-10,644.42	-0.01
IRS BRL Receive 9.153% / Pay 1M BRCDI - 02 Jan 2024	BRL	7,900,000.00		-93,329.39	-0.05
IRS BRL Receive 9.20% / Pay 1M BRCDI - 02 Jan 2024	BRL	10,100,000.00		-117,219.23	-0.06
IRS CZK Receive 4.61% / Pay 6M PRIBOR - 06 Jun 2028	CZK	54,800,000.00		696.62	0.00
IRS GBP Receive 5.58% / Pay 12M SONIA - 28 Jun 2026	GBP	1,100,000.00		111.49	0.00
IRS MXN Pay 8.59% / Receive 1M TIE - 18 May 2028	MXN	2,900,000.00		-1,698.43	0.00
IRS MXN Pay 8.76% / Receive 1M TIE - 19 May 2028	MXN	180,000.00		-99.16	0.00
IRS MXN Pay 8.90% / Receive 1M TIE - 21 May 2027	MXN	10,000,000.00		-6,468.84	0.00
IRS MXN Receive 8.74% / Pay 1M TIE - 07 Mar 2028	MXN	17,300,000.00		14,494.63	0.01
IRS PLN Pay 5.46% / Receive 6M WIBOR - 10 Jan 2028	PLN	1,400,000.00		-4,594.38	0.00
IRS PLN Pay 5.49% / Receive 6M WIBOR - 10 Jan 2028	PLN	1,400,000.00		-5,062.06	0.00
IRS USD Pay 1.00% / Receive 12M SOFR - 21 Sep 2024	USD	5,700,000.00		49,833.99	0.03
IRS USD Pay 3.00% / Receive 3M UBOR - 19 Sep 2023	USD	8,600,000.00		49,342.59	0.03
IRS USD Pay 3.00% / Receive 3M SOFR - 19 Dec 2028	USD	13,300,000.00		1,313,120.30	0.66
IRS USD Receive 1.00% / Pay 3M UBOR - 16 Sep 2023	USD	20,300,000.00		-201,716.43	-0.10
IRS USD Receive 1.00% / Pay 3M SOFR - 16 Dec 2025	USD	20,300,000.00		-722,389.71	-0.37
IRS USD Receive 1.50% / Pay 3M UBOR - 15 Sep 2023	USD	2,400,000.00		-20,720.01	-0.01
IRS USD Receive 1.50% / Pay 3M SOFR - 15 Dec 2028	USD	2,400,000.00		-176,907.12	-0.09
IRS USD Receive 1.75% / Pay 12M SOFR - 15 Jun 2024	USD	6,000,000.00		-16,399.09	-0.01
IRS USD Receive 3.00% / Pay 3M SOFR - 19 Dec 2048	USD	4,700,000.00		-1,131,145.19	-0.57
IRS ZAR Pay 5.95% / Receive 3M JIBAR - 30 Nov 2024	ZAR	36,600,000.00		56,124.22	0.03
Investments in derivatives				-1,005,205.22	-0.51
Net current assets/liabilities	USD			95,877.27	0.04
Net assets of the Fund	USD			197,806,525.31	100.00
Net asset value per unit	USD			6.00	
Units in circulation	Shs			32,952,409.00	

⁽¹⁾ The market value was determined on the basis of the last available pricing factor at closing NAs' date.

* As at the reference date this position was partly or fully subject to repurchase agreements.

As the reference date, the global valuation of security repurchase agreements amounted to USD 1,266,000.00.

** Due to the sanctions imposed by the USA against the Venezuelan regime and the state-run oil company, the trading with Venezuelan bonds is restricted.

Details of the changes in the composition of the securities portfolio in the year under review can be requested free of charge at the Luxembourg branch of Allianz Global Investors GmbH.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

(2)【2022年6月30日終了年度】

【貸借対照表】

アリアンツ・ピムコ・ハイ・イールド・インカム・ファンド

純資産計算書

2022年6月30日現在

	(米ドル)	(千円)
有価証券および短期金融商品 (原価 272,854,118.17米ドル)	194,041,274.13	29,011,111
定期預金	487,782.50	72,928
現金預金	26,417,656.15	3,949,704
スワップ取引に係る支払済前払金	960,621.55	143,623
未収利息		
— 債券	3,340,294.56	499,407
— 定期預金	724.86	108
— スワップ取引	77,389.70	11,571
— その他	1,862.23	278
未収金		
— ファンド証券発行	36,300.00	5,427
— 証券取引	38,633.54	5,776
未実現利益		
— 先物取引	811,877.71	121,384
— スワップ取引	1,436,455.67	214,764
— 先物為替取引	824,365.91	123,251
資産合計	228,475,238.51	34,159,333
銀行に対する債務	-833,600.45	-124,632
スワップ取引に係る受領済前払金	-2,777,680.08	-415,291
スワップ取引に係る利息債務	-71,940.65	-10,756
証券現先取引契約に係る返済債務	-453,375.00	-67,784
未払金		
— ファンド証券買戻	-297,363.80	-44,459
— 証券取引	-8,988,878.02	-1,343,927
その他の未払金	-489,982.15	-73,257
未実現損失		
— 先物取引	-1,355,953.11	-202,729
— スワップ取引	-4,193,532.60	-626,975
— 先物為替取引	-410,491.01	-61,373
負債合計	-19,872,796.87	-2,971,182
純資産	208,602,441.64	31,188,151

添付の注記は当財務書類の一部である。

【損益計算書】

運用計算書

2021年7月1日から2022年6月30日までの期間

	(米ドル)	(千円)
利息		
— 債券	13,576,098.64	2,029,763
— スワップ取引	2,005,348.33	299,820
— 定期預金	19,935.97	2,981
貸方残高に係る利息		
— 正の金利	4,231.66	633
— 負の金利	-49,915.23	-7,463
その他の収益	258.96	39
収益合計	15,555,958.33	2,325,771
支払利息		
— スワップ取引	-1,110,543.74	-166,037
年次税	-132,425.78	-19,799
一括報酬	-4,207,001.64	-628,989
その他の費用	-547.58	-82
費用合計	-5,450,518.74	-814,907
純収益 / 損失	10,105,439.59	1,510,864
実現損 / 益		
— 証券取引	-8,974,119.02	-1,341,721
— 金融先物取引	-1,343,031.45	-200,797
— 先物為替取引	3,373,259.06	504,336
— 為替	-649,284.46	-97,075
— スワップ取引	-2,392,918.54	-357,765
実現純損 / 益	119,345.18	17,843
未実現評価損 / 益の変動		
— 証券取引	-62,853,432.86	-9,397,217
— 金融先物取引	-326,596.92	-48,830
— 先物為替取引	-83,614.88	-12,501
— 為替	-121,521.46	-18,169
— スワップ取引	-4,724,685.96	-706,388
運用実績	-67,990,506.90	-10,165,261

添付の注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

アリアンツ・ピムコ・ハイ・イールド・インカム・ファンド

財務書類に対する注記

2022年6月30日

会計方針

会計基準

財務書類は、ルクセンブルグの投資信託に関する規則に準拠して作成される。

アリアンツ・ピムコ・ハイ・イールド・インカム・ファンドの基準通貨は、米ドル（USD）である。

資産の評価

証券取引所に公的に上場されている資産は、入手可能な直近の支払価格により評価される。

証券取引所に公式に上場されていないが規制ある市場またはその他の組織的な市場で取引されている資産は、評価時にかかる値が資産の売却のため最も好ましい取引値であるとの管理会社による判断を条件に、入手可能な直近の支払価格により評価される。

取引価格が公正な市場価格でない資産およびすべてのその他の資産は、推定実現価格で評価される。管理会社は、別の評価方法が資産の公正価格をより反映すると考える場合には、その単独の裁量により、当該方法の使用を許可することができる。

通貨、証券、金融指標、金利その他の許容される金融商品に関する金融先物取引ならびにそれらのオプションおよび関連ワラントは、証券取引所に上場されている場合、当該証券取引所の最新価格で評価される。証券取引所に上場されていない場合、特にすべての店頭市場取引に関して、評価は推定実現価格で行われる。

金利スワップは、適用される金利曲線を基準とする市場価格で評価される。

指数および金融商品と結びついたスワップは、該当指標または該当金融商品を基準に算定される市場価格に基づいて評価される。

譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）またはその他の投資信託（UCI）における受益証券は、算定された入手可能な直近の買戻価格で評価される。

現金および定期預金は、額面価額に経過利息を付して評価される。

ファンドの基準通貨（以下「ファンド基準通貨」という。）以外の通貨建て資産は、直近の為替相場の仲値でファンド基準通貨に換算される。

有価証券価格

純資産額の計算は、目論見書の規定に従って、評価日の直近の有価証券価格を基準にしている。

年次報告書の財務書類は、有価証券価格に基づき報告期間の直近で計算され公表された純資産額に基づいて作成されている。

外貨

外貨建ての資産および負債は、下記の為替レートにより換算されている。

オーストラリアドル	(AUD)	1米ドル= AUD	1.451484
ブラジル・レアル	(BRL)	1米ドル= BRL	5.182650
英ポンド	(GBP)	1米ドル= GBP	0.823588
カナダドル	(CAD)	1米ドル= CAD	1.291350
チェコ・コルナ	(CZK)	1米ドル= CZK	23.692450
ユーロ	(EUR)	1米ドル= EUR	0.957717
ハンガリー・フォリント	(HUF)	1米ドル= HUF	379.974200
日本円	(JPN)	1米ドル= JPY	136.240000
メキシコ・ペソ	(MXN)	1米ドル= MXN	20.198000
トルコ・リラ	(TRY)	1米ドル= TRY	16.684750
ノルウェー・クローネ	(NOK)	1米ドル= NOK	9.912850
ペルー・ヌエボ・ソル	(PEN)	1米ドル= PEN	3.786550
ポーランド・ズロチ	(PLN)	1米ドル= PLN	4.482650
ロシア・ルーブル	(RUB)	1米ドル= RUB	54.050000
南アフリカ・ランド	(ZAR)	1米ドル= ZAR	16.235000

税制

ファンドは、それ自身が年次税（"Taxe d'Abonnement"）を課されるルクセンブルグのファンドにその資産が投資されない限り、各四半期末日現在のファンドの純資産総額に対して計算され支払われるルクセンブルグ大公国の年次税を課されている。ファンドの収益に対して、ルクセンブルグの税金は課されていない。

受益証券の収益の分配金および累積に対して、ルクセンブルグの源泉税は現在課されていない。

一括報酬

ファンドが負担するすべての費用は、ファンドの資産から支払われる。

ファンドは、特定の受益証券クラスの条件に基づいて受益者に直接請求されない限り、ファンドの資産から管理会社に報酬（以下「一括報酬」という。）を支払う。

管理会社により任命された投資運用会社の報酬は、管理会社により一括報酬および該当する場合には成功報酬から支払われる。

特定の受益証券クラスの条件に基づいて受益者に直接請求されない場合、一括報酬は、毎月後払いで支払われ、関連する受益証券クラスの日々の平均純資産総額に基づき比例配分して計算される。

管理会社は、一括報酬の支払の見返りとして、ファンドに対して以下の報酬および費用を免除する。

- 管理報酬および中央管理事務代行報酬
- 販売報酬
- 保管報酬
- 登録事務・名義書換事務代行会社に対する報酬
- 目論見書、重要投資家情報書類、約款、年次報告書、半期報告書および（もしある場合には）中間報告書、その他の報告書および受益者宛通知の作成（翻訳を含む。）ならびに送付費用

- 目論見書、重要投資家情報書類、約款、年次報告書、半期報告書および（もしある場合には）中間報告書、その他の報告書および受益者宛通知、課税情報、申込みおよび買戻し価格の公表に掛かる費用ならびに受益者宛正式告知の費用
- 外部監査人によるファンドの監査費用
- 公衆に対する販売のための受益証券の登録費用および／または当該登録の維持費用
- 券面および（もしある場合には）クーポン発行ならびにクーポン更新費用
- 支払事務代行および情報提供代行報酬
- 国内外で認められている格付け会社によるファンド評価の費用。
- インデックス名の使用に関連する費用、特にライセンス料
- ファンド・マネージャーおよび投資顧問会社が使用する社内または外部のITシステムの取得、使用および保守に関してファンドおよびファンドの管理会社が承認した第三者が負担する費用および経費
- 管理会社による国内資産への直接投資を許可し、または管理会社が国内市場において契約上のパートナーとして直接行為する地位の取得および維持に関連する費用
- 投資限度および投資制限の監視に関連してファンド、保管受託銀行およびファンドまたは保管受託銀行のために行為する第三者に生じた費用および経費
- 指名された第三者によるリスクおよびパフォーマンス数値の計算ならびに管理会社に対する成功報酬の計算に係る費用
- 会社の受益者総会または資産の所有者の他の会合についての情報の取得に関連する費用、およびかかる会合への直接参加または承認された第三者による参加に関連する費用
- 郵便料金、電話料金、ファックス料金、テレックス料金

報酬の構成

	一括報酬 年率 %	年次税 年率 %
アリアンツ・ビムコ・ハイ・イールド ・インカム・ファンド	1.50	0.05

取引費用

取引費用は、2021年7月1日から2022年6月30日までの期間にファンドの会計とは別に報告されるかまたは支払請求されたすべての費用を考慮しており、特定の資産の購入または売却に直接関連するものである。

債券投資、先物為替契約およびその他のデリバティブ契約に関して、取引費用は投資の購入および売却価格に含まれる。これらの取引費用は、個別に特定されないが、ファンドのパフォーマンスに含まれる。

当期において、10,895.21米ドルの取引費用が発生した。

証券現先取引契約および証券貸付取引契約

証券現先取引契約および証券貸付取引契約（総称して、以下「証券金融取引」という。）は、2008年6月4日付の金融監督委員会告示08/356および2014年9月30日付金融監督委員会告示14/592ならびに規制(EU)No 648/2012を改正する、証券金融取引および再利用の透明性に関する欧州議会および理事会の2015年11月25日付規制(EU) 2015/2365（以下「証券金融取引規制」という。）の要件を満たさなくてはならない。

ファンドは、買い手および売り手として証券現先取引契約を締結することができ、また借り手または貸し手として証券貸付取引契約を締結することができる。ただし、取引相手方は、かかる取引を専門とし、かつ、広く認識された格付機関（ムーディーズ、S&Pグローバル・レーティングまたはフィッチなど）からBaa3（ムーディーズ）またはBBB-（S&Pグローバル・レーティングまたはフィッチ）以上を取得した一流の金融機関でなければならない。上記以外に、取引相手方の法的地位または本社所在地国に関する規制はない。

証券現先取引契約においては、売り手は、買い手に対し、証券およびマネー・マーケット商品を売却するものとし、また、

- ・売り手および買い手は、既に、契約が締結された時点で設定された価格で、合意された期間内に、証券またはマネー・マーケット商品を売却および買戻す義務を負っているか、または
- ・売り手または買い手は、契約が締結された時点で設定された価格で、合意された期間内に、証券またはマネー・マーケット商品を契約の他方当事者に売却する権利を有するか、または契約の他方当事者に売却することを要求する権利を有するものとする。

かかる証券およびマネー・マーケット商品は、証券現先契約の期間中は売却することはできないものとし、また、ファンドは、常に、買戻しの約定に応じるポジションをとっていなければならないものとする。ファンドは、逆現先取引に合意する場合（ファンドは証券現先取引契約における買い手である。）、いつでも現金の全額を返還請求できること、または発生した総額もしくは値洗い価額で逆現先取引を終了させることができることを確保しなければならない。いずれかの時点で、現金を値洗い価額で返還請求することができる場合、逆現先取引の値洗い価額は、ファンドの純資産価額を算出するために使用されなければならない。ファンドは、現先取引に合意する場合（ファンドは証券現先取引契約における売り手である。）、いつでも現先取引の裏付証券を返還請求できること、または合意された現先取引を終了させることができることを確保しなければならない。契約期間が7日間を超えない証券現先契約は、ファンドがいつでも資産を返還請求することができる契約とみなされる。

証券貸付取引契約の場合、証券およびマネー・マーケット商品は、第三者が証券貸付取引契約の終了時に証券を返還しなければならないという条件で、手数料と引き換えに第三者に貸し付けられる。ファンドは、証券貸付取引契約において貸し付けられたすべての証券がいつでも返還されること、また、締結されたすべての証券貸付契約がいつでも終了され得ることを確保しなければならない。

ファンドが行うことができる証券現先取引契約および証券貸付取引契約に関するリスクの概要は以下の通りである（すべてを網羅するものではない。）。

- ・ファンドは、証券またはマネー・マーケット商品を貸し付ける場合、証券貸付期間内にかかる資産を売却することはできない。ファンドは、資産の市場パフォーマンスに完全に関与することになり、資産を売却することによって市場パフォーマンスへの関与を終了させることはできない。

上記の規定は、現先契約に従って売却される証券およびマネー・マーケット商品に関するファンドの買戻し義務にも適用される。

- ・証券貸付取引契約の期間中に現金で提供された担保が他の資産に投資された場合、受取人は、通常、かかる期間中に投資に損失が生じた場合でも担保を提供した当事者に対し、少なくとも担保として提供された現金を貸付期間終了後に支払う義務を免れることはないものとする。

上記の規定は、ファンドが現先契約に従って証券およびマネー・マーケット商品を売却した場合に、ファンドが受取り、その後に投資した流動性資産にも同様に適用される。

- ・証券またはマネー・マーケット商品が貸し付けられる場合、ファンドは、少なくとも貸し付けられた資産の取引締結時の価額に相当する価額の担保物を受け取るものとする。ただし、かかる担保は、その形態によって、その価値が減少する場合があります、借り手の買戻し義務の不履行またはデフォルトの場合、かかる損失は担保を清算することによって完全に補償されない可能性がある。

上記の規定は、転売契約に基づき購入された証券およびマネー・マーケット商品にも、かかる証券およびマネー・マーケット商品の価格が減少した場合に取引相手方によって支払われる買戻価格に関し、同様に適用される。

- ・ファンドが証券またはマネー・マーケット商品を貸し付ける場合、借り手は、通常、その後短期間でかかる証券またはマネー・マーケット商品を転売するか、または既に事前に転売してしまっている場合もある。借り手は、通常、ファンドによって貸し付けられた資産の価格に関連する証券およびマネー・マーケット商品の価格は低下すると推測する。その結果、ファンドによって行われた証券貸付取引契約は、証券の価格のパフォーマンスにマイナスの影響を及ぼす可能性があり、これによりファンドの一口当り価格にも取引から得られる証券貸付収益によって相殺できない程のマイナスの影響を及ぼす可能性がある。

継続費用

継続費用は、（取引費用を除き）前年度中にファンド（または該当する受益証券クラス）に発生する費用であり、ファンドの平均取引高（または該当する受益証券クラスの平均取引高）の割合（「継続費用」）として表示される。一括報酬および年次税に加えて、その他のすべての費用が考慮される。ただし、負担する取引費用およびいかなるパフォーマンス関連報酬も除く。負担費用は、費用弁済の対象とはならない。

継続費用を公表する他のUCITSまたはUCIに対してファンドがその資産の20%を超えて投資する場合、かかる他のUCITSまたはUCIの継続費用は、ファンドの継続費用を算出する際に考慮される（「総合的継続費用」）。しかしながら、他のUCITSまたはUCIがそれら自身の継続費用を公表しない場合、ファンドの継続費用を算出する際にかかるUCITSまたはUCIの継続費用を考慮することはできない。ファンドがその資産の20%を超えて他のUCITSまたはUCIに投資しない場合、当該UCITSまたはUCIのレベルで負担する可能性のある費用は考慮されない。

	継続費用
アリアンツ・ピムコ・ハイ・イールド・インカム・ファンド	1.55

[次へ](#)

Allianz PIMCO High Yield Income Fund

Statement of Net assets

as at 30/06/2022

	USD
Securities and money-market instruments (Cost Price USD 272,854,118.17)	194,041,274.13
Time deposits	487,782.50
Cash at banks	26,417,656.15
Upfront-payments paid on swap transactions	960,621.55
Interest receivable on	
- bonds	3,340,294.56
- time deposits	724.86
- swap transactions	77,389.70
- other	1,862.23
Receivable on	
- subscriptions of fund shares	36,300.00
- securities transactions	38,633.54
Unrealised gain on	
- futures transactions	811,877.71
- swap transactions	1,436,455.67
- forward foreign exchange transactions	824,365.91
Total Assets	228,475,238.51
Liabilities to banks	-833,600.45
Upfront-payments received on swap transactions	-2,777,680.08
Interest liabilities on swap transactions	-71,940.65
Payback liability on security repurchase agreements	-453,375.00
Payable on	
- redemptions of fund shares	-297,363.80
- securities transactions	-8,988,878.02
Other payables	-489,982.15
Unrealised loss on	
- futures transactions	-1,355,953.11
- swap transactions	-4,193,532.60
- forward foreign exchange transactions	-410,491.01
Total Liabilities	-19,872,796.87
Net assets	208,602,441.64

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Statement of Operations

for the period from 01/07/2021 to 30/06/2022

	USD
Interest on	
- bonds	13,576,098.64
- swap transactions	2,005,348.33
- time deposits	19,935.97
Interest on credit balances	
- positive interest rate	4,231.66
- negative interest rate	-49,915.23
Other income	258.96
Total income	15,555,958.33
Interest paid on	
- swap transactions	-1,110,543.74
Taxe d'Abonnement	-132,425.78
All-in-fee	-4,207,001.64
Other expenses	-547.58
Total expenses	-5,450,518.74
Net income/loss	10,105,439.59
Realised gain/loss on	
- securities transactions	-8,974,119.02
- financial futures transactions	-1,343,031.45
- forward foreign exchange transactions	3,373,259.06
- foreign exchange	-649,284.46
- swap transactions	-2,392,918.54
Net realised gain/loss	119,345.18
Changes in unrealised appreciation/depreciation on	
- securities transactions	-62,853,432.86
- financial futures transactions	-326,596.92
- forward foreign exchange transactions	-83,614.88
- foreign exchange	-121,521.46
- swap transactions	-4,724,685.96
Result of operations	-67,990,506.90

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Notes to the Financial Statements

Accounting Policies

Basis of Accounting

The financial statements are prepared in accordance with the Luxembourg regulations relating to Undertakings for Collective Investment.

The base currency of the Allianz PIMCO High Yield Income Fund is the US-Dollar (USD).

Valuation of Assets

Assets that are officially listed on a stock exchange are valued at the latest available price paid.

Assets that are not officially listed on a stock exchange, but are traded on a regulated market or on other organised markets, are also valued at the latest available price paid, provided that, at the time of valuation, the Management Company considers that price to be the best possible price at which the assets can be sold.

Assets whose trade prices are not fair market prices, as well as all other assets, are valued at the probable realisation value. At its discretion, the Management Company may authorise other valuation methods if, in its consideration, such other methods better represent the fair value of the assets.

Financial futures transactions relating to currencies, securities, financial indices, interest rates and other permissible financial instruments and options thereon and corresponding warrants are, if they are listed on a stock exchange, valued at the most recent prices on the stock exchange in question. If there is no stock market listing, in particular for all OTC transactions, the valuation shall be made based on the likely realisable value.

Interest-rate swaps are valued at their market value in relation to the applicable interest rate curve. Swaps tied to indices and to financial instruments are valued at their market value, which is determined by reference to the index concerned or the financial instrument concerned.

Units in UCITS or UCIs are valued at the latest determined and obtainable redemption price.

Cash and time deposits are valued at their nominal value plus accrued interest.

Assets not denominated in the base currency of the Fund (hereinafter called the “base currency of the Fund”) are converted into the base currency of the Fund at the most current middle-market rate of exchange.

Security Prices

The calculation of the Net Asset Value will be in accordance with the provisions of the Prospectus based on the last known security prices on the Valuation Date.

The Financial Statements of the Annual Report have been prepared on the basis of the securities' prices of the most recently calculated and published Net Asset Value of the reporting period.

Foreign Currencies

Assets and liabilities in foreign currencies have been converted at the exchange rates stated below:

Australian Dollar	(AUD)	1 USD = AUD	1.451484
Brazilian Real	(BRL)	1 USD = BRL	5.182650
British Pound	(GBP)	1 USD = GBP	0.823588
Canadian Dollar	(CAD)	1 USD = CAD	1.291350
Czech Koruna	(CZK)	1 USD = CZK	23.692450
Euro	(EUR)	1 USD = EUR	0.957717
Hungarian Forint	(HUF)	1 USD = HUF	379.974200
Japan Yen	(JPY)	1 USD = JPY	136.240000
Mexican Peso	(MXN)	1 USD = MXN	20.198000
New Turkish Lira	(TRY)	1 USD = TRY	16.684750
Norwegian Krone	(NOK)	1 USD = NOK	9.912850
Peruvian Nouveau Sol	(PEN)	1 USD = PEN	3.786550
Polish Zloty	(PLN)	1 USD = PLN	4.482650
Russian Rubel	(RUB)	1 USD = RUB	54.050000
South African Rand	(ZAR)	1 USD = ZAR	16.235000

Taxation

The Fund is subject to a “Taxe d’Abonnement” in the Grand Duchy of Luxembourg, calculated and payable on the total net assets of the Fund at the end of each quarter unless the assets are invested in Luxembourg funds which are themselves subject to a “Taxe d’Abonnement”. The income of the Fund is not taxable in Luxembourg.

Distribution and accumulation of income on units are currently not subject to withholding tax in Luxembourg.

All-in Fee

All costs to be borne by the Fund are paid from the Fund's assets:

The Fund pays the Management Company a fee (“all-in fee”) from the assets of the Fund, unless this fee is charged directly to the unitholders within the framework of a specific unit class.

The fees of the investment managers appointed by the Management Company are paid by the Management Company out of its all-in fee and, if applicable, out of its performance fee.

The all-in fee is paid monthly in arrears and calculated pro rata based on the average daily net asset value of the relevant unit class, unless this fee is charged directly to the unitholders within the framework of a specific unit class.

In return for payment of the all-in fee, the Management Company grants the Fund exemption from the following list of fees and charges:

- Management and central administration agent fee;
- Distribution fees;
- Custodian fee;
- Registrar and Transfer Agent fee;

- Costs of preparing (including translation) and distributing the complete sales prospectus, key investor information, articles of incorporation, annual, semi- annual and, if applicable, interim reports and any other reports and communications to unitholders;
- Costs of publishing the sales prospectus, key investor information, articles of incorporation, annual, semi-annual and, if applicable, interim reports and any other reports and communications to unitholders, tax information, issue and redemption prices, as well as official notices to unitholders;
- Costs charged by the external auditor for auditing the Fund;
- Costs of registering the units for public distribution and/ or maintaining such registration;
- Costs of issuing unit certificates and, where applicable, coupons and coupon renewals;
- Fees levied by the Paying and Information Agent;
- Costs of assessing the Fund by nationally and internationally recognised rating agencies;
- Costs related to the use of index names, in particular licence fees;
- Costs and expenses incurred by the Fund and third parties authorised by the Management Company of the Fund in connection with the acquisition, use and maintenance of internal or external IT systems used by the fund managers and investment advisers;
- Costs associated with acquiring and maintaining a status entitling the Management Company to invest directly in assets in a country or to act directly as a contracting partner on markets in a country;
- Costs and expenses associated with monitoring investment limits and restrictions incurred by the Fund, the custodian and any third parties acting on their behalf;
- Costs for calculating the risk and performance figures and for calculating a performance fee for the Management Company by third parties appointed to do so;
- Costs associated with obtaining information about general shareholders' meetings of companies or about other meetings of the owners of assets, and costs related to direct participation or participation through authorised third parties in such meetings;
- Postage, telephone, fax and telex costs.

Fee Structure

	All-in Fee in % p.a.	Taxe d'Abonnement in % p.a.
Allianz PIMCO High Yield Income Fund	1.50	0.05

Transaction costs

Transaction costs take into account all the costs that were reported or charged separately in the period from 1 July 2021 to 30 June 2022 for the account of the Fund and which are directly related to the purchase or sale of certain assets.

For fixed-interest investments, forward foreign exchange contracts and other derivative contracts, the transaction costs are included in the purchase and sale price of the investment. These transaction costs cannot be identified separately but are included in the performance of the Fund.

Transaction costs of USD 10,895.21 were incurred in the period under review.

Securities Repurchase Agreements, Securities Lending

Securities repurchase agreements and securities lending transactions (together referred to as “Securities Financing Transactions”) must meet the requirements of CSSF Circular 08/356 dated 4 June 2008 and 14/592 dated 30 September 2014 as well as the Regulation (EU) 2015/2365 of the European Parliament and of the Council of 25 November 2015 on transparency of securities financing transactions and of reuse and amending Regulation (EU) No 648/2012 (“Securities Financing Transactions Regulation”).

The Fund may enter into securities repurchase agreements both as buyer and seller as well as securities lending transactions as borrower or lender, provided that the counterparty is a top-rated financial institution specialising in such transactions, which has been rated by a recognized rating agency (e.g. Moody's, S&P or Fitch) with at least Baa3 (Moody's), BBB- (S&P or Fitch). There are no further restrictions with regard to legal status or country of origin of the counterparty.

In securities repurchase agreements, the seller sells securities and money-market instruments to the buyer, and either

- the seller and the buyer are already under the obligation to sell and repurchase, respectively, the securities or money-market instruments at a price fixed and within a period of time agreed to when the agreement was entered into or
- the seller or the buyer retains the right to sell to the other party to the agreement or require the other party to the agreement to sell the securities or money-market instruments at a price fixed and within a period of time agreed to when the agreement was entered into.

Such securities and money-market instruments may not be sold during the term of the securities repurchase agreement and the Fund must at all times be in a position to comply with its repurchase commitment. If the Fund agrees a reverse repurchase transaction (the Fund is the buyer in a securities repurchase agreement), it must ensure that it can demand back the full cash amount at any time, or can terminate the reverse repurchase transaction either in the total amount accrued or at a mark-to-market value. If the cash amount can be demanded back at a mark-to-market value at any time, the mark-to-market value of the reverse repurchase transaction should be used for calculating the Fund's net asset value. If the Fund agrees a repurchase transaction (the Fund is the seller in a securities repurchase agreement), it must ensure that it can demand back the securities underlying the repurchase agreement at any time, or can terminate the agreed repurchase transaction. Securities repurchase agreements with a term not exceeding seven days are regarded as agreements in which the Fund can demand back the assets at any time.

In the case of securities lending transactions, securities and money-market instruments are lent to a third party against a fee, under the condition that the third party must return the securities lent at the end of the securities lending transaction. The Fund must ensure that all the securities transferred in the course of securities lending can be transferred back at any time and all securities lending agreements that are entered into can be terminated at any time.

The risks associated with securities repurchase agreements and securities lending transactions into which the Fund can enter can be summarised as follows (non-exhaustively):

- If the Fund lends securities or money-market instruments, it may not sell these assets during the period of securities lending. It participates fully in the market performance of the asset, without being able to end participation in market performance through selling the asset.

The same applies to the Fund's repurchase commitment with regard to securities and money-market instruments sold subject to repurchase agreements.

- If, in the course of a securities-lending transaction, collateral granted in the form of cash is invested in other assets, this does not usually release the recipient from the obligation, at the end of the securities lending, to make a payment to the party granting collateral amounting to at least the cash granted as collateral, even if the investment had in the meantime resulted in losses.

This applies likewise to the liquidity received by the Fund and subsequently invested, if it sold securities and money market instruments subject to repurchase agreements.

- If a security or money-market instrument is lent, the Fund receives in return an item of collateral whose value corresponds at least to the lent assets at the time of concluding the transaction. Depending on its form, however, this collateral may lose so much value that, in the event of non-performance of the repurchase commitment by the borrower or default on it, the loss cannot be fully compensated by liquidating the collateral.

This applies likewise to securities and money-market instruments purchased under agreements to resell with regard to the repurchase price payable by the counterparty in the event of price losses on these securities and money-market instruments.

- If the Fund lends securities and money-market instruments, the borrower will generally resell them a short time later or will have already resold them previously. The borrower will usually speculate that the prices of the securities and money-market instruments corresponding to those of the assets lent by the Fund will fall. As a result, a securities lending transaction conducted by the Fund may impact negatively on the performance of the security's price and consequently on the Fund's unit price to such an extent that it can no longer be offset by the securities lending income obtained from the transaction.

Ongoing Charges

The Ongoing Charges are costs incurred by the Fund (or the respective Unit Classes) during the preceding financial year (excluding transaction costs) and are expressed as a ratio of the average volume of the Fund (or of the average volume of the respective Unit Classes) ("Ongoing Charges"). In addition to the All-in-Fee as well as the Taxe d'Abonnement, all other costs are considered except for the incurred transaction costs and any performance-related fees. Costs incurred will not be subject to cost compensation.

If a Fund invests more than 20% of its assets in other UCITS or UCI that publish Ongoing Charges, the Ongoing Charges of these other UCITS or UCI are taken into consideration when calculating Ongoing Charges for the Fund ("synthetic Ongoing Charges"); however, if these UCITS or UCI do not publish their own Ongoing Charges, then it is not possible to take the Ongoing Charges of the other UCITS or UCI into consideration when calculating Ongoing Charges. If a Fund does not invest more than 20% of its assets in other UCITS or UCI, any costs that may be incurred at the level of these UCITS or UCI are not taken into consideration.

	Ongoing charges in %
Allianz PIMCO High Yield Income Fund	1.55

[前へ](#)

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2023年10月末日現在)

	米ドル(を除く)	円(を除く)
資産総額	193,820,337.67	28,978,078,685
負債総額	10,555,876.29	1,578,209,064
純資産総額(-)	183,264,461.38	27,399,869,621
発行済口数	32,168,935口	
一口当り純資産価格(/)	5.70	852.21

第4 【外国投資信託受益証券事務の概要】

(1) ファンド証券の名義書換

ファンド証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 ステート・ストリート・バンク・インターナショナル・ゲーエムベーハー ルクセンブルグ支店

取扱場所 ルクセンブルグ大公国、L-1855 ルクセンブルグ、J.F. ケネディ通り49

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売会社または販売取扱会社に委託している場合、その販売会社または販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は徴収されない。

(2) 受益者集会

受益者集会は開催されない。

(3) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社は米国人をはじめその他いかなる者によるファンド証券の取得も制限することができる。

第三部 【特別情報】

第 1 【管理会社の概況】

1 【管理会社の概況】

資本金の額

2023年10月末日現在、管理会社の払込済資本金は49,900,900ユーロ（約79億円）、株主資本金は398,710,105.53ユーロ（約633億円）である。

最近 5 年間における株主資本金の増減は以下のとおりである。

	株主資本金(百万ユーロ)	増減(百万ユーロ)
2018年10月末日現在	355.6	-13.2
2019年10月末日現在	340.3	-15.3
2020年10月末日現在	326.8	-13.5
2021年10月末日現在	368.8	+ 42.0
2022年10月末日現在	406.3	+ 37.5
2023年10月末日現在	398.7	-7.6

管理会社の機構

定款に基づき、2 名以上の経営役員により構成される経営役員会が管理会社を運営する。取締役は管理会社の株主であることを要しない。6 名の監査役(うち 2 名が被雇用者代表、1 名が独立した構成員)により構成される監査役会により、経営役員会は監査される。

経営役員は監査役会により指名され、無期限の任期で指名されることができる。経営役員は監査役会の決定により解任することができる。監査役は 5 年を超えない任期で株主総会において選任される。監査役は年次株主総会において解任することができる。

監査役会は、経営役員会会長 1 名をその構成員から指名することができる。

経営役員は、別の経営役員を指名して経営役員会に代理出席させることができる。経営役員会は、経営役員の過半数が出席または代理出席している場合にのみ、適法に審議し、または行為することができる。決議は経営役員会に出席または代理出席している経営役員の議決権の多数決によるものとする。経営役員会以外では、決議は手紙、電報、電子情報手段または電話でなされることもできる。

経営役員会は、管理会社の経営方針ならびにその運営および業務の実施方法を決定する権限を有する。

投資運用会社は、管理会社に投資運用業務を提供し、その職務の遂行にあたっては常に管理会社の指図に従う。

2 【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の目的は投資信託の設定および管理ならびに個別ポートフォリオの管理ならびに投資助言である。管理会社の目的は、ポートフォリオ全体に関して、投資信託の資産を、管理会社の資産とは別にリスク分散の原則にもとづき投資家の共同預金口座のために、有価証券およびその他の許可された資産にその名義で投資することならびにその資産から生じる投資家(受益者)の権利に関する受益証券または確認証を発行することである。管理会社はその受益証券の販売促進および投資信託資産の管理の目的であらゆる必要かつ適切なことを実施することができる。管理会社はその取引または措置が、UCITSに関する欧州議会の2009/65/EC指令(改正済)に従う限り、その法人としての目的に関し利益をもたらし、役に立ちまたは適切なあらゆる取引を行い、あらゆる措置を取ることができる。

管理会社は、投資運用を投資運用会社であるピムコ・ヨーロッパGmbHに、ファンド資産の保管業務、支払事務および情報提供業務ならびに登録・名義書換事務をステート・ストリート・バンク・インターナショナル・ゲーエムベーハー ルクセンブルグ支店に委託している。

2023年10月末日現在、管理会社は、以下の1,528の公募ファンド(合計純資産総額3,767億6,163万ユーロ)および753の私募ファンドであるスペシャルファンド(合計純資産総額2,100億2,204万ユーロ)の管理・運用を行っている。

基本的性格(投資対象)	運用が行われている国	ファンドの本数	純資産総額 (単位：百万ユーロ)
株式	フランス、ドイツ、イギリス	356	86,914.37
債券	フランス、ドイツ、イギリス、 イタリア、オランダ	630	155,813.63
保険関連ストラテジー	イタリア	3	28.85
マルチアセットインベストメント	フランス、ドイツ、イギリス、 香港、イタリア、日本、 シンガポール	539	134,004.79
合計		1,528	376,761.63

3【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、ドイツにおける諸法令および一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパースゲーエムベーハー監査法人から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. 管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2023年10月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝158.66円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1) 【貸借対照表】

アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー

貸借対照表

2022年12月31日現在

資産の部

	2022年12月31日現在		2021年12月31日現在	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
1 現金準備金	49.24	8	49.24	8
a) 手元現金	49.24	8	49.24	8
2 銀行に対する債権	156,838,822.20	24,884,048	101,418,016.63	16,090,983
a) 要求払い	156,838,822.20	24,884,048	101,418,016.63	16,090,983
内、関連会社				
2022年：66,134,220.13ユーロ				
2021年：7,152,156.41ユーロ				
b) その他の未収金				
3 顧客からの未収金	61,506,238.35	9,758,580	96,153,231.30	15,255,672
4 株式およびその他の変動利付 有価証券	41,378,638.82	6,565,135	42,991,592.35	6,821,046
5 投資	13,647,899.93	2,165,376	13,647,899.93	2,165,376
内、銀行				
2022年：0.00ユーロ				
2021年：0.00ユーロ				
内、金融サービス機関				
2022年：0.00ユーロ				
2021年：0.00ユーロ				
6 関連会社株式	115,591,142.26	18,339,691	66,609,969.18	10,568,338
内、銀行				
2022年：0.00ユーロ				
2021年：0.00ユーロ				
内、金融サービス機関				
2022年：0.00ユーロ				
2021年：0.00ユーロ				
7 無形固定資産	18,422,516.08	2,922,916	15,209,182.62	2,413,089
a) 対価、工業所有権、類似の 権利および資産ならびに それらの権利および資産に 付随するライセンス	10,434,678.58	1,655,566	8,608,599.78	1,365,840
b) 前払金	7,987,837.50	1,267,350	6,600,582.84	1,047,248
8 固定資産	31,684,812.37	5,027,112	28,734,902.77	4,559,080
9 その他の資産	836,433,531.61	132,708,544	1,230,612,955.01	195,249,051
10 前払費用	19,703,094.00	3,126,093	17,262,408.83	2,738,854
12 年金債務との相殺による資産差額	0.00	0	599,032.78	95,043
資産合計	1,295,206,744.86	205,497,502	1,613,239,240.64	255,956,538

負債の部

	2022年12月31日現在		2021年12月31日現在	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
1 その他の負債	566,049,220.22	89,809,369	903,073,208.37	143,281,595
2 未払費用	0.00	0	10,694.41	1,697
3 引当金	371,819,282.50	58,992,847	402,317,095.77	63,831,630
a)年金および類似債務の引当金	57,049,675.50	9,051,502	50,325,394.73	7,984,627
b)法人税等の引当金	23,709,402.06	3,761,734	27,780,557.93	4,407,663
c)その他の引当金	291,060,204.94	46,179,612	324,211,143.11	51,439,340
4 株主資本	357,338,242.14	56,695,285	307,838,242.10	48,841,615
a)資本金	49,900,900.00	7,917,277	49,900,900.00	7,917,277
b)資本準備金	307,437,342.14	48,778,009	257,937,342.10	40,924,339
負債合計	1,295,206,744.86	205,497,502	1,613,239,240.65	255,956,538
偶発債務				
保証による偶発債務	176,951,763.00	28,075,167	166,174,607.00	26,365,263
受益者のための運用投資ファンド：				
純資産価額	449,039,505,532.63	71,244,607,948	606,763,784,357.85	96,269,142,026
口数		719口		737口
内、純資産価額(単位：千ユーロ)	120,443	19,109,486	155,460	24,665,284
保証された資本拠出金をカバー するため(単位：千ユーロ)	130,363	20,683,394	118,268	18,764,401

(2)【損益計算書】

アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー

損益計算書

2022年 1 月 1 日から2022年12月31日までの期間

	ユーロ	千円	ユーロ	千円	ユーロ	千円
1 受取利息						
a)信用取引および金融市場取引			2,424,124.90	384,612		
2 金融投資によるマイナス利息						
a)金融市場取引によるマイナス利息			(1,504,593.54)	(238,719)		
3 支払利息			(6,714,162.70)	(1,065,269)	(5,794,631.34)	(919,376)
4 経常利益						
a)株式およびその他の変動利付有価証券			400,242.18	63,502		
b)投資			1.61	0		
c)関連会社株式			140,828,754.26	22,343,890	141,228,998.05	22,407,393
5 受取手数料			3,068,674,390.85	486,875,879		
6 支払手数料			(1,927,939,382.90)	(305,886,862)	1,140,735,007.95	180,989,016
金融取引からの純利益					1,276,169,374.66	202,477,033
7 その他の営業収益					134,795,791.38	21,386,700
8 一般管理費						
a)人件費						
aa)賃金および給与	(286,393,737.16)	(45,439,230)				
ab)社会保険料、年金						
およびその他給付費用	(66,727,756.71)	(10,587,026)	(353,121,493.87)	(56,026,256)		
内、年金引当金						
2022年：31,895,728.04ユーロ						
2021年：34,613,902.07ユーロ						
b)その他の管理費			(294,112,834.72)	(46,663,942)	(647,234,328.59)	(102,690,199)
9 無形資産および固定資産の						
減価償却費および評価調整費					(11,039,070.52)	(1,751,459)
10 その他の営業費用					(108,671,138.26)	(17,241,763)
11 未収金および特定の証券の						
減価償却費および評価調整費ならびに						
貸付業務の貸倒引当金の追加					(3,419,464.87)	(542,532)
12 未収金および特定の証券の評価増ならびに						
貸付業務の貸倒引当金の戻入れからの収益					(475,872.83)	(75,502)
13 経常損益					640,125,290.97	101,562,279
14 特別収益					173,303,505.20	27,496,334
15 特別費用					(174,262,746.48)	(27,648,527)
16 特別利益					(959,241.28)	(152,193)
17 法人税およびキャピタル・ゲイン					(94,287,978.63)	(14,959,731)
内、連結比例						
2022年：110,917,864.84ユーロ						
2021年：138,743,743.49ユーロ						
18 他の項目には含まれないその他の税金					(4,385,459.46)	(695,797)
19 利益プール、損益振替契約または						
株式譲渡契約により振り替えられた利益					(540,492,611.60)	(85,754,558)
20 当期利益					0.00	0

2021年 1 月 1 日から2021年12月31日までの期間

	ユーロ	千円	ユーロ	千円	ユーロ	千円
1 受取利息						
a)信用取引および金融市場取引			122,506.83	19,437		
2 金融投資によるマイナス利息						
a)金融市場取引によるマイナス利息			(1,679,193.38)	(266,421)		
3 支払利息			(13,906,658.38)	(2,206,430)	(15,463,344.93)	(2,453,414)
4 経常利益						
a)株式およびその他の変動利付有価証券			511,209.48	81,108		
b)投資			0.61	0		
c)関連会社株式			51,399,531.81	8,155,050	51,910,741.90	8,236,158
5 受取手数料			3,214,416,962.16	509,999,395		
6 支払手数料			(1,959,876,752.27)	(310,954,046)	1,254,540,209.89	199,045,350
金融取引からの純利益					1,290,987,606.86	204,828,094
7 その他の営業収益					121,620,225.28	19,296,265
8 一般管理費						
a)人件費						
aa)賃金および給与	(307,285,196.93)	(48,753,869)				
ab)社会保険料、年金						
およびその他給付費用	(68,375,776.78)	(10,848,501)	(375,660,973.71)	(59,602,370)		
内、年金引当金						
2022年：31,895,728.04ユーロ						
2021年：34,613,902.07ユーロ						
b)その他の管理費			(261,455,229.53)	(41,482,487)	(637,116,203.24)	(101,084,857)
9 無形資産および固定資産の						
減価償却費および評価調整費					(11,502,985.54)	(1,825,064)
10 その他の営業費用					(90,957,409.20)	(14,431,303)
11 未収金および特定の証券の						
減価償却費および評価調整費ならびに						
貸付業務の貸倒引当金の追加					(52,340.98)	(8,304)
12 未収金および特定の証券の評価増ならびに						
貸付業務の貸倒引当金の戻入れからの収益					2,762,346.40	438,274
13 経常損益					675,741,239.58	107,213,105
14 特別収益					0.00	0
15 特別費用					(959,241.28)	(152,193)
16 特別利益					(959,241.28)	(152,193)
17 法人税およびキャピタル・ゲイン					(189,710,142.07)	(30,099,411)
内、連結比例						
2022年：110,917,864.84ユーロ						
2021年：138,743,743.49ユーロ						
18 他の項目には含まれないその他の税金					(2,179,962.14)	(345,873)
19 利益プール、損益振替契約または						
株式譲渡契約により振り替えられた利益					(482,891,894.09)	(76,615,628)
20 当期利益					0.00	0

[次へ](#)

アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー

財務書類に対する注記

2022年12月31日現在

目次（訳注：ページ番号は原文のもの）

1.	概要	2
2.	会計処理および評価の原則	2
3.	貸借対照表に対する注記	4
3.1.	資産	4
3.2.	負債	7
3.3.	偶発債務	9
3.3.1	年金契約	9
3.3.2	2006年のペンシヨンスジッヒャールングスフェラインスVwG（年金保証機関）の年金資金調達方法の変更	10
4.	損益計算書に対する注記	11
5.	その他の情報	13
	付録：2022年12月31日現在のアリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハーの持分保有リスト	17

1. 概要

アリアンツ・グループは、アリアンツ・グローバル・インベスターズおよびピムコという、互いに独立して運営する2つの世界的な資産運用会社を傘下に置くことで、世界的な知名度を持つ立場にある。アリアンツ・グローバル・インベスターズの主な活動は、信託資産運用および年金基金資産の分野における資産管理およびコンサルティングである。アリアンツ・グローバル・インベスターズは、包括的な資産リソースがあり、株式、債券、マルチ・アセット・ファンドおよびオルタナティブ投資の資産クラスにおいて長年の経験をもつ、世界的な資産運用会社である。

アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー（以下、本注記において「当社」という。）は、ドイツ資本投資法（Kapitalanlagegesetzbuch）（以下「KAGB」という。）第1条第16項および第17条第2項1号に定義されるAIF金融投資管理会社である。当社の主な事業目的は、リスク分散の原則に基づき、自己の資産とは分別して、それぞれ、準拠投資ファンド、混合投資ファンド（公募AIF）、年金制度投資ファンド（公募AIF）および特別投資ファンド（特別AIF）ならびに上述の国内投資ファンドと類似するEU OGAW、EU AIFおよび外国AIFの形態を用いて、適切に認可された資産に投資することによって、自己名義および投資者（株主）との共同口座のとして当社に投資された資金を管理すること、ならびに、結果的に生じた株主の権利を証する書面（株券）を発行することである。また、投資ファンドの運用に加え、当社は、自己の資産および資産管理契約の範囲内で第三者の資産も管理している。当社は、ドイツ連邦金融監督庁の監督下にある。さらに、ドイツ証券取引法（Wertpapierhandelsgesetz）（以下「WpHG」という。）および金融派生商品規則（Derivateverordnung）（以下「DerivateV」という。）が、重要な一般監督条件を規定している。アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハーは、資産管理に加えて、銀行、ファンド・プラットフォーム、ファンド・オブ・ファンズの管理者、およびその他の機関投資家などの投資商品仲介業者を通じた投資ファンド証券の販売にも注力している。

当該年次財務書類は、2022年7月15日改正のドイツ商法典（Handelsgesetzbuch）（以下「HGB」という。）の一般規則および金融機関に適用されるドイツ商法典の規則、ならびに有限責任会社に関するドイツの法律（GmbH-Gesetz）（以下「GmbHG」という。）、ドイツ銀行法（Kreditwesengesetz）（以下「KWG」という。）および、1998年12月11日に作成され最近では2022年8月7日に改正された、銀行、金融機関および証券機関の会計規則（Verordnung über die Rechnungslegung der Kreditinstitute, Finanzdienstleistungsinstitute und Wertpapierinstitute）（以下「RechKredV」という。）の関連規則に準拠して作成された。

アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハーは、フランクフルト・アム・マインを本拠地とし、フランクフルト・アム・マイン地方裁判所にて商業登記される登録番号HRB9340として登記されている。

2. 会計処理および評価の原則

年次財務書類の作成にあたり、以下の会計処理および評価の原則が使用された。

銀行に対する債権は、その額面価額で認識される。

顧客に対する債権は、その額面価額で認識される。

債権者は、固定資産として保有される株式およびその他の変動利付有価証券へのアクセスを有しない。HGB第253条第1項4号に準拠して、かかる有価証券は公正価値で測定され、すべてがHGB第246条第2項2号に関連する負債と相殺される。

HGB第253条第1項、4項および5項にしたがって、流動資産に割り当てられる変動利付有価証券は、取得原価もしくは取引所相場価格または貸借対照表日の時価のいずれか低い方で測定される。

関連会社の持分および株式は、非流動資産に分類され、原価または時価のいずれか低い方を適用して取得原価で認識される。

無形資産は、平均耐用年数により予定された減価償却費を控除した取得原価で認識される。減価償却費は、定額法で処理される。自己創出された無形資産は資本計上されない。ITプロジェクトに関する前払金は、額面価額で認識される。

有形資産は、予定された減価償却費を控除した取得原価で認識される。有形資産は、予想耐用年数により定額法で償却される。純額が800.00ユーロまでの低価格の固定資産は、取得年度中に全額償却されるかまたは費用として計上される。それらは、ただちに処分されたものとして処理された。これには当社の別の事業所にある備品は含まれず、全額資本化され、通常は13年間にわたり償却される。グループの要求に従い、当社の異なる所在地における賃貸備品は、「その他の営業設備」として計上されている。

その他の資産は、それぞれ額面価額で認識される。

未払費用は、2022年12月31日以前は資産側の「費用」に関連するが、同日以降の一定期間の費用も表示されている。

未払費用は、2022年12月31日以前は負債側の「収益」に関連するが、同日以降の一定期間の収益も表示されている。

未払費用は、額面価額で認識される。

負債は、決済価格で認識される。

年金債務から生じる債務を決済するための資産は、HGB第253条第1項に準拠して公正価値で測定され、HGB第246条第2項に関連する債務と相殺される。

債務が公正価値を上回る場合、超過額は「引当金」の項目に表示される。公正価値が債務を上回る場合、超過額は貸借対照表の「資産差額」の項目に表示される。

引当金は、合理的な商判断を用いて必要な支払額で評価される。偶発債務の形成または履行を拘束的に追及する、強制的かつ回収可能な償還請求権は、引当金の評価において減額ベースで考慮される。

年金債務引当金は、保険数理原則に基づいて算定される。2010年度におけるドイツ会計基準近代化法（Bilanzrechtsmodernisierungsgesetz）（以下「BilMoG」という。）の初度適用により生じる転換費用は、特別費用として全額計上された。

従業員記念給付引当金、部分退職給付引当金および早期退職給付引当金も、保険数理原則に基づいて算定され、負債として分類される。

HGB第253条に従って、年金債務引当金は過去10会計年度の平均市場金利によって、その他の人件費債務に対する引当金は過去7会計年度の平均市場金利によって割り引かれる。HGB第253条第6項2号は、10年平均利率に対し7年平均利率の適用による年金債務の評価が上回ることによって差額が生じた場合、その差額はペイアウト・ブロック（支払停止）の対象となると述べている。かかるペイアウト・ブロックは、利益振替契約がある場合、譲渡の差止めにはつながらない。

割引率を決定する際に、HGB第253条第2項2号（残余期間15年）に基づく簡易版の規則が当社に適用され、そのため前年度と同じく、貸借対照表日付現在の予想金利がベースとして使用された。

金利の割引率の変更により生じた影響は、利息に反映されている。

期限が1年超のすべての引当金は、ドイツ連邦銀行が発表する残余期限が同一の金利を使用して割り引かれる。

資産および負債の通貨換算は、HGB第340h条に従って実施される。外貨建の資産および負債は、貸借対照表日付現在の外国為替直物相場でユーロに換算される。かかる換算により、期限が1年以下の資産については取得原価および商品の原価を上回り、負債については下回ることがある（HGB第256a条）。収益および費用は、当該日の為替レートでユーロに換算され、損益計算書に認識される。残りの期限が1年超の場合には、取得原価と時価の低価法または高価法が厳格に適用される。外貨建の関連会社株式および参加持分の評価については、元の通貨での評価が貸借対照表日付現在の外国為替直物相場でユーロに換算される。関連会社株式および参加持分の場合には、ユーロ建の取得原価とユーロ建の時価を比較する際に取得原価および実現原則を考慮し、低価法が緩やかに適用される。

過年度において、当社は、HGB第254条に準拠するヘッジを設定するオプションを使用している。ヘッジの認識において、いわゆるヘッジ純額表示方式が使用され、相互に相殺されるそれぞれの取引額の増減は損益計算書に計上されない。アリアンツSEがグループの内部決済機関を務めるデリバティブ・ポジションに関連してこのオプションが行使され、内部取引は同額の反対ポジションにより清算される。関連するポジションは、価額の逆の増減が相互に全額相殺されるミクロヘッジを行うために結合される。

3. 貸借対照表に対する注記

3.1. 資産

現金準備金には、合計0.0千ユーロの手元現金が含まれる（2021年：0.0千ユーロ）。

銀行に対する債権156,839千ユーロ（2021年：101,418千ユーロ）は、要求払いである。外貨建の銀行に対する債権67,527千ユーロ（2021年：75,489千ユーロ）が存在する。

顧客に対する債権61,506千ユーロ（2021年：96,153千ユーロ）は、主に、ポートフォリオの手数料およびポートフォリオ運用から生じている。その内訳は第三者に対する債権51,984千ユーロ（2021年：49,648千ユーロ）と関連会社に対する債権9,521千ユーロ（2021年：46,505千ユーロ）である。

合計18,723千ユーロ（2021年：22,891千ユーロ）の外貨建の顧客に対する債権は、HGB第256a条に従い貸借対照表上でユーロに換算されている。すべての債権の満期は3か月未満である。

41,379千ユーロ（2021年：42,992千ユーロ）の株式およびその他の変動利付有価証券には、主に資金計画の繰延により認識された35,777千ユーロ（2021年：38,686千ユーロ）の資産が含まれる。この科目は、さらに、アリアンツ・グローバル・インベスターズ・グループの会社により発行された非上場投資信託1,748千ユーロ（2021年：1,701千ユーロ）および上場投資信託39,630千ユーロ（2021年：41,291千ユーロ）を含む。

加えて、46,097千ユーロ（2021年：46,913千ユーロ）のファンド株式がその他の年金債務およびワーキングタイム・アカウント・モデル（アリアンツ・バリュー・アカウントおよびアリアンツ・バリュー・アカウント・モデル）を保証するために使用した契約型信託アレンジメント（CTA）に基づき保有され、退職年金契約の債務を相殺する。これらは固定資産に計上され、49,091千ユーロ（公正価値）（2021年：49,884千ユーロ）の上場投資信託からなる。当該有価証券の償却原価は、45,158千ユーロ（2021年：41,054千ユーロ）である。

その他すべての有価証券は、流動資産に計上される。

無形資産の売却は、471千ユーロ（2021年：281千ユーロ）の使用されなくなった製品/ソフトウェアによるものである。また、使用されなくなった事業所および設備が、3,898千ユーロ（2021年：1,764千ユーロ）で処分された。

2022年度に、取得原価800ユーロまでの低価格資産は、費用として計上された。例外的に、当社の別の事業所にある備品は、全額資本化され、13年間にわたり償却された。

13,648千ユーロ（2021年：13,648千ユーロ）の「投資」の項目は、主に9,099千ユーロ（2021年：9,099千ユーロ）のディーリス・ファンド・オペレーションズ・ゲーエムベーハー（清算手続中）への投資の簿価からなる。ディーリス・ファンド・オペレーションズ・ゲーエムベーハーは、2017年1月1日より清算手続中である。残る4,289千ユーロ（2021年：4,289千ユーロ）は、明治安田アセット・マネジメント株式会社に関連する。

関連会社および投資は、主に49,111千ユーロ（2021年：117千ユーロ）のアリアンツ・グローバル・インベスターズ・ユーケー・リミテッド、24,835千ユーロ（2021年：24,835千ユーロ）のアリアンツ・グローバル・インベスターズ・アジア・パシフィック・リミテッド、17,908千ユーロ（2021年：17,908千ユーロ）のアリアンツ・グローバル・インベスターズ・シンガポール・リミテッド、15,277千ユーロ（2021年：15,277千ユーロ）のアリアンツ・グローバル・インベスターズ・台湾リミテッドおよび6,529千ユーロ（2021年：6,529千ユーロ）のアリアンツ・グローバル・インベスターズ・ジャパン株式会社への投資の簿価からなる。

HGB第285条第11項に基づく投資持分の開示は、注記のアペンディクスにおいて提供され、ドイツの電子官報に公表される。

固定資産推移明細表

	取得原価 2022年 1月1日	未払額 2022年	再分類 ABC 2022年	売却 2022年	取得費用 累計額 2022年 12月31日	減価償却 累計額 2022年 1月1日	再分類 減価償却 累計額 2022年 1月1日	減価償却 取得 2022年	減価償却 2022年	減価償却 累計額 2021年 12月31日	帳簿価額 2022年 12月31日	帳簿価額 2021年 12月31日
	千ユーロ	千ユーロ	千ユーロ	千ユーロ	千ユーロ	千ユーロ	千ユーロ	千ユーロ	千ユーロ	千ユーロ	千ユーロ	千ユーロ
投資	13,648	0	0	0	13,648	0	0	0	0	0	13,648	13,648
投資合計	13,648	0	0	0	13,648	0	0	0	0	0	13,648	13,648
関連会社株式	66,610	49,053	0	12	115,651	0	0	0	0	0	115,651	66,610
関連会社 株式合計	66,610	49,053	0	12	115,651	0	0	0	0	0	115,651	66,610
ITプロジェクト に対する前払金	6,653	7,434	-6,046	0	8,041	52	0	0	0	52	7,989	6,601
対価、工業所有 権、類似の権利 および資産なら びにそれらの権 利および資産に 付随するライセ ンス	43,045	1,808	6,046	471	50,428	34,436	0	471	6,028	39,993	10,435	8,608
土地および 建物	49,698	9,242	0	471	58,469	34,488	0	471	6,028	40,045	18,424	15,209
事業所および 設備	72,832	7,999	0	3,898	76,933	44,097	0	3,860	5,011	45,248	31,685	28,735
有形資産合計	72,832	7,999	0	3,898	76,933	44,097	0	3,860	5,011	45,248	31,685	28,735
合計	202,788	66,294	0	4,381	264,701	78,585	0	4,331	11,039	85,293	179,408	124,203

836,434千ユーロ（2021年：1,230,613千ユーロ）のその他の資産には、未収管理報酬262,816千ユーロ（2021年：310,714千ユーロ）、ならびにグループ会社に対する債権404,101千ユーロ（2021年：792,949千ユーロ）を含む573,618千ユーロ（2021年：919,899千ユーロ）のその他の未収金および資産が含まれている。その他の未収金は、グループ会社間キャッシュ・プールへの参加により発生する378,881千ユーロ（2021年：585,778千ユーロ）の債権、および5,003千ユーロ（2021年：39,740千ユーロ）の税務当局に対する債権を含む。

その他すべての債権は、短期性のものである。貸借対照表日付現在、外貨建債権は68,475千ユーロ（2021年：88,766千ユーロ）であった。株主に対して0千ユーロ（2021年：152千ユーロ）の債権がある。

さらに、二つの再保険に投資が行われている。パフォーマンスが年金契約を決定する。しかし、当該再保険は年金受給者に対して設定されたものではないため、債務と相殺することはできない。

株式ベースの報酬制度（アリアンツ株式インセンティブ制度）をヘッジするために取得したオプション権（デリバティブ金融商品）は、直接のヘッジ目的が存在する限り、個別のヘッジを形成するために、それぞれの対象取引と結合される。対象取引は、その他の資産にその他引当金およびヘッジ取引として計上される。ミクロヘッジは、市場価格の変動により生じるすべての価格リスクを除くヘッジに活用される。株式ベースの報酬制度をカバーするヘッジの有効性の証明が、厳格な期間一致方式を使用して、予めまた遡及的に提供される。

貸借対照表日付現在、当社が将来相殺することを想定している対象取引は、539千ユーロ（2021年：1,066千ユーロ）であった。ヘッジは、合計131千ユーロ（2021年：334千ユーロ）の価値変動から生じるリスクをヘッジする。ヘッジは、ヘッジ純額表示方式に従って計上されている。

年金債務との相殺による資産差額 債務の決済額と公正価値との相殺による0千ユーロ（2021年：599千ユーロ）の資産差額が計上された。当年度の残高は、香港支店にのみ関連している。

3.2. 負債

その他の負債566,049千ユーロ（2021年：903,073千ユーロ）には、その他のグループ会社に対する債務409,454千ユーロ（2021年：704,988千ユーロ）が含まれており、このうち234,666千ユーロ（2021年：289,851千ユーロ）は単独株主に対する債務である。さらに、税金債務は13,060千ユーロ（2021年：18,836千ユーロ）である。その他の外貨建債務は、HGB第256a条に準拠してユーロに換算され、88,378千ユーロ（2021年：135,128千ユーロ）となる。残りの負債は、短期性のものである。

当社は、年金契約を有しており、そのために年金引当金および類似債務を積み立てている。年金契約の一部は、「契約型信託アレンジメント」（メツザレム・トラスト・エーファー（Methusalem Trust e.V.））によりヘッジされている。当該信託資産は、資産価値または時価に基づく公正価値による控除可能な制度資産を表している。

支払われる額は、予測ユニット・クレジット方式を使用して決定されるか、または獲得した権利の現在価値として計上される。有価証券に関連する年金契約の場合、相殺資産は公正価値で表示される。

評価の前提	2022年12月31日	2021年12月31日
割引金利（10年平均） [*] ：	1.79%	1.87%
割引金利（7年平均） [*] ：	1.45%	1.35%
年金動向 ^{*)}	2.00%	2.00%
賃金動向（平均就業動向を含む）：	3.25%	3.25%

*) 高いインフレのため、2024年まで年率5.5%の年金引き上げが初めて導入された。

上記にかかわらず、年金契約の一部は、年率2.75%の保証金利および年率1.00%の保証年金の増加に基づいている。

バイオメトリック基準は、ホイベック博士による生存率参照表（RT2005G Heubeck）で構成され、死亡率、障害保障および変動の観点における当社独自の状況により調整された。当社独自の調整は、2010年に導入され、2018年に見直しおよび再定義された。

退職年齢は、雇用契約に明記された年齢制限または2007年の年金保険支給開始年齢調整法（RV-Altersgrenzenanpassungsgesetz）（以下「RVAGAnpG」という。）に基づく。

年金資産および負債の評価	2022年12月31日 千ユーロ	2021年12月31日 千ユーロ
相殺資産の取得原価	193,525	188,520
相殺資産の公正価値	204,175	196,275
相殺負債返済額	262,338	245,371
ドイツ商法導入法（EGHGB） 第67条第2項による見積引当額	1,918	2,878

いくつかの年金契約には、EGHGB第67条第1項に基づく議決権が付帯されている。2022年12月31日現在、7年平均利率を用いて算定された相殺債務は、272,654千ユーロである。10年平均利率を用いて算定された返済額と7年平均利率を用いて算定された返済額の差額は、10,315千ユーロである。

アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー、香港支店は、年金および類似の負債に対して引当金を設定した。それらはHKAS第19条（香港会計基準）を同様に適用して評価された。HGB（割引率：1.79%）に基づく引当金の割引額を決定するため、HKAS第19条（割引率：3.70%）に基づき算定された引当金は、HGBとHKASの間の利率の差（-1.91%）を利用して第二段階で割り引かれた。

アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー、フランス支店は、IAS（国際会計基準）に準拠して引当金を測定した。HGB（割引率：1.79%）に基づく引当金の割引額を決定するため、IAS第19条（割引率：3.70%）に基づき算定された引当金は、HGBとIASの間の利率の差（-1.91%）を利用して第二段階で割り引かれた。

法人税等引当金23,709千ユーロ（2021年：27,781千ユーロ）には、外国支店が支払う現地の税金に対する引当金12,186千ユーロ（2021年：11,785千ユーロ）およびその他の税金に対する引当金11,523千ユーロ（2021年：15,996千ユーロ）が含まれている。

その他の引当金291,060千ユーロ（2021年：324,211千ユーロ）には、賞与、利益分配、長期報酬制度、退職手当および未消化有給休暇を始めとする人件費に係る190,950千ユーロ（2021年：226,910千ユーロ）の引当金（うち27,052千ユーロ（2021年：47,073千ユーロ）は人事および技術再編に関するもの）が含まれている。

当社は、その他の引当金に計上される永年勤続表彰、バリュー・アカウント、バリュー・アカウント・モデル、部分および早期退職契約から生じる債務を有している。部分退職保証金、バリュー・アカウントおよびバリュー・アカウント・モデルのためにメツザレム・トラスト・エーファアー（Methusalem Trust e.V.）に留保する資産は、資産額または時価に基づく公正価値による控除可能な制度資産を表している。当該債務の測定は、年金契約の測定と基本的に一致しており、同一の会計見積に基づいている（割引率を除く。）。

項目	2022年12月31日 千ユーロ	2021年12月31日 千ユーロ
相殺資産の取得原価	16,341	14,437
相殺資産の公正価値	16,926	15,304
相殺負債返済額	16,926	15,304

当社の株主資本は、357,338千ユーロ（2021年：307,838千ユーロ）である。49,901千ユーロ（2021年：49,901千ユーロ）の資本金は、全額払込済であり、アリアンツ・アセット・マネジメント・ゲーエムベーハーにより全額保有されている。

資本準備金は、307,437千ユーロ（2021年：257,937千ユーロ）である。資本準備金は、2022年9月5日付の出資者総会決議によって、HGB第272条第2項第4号に基づき、9月6日の現金拠出に関して49,500千ユーロ増加した。

親会社であるアリアンツSEとの間接的な連結納税グループにより、当社は、原則として、繰延税を計上していない。

3.3.偶発債務

3.3.1.年金契約

当社の企業年金制度上、偶発債務がある。アリアンツ各社の2014年12月31日（同日を含む）までに入社した従業員を対象とした企業年金制度は、法的に独立した年金基金としてドイツ連邦金融監督庁（BaFin）の監視対象とされるアリアンツ・フェルゾルグングスカッセ・ファーフアーアーゲー（AVK）の加入者の地位に基づくものである。AVKの給付金は、拠出会社からファンドへの給与換算および雇用主の拠出金により、1回限りの拠出制度を使用して資金調達される。

アリアンツSEに加え、拠出会社には、アリアンツ・ドイチュラント・アーゲー、アリアンツ・フェアジッヒャールングス・アーゲーおよびアリアンツ・レーベンスフェアジッヒャールングス・アーゲーが含まれる。

当社は、AVKの一般管理費の按分した支払、および法的根拠に基づき要求される場合には補助金の提供を義務付けられている。さらに、拠出会社はアリアンツ・ペンシヨンスフェラインe.V.（APV）の2014年12月31日（同日を含む）までに入社した従業員に対し給付金を支払う。

企業年金制度改善法（Gesetz zur Verbesserung der betrieblichen Altersversorgung）（以下「BertAVG」という。）第16条に基づく調整義務がAPVの旧関税率に再保険されていないため、2022年12月31日現在、APVのカバー資産は年金債務を下回っている。2022年12月31日現在、不足額は10,209千ユーロ（2021年：9,256千ユーロ）である。

消費者物価指数に対する年金の法的調整はAPVへの追加拠出金によって調達されるため、当社は、ドイツ商法導入法（Einführungsgesetz zum Handelsgesetzbuch）（以下「EGHGB」という。）第28条第1項2号に従って、不確実な負債に対する引当金を設定しないというオプションを行使している。2015年1月1日以降に入社した従業員は、AVKおよびAPVのどちらにも加入できない。

2015年1月1日以降に新たに入社する従業員に対しては、企業年金制度が通常再編成される。これらの従業員に対しては、当社はアリアンツ・レーベンスフェアジッヒャールングス・アーゲーの元受保険制度に基づき月毎に掛金を支払う。これらの掛金は、給与を年金へ変換する仕組みで、従業員によって出捐される。さらに、当社は直接契約によって月毎に雇用主へ給付金を支払う。

アリアンツSEは、担保を差し入れ、当社の年金契約の一部分について連帯責任を負う。アリアンツSEが運用に対する責任を負う一方、当社は、費用を払い戻す。このため、当該年金債務は、アリアンツSEの貸借対照表に計上され、当社の貸借対照表には計上されない。

2017年1月1日付で、当社は勤務債務のみを従業員に払い戻す。払戻しにより、金利、インフレまたはバイオメトリクスによるリスクがもたらされることはもはやない。

当該年金契約から生じる当社の連帯債務およびかかる偶発債務を対象とするアリアンツSEに対する償還請求権は、以下の通りである。

項目	2022年12月31日 千ユーロ	2021年12月31日 千ユーロ
相殺負債返済額	176,952	166,175
EGHGB第67条第2項による見積引当額	0	0
連帯債務またはアリアンツSEに対する償還請求権	176,952	166,175

3.3.2.2006年のペンシヨンスジッヒャールングスフェラインスVwG（年金保証機関）の年金資金調達方法の変更

2021年3月にアリアンツSEが最終分割金を支払ったことで、2006年のペンシヨンスジッヒャールングスフェラインスVwGの資金調達方法の変更が完了した。これにより、連帯責任も解消される。

分配停止

当期末現在、以下の金額がHGB第268条第8項により分配停止となっている。

項目	2022年12月31日 千ユーロ	2021年12月31日 千ユーロ
年金制度資産の公正価値測定による収益のうちの購入原価超過分	5,887	8,070
繰延税金負債を超過する繰延税金資産	0	0
合計	5,887	8,070

2022年の会計年度において、上記の金額は、利用可能な株式によりカバーされることを理由に分配停止とはならない。

4. 損益計算書に対する注記

支払利息6,714千ユーロ（2021年：13,907千ユーロ）は、423千ユーロ（2021年：148千ユーロ）の長期引当金の累積による費用を含んでいる。

当社は、子会社からの受取配当金140,829千ユーロ（2021年：51,400千ユーロ）を受領した。主な内訳は、アリアンツ・グローバル・インベスターズ・台湾リミテッドから26,598千ユーロ（2021年：22,087千ユーロ）、アリアンツ・グローバル・インベスターズ・アジア・パシフィック・リミテッドから87,461千ユーロ（2021年：25,993千ユーロ）およびアリアンツ・グローバル・インベスターズ（スイス）アーゲーから8,066千ユーロ（2021年：3,320千ユーロ）である。

受取手数料3,068,674千ユーロ（2021年：3,214,417千ユーロ）は、主に管理事務代行報酬3,016,053千ユーロ（2021年：3,162,076千ユーロ）、発行手数料37,823千ユーロ（2021年：48,450千ユーロ）および第三者に提供した業務の報酬1,471千ユーロ（2021年：3,147千ユーロ）で構成される。

支払手数料1,927,939千ユーロ（2021年：1,959,877千ユーロ）は、主に保有期間比例報酬1,132,907千ユーロ（2021年：1,165,431千ユーロ）、副投資顧問および管理報酬529,941千ユーロ（2021年：514,835千ユーロ）ならびにブローカー手数料55,326千ユーロ（2021年：62,885千ユーロ）で構成される。

その他の営業収益134,796千ユーロ（2021年：121,620千ユーロ）は、主に44,863千ユーロ（2021年：38,826千ユーロ）のグループ会社間取引による収益、40,498千ユーロ（2021年：31,110千ユーロ）の為替差額、10,356千ユーロ（2021年：2,568千ユーロ）の賃貸料収益（占有費用割当金を含む。）および3,758千ユーロ（2021年：19,982千ユーロ）のその他の引当金の戻り入れで構成されている。また、マーケティング協定に基づくコメルツバンク・アーゲーからの補償金17,950千ユーロ（2021年：18,333千ユーロ）が含まれる。

一般管理費647,234千ユーロ（2021年：637,116千ユーロ）は、主に人件費353,121千ユーロ（2021年：375,661千ユーロ）で構成される。その他の管理費294,113千ユーロ（2021年：261,455千ユーロ）は、主に第三者サービス費用72,756千ユーロ（2021年：63,166千ユーロ）、土地および建物賃借料37,145千ユーロ（2021年：34,227千ユーロ）ならびにマーケット・データ・サービス（MDS）費用34,865千ユーロ（2021年：31,269千ユーロ）で構成される。

その他の営業費用108,671千ユーロ（2021年：90,957千ユーロ）は、主にIT費用49,289千ユーロ（2021年：40,967千ユーロ）、為替差損41,454千ユーロ（2021年：25,686千ユーロ）、ならびにグループ会社間取引7,034千ユーロ（2021年：7,350千ユーロ）で構成される。

特別費用および特別収益

特別費用の項目は、当社の貸借対照表に計上される拠出ベースの年金契約（CBP）についての転換費用959千ユーロ（2021年：959千ユーロ）のほか、ファンドに関連する補償金173,304千ユーロの支払いを含む。特別収益の項目は、この金額のグループ内での払い戻しを含む。

損益計算書は、HGB第246条第2項2号に従って、資産からの収益と負債による費用の以下の相殺を含む。

損益 - 年金の評価	年金および類似の債務 千ユーロ	その他の債務 千ユーロ
相殺資産の公正価値による収益	376	194
相殺負債返済額に係る利息	1,169	205
支払額に対する割引金利の変動の影響	2,453	0
相殺資産からの当期収益	299	11
収益と費用の相殺純額	-2,947	0

当社の営業収益には、94,288千ユーロ（2021年：189,710千ユーロ）の所得税が含まれている。

2022年度の損益計算書には、単独株主アリアンツ・アセット・マネジメント・ゲーエムベーハーへの損益振替契約により振り返られた利益からの費用540,493千ユーロ（2021年：482,892千ユーロ）が含まれている。

5. その他の情報

業務監査会は以下により構成される。

- ・ トビアス C. プロス（会長） - アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハーの最高経営責任者、アリアンツ・グローバル・インベスターズ（ミュンヘン）
- ・ ジャコモ・カンポラ（業務監査会の副会長） - アリアンツ・エス・ピー・エイ（トリエステ/イタリア）の最高経営責任者
- ・ クラウス・ディーター・ヘルベルグ - アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー、アリアンツ・ネットワークス・ジャーマニー（フランクフルト）
- ・ ミヒャエル・ヒュッテル - ドイツ経済研究所（ヴィースバーデン）の執行役員および執行委員会構成員
- ・ イサリン・マルセル - アリアンツ・アセット・マネジメント・ゲーエムベーハー（ミュンヘン）の業務執行役員
- ・ デヴィッド・ニューマン - アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー（ロンドン支店/英国）グローバル・ハイ・イールドの最高情報責任者（2020年5月4日から）

業務執行役員会は以下により構成される。

- ・ アレクサンドラ・アウアー（会長）、グローバル最高執行責任者（ミュンヘン）
- ・ インゴ・マイネルト、マルチ・アセット・EU（バート・ホルムブルク・フォア・デア・ヘーエ）の最高投資責任者
- ・ ルドヴィク・ロンバード、グローバル・リスク管理部長（フランクフルト）
- ・ トマス・シンドラー、グローバル相談役（ミュンヘン）
- ・ ペトラ・トラウツショルド、人事部長（ミュンヘン）
- ・ ビルテ・トレンクナー、グローバル経理・財務管理部長（フランクフルト）

2022年度において、業務執行役員会構成員は、法令に定める大企業のために設置される監督機関において、その職務を担っていなかった。

下記の従業員は、法令に定める大企業のために設置される監督機関において、その職務を担っている。

ミヒャエル・ハートマン

- アリアンツ・グローバル・インベスターズ・インベストメントアクティエンゲゼルシャフト・ミット・タイ
ルゲゼルシャフトフェルメーゲン（フランクフルト）の業務監査会構成員（会長、2023年1月2日から）

クラウス・ディーター・ヘルベルグ

- アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー（フランクフルト）の業務監査会構成員

マーカス・ローマン

- アリアンツ・グローバル・インベスターズ・インベストメントアクティエンゲゼルシャフト・ミット・タイ
ルゲゼルシャフトフェルメーゲン（フランクフルト）の業務監査会構成員

デヴィッド・ニューマン

- アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー（フランクフルト）の業務監査会構成員

マイケル・ピータース

- アリアンツ・グローバル・インベスターズ・インベストメントアクティエンゲゼルシャフト・ミット・タイ
ルゲゼルシャフトフェルメーゲン（フランクフルト）の業務監査会長（2022年12月31日まで）

フランク・ヴォルフヘルト

- アリアンツ・グローバル・インベスターズ・インベストメントゲゼルシャフト・ミット・フェアエンダー
リッヒェム・カピタル・ミット・タイルゲゼルシャフトフェルメーゲンの業務監査会構成員

ハイコ・ヴンダーリッヒ

- アリアンツ・トロイハント・ゲーエムベーハーの業務監査会構成員（2023年1月1日から）
（会長、2023年1月2日から）

2022年度における業務執行役員報酬総額は、1,614千ユーロ（2021年：1,608千ユーロ）であった。同期間に、2,321千ユーロ（2021年：1,977千ユーロ）が、旧役員またはその遺族に対して支払われた。業務執行役員に対して、253口（2021年：0口）の買取権が、公正価値42千ユーロ（2021年：0千ユーロ）の制限付受益証券の形式で発行された。

業務監査役員報酬総額

2022年度における業務監査役員の報酬総額は、45千ユーロ（2021年：54千ユーロ）であった。

所得税

報告年度中、アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハーは、付加価値税、法人税および親会社であるアリアンツSE（ミュンヘン）との取引税について、財務関連ユニットを間接的に設定した。アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハーの未払所得税は、割当方式により支払われた。当該項目は海外にある当社の支店の未払所得税も含んでいる。したがって、アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハーの未払所得税は、94,288千ユーロ（2021年：189,710千ユーロ）減額される。

業務執行役員会の旧役員およびその遺族に対する年金契約および類似の債務

業務執行役員会の旧役員およびその遺族に対する報酬総額（年金支払額を含む）は、報告年度において2,321千ユーロであった。彼らの年金債務は以下のとおりである。

	2022年12月31日 千ユーロ	2021年12月31日 千ユーロ
相殺資産の公正価値	356	354
相殺負債返済額	14,997	14,818
EGHGB第67条第2項による見積引当額	0	0
年金引当金 / 年金債務との相殺による資産差額	14,641	14,464

相殺資産の公正価値の測定は、再保険の資産額に基づいている。

2022年度における当社の平均従業員数は1,683名（2021年：1,662名）である。

2022年12月31日現在、総従業員数は1,710名（2021年：1,668名）であり、その内訳は以下の通りであった。

業務執行役員（MD）	6名 ^{*)}
2.tier	550名
従業員	1,156名

*) 2名のMDについては、アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー本店ではなく、アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ホールディングス・ゲーエムベーハーに雇用されている。

17名の従業員については、技術再編との関連において、職務から外されている。

アリアンツ・アセット・マネジメント・ゲーエムベーハー（ミュンヘン）は、アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハーの単独株主である。

2022年の会計年度末より後の重要な事象

2022年12月31日の報告日より後の期間から当該注記の作成までにおいて、特に当社の純資産残高、財務状況または運用成績に関連する事象は起こらなかった。

グループの提携会社

アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハーは、アリアンツSE（ミュンヘン）が率いるアリアンツ・グループの構成会社である。アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハーは、アリアンツ・グループの連結財務書類およびグループ運用報告書に含まれている。アリアンツSEの連結財務書類およびグループ運用報告書により、アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハーは、自社による連結財務書類およびグループ運用報告書の作成義務を免除される。監査報酬は、連結財務書類中に開示されているため、HGB第285条第17項に従って単体の財務書類に対する注記において、この情報は除外されている。同社は、最小であり最大の連結グループとして、アリアンツSEの連結財務書類および運用報告書に含まれる。連結財務書類は電子官報に公開されている。アリアンツSEの連結財務書類および運用報告書は、会社登記簿またはアリアンツSEのウェブサイトで見ることができるか、当社から取り寄せることができる。

その他の情報

翌年度に、当社は、その他のサービス契約、保守契約および賃借契約に関して133,996千ユーロ（2021年：137,473千ユーロ）の債務を負うことになる。そのうち117,352千ユーロ（2021年：90,506千ユーロ）は関連会社に対するものである。

フランクフルト・アム・マイン、2023年2月9日

アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー
業務執行役員会

アレクサンドラ・アウアー

ルドヴィク・ロンバード

インゴ・マイネルト

トマス・シンドラー

ペトラ・トラウツショルド

ビルテ・トレンクナー

[次へ](#)

2022年12月31日現在のアリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー（フランクフルト）の持分保有リスト

a) 実質的な直接投資 / 関連会社の持分

名称および登記上の所在地	株式資本	前年度利益	2022年12月31日 現在保有割合%
アリアンツ・グローバル・インベスターズ・アジア・パシフィック・リミテッド（香港）	766,280,873.20 香港ドル	535,114,392.11 香港ドル	100.0
アリアンツ・グローバル・インベスターズ・台湾リミテッド（台北）	1,688,046,040.00 台湾ドル	1,033,505,663.00 台湾ドル	100.0
ディーリス・ファンド・オペレーションズ・ゲーエムベーハー（清算手続中）（フランクフルト）	32,955,023.02 ユーロ	89,682.81 ユーロ	50.0
アリアンツ・グローバル・インベスターズ・シンガポール・リミテッド（シンガポール）	50,360,908.16 シンガポール・ドル	13,124,207.08 シンガポール・ドル	100.0
アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ジャパン株式会社（東京）	4,867,799,815.00 日本円	1,413,798,394.00 日本円	100.0
アリアンツ・グローバル・インベスターズ・スイス・アーゲー（チューリッヒ）	9,305,045.42 スイス・フラン	6,321,950.00 スイス・フラン	100.0
アリアンツ・グローバル・インベスターズ・アイルランド・リミテッド（ダブリン）	7,740,938.15 ユーロ	5,697,598.00 ユーロ	100.0
東京海上ロゲー・アセット・マネジメント・リミテッド（ロンドン）	2,096,271.32 英ポンド	0.00 英ポンド	50.0
アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ユーケー・リミテッド（ロンドン）	42,871,709.09 英ポンド	195,285.81 英ポンド	100.0
アリアンツ・トロイハント・ゲーエムベーハー（シュトゥットガルト）	1,329,982.33 ユーロ	50,544.99 ユーロ	50.0
AGIノミニエー・サービス・リミテッド（ケイマン諸島）	701,569.92 米ドル	17,940.77 米ドル	100.0
明治安田アセット・マネジメント株式会社（東京）	9,200,948,188.00 日本円	412,701,669.00 日本円	6.7

b) 実質的な間接投資

名称および登記上の所在地	株式資本	前年度利益	2022年12月31日 現在保有割合%
アリアンツ・グローバル・インベスターズ・アセット・マネジメント・リミテッド（上海）	61,091,206.32 中国元	-50,359,714.84 中国元	100
アリアンツ・グローバル・インベスターズ・アセット・マネジメント・オーバーシーズ（上海）リミテッド	6,836,547.47 中国元	2,167,322.40 中国元	100
ピーティー・アリアンツ・グローバル・インベスターズ・アセット・マネジメント（インドネシア、ジャカルタ）	73,861,666,666.73 インドネシア・ルピア	-46,998,767,386.00 インドネシア・ルピア	99

[前へ](#)[次へ](#)

Bilanz (NGB) per 31.12.2022
Alliant Global Investors GmbH, Frankfurt am Main

	Jahresbilanz zum 31.12.2022	Jahresbilanz zum 31.12.2021	Jahresbilanz zum 31.12.2022	Jahresbilanz zum 31.12.2021
	EUR	EUR	EUR	EUR
AKTIVA			PASSIVA	
1. Barschatve	48.24	48.24		
a) Kassenschatve	48.24	48.24		
2. Forderungen an Kreditinstitute	168.838.822,20	151.418.318,83	1. Sonstige Verbindlichkeiten	368.348.220,20
a) Forderungen an Kreditinstitute	168.838.822,20	151.418.318,83		
3. Forderungen an Kunden	81.566.224,38	86.183.211,30	2. Rückgangsgesamtposten	0,00
4. Aktien und andere Wertinvestitive Wertpapiere	61.378.828,82	42.091.002,30	3. Rückstellungen	371.819.282,20
a) Aktien und andere Wertinvestitive Wertpapiere	61.378.828,82	42.091.002,30	4) Rückstellungen für Pensionen und ähnliche Verbindlichkeiten	81.008.879,00
5. Derivatsinstrumente	15.847.898,83	13.847.898,83	5) Rückstellungen für Pensionen und ähnliche Verbindlichkeiten	23.794.444,00
a) Derivatsinstrumente	15.847.898,83	13.847.898,83	6) Rückstellungen für Pensionen und ähnliche Verbindlichkeiten	29.016.299,88
6. Anteile an verbundenen Unternehmen	110.391.542,26	88.805.888,18	7. Eigenkapital	367.338.242,14
a) Anteile an verbundenen Unternehmen	110.391.542,26	88.805.888,18	8) Eigenkapital	48.368.802,00
7. Immaterielle Abgrenzung	18.422.518,08	15.206.182,82	9) Eigenkapital	307.437.542,14
a) Immaterielle Abgrenzung	18.422.518,08	15.206.182,82	10) Kapitalrücklage	257.837.342,15
8. Sonstige Vermögensgegenstände	10.464.878,08	9.408.808,78		
a) Sonstige Vermögensgegenstände	10.464.878,08	9.408.808,78		
9. Sonstige Vermögensgegenstände	31.884.812,97	28.734.882,77		
10. Sonstige Vermögensgegenstände	834.433.831,91	3.230.412.880,01		
11. Sonstige Vermögensgegenstände	18.703.084,00	17.262.408,80		
12. Aktiver Überschuldung aus der Vermögensrechnung	0,00	898.072,79		
EUROPE AKTIVA	1.262.208.744,88	1.513.218.342,66	EUROPE PASSIVA	1.262.208.744,88
			Kontokorrentverbindlichkeiten	
			Verbindlichkeiten aus Lieferungen und Dienstleistungen	108.881.781,00
			Für Anstaltsverbindlichkeiten	488.088.812,00
			Für Anstaltsverbindlichkeiten	779
			Für Anstaltsverbindlichkeiten	108.480
			Für Anstaltsverbindlichkeiten	118.388

Gewinn- und Verlustrechnung (HGB) für die Zeit vom 01.01.2022 bis zum 31.12.2022
Allianz Global Investors GmbH, Frankfurt am Main

	EUR	01.01. bis 31.12.2022 EUR	EUR	01.01. bis 31.12.2021 EUR	EUR
1. Zinserträge aus					
a) Kredit- und Geldmarktgeschäften		2.424.124,90		122.506,93	
2. Negative Zinsen aus Geldanlagen					
a) Negative Zinsen aus Geldmarktgeschäften		-1.504.592,54		-1.679.192,38	
3. Zinsaufwendungen		-8.714.162,70	-6.794.631,34	-13.906.658,38	-15.463.344,53
4. Laufende Erträge aus					
a) Aktien und anderen nicht festverzinslichen Wertpapieren		-600.242,18		511.209,48	
b) Beteiligungen		1,61		0,61	
c) Aktien an verbundenen Unternehmen		140.828.754,26	141.228.996,05	51.399.531,81	51.910.741,60
5. Provisionserträge		3.068.674.390,85		3.214.416.862,16	
6. Provisionsaufwendungen		-1.927.939.382,90	1.140.735.007,95	-1.959.876.752,27	1.254.540.209,89
Nettertrag aus Finanzgeschäften			1.276.195.374,66		1.200.867.606,85
7. Sonstige betriebliche Erträge			134.795.791,38		121.820.225,26
8. Allgemeine Verwaltungsaufwendungen					
a) Personalaufwand					
aa) Löhne und Gehälter		-288.353.737,16		-307.265.196,93	
ab) Soziale Abgaben und Aufwendungen für Altersversorgung und für Unterstützung		-86.727.756,71		-89.375.776,78	
(i. V.: EUR 34.613.602,07)					
b) andere Verwaltungsaufwendungen					
9. Abschreibungen und Wertberichtigungen auf immaterielle Anlagevermögen und Sachanlagen		-204.112.834,72	-947.234.328,59	-281.455.229,53	-637.116.203,24
10. Sonstige betriebliche Aufwendungen			-11.039.070,52		-11.502.885,54
11. Abschreibungen und Wertberichtigungen auf Forderungen und bestimmte Wertpapiere sowie Zuführungen zu Rückstellungen im Kreditgeschäft			-108.871.139,26		-90.957.406,20
12. Erträge aus Zuschreibungen zu Forderungen und bestimmten Wertpapieren sowie aus der Auflösung von Rückstellungen im Kreditgeschäft			-3.419.484,87		-52.340,98
13. Ergebnis der normalen Geschäftstätigkeit					
14. Außerordentliche Erträge					
15. Außerordentliche Aufwendungen			-475.872,93		2.762.346,40
16. Außerordentliches Ergebnis					
17. Steuern vom Einkommen und vom Ertrag			640.125.290,97		675.741.236,86
daneben aus Organumlage EUR 110.917.564,84			173.303.595,20		0,00
(i. V.: EUR 139.743.743,49)			-174.292.749,48		-859.241,26
18. Sonstige Steuern, soweit nicht unter anderen Posten ausgewiesen			-855.241,28		-859.241,26
19. Aufgrund einer Gewinnbeteiligung, eines Gewinnabführungs- oder eines Teilgewinnabführungsvertrags abgeführte Gewinne			-34.287.578,03		-162.710.142,07
20. Jahresüberschuss			-4.385.459,46		-2.175.062,14
			-540.482.511,00		-482.551.894,09
			0,00		0,00

Allianz Global Investors GmbH

Anhang

zum Jahresabschluss
per 31. Dezember 2022

Inhaltsverzeichnis

1. Einleitung	2
2. Bilanzierungs- und Bewertungsgrundsätze	2
3. Erläuterungen zur Bilanz	4
3.1. Aktiva	4
3.2. Passiva	7
3.3. Haftungsverhältnisse	9
3.3.1. Pensionszusagen	9
3.3.2. Umstellung des Finanzierungsverfahrens des Pensions-Sicherungs-Vereins VVaG im Jahr 2006	10
4. Erläuterungen zur Gewinn- und Verlustrechnung	11
5. Sonstige Angaben	13
Anlage: Anteilsbesitzliste der Allianz Global Investors GmbH per 31. Dezember 2022	17

1. Einleitung

Der Allianz-Konzern positioniert sich weltweit mit zwei unabhängig voneinander operierenden globalen Asset Managern, Allianz Global Investors und PIMCO. Haupttätigkeiten von Allianz Global Investors sind Anlagemanagement und die Beratung in den Bereichen „Verwaltung von Treuhandvermögen“ und „Pensionsvermögen“. Allianz Global Investors zeichnet sich dabei als globaler Asset Manager mit umfassenden Anlageressourcen und langjähriger Erfahrung in den Assetklassen Aktien, Anleihen, Multi Asset und alternative Anlagen aus.

Die AllianzGI GmbH ist eine Kapitalverwaltungsgesellschaft im Sinne des § 1 Abs. 15 und 16 i. V. m. § 17 Abs. 2 Nr. 1 des Kapitalanlagegesetzbuches („KAGB“). Gegenstand des Unternehmens ist im Wesentlichen, das bei ihr angelegte Geld in eigenem Namen für gemeinschaftliche Rechnung der Anleger (Anteilsehaber) nach dem Grundsatz der Risikomischung in den jeweils zugelassenen Vermögensgegenständen gesondert vom eigenen Vermögen in Form von richtlinienkonformen Sondervermögen (OGAW), Gemischten Sondervermögen (Publikums-AIF), Altersvorsorge-Sondervermögen (Publikums-AIF) und Spezial-Sondervermögen (Spezial-AIF) sowie EU-OGAW, EU-AIF sowie ausländische AIF, die mit den vorgenannten inländischen Investmentvermögen vergleichbar sind, anzulegen und über die hieraus sich ergebenden Rechte der Anteilsehaber Urkunden (Anteilscheine) auszustellen. Neben der Verwaltung von Sondervermögen verwaltet die Gesellschaft auch ihr eigenes Vermögen sowie im Rahmen von Vermögensverwaltungsverträgen das Vermögen Dritter. Die Gesellschaft unterliegt der Aufsicht durch die Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht. Daneben bilden das Wertpapierhandelsgesetz und die Derivateverordnung wesentliche aufsichtsrechtliche Rahmenbedingungen. Neben der Verwaltung von Vermögen konzentriert sich die AllianzGI GmbH auch auf den Vertrieb von Investmentfondsanteilen über Vermittler von Anlageprodukten wie beispielsweise Banken, Fondsplattformen, Dachfonds-Managern und anderen institutionellen Anlegern.

Der Jahresabschluss wurde nach den allgemeinen und den für Kreditinstitute geltenden

Vorschriften des HGB in der aktuellen Fassung zuletzt geändert am 15. Juli 2022, den einschlägigen Vorschriften des GmbH-Gesetz (GmbHG), des Kreditwesengesetzes (KWG) und der Verordnung über die Rechnungslegung der Kreditinstitute, Finanzdienstleistungsinstitute und Wertpapierinstitute (Rech-KredV) in der Fassung vom 11. Dezember 1998 zuletzt geändert am 7. August 2021 erstellt.

Die Allianz Global Investors GmbH hat ihren Sitz in Frankfurt am Main und ist eingetragen in das Handelsregister beim Amtsgericht Frankfurt am Main (Reg. Nr. HRB 9340).

2. Bilanzierungs- und Bewertungsgrundsätze

Für die Aufstellung des Jahresabschlusses wurden folgende Bilanzierungs- und Bewertungsgrundsätze angewandt:

Die **Forderungen an Kreditinstitute** werden mit ihrem Nominalwert angesetzt.

Die **Forderungen an Kunden** werden zum Nennwert angesetzt.

Die **Aktien und andere nicht festverzinsliche Wertpapiere** des Anlagevermögens sind dem Zugriff der Gläubiger entzogen und dienen ausschließlich der Erfüllung der Schulden aus Altersversorgungsverpflichtungen. Sie werden gemäß § 253 Abs. 1 Satz 4 HGB mit ihrem beizulegenden Zeitwert bewertet und sind in Verbindung mit § 246 Abs. 2 Satz 2 HGB vollständig mit den Schulden verrechnet.

Die Bewertung der nicht festverzinslichen Wertpapiere, die dem Umlaufvermögen zugeordnet sind, erfolgt gemäß § 253 Abs. 1, 4 und 5 HGB mit den Anschaffungskosten, beziehungsweise dem niedrigeren Börsen- oder Marktwert am Bilanzstichtag.

Die **Beteiligungen und Anteile an verbundenen Unternehmen** werden dem Anlagevermögen zugeordnet und unter Anwendung des gemilderten Niederstwertprinzips mit den Anschaffungskosten angesetzt.

Die **immateriellen Anlagewerte** werden mit den Anschaffungskosten, vermindert um planmäßige Abschreibungen entsprechend der

betriebsgewöhnlichen Nutzungsdauer, angesetzt. Die Abschreibungen erfolgen linear. Selbstgeschaffene immaterielle Anlagewerte werden nicht aktiviert. Die geleisteten Anzahlungen auf EDV-Projekte werden zum Nennwert angesetzt.

Die **Sachanlagen** werden zu Anschaffungskosten, vermindert um planmäßige Abschreibungen, angesetzt. Die Vermögensgegenstände des Sachanlagevermögens werden nach Maßgabe der voraussichtlichen Nutzungsdauer linear abgeschrieben. Geringwertige Anlagegüter mit Anschaffungskosten bis zu EUR 800, werden grundsätzlich im Jahr des Zugangs voll abgeschrieben bzw. als Aufwand erfasst; ihr sofortiger Abgang wurde unterstellt. Ausgenommen hiervon ist Mobiliar an verschiedenen Standorten der Gesellschaft. Dieses wurde vollständig aktiviert und wird in der Regel über eine Laufzeit von 13 Jahren abgeschrieben. Die Mieterneinbauten an verschiedenen Standorten der Gesellschaft wurden aufgrund einer Konzernvorgabe in der sonstigen betrieblichen Geschäftsausstattung ausgewiesen.

Die **Sonstige Vermögensgegenstände** werden zum jeweiligen Nennwert angesetzt.

Die **Rechnungsabgrenzungsposten** betreffen auf der Aktivseite Ausgaben vor dem 31.12.2022, die jedoch Aufwand für eine bestimmte Zeit nach diesem Zeitpunkt darstellen.

Die **Rechnungsabgrenzungsposten** betreffen auf der Passivseite Einnahmen vor dem 31.12.2022, die jedoch Ertrag für eine bestimmte Zeit nach diesem Zeitpunkt darstellen.

Rechnungsabgrenzungsposten sind mit dem jeweiligen Nennwert angesetzt.

Die **Verbindlichkeiten** werden mit ihren Erfüllungsbeträgen angesetzt.

Das **Vermögen zur Erfüllung von Schulden aus Altersversorgungsverpflichtungen** wird gemäß § 253 Abs. 1 HGB mit dem beizulegenden Zeitwert angesetzt und in Verbindung mit § 246 Abs. 2 HGB mit den Schulden verrechnet.

Sofern die Schulden den beizulegenden Zeitwert übersteigen, wird der übersteigende Betrag unter dem Posten Rückstellungen ausgewiesen. Übersteigt der beizulegende Zeitwert den Betrag der Schulden, so wird der übersteigende Betrag unter dem Posten Aktiver Unterschiedsbetrag aus der Vermögensverrechnung ausgewiesen.

Rückstellungen werden mit dem nach vernünftiger kaufmännischer Beurteilung notwendigen Erfüllungsbetrag bewertet. Durchsetzbare und werthaltige Rückgriffsansprüche, die in verbindlicher Weise der Entstehung oder der Erfüllung einer ungewissen Verpflichtung nachfolgen, werden bei der Rückstellungsbewertung mindernd berücksichtigt.

Die **Pensionsrückstellungen** sind nach versicherungsmathematischen Grundsätzen berechnet. Der aus der Erstanwendung des Bilanzrechtsmodernisierungsgesetzes im Jahr 2010 resultierende Umstellungsaufwand wurde bereits in der Vergangenheit voll als außerordentlichen Aufwand erfasst.

Die **Rückstellungen für Jubiläumsgaben, Altersteilzeit und Vorruhestandsleistungen** werden ebenfalls nach versicherungsmathematischen Grundsätzen ermittelt und in voller Höhe passiviert.

Laut § 253 HGB ist der Erfüllungsbetrag für **Altersversorgungsverpflichtungen** mit dem durchschnittlichen Marktzinssatz aus den vergangenen zehn Geschäftsjahren und für sonstige Personalverpflichtungen aus den vergangenen sieben Geschäftsjahren abzuzinsen. Sofern die Bewertung der Altersversorgungsverpflichtungen mit dem siebenjährigen Durchschnittszins zu einer höheren Verpflichtung führt als die Bewertung mit dem zehnjährigen Durchschnittszins, unterliegt der Unterschiedsbetrag nach § 253 Absatz 6 Satz 2 HGB einer Ausschüttungssperre. Diese Ausschüttungssperre führt nicht zu einer Abführungssperre, da ein Ergebnisabführungsvertrag vorliegt.

Bei der Ermittlung des Diskontierungszinssatzes nimmt die Gesellschaft die Vereinfachungsregelung gemäß § 253 Absatz 2 Satz 2 HGB (Restlaufzeit von 15 Jahren) in Anspruch, wobei wie im Vorjahr ein zum

Bilanzstichtag prognostizierter Zinssatz zugrunde gelegt wurde.

Der Effekt aus einer Änderung des Diskontierungszinssatzes wird im Zinsergebnis ausgewiesen.

Alle Rückstellungen mit einer Laufzeit größer als ein Jahr werden mit einem der Restlaufzeit entsprechenden Zinssatz, der von der Bundesbank veröffentlicht wird, abgezinst.

Die **Währungsumrechnung** für Vermögensgegenstände und Schulden erfolgt in Übereinstimmung mit § 340h HGB. Auf fremde Währung lautende Vermögensgegenstände und Verbindlichkeiten werden mit dem Devisenkassamittelkurs am Abschlussstichtag in Euro umgerechnet. Durch diese Bewertung können bei solchen Vermögensgegenständen und Verbindlichkeiten, deren Restlaufzeit ein Jahr oder weniger beträgt, die Anschaffungs- und Herstellungskosten bei Vermögensgegenständen überschritten und bei Verbindlichkeiten unterschritten werden (§ 256a HGB). Erträge und Aufwendungen werden mit dem jeweiligen Tages-Devisenkurs zum Zeitpunkt des Entstehens in Euro umgerechnet und in die Gewinn- und Verlustrechnung übernommen. Bei einer Restlaufzeit von mehr als einem Jahr kommt das strenge Niederstwertprinzip bzw. Höchstwertprinzip zur Anwendung. Für die Bewertung der auf fremde Währungen lautenden Anteile an verbundenen Unternehmen und Beteiligungen wird der Wert in Originalwährung zum Devisenkassamittelkurs am Abschlussstichtag in Euro umgerechnet. Im Falle von Anteilen an verbundenen Unternehmen und Beteiligungen wird beim Vergleich der Anschaffungskosten in Euro mit dem Zeitwert in Euro das gemilderte Niederstwertprinzip unter Berücksichtigung des Anschaffungskosten- und Realisationsprinzips angewandt.

Die Gesellschaft hat im abgelaufenen Geschäftsjahr von dem Wahlrecht Gebrauch gemacht, **Bewertungseinheiten** gemäß § 254 HGB zu bilden. Im Rahmen der Bilanzierung der Bewertungseinheiten wird die sogenannte Einfrierungsmethode angewandt, bei der die sich ausgleichenden Wertänderungen der betroffenen Geschäfte nicht in der Gewinn- und Verlustrechnung erfasst werden. Ausgeübt wird das Wahlrecht für Derivatepositionen, bei

denen die Allianz SE als konzerninterne Clearingstelle fungiert und konzernintern abgeschlossene Transaktionen durch exakt gegenläufige Positionen glättet. Die zusammengehörigen Positionen werden jeweils zu Micro-Hedges zusammengefasst, deren gegenläufige Wertänderungen sich vollständig ausgleichen.

3. Erläuterungen zur Bilanz

3.1. Aktiva

Der Posten **Barreserve** enthält einen Kassenbestand in Höhe von TEUR 0,0 (i. V.: TEUR 0,0).

Die **Forderungen an Kreditinstitute** bestehen in Höhe von TEUR 156.839 (i. V.: TEUR 101.418) und sind täglich fällig. Forderungen an Kreditinstitute bestehen in Höhe von TEUR 67.527 (i. V.: TEUR 75.489) in Fremdwährung.

Die **Forderungen an Kunden** in Höhe von TEUR 61.506 (i. V.: TEUR 96.153) resultieren hauptsächlich aus der Bestandsvergütung und Portfolioverwaltung und gliedern sich in Forderungen gegenüber Dritten in Höhe von TEUR 51.984 (i. V.: TEUR 49.648) und Forderungen an verbundene Unternehmen in Höhe von TEUR 9.521 (i. V.: TEUR 46.505).

In Fremdwährung lautende Forderungen an Kunden in Höhe von TEUR 18.723 (i. V.: TEUR 22.891) werden am Bilanzstichtag gemäß § 256 a HGB in Euro umgerechnet. Wie im Vorjahr haben alle Forderungen eine Restlaufzeit bis 3 Monate.

Die **Aktien und anderen nicht festverzinslichen Wertpapiere** in Höhe von TEUR 41.379 (i. V.: TEUR 42.992) beinhalten im Wesentlichen bilanzierte Vermögenswerte aus dem Deferral Into Funds-Programm in Höhe von TEUR 35.777 (i. V.: TEUR 38.686). Der Gesamtbetrag betrifft in Höhe von TEUR 41.379 (i. V.: TEUR 42.992) nicht öffentlich gehandelte Investmentfonds in Höhe von TEUR 1.748 (i. V.: TEUR 1.701) sowie öffentlich gehandelte Investmentfonds in Höhe von TEUR 39.630 (i. V.: TEUR 41.291), die von Gesellschaften der Allianz Global Investors-Gruppe aufgelegt worden sind.

Darüber hinaus werden im Rahmen des Contractual Trust Arrangement (CTA) TEUR 46.097 (i. V.: TEUR 46.913) Fondsanteile gehalten, die der Absicherung weiterer Pensionsverpflichtungen und der Arbeitszeitkontenmodelle (Allianz Wertkonto und Allianz Wertkontenmodell) dienen und mit den Schulden aus Altersvorsorgeverpflichtungen verrechnet werden. Sie sind dem Anlagevermögen zugeordnet. Inklusive der Betriebsstätten handelt es sich insgesamt um TEUR 49.091 (Zeitwert) (i. V.: TEUR 49.884) öffentlich gehandelte Investmentfonds. Die fortgeführten Anschaffungskosten der verrechneten Wertpapiere betragen TEUR 45.158 (i. V.: TEUR 41.054).

Alle anderen Wertpapiere sind dem Umlaufvermögen zugeordnet.

Die Abgänge bei den Immateriellen Anlagewerten resultieren aus nicht mehr genutzten Produkten / Software in Höhe von TEUR 471 (i. V.: TEUR 281). Weiterhin ist nicht mehr genutzte Büro- und Geschäftsausstattung in Höhe von TEUR 3.898 (i. V.: TEUR 1.764) abgegangen.

Im Geschäftsjahr 2022 wurden geringwertige Wirtschaftsgüter mit Anschaffungskosten bis zu EUR 800 aufwandswirksam erfasst. Hier- von ausgenommen ist das Mobiliar an verschiedenen Standorten der Gesellschaft. Dieses wurde vollständig aktiviert und wird über eine Laufzeit von 13 Jahren abgeschrieben.

Der Posten Beteiligungen in Höhe von TEUR 13.648 (i. V.: TEUR 13.648) besteht im Wesentlichen aus dem Beteiligungsbuchwert an der Dealis Fund Operations GmbH i. L. in Höhe von TEUR 9.099 (i. V.: TEUR 9.099). Die Dealis Fund Operations GmbH i. L. befindet sich seit dem 1. Januar 2017 in Liquidation. Weitere TEUR 4.289 entfallen auf die Meiji Yasuda Asset Management Co. Ltd. (i. V.: TEUR 4.289).

Der Posten Anteile an verbundenen Unternehmen bestehen im Wesentlichen aus den Beteiligungsbuchwerten an der Allianz Global Investors UK Limited in Höhe von TEUR 49.111 (i. V.: TEUR 117), der Allianz Global Investors Asia Pacific Ltd. in Höhe von TEUR 24.835 (i. V.: TEUR 24.835), der Allianz Global Investors Singapore Ltd. von TEUR 17.908 (i. V.: TEUR

17.908), der Allianz Global Investors Taiwan Ltd. in Höhe von TEUR 15.277 (i. V.: TEUR 15.277) sowie der Allianz Global Investors Japan Co. Ltd. in Höhe von TEUR 6.529 (i. V.: TEUR 6.529).

Die Angaben des Anteilbesitzes gemäß § 285 Nr. 11 HGB sind in der Anlage zum Anhang dargestellt und werden im elektronischen Unternehmensregister veröffentlicht.

In den **sonstigen Vermögensgegenständen** von TEUR 836.434 (i. V.: TEUR 1.230.613) sind Forderungen gegenüber den verwalteten Sondervermögen aus der Verwaltungsvergütung in Höhe von TEUR 262.816 (i. V.: TEUR 310.714) sowie übrige sonstige Forderungen und Vermögensgegenstände in Höhe von TEUR 573.618 (i. V.: TEUR 919.899) enthalten, darunter Forderungen gegen Konzerngesellschaften in Höhe von TEUR 404.101 (i. V.: TEUR 792.949). In den sonstigen Forderungen sind Forderungen in Höhe von TEUR 378.881 (i. V.: TEUR 585.778), die aus der Teilnahme am konzerninternen Cash Pool resultieren, sowie Forderungen gegenüber dem Finanzamt in Höhe von TEUR 5.003 (i. V.: TEUR 39.740) enthalten.

Alle anderen Forderungen sind kurzfristig. Am Bilanzstichtag bestehen Forderungen in Fremdwährung in Höhe von TEUR 68.475 (i. V.: TEUR 88.766). Es bestehen Forderungen gegenüber dem Gesellschafter in Höhe von TEUR 0 (i. V.: TEUR 152).

Zudem werden Anlagen in zwei Rückdeckungsversicherungen getätigt. Die Wertentwicklung bestimmt die Höhe der Pensionszusage. Die Rückdeckungsversicherungen werden jedoch nicht an die Versorgungsberechtigten verpfändet und dürfen demnach nicht mit der Verpflichtung saldiert werden.

Die zur Absicherung der aktienbasierten Vergütungspläne (Allianz-Equity-Incentive-Pläne) erworbenen Optionsrechte (**Derivative Finanzinstrumente**) werden mit den entsprechenden Grundgeschäften als Bewertungseinheit zusammengefasst, soweit ein unmittelbarer Sicherungszusammenhang besteht. Der Ausweis der Grundgeschäfte erfolgt unter den sonstigen Rückstellungen und der Ausweis der Sicherungsgeschäfte unter den sonstigen Vermögensgegenständen. Für die gebildeten Bewertungseinheiten kommt ein Micro-Hedge zum Ansatz, um Preisänderungsrisiken aufgrund von Marktpreisschwankungen vollständig auszuschließen. Die Wirksamkeit der Bewertungseinheiten über die aktienbasierten Vergütungspläne wird prospektiv und retrospektiv durch die Übereinstimmung der Bedingungen, Parameter und Risiken (= critical term match-Methode) nachgewiesen.

Zum Bilanzstichtag umfassen die einbezogenen Grundgeschäfte, bestehend aus voraussichtlich zukünftig auszugleichenden Leistungen, ein Volumen von TEUR 539 (i. V.: TEUR 1.066). Mit den Bewertungseinheiten werden Risiken in Form von Wertänderungen in Höhe von TEUR 131 (i. V.: TEUR 334) abgesichert. Die Bilanzierung der Bewertungseinheiten erfolgt nach der Einfrierungsmethode.

Es wird ein **aktiver Unterschiedsbetrag aus der Vermögensverrechnung** in Höhe von TEUR 0 (i. V.: TEUR 599) aus der Verrechnung der Zeitwerte über den Erfüllungsbetrag der Schulden ausgewiesen.

3.2. Passiva

Unter den **sonstigen Verbindlichkeiten** in Höhe von TEUR 566.049 (i. V.: TEUR 903.073) werden im Wesentlichen Verpflichtungen gegenüber anderen Konzerneinheiten in Höhe von TEUR 409.454 (i. V.: TEUR 704.988) ausgewiesen, davon gegenüber der alleinigen Gesellschafterin in Höhe von TEUR 234.666 (i. V.: TEUR 289.851). Weiterhin bestehen Verbindlichkeiten aus Steuern in Höhe von TEUR 13.060 (i. V.: TEUR 18.836). Sonstige Verbindlichkeiten in Fremdwährung werden gemäß § 256a HGB umgerechnet und bestehen in Höhe von TEUR 88.378 (i. V.: TEUR 135.128). Die restlichen Verbindlichkeiten sind wie im Vorjahr kurzfristig.

Die Gesellschaft hat Pensionszusagen erteilt, für die **Rückstellungen für Pensionen und ähnliche Verpflichtungen** gebildet werden. Ein Teil der Pensionszusagen ist im Rahmen eines „Contractual Trust Arrangements“ (Methusalem Trust e. V.) abgesichert. Dieses Treuhandvermögen stellt saldierungspflichtiges Deckungsvermögen dar, wobei als beizulegender Zeitwert der Aktivwert bzw. der Marktwert zugrunde gelegt wird.

Der Erfüllungsbetrag wird auf Basis der Projected Unit Credit-Methode (dies bezeichnet ein Anwartschaftsbarwertverfahren bezogen auf den erdienten Teil) ermittelt bzw. als Barwert der erworbenen Anwartschaft ausgewiesen. Sofern es sich um wertpapiergebundene Pensionszusagen handelt, wird der Zeitwert der verrechneten Vermögensgegenstände angesetzt.

Berechnungsannahmen	31.12.2022	31.12.2021
	in %	in %
Diskontierungszinssatz (10-jähriger Durchschnitt) *):	1,79	1,87
Diskontierungszinssatz (7-jähriger Durchschnitt) *):	1,45	1,35
Rententrend*):	2,00	2,00
Gehaltstrend inkl. durchschnittlichen Karrieretrends:	3,25	3,25

*) Wegen der hohen Inflation wurde erstmalig ein erhöhter Rententrend bis 2024 von 5,5 Prozent pro Jahr eingeführt.

Abweichend hiervon wird bei einem Teil der Pensionszusagen die garantierte Rentendynamik von 1,00 % p. a. zugrunde gelegt.

Als biometrische Rechnungsgrundlagen finden die Heubeck-Richttafeln RT2005G, die bezüglich der Sterblichkeit, Invalidisierung und Fluktuation an die unternehmens-

spezifischen Verhältnisse angepasst wurden, Anwendung. Die unternehmensspezifischen Anpassungen wurden im Jahr 2010 eingeführt und im Jahr 2018 überprüft und neu festgelegt. Als Pensionierungsalter wird die vertraglich vorgesehene bzw. die sich nach dem RV-Altersgrenzenanpassungsgesetz 2007 ergebende Altersgrenze angesetzt.

Aktiv- und Passivwerte für die Pensionen	31.12.2022	31.12.2021
	TEUR	TEUR
Anschaffungskosten der verrechneten Vermögensgegenstände	193.525	188.520
Beizulegender Zeitwert der verrechneten Vermögensgegenstände	204.175	196.275
Erfüllungsbetrag der verrechneten Schulden	262.338	245.371
Nicht ausgewiesener Rückstellungsbetrag gemäß Art. 67 Abs. 2 EGHGB	1.918	2.878

Der mit dem 7-jährigen Durchschnittszins zum 31. Dezember 2022 ermittelte Erfüllungsbetrag der verrechneten Schulden beträgt TEUR 272.654. Der Unterschiedsbetrag zwischen dem mit dem 10-jährigen Durchschnittszins sowie dem mit dem 7-jährigen Durchschnittszins ermittelten Erfüllungsbetrag beträgt TEUR 10.315.

Die Allianz Global Investors GmbH Hongkong Branch hat Rückstellungen für Pensionen und ähnliche Verpflichtungen gebildet. Diese wurden unter analoger Anwendung von HKAS 19 (Hong Kong Accounting Standard) bewertet. Zur Ermittlung der abgezinsten Rückstellung nach HGB (Diskontierungszinssatz 1,79 %) wurde die nach HKAS 19 ermittelte Rückstellung (Diskontierungszinssatz: 3,70 %) mit dem Differenzzinssatz zwischen HGB und HKAS (-1,91 %) in einem zweiten Schritt abgezinst.

Die Allianz Global Investors GmbH France Branch hat Rückstellungen für Pensionen und ähnliche Verpflichtungen gemäß IAS (International Accounting Standard) bewertet. Zur Ermittlung der abgezinsten Rückstellung nach HGB (Diskontierungszinssatz 1,79 %) wurde die nach IAS 19 ermittelte Rückstellung

(Diskontierungszinssatz: 3,70 %) mit dem Differenzzinssatz zwischen HGB und IAS (-1,91 %) in einem zweiten Schritt abgezinst.

Die **Steuerrückstellungen** in Höhe von TEUR 23.709 (i. V.: TEUR 27.781) beinhalten Rückstellungen in Höhe von TEUR 12.186 (i. V.: TEUR 11.785) für lokale Steuern der ausländischen Betriebsstätten und sonstige Steuerrückstellungen in Höhe von TEUR 11.523 (i. V.: TEUR 15.996).

In den **anderen Rückstellungen** in Höhe von TEUR 291.060 (i. V.: TEUR 324.211) sind im Wesentlichen TEUR 190.950 (i. V.: TEUR 226.910) für Personalaufwendungen u. a. für Gratifikationen, Tantiemen, Long Term Incentive Plan, Abfindungen und nicht genommene Urlaubsansprüche enthalten, ferner aus personal- und sachbezogener Restrukturierung aus dem Projekt EOS TEUR 27.052 (i. V.: TEUR 47.073).

Die Gesellschaft hat Verpflichtungen aus Jubiläumsgaben, einem Wertkontenmodell sowie Vorruhestandsverträgen, die unter den Sonstigen Rückstellungen ausgewiesen werden. Das im Methusalem Trust e.V. für das

Altersteilzeit-Sicherungsguthaben und das Wertkontenmodell reservierte Vermögen stellt saldierungspflichtiges Deckungsvermögen dar, wobei als beizulegender Zeitwert der Aktivwert beziehungsweise der Marktwert zugrunde gelegt wird.

Die Bewertung dieser Verpflichtungen erfolgt im Wesentlichen analog zu den Pensionszusagen und auf Basis der gleichen Rechnungsannahmen (mit Ausnahme des Diskontierungszinssatzes).

Bezeichnung	31.12.2022 TEUR	31.12.2021 TEUR
Anschaffungskosten der verrechneten Vermögensgegenstände	16.341	14.437
Beizulegender Zeitwert der verrechneten Vermögensgegenstände	16.926	15.304
Erfüllungsbetrag der verrechneten Schulden	16.926	15.304

Das **Eigenkapital** der Gesellschaft beträgt TEUR 357.338 (i. V.: TEUR 307.838). Das **gezeichnete Kapital** in Höhe von TEUR 49.901 (i. V.: TEUR 49.901) ist in voller Höhe eingezahlt und wird zu 100 % von der Allianz Asset Management GmbH gehalten.

Die Kapitalrücklage beträgt TEUR 307.437 (i. V.: TEUR 257.937). Die Kapitalrücklage wurde mit Gesellschafterbeschluss vom 5. September 2022 um TEUR 49.500 mittels Bareinlage am 6. September gem. § 272 Abs. 2 Nr. 4 HGB erhöht.

Aufgrund der mittelbaren steuerlichen Organisation mit der Allianz SE als Organträgerin werden grundsätzlich keine **latenten Steuern** in der Gesellschaft ausgewiesen.

3.3. Haftungsverhältnisse

3.3.1. Pensionszusagen

Haftungsverhältnisse bestehen im Rahmen der betrieblichen Altersversorgung. Grundlage der betrieblichen Altersversorgung für die Mitarbeiter und Mitarbeiterinnen der deutschen Allianz-Gesellschaften, die bis zum 31. Dezember 2014 eingetreten sind, ist in der Regel die Mitgliedschaft in der Allianz Versorgungskasse VVaG (AVK), die als rechtlich selbständige und regulierte Pensionskasse der Aufsicht der Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht unterliegt. Die Leistungen der AVK werden nach dem Einmalbeitragssystem über Zuwendungen der Trägergesellschaften

an die Kasse durch Gehaltsumwandlung und Arbeitgeberbeiträge finanziert.

Zu den Trägergesellschaften gehört neben der Allianz SE, der Allianz Deutschland AG, der Allianz Versicherungs-AG und der Allianz Lebensversicherungs-AG unter anderem auch die Gesellschaft.

Die Gesellschaft ist verpflichtet, anteilige Verwaltungskosten der AVK zu tragen und entsprechend den Rechtsgrundlagen gegebenenfalls Zuschüsse zu leisten. Außerdem leisten die Trägergesellschaften für bis zum 31. Dezember 2014 eingetretene Mitarbeiter¹ Zuwendungen an den Allianz Pensionsverein e.V. (APV).

Weil die Anpassungsverpflichtung nach §16 Absatz 2 BetrAVG im Alttarif des APV nicht rückgedeckt ist, ist zum 31.12.2022 das Deckungsvermögen des APV geringer als die Versorgungsverpflichtungen. Der Fehlbetrag zum 31.12.2022 beträgt EUR 10.209 (i. V. EUR 9.256)

Die Gesellschaft macht von dem Wahlrecht nach Artikel 28 Absatz 1 Satz 2 EGHGB Gebrauch, hierfür keine Rückstellung für ungewisse Verbindlichkeiten zu bilden, da die gesetzlich vorgeschriebene Anpassung der Renten an den Verbraucherpreisindex durch zusätzliche Beiträge an den APV finanziert wird. Sowohl die AVK als auch der APV wurden für Neueintritte ab dem 1. Januar 2015 geschlossen.

¹ Im Folgenden umfasst „Mitarbeiter“ alle Mitarbeiterinnen und Mitarbeiter

Für Neueintritte ab 1. Januar 2015 wurde die betriebliche Altersversorgung einheitlich neu geregelt. Die Gesellschaft leistet für diese einen monatlichen Beitrag in eine Direktversicherung bei der Allianz Lebensversicherungs-AG, welcher im Rahmen der Entgeltumwandlung vom Mitarbeiter finanziert wird. Außerdem wird monatlich ein Arbeitgeberbeitrag im Rahmen einer Direktzusage gewährt.

Die Allianz SE haftet durch Schuldbeitritt gesamtschuldnerisch für einen Teil der Pensionszusagen der Gesellschaft. Diese erstattet die Kosten; die Allianz SE hat die Erfüllung übernommen. Daher werden diese

Pensionsverpflichtungen bei der Allianz SE und nicht bei der Gesellschaft bilanziert.

Mit Wirkung zum 1. Januar 2017 erstatten die Gesellschaften für ihre Angestellten lediglich noch die Dienstzeitaufwände. Für die Risiken aus Zins, Inflation und Biometrie erfolgt keine Erstattung mehr.

Die gesamtschuldnerische Haftung der Gesellschaft aus diesen Pensionszusagen sowie die diesen Haftungsverbindlichkeiten gegenüberstehenden Rückgriffsforderungen an die Allianz SE betragen:

Bezeichnung	31.12.2022 TEUR	31.12.2021 TEUR
Erfüllungsbetrag der verrechneten Schulden	176.952	166.175
Nicht ausgewiesener Rückstellungsbetrag gemäß Art. 67 Abs. 2 EG-HGB	0	0
Gesamtschuldnerische Haftung bzw. Rückgriffsforderung gegenüber der Allianz SE	176.952	166.175

3.3.2 Umstellung des Finanzierungsverfahrens des Pensions-Sicherungs-Verein VaG im Jahr 2006

Mit der Zahlung der letzten Rate durch die Allianz SE im März 2021 ist die Umstellung des Finanzierungsverfahrens des Pensions-Sicherungs-Vereins VVaG aus dem Jahr 2006 abgeschlossen. Damit entfällt auch die gesamtschuldnerische Haftung.

Ausschüttungssperre

Zum Geschäftsjahresende sind folgende Beträge gemäß § 268 Abs. 8 HGB abführungsgesperrt:

Bezeichnung	31.12.2022 TEUR	31.12.2021 TEUR
Ertrag aus der Bewertung des Deckungsvermögens der Altersversorgung zum beizulegenden Zeitwert oberhalb der Anschaffungskosten	5.887	8.070
Überhang der aktiven latenten Steuern über die passiven latenten Steuern	-	-
Summe	5.887	8.070

Der genannte Betrag ist im Geschäftsjahr 2022 in vollem Umfang durch frei zur Verfügung stehende Eigenkapitalteile gedeckt und damit nicht abführungsgesperrt.

4. Erläuterungen zur Gewinn- und Verlustrechnung

In den **Zinsaufwendungen** in Höhe von TEUR 6.714 (i. V.: TEUR 13.907) sind Aufwendungen aus der Aufzinsung langfristiger Rückstellungen in Höhe von TEUR 423 (i. V.: TEUR 148) enthalten.

Die Gesellschaft hat von ihren Tochtergesellschaften **laufende Erträge aus Anteilen an verbundenen Unternehmen** (Dividendenerträge) in Höhe von TEUR 140.829 (i. V.: TEUR 51.400) vereinnahmt. Diese resultieren aus der Allianz Global Investors Taiwan Ltd. in Höhe von TEUR 26.598 (i. V.: TEUR 22.087), der Allianz Global Investors Asia Pacific Ltd. TEUR 87.461 (i. V.: TEUR 25.993), sowie der Allianz Global Investors (Schweiz) AG in Höhe von TEUR 8.066 (i. V.: TEUR 3.320).

Die **Provisionserträge** in Höhe von TEUR 3.068.674 (i. V.: TEUR 3.214.417) werden im Wesentlichen durch Verwaltungsvergütungen in Höhe von TEUR 3.016.053 (i. V.: TEUR 3.162.076), Ausgabeaufgeld in Höhe von TEUR 37.823 (i. V.: TEUR 48.450) und Dienstleistungen für Dritte in Höhe von TEUR 1.471 (i. V.: TEUR 3.147) geprägt.

Die **Provisionsaufwendungen** in Höhe von TEUR 1.927.939 (i. V.: TEUR 1.959.877) entfallen im Wesentlichen auf halbezeitabhängige Vergütungen in Höhe von TEUR 1.132.907 (i. V.: TEUR 1.165.431), Sub-Advisory und Management Fees in Höhe von TEUR

529.941 (i. V.: TEUR 514.835) sowie Vermittlergebühren in Höhe von TEUR 55.326 (i. V.: TEUR 62.885).

Die **sonstigen betrieblichen Erträge** in Höhe von TEUR 134.796 (i. V.: TEUR 121.620) resultieren im Wesentlichen aus Erträgen aus konzerninternen Verrechnungen in Höhe von TEUR 44.863 (i. V.: TEUR 38.826), Erträgen aus Wechselkursdifferenzen in Höhe von TEUR 40.498 (i. V.: TEUR 31.110), aus Mieteinnahmen inkl. Raumkostenallokationen in Höhe von TEUR 10.356 (i. V.: TEUR 2.568) sowie der Auflösung von anderen Rückstellungen in Höhe von TEUR 3.758 (i. V.: TEUR 19.982). Weitere sonstige betriebliche Erträge resultieren aus der Ausgleichszahlung durch die Commerzbank AG in Höhe von TEUR 17.950 (i. V.: TEUR 18.333) aufgrund einer Vertriebsvereinbarung.

Die **allgemeinen Verwaltungsaufwendungen** in Höhe von TEUR 647.234 (i. V.: TEUR 637.116) entfallen in Höhe von TEUR 353.121 (i. V.: TEUR 375.661) auf Personalaufwendungen. Weiterhin entfallen TEUR 294.113 (i. V.: TEUR 261.455) auf andere Verwaltungsaufwendungen und umfassen im Wesentlichen Aufwendungen für Dienstleistungen Dritter in Höhe von TEUR 72.756 (i. V.: TEUR 63.166), Miete für Grundstücke und Gebäude in Höhe von TEUR 37.145 (i. V.: TEUR 34.227) sowie Kosten für Market Data Services (MDS) in Höhe von TEUR 34.865 (i. V.: TEUR 31.269).

Die **sonstigen betrieblichen Aufwendungen** in Höhe von TEUR 108.671 (i. V.: TEUR 90.957) beinhalten im Wesentlichen durch IT-Kosten in Höhe von TEUR 49.289 (i. V.: TEUR 40.967), Fremdwährungsverlusten

in Höhe von TEUR 41.454 (i. V.: TEUR 25.686) sowie konzerninterne Verrechnungen in Höhe von TEUR 7.034 (i. V.: TEUR 7.350) geprägt.

Außerordentliche Aufwendungen und Erträge

Der Posten **außerordentliche Aufwendungen** beinhaltet den Umstellungsaufwand, für den bei der Gesellschaft bilanzierten Beitragsorientierten Pensionsvertrag (BPV) in Höhe

von TEUR 959 (i. V.: TEUR 959) sowie eine Kompensationszahlung in Zusammenhang mit Fonds in Höhe von TEUR 173.304. Der Posten außerordentlicher Ertrag beinhaltet die konzerninterne Erstattung dieses Betrages.

In der Gewinn- und Verlustrechnung sind folgende Verrechnungen von Erträgen aus Vermögensgegenständen sowie Aufwendungen aus Schulden gemäß § 246 Abs. 2 Satz 2 HGB enthalten:

GuV - Werte der Pensionen	Pensionen und ähnliche Verpflichtungen TEUR	Sonstige Verpflichtungen TEUR
Ertrag aus dem beizulegenden Zeitwert der verrechneten Vermögensgegenstände	376	194
Rechnerische Verzinsung des Erfüllungsbetrages der verrechneten Schulden	1.169	205
Effekt aus der Änderung des Diskontierungzinssatzes für den Erfüllungsbetrag	2.453	
Laufende Erträge aus den verrechneten Vermögensgegenständen	299	11
Netto-Betrag der verrechneten Erträge und Aufwendungen	-2.947	0

Im Ergebnis der Gesellschaft ist ein Aufwand für **Steuern vom Einkommen und vom Ertrag** in Höhe von TEUR 94.288 (i. V.: TEUR 189.710) enthalten.

Die Gewinn- und Verlustrechnung weist für 2022 einen Aufwand aus **aufgrund eines Gewinnabführungsvertrages abgeführter Gewinn** in Höhe von TEUR 540.493 (i. V.: TEUR 482.892) gegenüber der alleinigen Gesellschafterin Allianz Asset Management GmbH aus.

5. Sonstige Angaben

Der Aufsichtsrat setzt sich wie folgt zusammen:

- Tobias C. Pross (Vorsitzender) – Allianz Global Investors Holdings GmbH, CEO Allianz Global Investors, München
- Giacomo Campora (stellvertretender Aufsichtsratsvorsitzender) – CEO Allianz S.p.A, Trieste/Italien
- Klaus-Dieter Herberg – Allianz Global Investors GmbH, Allianz Networks Deutschland, Frankfurt am Main
- Prof. Dr. Michael Hüther – Direktor und Mitglied des Präsidiums, Institut der deutschen Wirtschaft, Wiesbaden
- Isaline Marcel – Geschäftsführerin der Allianz Asset Management GmbH, München
- David Newman – Allianz Global Investors GmbH, UK Branch, CIO Global High Yield, London

Die Geschäftsführung besteht aus:

- Alexandra Auer (Vorsitzende), Global COO, München
- Ingo Mainert, Chief Investment Officer Multi Asset EU, Bad Homburg v. d. Höhe
- Ludovic Lombard, Global Head of Risk, Frankfurt am Main
- Dr. Thomas Schindler, Global General Counsel, München
- Petra Trautschold, Head of Human Resources, München
- Birte Trenkner, Global Head of Accounting & Financial Management, Frankfurt am Main

Mitglieder der Geschäftsführung hatten im Jahr 2022 keine Mandate in gesetzlich zu bildenden Aufsichtsorganen inne.

Folgende Mitarbeiter halten Mandate in gesetzlich zu bildenden Aufsichtsorganen bei großen Kapitalgesellschaften inne:

Michael Hartmann

- Mitglied des Aufsichtsrates der Allianz Global Investors Investmentaktiengesellschaft mit Teilgesellschaftsvermögen, Frankfurt am Main (Vorsitzender seit 02. Januar 2023)

Klaus-Dieter Herberg

- Mitglied im Aufsichtsrat der Allianz Global Investors GmbH, Frankfurt am Main

Dr. Markus Lohmann

- Mitglied des Aufsichtsrates der Allianz Global Investors Investmentaktiengesellschaft mit Teilgesellschaftsvermögen, Frankfurt am Main

David Newman

- Mitglied im Aufsichtsrat der Allianz Global Investors GmbH, Frankfurt am Main

Michael Peters

- Vorsitzender des Aufsichtsrates der Allianz Global Investors Investmentaktiengesellschaft mit Teilgesellschaftsvermögen, Frankfurt am Main (bis 31. Dezember 2022)

Frank Wolfert

- Mitglied des Aufsichtsrates der Allianz Global Investors Investmentgesellschaft mit veränderlichem Kapital mit Teilgesellschaftsvermögen (ab 01. Januar 2023, stellvertretender Vorsitzender seit 02. Januar 2023)

Heiko Wunderlich

- Mitglied des Aufsichtsrates der Allianz Treuhand GmbH (ab 01. Januar 2023, Vorsitzender seit 02. Januar 2023)

Im Jahr 2022 beliefen sich die Gesamtbezüge der Mitglieder des Aufsichtsrats auf TEUR 45 (i. V.: TEUR 54).

Steuern vom Einkommen und vom Ertrag

Im Berichtsjahr bestand ein mittelbares umsatzsteuerliches, körperschaftsteuerliches und gewerbesteuerliches Organschaftsverhältnis der Allianz Global Investors GmbH mit der Allianz SE, München, als Organträger. Die auf die Allianz Global Investors GmbH entfallenden Ertragsteuern wurden per Umlage entsprechend beglichen. Weiterhin sind in dieser Position Ertragsteuern der ausländischen Betriebsstätten erfasst. Die Steuern aus dem Einkommen und Ertrag der Allianz Global Investors GmbH belasten das Ergebnis mit TEUR 94.288 (i. V.: TEUR 189.710).

Pensionszusagen und ähnliche Verpflichtungen an ehemalige Mitglieder des Vorstands / der Geschäftsleitung bzw. deren Hinterbliebene

Die Gesamtbezüge der ehemaligen Mitglieder der Geschäftsführung und deren Hinterbliebene (einschließlich der Pensionszahlungen) betrugen im Berichtsjahr TEUR 2.321. Deren Pensionsverpflichtungen stellen sich wie folgt dar:

Gesamtbezüge der Geschäftsführung

Im Jahr 2022 beliefen sich die Gesamtbezüge der Geschäftsführung auf TEUR 1.614 (i. V.: TEUR 1.608). Im gleichen Zeitraum wurden TEUR 2.321 (i. V.: TEUR 1.977) an ehemalige Geschäftsführer bzw. deren Hinterbliebene ausbezahlt. An Geschäftsführer wurden 253 (i. V.: 0) Bezugsrechte in Form von Restricted Stock Units mit einem beizulegenden Zeitwert von TEUR 42 (i. V.: TEUR 0) ausgegeben.

Gesamtbezüge des Aufsichtsrats

	31.12.2022 TEUR	31.12.2021 TEUR
Beizulegender Zeitwert der verrechneten Vermögensgegenstände	356	354
Erfüllungsbetrag der verrechneten Schulden	14.997	14.818
Nicht ausgewiesener Rückstellungsbetrag gemäß Art. 67 Abs. 2 EGHGB	0	0
Pensionsrückstellung / aktiver Unterschiedsbetrag aus der Vermögensverrechnung	14.641	14.464

Mitarbeiter

1.156

Bei Rückdeckungsversicherungen wird als beizulegender Zeitwert der verrechneten Vermögensgegenstände der Aktivwert zugrunde gelegt.

Im Verlauf des Jahres 2022 wurden durchschnittlich 1.683 (i. V.: 1.662) Mitarbeiter beschäftigt.

Zum **31. Dezember 2022** gliedert sich der Mitarbeiterbestand von 1.710 (i. V.: 1.668) wie folgt:

Geschäftsführer (GF)	6 *)
2. Ebene	550

*) davon sind zwei Geschäftsführer nicht im Stammhaus der Allianz Global Investors GmbH in Deutschland, sondern in der Allianz Global Investors Holdings GmbH beschäftigt.

Insgesamt sind 17 Mitarbeiter im Rahmen von Restrukturierungsmaßnahmen freigestellt.

Die Allianz Asset Management GmbH München ist alleinige Gesellschafterin der Allianz Global Investors GmbH.

Vorgänge von besonderer Bedeutung nach Abschluss des Geschäftsjahres 2022

In der Zeit nach dem Abschlussstichtag 31. Dezember 2022 bis zur Erstellung des Anhangs sind keine Ereignisse, die für die Beurteilung der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage der Gesellschaft von besonderer Bedeutung sind, eingetreten.

Konzernzugehörigkeit

Die Allianz Global Investors GmbH gehört zum Allianz Konzern unter Führung der Allianz SE, München. In den Konzernabschluss und -lagebericht der Allianz Gruppe wird die Allianz Global Investors GmbH einbezogen. Konzernabschluss und -lagebericht der Allianz SE haben für die Allianz Global Investors GmbH

befreiende Wirkung, so dass diese keinen eigenen Konzernabschluss und -lagebericht erstellt. Aufgrund der Angabe der Prüfungshonorare im Konzernabschluss unterbleibt die Angabe im Anhang des Einzelabschlusses gemäß § 285 Nr. 17 HGB. Die Gesellschaft wird in den Konzernabschluss und -lagebericht der Allianz SE als kleinsten und größten Konsolidierungskreis einbezogen. Der Konzernabschluss wird im elektronischen Unternehmensregister veröffentlicht. Konzernabschluss und -lagebericht der Allianz SE können im Unternehmensregister oder auf der Internetseite der Allianz SE eingesehen sowie bei der Gesellschaft angefordert werden.

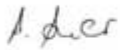
Zahlungsverpflichtungen

Aus Verträgen für sonstige Dienstleistungen, Instandhaltungen und Mieten bestehen für die folgenden Geschäftsjahre Verpflichtungen in Höhe von insgesamt TEUR 133.996 (i. V.: TEUR 137.473), davon gegenüber verbundenen Unternehmen TEUR 117.352 (i. V.: TEUR 90.506).

Frankfurt am Main, den 9. Februar 2023

Allianz Global Investors GmbH

Die Geschäftsführung



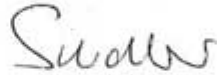
Alexandra Auer



Ludovic Lombard



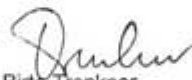
Ingo Mainert



Dr. Thomas Schindler



Petra Trautschold



Birte Trenkner

Original liegt vor

Anlage

Anteilsbesitzliste der Allianz Global Investors GmbH, Frankfurt per 31. Dezember 2022

a) Wesentliche direkte Beteiligungen/verbundene Unternehmen

Name und Sitz der Gesellschaft	Eigenkapital der Beteiligungsgesellschaft	Ergebnis des letzten Geschäftsjahres	Anteil am Kapital in % per 31.12.2022
Allianz Global Investors Asia Pacific Ltd., Hong Kong	786.280.873,20 HKD	535.114.392,11 HKD	100,0
Allianz Global Investors Taiwan Ltd., Taipei	1.688.046.040,00 TWD	1.033.505.663,00 TWD	100,0
Dealis Fund Operations GmbH i. L., Frankfurt	32.955.023,02 EUR	89.682,81 EUR	50,0
Allianz Global Investors Singapore Ltd., Singapore	50.360.908,16 SGD	13.124.207,08 SGD	100,0
Allianz Global Investors Japan Co. Ltd., Tokyo	4.867.799.815,00 JPY	1.413.798.394,00 JPY	100,0
Allianz Global Investors Schweiz AG, Zürich	9.305.045,42 CHF	6.321.950,00 CHF	100,0
Allianz Global Investors Ireland Ltd., Dublin	7.740.938,15 EUR	5.697.598,00 EUR	100,0
Tokyo Marine Rogge Asset Management Ltd, London	2.096.271,32 GBP	0,00 GBP	50,0
Allianz Global Investors UK Ltd, London	42.871.709,09 GBP	195.285,81 GBP	100,0
Allianz Treuhand GmbH, Stuttgart	1.329.982,33 EUR	50.544,99 EUR	50,0
AGI Nominee Services Ltd., Cayman Islands	701.569,92 USD	17.940,77 USD	100,0
Meiji Yasuda AM Co. Ltd., Tokyo	9.200.948.188,00 JPY	412.701.669,00 JPY	6,7

Anlage

b) Wesentliche indirekte Beteiligungen

Name und Sitz der Gesellschaft	Eigenkapital der Beteiligungsgesellschaft	Ergebnis des letzten Geschäftsjahres	Anteil am Kapital in % per 31.12.2022
Allianz Global Investors Asset Management Ltd., (Shanghai)	61.091.206,32 CNY	-50.359.714,84 CNY	100
Allianz Global Investors Asset Management Overseas (Shanghai) Ltd.	6.836.547,47 CNY	2.167.322,40 CNY	100
PT Allianz Global Investors Asset Management Indonesia, Jakarta	73.861.666.666,73 IDR	-46.998.767.386,00 IDR	99

中間財務書類

- a. 管理会社の日本文の中間財務書類は、管理会社が作成した原文の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 管理会社の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c. 管理会社の原文の中間財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2023年10月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝158.66円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

[前へ](#)

[次へ](#)

アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー

貸借対照表（未監査、2022年12月31日付の年次貸借対照表との直接的な比較は不可）

2023年 6 月30日現在

資産の部

	2023年 6 月30日現在		2022年12月31日現在	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
1 現金準備金	49.24	8	49.24	8
a)手元現金	49.24	8	49.24	8
2 銀行に対する債権	95,601,298.77	15,168,102	156,838,822.20	24,884,048
a)要求払い	95,601,298.77	15,168,102	156,838,822.20	24,884,048
内、関連会社				
52,082,988.26ユーロ				
2022年：66,134,220.13ユーロ				
b)その他の未収金	0.00	0	0.00	0
3 顧客からの未収金	455,549,686.09	72,277,513	61,506,238.35	9,758,580
4 株式およびその他の変動利付 有価証券	45,515,144.70	7,221,433	41,378,638.82	6,565,135
5 投資	12,476,324.62	1,979,494	13,647,899.93	2,165,376
内、銀行				
0.00ユーロ				
2022年：0.00ユーロ				
内、金融サービス機関				
0.00ユーロ				
2022年：0.00ユーロ				
6 関連会社株式	68,029,519.75	10,793,564	115,591,142.26	18,339,691
内、銀行				
0.00ユーロ				
2022年：0.00ユーロ				
内、金融サービス機関				
0.00ユーロ				
2022年：0.00ユーロ				
7 無形固定資産	17,891,348.57	2,838,641	18,422,516.08	2,922,916
a)対価、工業所有権、類似の 権利および資産ならびに それらの権利および資産に 付随するライセンス	8,227,097.06	1,305,311	10,434,678.58	1,655,566
b)前払金	9,664,251.51	1,533,330	7,987,837.50	1,267,350
8 固定資産	26,020,050.27	4,128,341	31,684,812.37	5,027,112
9 その他の資産	496,451,965.00	78,767,069	836,433,531.61	132,708,544
10 前払費用	42,479,711.37	6,739,831	19,703,094.00	3,126,093
11 財務ポジションの相殺による差益	0.00	0	0.00	0
資産合計	1,260,015,098.38	199,913,996	1,295,206,744.86	205,497,502

負債の部

	2023年 6 月30日現在		2022年12月31日現在	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
1 その他の負債	601,418,476.60	95,421,055	566,049,220.22	89,809,369
2 繰延収益	0.00	0	0.00	0
3 引当金	299,408,760.61	47,504,194	371,819,282.50	58,992,847
a)年金および類似債務の引当金	56,130,495.02	8,905,664	57,049,675.50	9,051,502
b)法人税等の引当金	12,266,700.67	1,946,235	23,709,402.06	3,761,734
c)その他の引当金	231,011,564.92	36,652,295	291,060,204.94	46,179,612
4 株主資本	359,187,861.17	56,988,746	357,338,242.14	56,695,285
a)資本金	49,900,900.00	7,917,277	49,900,900.00	7,917,277
b)資本準備金	309,286,961.17	49,071,469	307,437,342.14	48,778,009
c)利益準備金	0.00	0	0.00	0
d)次期繰越利益	0.00	0	0.00	0
負債合計	1,260,015,098.38	199,913,996	1,295,206,744.86	205,497,502

アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー

損益計算書（未監査、2022年12月31日付の年次損益計算書との直接的な比較は不可）

2023年 1 月 1 日から2023年 6 月30日までの期間

	ユーロ	千円	ユーロ	千円	ユーロ	千円
1 受取利息						
a) 信用取引および金融市場取引			5,529,716.36	877,345		
2 マイナス利息						
a) 金融市場取引によるマイナス利息			(242,721.31)	(38,510)		
3 支払利息			139,649.11	22,157	5,426,644.16	860,991
4 経常利益						
a) 株式およびその他の変動利付有価証券			153.01	24		
b) 投資			0.00	0		
c) 関連会社株式			72,906,233.54	11,567,303	72,906,386.55	11,567,327
5 受取手数料			1,441,126,415.05	228,649,117		
6 支払手数料			(905,149,699.84)	(143,611,051)	535,976,715.21	85,038,066
7 その他の営業収益					61,082,672.36	9,691,377
8 一般管理費						
a) 人件費						
aa) 賃金および給与	(143,999,795.90)	(22,847,008)				
ab) 社会保険料、年金						
およびその他給付費用	(36,177,793.29)	(5,739,969)	(180,177,589.19)	(28,586,976)		
内、年金引当金						
17,594,323.38ユーロ						
2022年：31,895,728.04ユーロ						
b) その他の管理費			(138,956,051.98)	(22,046,767)	(319,133,641.17)	(50,633,744)
9 無形資産および固定資産の						
減価償却費および評価調整費					(5,308,510.67)	(842,248)
10 その他の営業費用					(70,066,069.35)	(11,116,683)
11 未収金および特定の証券の						
減価償却費および評価調整費ならびに						
貸付業務の貸倒引当金の追加					(224,685.98)	(35,649)
12 未収金および特定の証券の評価増ならびに						
貸付業務の貸倒引当金の戻入れからの収益					456,482.38	72,425
13 経常損益					281,115,993.49	44,601,864
14 特別収益					0.00	0
15 特別費用					(479,620.64)	(76,097)
16 特別利益					(479,620.64)	(76,097)
17 法人税					(69,586,596.87)	(11,040,609)
内、連結比例						
53,672,624.08ユーロ						
2022年：110,917,864.84ユーロ						
18 他の項目には含まれないその他の税金					(907,864.00)	(144,042)
19 利益プール、損益振替契約または						
株式譲渡契約により振り替えられた利益					(210,141,911.98)	(33,341,116)
20 当期利益					0.00	0
21 前年度からの繰越利益					0.00	0
22 貸借対照表上の利益					0.00	0

2022年 1 月 1 日から2022年12月31日までの期間

	ユーロ	千円	ユーロ	千円	ユーロ	千円
1 受取利息						
a)信用取引および金融市場取引			2,424,124.90	384,612		
2 マイナス利息						
a)金融市場取引によるマイナス利息			(1,504,593.54)	(238,719)		
3 支払利息			(6,714,162.70)	(1,065,269)	(5,794,631.34)	(919,376)
4 経常利益						
a)株式およびその他の変動利付有価証券			400,242.18	63,502		
b)投資			1.61	0		
c)関連会社株式			140,828,754.26	22,343,890	141,228,998.05	22,407,393
5 受取手数料			3,068,674,390.85	486,875,879		
6 支払手数料			(1,927,939,382.90)	(305,886,862)	1,140,735,007.95	180,989,016
7 その他の営業収益					134,795,791.38	21,386,700
8 一般管理費						
a)人件費						
aa)賃金および給与	(286,393,737.16)	(45,439,230)				
ab)社会保険料、年金						
およびその他給付費用	(66,727,756.71)	(10,587,026)	(353,121,493.87)	(56,026,256)		
内、年金引当金						
17,594,323.38ユーロ						
2022年：31,895,728.04ユーロ						
b)その他の管理費			(294,112,834.72)	(46,663,942)	(647,234,328.59)	(102,690,199)
9 無形資産および固定資産の						
減価償却費および評価調整費					(11,039,070.52)	(1,751,459)
10 その他の営業費用					(108,671,138.26)	(17,241,763)
11 未収金および特定の証券の						
減価償却費および評価調整費ならびに						
貸付業務の貸倒引当金の追加					(3,419,464.87)	(542,532)
12 未収金および特定の証券の評価増ならびに						
貸付業務の貸倒引当金の戻入れからの収益					(475,872.83)	(75,502)
13 経常損益					640,125,290.97	101,562,279
14 特別収益					173,303,505.20	27,496,334
15 特別費用					(174,262,746.48)	(27,648,527)
16 特別利益					(959,241.28)	(152,193)
17 法人税					(94,287,978.63)	(14,959,731)
内、連結比例						
53,672,624.08ユーロ						
2022年：110,917,864.84ユーロ						
18 他の項目には含まれないその他の税金					(4,385,459.46)	(695,797)
19 利益プール、損益振替契約または						
株式譲渡契約により振り替えられた利益					(540,492,611.60)	(85,754,558)
20 当期利益					0.00	0
21 前年度からの繰越利益					0.00	0
22 貸借対照表上の利益					0.00	0

[前へ](#)

4 【利害関係人との取引制限】

管理会社は、ファンドのために、(a)管理会社、(b)その関係法人、(c)管理会社もしくはその関係法人の取締役、または(d)それらの主要株主(自己または他の名義(ノミニー名義を含む。))をもってするを問わず、自己の勘定でこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいう。)であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間で、有価証券(ファンド証券を除く。)の売買もしくは買付けをなし、または金銭の貸与を受けてはならない。ただし、当該取引が約款に定められた諸制限を遵守し、かつ国際的に承認された証券市場または国際的に承認された金融市場における、その時々、()公に入手可能な相場に基づき決定された価格、または()適正な価格もしくは実勢利率によって行われる場合を除く。

利益相反

管理会社、保管受託銀行、すべての投資運用会社、投資顧問会社、支払事務および情報提供代行会社、または販売会社は、状況により、ファンドの投資目的と類似した投資目的を追求するファンドの管理会社、受託会社、投資運用会社、管理事務代行会社、登録事務および名義書換代行会社または販売会社として行為するか、あるいは別途、かかるファンドの株式を保有することができるものとする。その結果、かかるいずれかの法人が自身の業務遂行において、ファンドに関連する利益相反に関与することになる可能性がある。かかる状況において、かかる法人は、常に、管理契約、中央管理事務代行契約、保管契約、支払事務および情報提供代行契約、投資運用契約、登録事務および名義書換代行契約、ならびに販売契約に基づく自身の義務を遂行しなければならないものとし、また、かかる利益相反の適切な解決策を見出すあらゆる努力を払わなければならないものとする。管理会社は、必要に応じて、すべての取引における利益相反を回避することができるよう、また、かかる利益相反を回避することができない場合は、ファンドおよびファンドの受益者が公正に扱われるよう、利益相反に対処するための原則を定めた。

さらに、上記の取引は、法人自体の名義で、または代行会社として、ファンドと行うことができるものとする。ただし、かかる取引は、市場環境に基づき、また投資家の最良の利益のために行われるものとする。

取引は、(1)保管受託銀行によって独立しておりかつ資格を有すると承認された者から取引の認証された評価が取得された場合、(2)組織化された証券取引所において適用される規則に従ってかかる取引所において、取引が最良の状況で行われた場合、または(3)(1)または(2)の条件が満たされない場合は、保管受託銀行が通常の事業環境において交渉され、また、市場の慣習に従っているとみなす条件で取引が行われた場合において、通常の事業環境において行われたものとみなされるものとする。

利益相反は、デリバティブ、店頭デリバティブまたは効率的なポートフォリオ運用のための技法および手法を含む取引により生じる可能性がある。例えば、かかる取引の取引相手方またはかかる取引に関連する業務を提供する代理人、仲介業者またはその他の機関は、管理会社、投資運用会社、投資顧問会社または保管受託銀行と関係している可能性がある。その結果、かかる機関が、かかる取引を通して利益、手数料またはその他の収益をもたらす可能性または損失を回避する可能性がある。利益相反は、また、かかる機関によって提供された担保が関係する当事者による評価または担保掛け目に従っている場合にも生じる可能性がある。

管理会社は、その業務提供者がファンドのポートフォリオ運用においてファンドのために取引を行い、注文を執行する際、ファンドの最高の利益のために行うよう手続きを定めた。かかる趣旨において、可能な限りファンドの最高の利益を得るためにあらゆる適切な措置がとられなければならないものとする。この点において以下が考慮されなければならない：価格、費用、執行の可能性、注文の範囲および性質、投資運用会社または投資顧問会社のためのブローカーのリサーチ業務、および注文の執行に関連するその他すべての要素。管理会社の執行方針およびかかる方針に関するすべての主要な変更に関する情報は、受益者が要求する場合、手数料無料で入手することができる。

5 【その他】

(1) 定款の変更

管理会社の定款の変更または管理会社の解散に関しては、株主総会の決議が必要である。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えまたは与えることが予想される事実はない。

管理会社の会計年度は12月末日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、株主総会の決議によりいつでも解散することができる。

(3) 事業譲渡または事業譲受

該当なし。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) ピムコ・ヨーロッパGmbH(「投資運用会社」)

(PIMCO Europe GmbH)

(イ)資本金の額

2023年10月末日現在、56百万ユーロ(約88億8,496万円)

(ロ)事業の内容

ピムコ・ヨーロッパGmbHはドイツの法律に基づき有限責任会社として設立された金融サービス会社であり、フランクフルトにあるドイツ連邦金融監督庁の管轄下にある。ピムコ・ヨーロッパGmbHはアリアンツ・グループの一員である。2011年12月21日に許認可を受け、2012年1月1日付で業務を開始した。アリアンツ・アセット・マネジメントGmbHの完全子会社であり、主として機関投資家向けに投資運用および投資顧問サービスを提供する。2023年9月末日現在、顧客は約501におよぶ。

(2) ステート・ストリート・バンク・インターナショナル・ゲーエムベーハー ルクセンブルグ支店(「保管受託銀行」、「支払事務および情報提供代行会社」ならびに「登録・名義書換事務代行会社」)

(State Street Bank International GmbH, Luxembourg Branch)

(イ)資本金の額(ステート・ストリート・バンク・インターナショナル・ゲーエムベーハー)

2023年10月末日現在、3,841,942,311(約6,095億6,257万円)

(ロ)事業の内容

ステート・ストリート・バンク・インターナショナル・ゲーエムベーハーは、ドイツ、ミュンヘン80333、ブリーナー通り59に登記上の事務所を有するドイツの法律に基づいて組織された有限責任会社であり、ミュンヘンの商業登記裁判所に登記番号HRB 42872で登録されている。同社は、欧州中央銀行(ECB)、ドイツ連邦金融監督庁(BaFin)およびドイツ連邦銀行の監督下にある金融機関である。

ステート・ストリート・バンク・インターナショナル・ゲーエムベーハー ルクセンブルグ支店は、ルクセンブルグの金融監督委員会から、預託機関としての業務を行う権限を与えられており、預託、ファンド管理事務および関連業務を専門とする。

ステート・ストリート・バンク・インターナショナル・ゲーエムベーハー ルクセンブルグ支店は、ルクセンブルグ商業・会社登記簿(RCS)に登記番号B148186で登録されている。

ステート・ストリート・バンク・インターナショナル・ゲーエムベーハーはステート・ストリート・グループの一員であり、最終親会社は米国上場企業のステート・ストリート・コーポレーションである。

(3) 三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社(日本における「販売会社」および「代行協会員」)

(イ)資本金の額

2023年10月末日現在、405億円

(ロ)事業の内容

販売会社は、金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいる。

2 【関係業務の概要】

(1) ピムコ・ヨーロッパGmbH(「投資運用会社」)

(PIMCO Europe GmbH)

投資運用会社は、ファンドに関する投資運用業務を行う。

(2) ステート・ストリート・バンク・インターナショナル・ゲーエムベーハー ルクセンブルグ支店(「保管受託銀行」、「支払事務および情報提供代行会社」ならびに「登録・名義書換事務代行会社」)

(State Street Bank International GmbH, Luxembourg Branch)

ステート・ストリート・バンク・インターナショナル・ゲーエムベーハー ルクセンブルグ支店は、管理会社との契約に基づき、ルクセンブルグにおいてファンド資産の保管業務、ファンドの支払事務および情報提供代行業務ならびにファンドの登録・名義書換代行業務を行う。

保管受託銀行の業務

管理会社と保管受託銀行の関係は保管契約の条項に従う。保管契約の条項に基づき、保管受託銀行は、以下の主な業務を委託されている。

- 受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が、適用ある法律および約款に従い行われることを確保すること
- 受益証券の価格が適用ある法律および約款に従い計算されることを確保すること
- 管理会社の指示が適用ある法律および約款に抵触しない限り、かかる指示を実行すること
- ファンドの資産を伴う取引において、あらゆる対価が通常の期限内に送金されることを確保すること
- ファンドの収益が適用ある法律および約款に従い充当されることを確保すること
- ファンドの現金およびキャッシュ・フローの監視
- ファンドの資産の保管(保管されるべき金融商品の保管を含む。)ならびにその他の資産に関する所有権の確認および記帳

委託

保管受託銀行は、自己の保管業務の全部または一部を委託する完全な権限を有しているものの、保管受託銀行の責任は、保管受託銀行がその保管する資産の一部または全部を第三者に委託したことによる影響を受けない。保管受託銀行の責任は、保管契約に基づく保管受託銀行の保管業務の委託による影響を受けない。

保管受託銀行は、UCITS指令第22条(5)(a)に規定されている保管業務を、自己がグローバル副保管受託銀行に任命したアメリカ合衆国、02114-2016マサチューセッツ州、ボストン市、スイート1、ワン・コンGRESS通りに登記上の事務所を有するステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーに委託している。グローバル副保管受託銀行としてのステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーは、ステート・ストリート・グローバル・カस्टディアン・ネットワーク内においてローカル副保管受託銀行を任命している。保管受託銀行の委託先および再委託先のリストは、インターネット上(<https://www.statestreet.com/disclosures-and-disclaimers/lu/subcustodians>)で公表されている。

委託した保管業務に関する情報ならびに関連する委託先および再委託先の身元情報は、管理会社の登記上の事務所において入手することができる。

- (3) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(日本における「販売会社」および「代行協会員」)
日本におけるファンド証券の販売業務および代行協会業務を行う。

3 【資本関係】

管理会社および投資運用会社は、共にアリアンツ・アセット・マネジメントGmbHの直接子会社である。

第3 【投資信託制度の概要】

投資信託制度の概要 (2023年5月付)

I. 定義

1915年法	商事会社に関する1915年8月10日法（改正済）
1993年法	金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）
2002年法	2012年7月1日発効の投資信託に関する2002年12月20日法（改正済）（2010年法が継承）
2004年法	リスク資本に投資する投資法人（以下「SICAR」という。）に関する2004年6月15日法（改正済）
2007年法	専門投資信託に関する2007年2月13日法（改正済）
2010年法	投資信託に関する2010年12月17日法（改正済）
2013年法	オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法（改正済）
2016年法	リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日法（改正済）
AIF	2013年法第1条第39項に定めるオルタナティブ投資ファンド
AIFM	2013年法第1条第46項に定めるオルタナティブ投資ファンド運用会社
AIFMD	指令2003/41/ECおよび指令2009/65/ECならびに規則（EC）No. 1060/2009および規則（EU）No. 1095/2010を改正する、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および欧州理事会指令2011/61/EU
AIFMR	適用除外、一般的な運用条件、保管受託銀行、レバレッジ、透明性および監督に関する欧州議会および欧州理事会指令2011/61/EUを補足する2012年12月19日付委員会委任規則（EU）No. 231/2013
BMRまたは ベンチマーク規則	指令2008/48/ECおよび指令2014/17/EUならびに規則（EU）No. 596/2014を改正する、金融商品および金融契約のベンチマークとしてまたは投資ファンドのパフォーマンスを測定するために用いられる指数に関する2016年6月8日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2016/1011
CESR	欧州証券市場監督局によって代替された欧州証券規制委員会（ESMA）
第16章管理会社	2010年法第16章に基づき認可を受けた管理会社
CSSF	ルクセンブルグの金融セクター監督当局である金融監督委員会
EC	欧州共同体
EEC	欧州経済共同体
ESMA	欧州証券市場監督局
EU	欧州連合（EECの継承機関であるECを吸収）
FCP	契約型投資信託
KIDまたは PRIIPs KID	規則1286/2014において言及される主要情報文書
KIIDまたは UCITS KIID	指令2009/65/EC第78条および2010年法第159条において言及される主要投資家情報文書

加盟国	欧州連合加盟国ならびに欧州経済地域を形成する契約の当事者である欧州連合加盟国以外の国で、当該契約および関連の法律に定める制限内で欧州連合加盟国に相当するとみなされる国
メモリアルB	メモリアル・ベ・ルクイ・アドミニストラティブ・エ・エコノミックという政府の公示が行われる官報の一版
メモリアルC	メモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオンという要求される会社の公告および通知が行われる官報の一版で、2016年6月1日からRESAに切り替えられた
MMF	MMF規則に基づくマネー・マーケット・ファンドとしての資格を有するファンド
MMF規則	随時改正および補足されるマネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2017/1131
非個人向け パートIIファンド	その発行文書において、ルクセンブルグの領域内で個人投資者に対して受益証券／投資証券を販売することが認められていないパートIIファンド
パートIファンド	（特にUCITS IV指令をルクセンブルグ法において導入する）2010年法パートIに基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託。かかるファンドは、一般に「UCITS」と称する。
パートIIファンド	2010年法パートIIに基づく投資信託
PRIIP	PRIIPs規則の意味における、パッケージ型個人向け投資金融商品
PRIIPs規則または 規則1286/2014	パッケージ型個人向け投資金融商品（PRIIPs）の主要情報文書に関する2014年11月26日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）1286/2014（改正済）
RAIF	2016年法第1条に定めるリザーブド・オルタナティブ投資ファンド
登録AIFM	運用資産が2013年法第3条およびAIFMDに規定される最低限度額を下回り、かつ、同条に規定される免除の恩恵を受け、利用する運用会社
個人向け パートIIファンド	その発行文書において、ルクセンブルグの領域内で個人投資者に対して受益証券／投資証券を販売することが認められているパートIIファンド
RESA	ルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオンという2016年6月1日付でメモリアルCに代わって公式な発表とみなされる、中央電子プラットフォーム
SFDR	金融サービスセクターにおける持続可能性に関連する開示に関する2019年11月27日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2019/2088（改正済）
SICAF	固定資本を有する投資法人
SICAV	変動資本を有する投資法人
SICAR	2004年法に基づくリスク資本に投資する投資法人
SFT規則	規則（EU）No. 648/2012を改正する、証券金融取引および再使用の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2015/2365
SIF	2007年法に基づく専門投資信託
タクソノミー規則	規則（EU）2019/2088を改正する、持続可能な投資を促進するための枠組みの確立に関する2020年6月18日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2020/852
UCI	投資信託
UCITS	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託
UCITS IV指令または 指令2009/65/EC	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）に関する法律、規則および行政規定の調整に関する2009年7月13日付欧州議会および欧州理事会指令2009/65/EC

UCITS V指令または 指令2014/91/EU	預託業務、報酬方針および制裁に関して譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）に関する法律、規則および行政規定の調整に関する指令2009/65/ECを改正する2014年7月23日付欧州議会および欧州理事会指令2014/91/EU
UCITS V法	ルクセンブルグ法へUCITS V指令を法制化し、2010年法および2013年法を改正する2016年5月10日法
UCITS V規則または EU規則2016/438	預託機関の義務に関して欧州議会および欧州理事会指令2009/65/ECを補足する2015年12月17日付委員会委任規則（EU）2016/438（改正済）
UCITS所在加盟国	UCITS IV指令第5条に基づきUCITSが認可を受けた加盟国
UCITS受入加盟国	UCITSの受益証券が販売される、UCITS所在加盟国以外の加盟国
UCITS管理会社または 第15章管理会社	2010年法第15章に基づき認可を受けた管理会社

II. ルクセンブルグにおける投資信託制度の概要

ルクセンブルグ法に基づき、以下の種類の投資ビークルを創設することができる。

1) 規制を受けるルクセンブルグの投資ビークル

a) 投資信託 (UCI)

- UCITS、すなわち、指令2009/65/ECに基づき認可され、2010年法パートIに基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託
- パートIIファンド、すなわち、2010年法パートIIに基づく投資信託
- SIF、すなわち、2007年法に基づく専門投資信託

b) UCI以外の投資ビークル

- SICAR、すなわち、2004年法に基づくリスク資本に投資する投資法人
- 変動資本を有する年金貯蓄会社および年金貯蓄組合の形態をとる退職金支給機関に関する2005年7月13日法に基づく年金基金
- 証券化に関する2004年3月22日法に基づく証券化ビークル（その証券が継続的に一般大衆に対して発行されている場合）

2) 規制を受けないルクセンブルグの投資ビークル

- 証券化に関する2004年3月22日法に基づく証券化ビークル（その証券が継続的に一般大衆に対して発行されていない場合）
- RAIF、すなわち、2016年法に基づくリザーブド・オルタナティブ投資ファンド
さらに、AIFとしての資格を有するが、ルクセンブルグの商品法の対象とならない、他の規制を受けないルクセンブルグの投資ビークルの創設も可能である。

本概要は、2010年法に基づくUCITSおよびパートIIファンドに適用されるルクセンブルグ法の概要であり、ルクセンブルグにおける集団投資スキームに直接または間接的に適用される多数の複雑な法律および規則の網羅的な分析ではない。

UCITSおよびパートIIファンドに適用される法律は、CSSFが発行するさまざまな規則、告示およびFAQにより補完される。

ルクセンブルグの規則および規制のほか、すべての加盟国において直接適用されるさまざまな欧州規制およびESMAが発行する指針がUCIに適用される。

重要情報

本概要は、ルクセンブルグで利用可能な投資信託のあらゆる法的形態および構成上の選択肢ならびに当該投資信託の運用に適用される付随的法律を完全かつ網羅的に説明するものとみなされるべきでない。

III. ルクセンブルグ投資信託の法制度および法的形態の一般的構成

1. 一般規定

1.1 2010年法

2010年法はパートIのUCITSおよびパートIIのUCIを個別に取り扱い、全体で以下の5つのパートを含む。

- パートI UCITS（以下「パートI」という。）
- パートII その他のUCI（以下「パートII」という。）
- パートIII 外国のUCI
- パートIV 管理会社
- パートV UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定

1.2 2013年法

2013年法は、主にAIFMの運営および認可制度を扱う。一部の規定は、直接AIFにも適用される。最後に、詳細な規定が販売および第三国規則を扱う。

2. 法的形態

2010年法パートIおよびパートIIに従う投資信託の主な法的形態は以下のとおりである。

- 1) 契約型投資信託（fonds commun de placement）（以下「FCP」という。）
- 2) 投資法人（investment companies）
 - 変動資本を有する投資法人（以下「SICAV」という。）
 - 固定資本を有する投資法人（以下「SICAF」という。）

契約型UCITSおよび会社型UCITSならびにパートIIファンドは、2010年法、1915年法ならびに共有の原則および一般契約法に関する一部の民法の規定に従って設定されている。

3. 契約型投資信託および会社型投資信託の主要な特性の概要

3.1. 契約型投資信託（FCP）

契約型の投資信託は、FCPそれ自体、その管理会社（以下「管理会社」という。）およびその保管受託銀行（以下「保管受託銀行」という。）の三要素を中心に成り立っている。

3.1.1 FCPの概要

FCPは法人格を持たず、投資家の集団投資を表章する、譲渡性のある証券およびその他の資産の不可分の集合体である。かかる投資家はその投資によって平等に利益および損失の分配に参加する。共同所有者は、出資金額を上限として責任を有する。FCPは会社として設立されていないため、個々の投資家は、定義上は投資主ではなく、「受益者」と称されるのが通常である。当該投資家の権利は、投資家と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法および2010年法に従っている。

投資家は、FCPに投資することにより、FCPに関連する契約上の関係を結ぶ。かかる契約上の関係は、FCPの約款（以下を参照のこと。）に基づく。FCPへの投資後、投資家は、かかる投資を行ったことにより、FCPの受益証券（以下「受益証券」という。）を保有する。

3.1.2 FCPの受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益証券は、通常、発行日の純資産価格（約款にその詳細が規定されることが求められる。）に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、記名式、無記名式証券もしくは証書発行を伴わない証券を発行する。管理会社は、証券の分割に関する制限を受けることなく、端数の受益証券の受益証券登録簿への記帳に関する書面による証明書を約款に規定された条件に従い発行することができる。

受益者の要請に基づき、パートIファンド（すなわちUCITS）の受益証券は、FCPによりいつでも買い戻されるが、約款に買戻請求の停止に関する詳細な規定がある場合、または、2010年法第12条に基づく場合には買戻しが停止される。この買戻請求権は、2010年法第11条第2項および第3項に基づくものである。買戻しは、原則として月に二度以上許可されなければならない。

パートIIファンドについて、CSSF規則は、2010年法第91条に従い、FCPの受益証券の発行価格および買戻価格の決定の最低頻度を決定することができる。1991年1月21日付IML告示91/75（改訂済）は、パートIIファンドがその受益証券の発行価格および買戻価格を十分に短い固定された間隔で（原則として月に一度以上）決定しなければならない旨を定める。ただし、これには例外もあり、クローズド・エンド型ファンドを設立することができる。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。

FCPの分配方針は約款の定めに従う。

UCITSに関する2010年法第9条、第11条および第23条ならびにパートIIファンドに関する2010年法第91条は、CSSF規則によって特定の追加要件を設定しう旨規定している。

（注）本概要の冒頭記載の日付において、当該規則は制定されていない。

主な要件は以下のとおりである。

- FCPの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額は、UCITSまたはパートIIファンドとして資格を有するFCPとしての認可が得られてから6か月以内に達成されなければならない。ただし、この最低額は、CSSF規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
- 管理会社は、FCPの運用管理業務を約款に従って執行する。
- 発行価格および買戻価格は、UCITSの場合、少なくとも1か月に2度は計算され、その他のすべてのパートIIファンドについては少なくとも1か月に1度（例外がある）は計算されなければならない。
- 約款には以下の事項が記載される。
 - (a) FCPの名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称
 - (b) 具体的な目的に合致する投資方針およびその基準
 - (c) 分配方針
 - (d) 管理会社がFCPから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法
 - (e) 公告に関する規定
 - (f) FCPの会計の決算日
 - (g) 法令に基づく場合以外のFCPの解散事由
 - (h) 約款変更手続
 - (i) 受益証券発行手続
 - (j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件

（注）緊急を要する場合、すなわち、純資産価格の計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が受益者の全体の利益となる場合、CSSFはこれらの停止を命ずることができる。

3.1.3. 2010年法に基づくFCPの保管受託銀行

A. 管理会社は、運用しているFCPそれぞれに、2010年法第17条ないし第22条の規定に従って保管受託銀行が任命されるようにする。約款に定められ、CSSFにより承認された保管受託銀行は、約款および管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、FCPの資産の保管、キャッシュ・フローの監視、監督および随時合意される他の業務につき責任を負う。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、または、その登録事務所が他の加盟国に所在する場合にはルクセンブルグにおいて設立されなければならない、また、1993年法に定められた信用機関でなければならない。

2010年法は、保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価および該当するFCPに関する経験を有していなければならない旨規定する。このため、取締役およびその後任者に関する情報はCSSFに直ちに報告されなければならない。「取締役」とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を実質的に決定する者をいう。

保管受託銀行の任命は、書面契約をもって証明しなければならない。当該契約には、特に、2010年法およびその他の適用法令または行政規定に定められたとおり、保管受託銀行が保管受託銀行として任命されたFCPのための職務を遂行するのに必要とみなされる情報量が規定される。

B. UCITS FCPおよび個人向けパートII FCPについては、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- FCPの受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- FCPの受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- FCPの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- FCPの収益が法律または約款に従って使用されるようにすること。

保管受託銀行は、FCPのキャッシュ・フローを適切に監視し、特にFCPの受益証券の申込みにおいてFCPの受益者によりまたはFCPの受益者のために行われるすべての支払が受領されるようにし、FCPのすべての現金がa)FCP名義、FCPを代理する管理会社名義またはFCPを代理する保管受託銀行名義で開設され、b)指令2006/73/EC¹第18条第1項a)、b)またはc)に言及された組織において開設され、c)指令2006/73/EC第16条の原則に従って維持される預金口座に記帳されるようにする。

FCPを代理する保管受託銀行名義で預金口座が開設された場合、上記b)に言及された組織の現金および保管受託銀行自身の現金がかかる口座に記帳されることはない。

C. FCPの資産は、以下のとおり、保管のために保管受託銀行に委託される。

- a) 保管する金融商品に関して、保管受託銀行は、
- i) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品および保管受託銀行に現物が預けられるすべての金融商品を保管し、
 - ii) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品が、FCPを代理する管理会社名義で開設された指令2006/73/EC第16条の原則に則った形の保管受託銀行の帳簿上の分離口座に登録されるようにし、常に適用法に従ってFCPに属するものであることが明確に確認できるようにする。
- b) その他の資産に関して、保管受託銀行は、
- i) FCPを代理する管理会社から提供される情報または文書および可能な場合は外部の証拠に基づいてFCPの所有権を確かめることによってかかる資産のFCPによる所有を確認し、
 - ii) FCPが所有権を有することを確認した資産の記録を維持し、かかる記録を最新の状態にする。

D. 保管受託銀行は、定期的に、FCPのすべての資産をまとめた一覧を管理会社に提出する。

保管受託銀行が保管するFCPの資産は、保管受託銀行または保管職務を委任された第三者によってこれらの勘定のために再利用されることはない。再利用とは、譲渡、質権設定、売却および貸与を含むがこれらに限られない保管資産の取引をいう。

保管受託銀行により保管されるFCPの資産は、以下の場合にのみ再利用が認められる。

- a) FCPの勘定のために資産の再利用が行われる場合、
- b) 保管受託銀行がFCPを代理する管理会社の指示を実行する場合、
- c) FCPの利益のため、かつ、受益者の利益のための再利用である場合、および
- d) 権原譲渡契約に基づいてFCPが受領する優良かつ流動性のある担保によって補償される取引である場合

¹ 「指令2006/73/EC」とは、投資会社の組織要件および運営条件ならびに指令の定義語に関する欧州議会および欧州理事会指令2004/39/ECを実施する2006年8月10日付委員会指令2006/73/ECをいう。

担保の市場価格は、常に、再利用資産の市場価格にプレミアムを加えた額以上でなければならない。

保管受託銀行および／またはFCPの資産の保管を委託された在ルクセンブルグの第三者が支払不能に陥った場合でも、保管資産は、かかる保管受託銀行および／または第三者の債権者への分配またはかかる債権者の利益のための換金の対象になり得ない。

E. 保管受託銀行は、上記Bに言及された職務は第三者に委託しない。

保管受託銀行は、以下の場合にのみ、上記Cに言及された職務を第三者に委託する可能性がある。

- a) 2010年法に定められた要件を回避する意図で業務を委託するのではなく、
- b) 保管受託銀行が、委託について客観的な理由を示すことができ、
- c) 保管受託銀行が、自らの業務の一部を委託する第三者の選定および任命においてあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くし、かかる第三者およびかかる第三者に委託した事項に関するかかる第三者の手配についての定期的な検討および継続的な監視において引き続きあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くす場合

上記Cに言及された職務が保管受託銀行から第三者へ委託されるのは、当該第三者が委託業務の遂行中常に以下のすべてを行っている場合のみである。

- a) 委託されたFCPの資産の性質および内容に対して適切および均衡した構造と専門性を有する。
- b) 上記Cのa)に記載する保管業務が以下の対象となる。
 - i) 最低資本要件および該当法域における監督を含む有効な健全性規制
 - ii) 金融商品を所有していることを確保するための定期的な外部監査
- c) 常に特定の保管受託銀行の顧客に属するものであることが明確に確認できる方法で、保管受託銀行の顧客の資産を自らの資産から、および保管受託銀行の資産から分別している。
- d) 第三者が支払不能に陥った場合に、第三者により保管されるFCPの資産が、第三者の債権者への分配または第三者の債権者の利益のための換金の対象とならないように必要なすべての措置を講じている。
- e) 上記A、C、上記Dの第2段落ないし第4段落および下記Gに定められた義務および禁止事項を全般的に遵守している。

第3段落のb)のi)にかかわらず、第三国の法律により一定の金融商品を現地の組織が保管することが義務付けられているが、第3段落のb)のi)に定められた委託要件を満たす現地組織が存在しない場合、保管受託銀行は、委託要件を満たす現地組織が存在しない場合かつ以下の場合に限って、第三国の法律により義務付けられた範囲で、その職務を現地組織に委託することができる。

- a) 関連するFCPに投資する受益者が、投資を行う前に、第三国の法律における法的制約のためにかかる委託が必要であること、委託を正当化する状況および委託に関するリスクを適切に通知され、
- b) FCPを代理する管理会社が、かかる現地組織にかかる金融商品の保管を委託するよう保管受託銀行に指示した場合。

当該第三者は、その後、同様の要件に従って、これらの職務を再委託する可能性がある。その場合、下記Fの第4段落が関連当事者に準用される。

F. 保管受託銀行は、FCPおよびFCPの受益者に対し、保管受託銀行または上記Cのa)に従って保管される金融商品の保管を委託された第三者による喪失につき責任を負う。

保管されている金融商品を喪失した場合、保管受託銀行は、同種の金融商品または対応する金額を、過度の遅滞なく、FCPを代理する管理会社に返却しなければならない。保管受託銀行は、あらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避の状況に帰結することとなった自らの合理的な支配を超えた外的事象により喪失されたことを証明できる場合は責任を負わない。

保管受託銀行は、FCPおよび受益者に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する保管受託銀行の過失または故意の不履行によりFCPおよび受益者が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

上記の保管受託銀行の責任は、上記Eに記載する委託に影響されることはない。

上記第1段落ないし第3段落に言及された保管受託銀行の責任は、合意によって免除または限定されることはない。これと矛盾する合意は無効となる。

FCPの受益者は、救済が重複したり受益者間に不公平な扱いが生じたりしないならば、直接または間接的に管理会社を通じて保管受託銀行の責任を追及することができる。

- G. 2010年法第20条に基づき、いかなる会社も、管理会社と保管受託銀行を兼ねることはできない。これらそれぞれの職務を遂行する際、管理会社および保管受託銀行は、FCPおよび受益者の利益のために、誠実に、公正に、専門家らしく、独立して、単独で、行為する。

保管受託銀行は、FCPまたはFCPを代理する管理会社に関して、FCP、受益者、管理会社および保管受託銀行の間の利益相反を創出する活動をしてはならない。ただし、保管受託銀行が、職務的および地位的に自らの保管業務の遂行を自らの他の相反する可能性のある業務から分離し、当該利益相反の可能性が、適切に確認、管理、監視およびFCPの受益者に開示される場合を除く。

- H. 以下の場合、FCPに関する保管受託銀行の義務は終了する。

- 保管受託銀行が自発的に退任するかまたは管理会社に解任される場合（2か月以内に行われる保管受託銀行の交代までの間、保管受託銀行は、受益者の利益を良好に保護するために必要なすべての措置を講じなければならない。）
- 管理会社または保管受託銀行が、破産を宣告され、債権者との和議に入り、支払停止処分を受け、裁判所の管理下に入り、類似の手續の対象となり、または清算に入った場合
- 管轄当局により保管受託銀行の権限が取り消された場合
- 約款に定められたその他の場合

3.1.4 管理会社

FCPは、管理会社によって運用される。

FCPに関する管理会社の義務は、以下の場合に停止する。

- 管理会社が認可を撤回された場合。ただし、当該管理会社が指令2009/65/ECに従って認められる別の管理会社に交代されることを条件とする。
- 管理会社が破産を宣言され、債権者と取決めを締結し、支払停止を受け、経営が裁判所の管理下におかれ、もしくは類似の手續に服し、または清算した場合。
- 管理会社の認可が管轄当局により撤回された場合。
- 約款に規定されるその他すべての場合。

ルクセンブルグの管理会社には、指令2009/65/ECが適用されるUCITSを運用する管理会社に関する2010年法第15章、または、「その他の管理会社」に関する2010年法第16章が適用される。また、UCITSの管理会社は、AIFを運用するAIFMとしても認可を受けることができる。

また、UCITS管理会社およびAIFMは、2018年8月23日に発行されたCSSF告示18/698に従う。

（さらなる詳細については、以下IV.3を参照のこと。）

3.1.5 関係法人

- (i) 投資運用会社・投資顧問会社

多くの場合、FCPの管理会社は他の会社と投資運用契約または助言契約を締結し、かかる契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。

UCITSについて、管理会社による投資運用会社の中核的権限の委託はUCITS規則に定められた追加条件に従う。

パートIIファンドについて、管理会社による委託は、別の条件に従う。

(ii) 販売会社および販売代理人

管理会社は、FCPの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および/または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる。

目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

3.2. 会社型投資信託

ルクセンブルグのUCITSおよびパートIIファンドは、2010年法に規定される会社形態で設立される場合がある。

会社型の投資信託は、これまでは1915年法に基づき、公開有限責任会社（sociétés anonymes）として設立されていることが多い。

規約に規定される場合、投資法人において保有される投資証券は、一定の範疇に属する者または1人の者が保有し得る投資法人の投資証券の割合に関連して規約中に定められる議決権の制限に従い、投資主に対し投資主総会において1口につき1個の議決権を付与する。

3.2.1. 変動資本を有する投資法人（SICAV）

3.2.1.1 2010年法に基づくSICAV

2010年法に従い、UCITSおよびUCIは、SICAVの形態の会社型投資信託として設立することができる。

2010年法に従い、SICAVは、投資主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、投資証券を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した規約を有する公開有限責任会社（société anonyme）として定義されている。

SICAVは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年法の規定は、2010年法によって廃止されない範囲で適用される。

3.2.1.2 2010年法に従うSICAVの要件

SICAVに適用される最も重要な要件および仕組みは以下のとおりである。

- 管理会社を指定しない2010年法パートIの対象であり、UCITSとしての資格を有するSICAVの最低資本金は、認可時においては30万ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定したSICAVを含め、2010年法パートIに従うすべてのSICAVの資本金は、認可後6か月以内に125万ユーロに達しなければならない。CSSF規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる。
 - パートII SICAVは、株式資本を維持しなければならない、当該株式資本は、125万ユーロを下回ってはならない。当該最低資本金は、SICAVの認可後6か月以内に達しなければならない。CSSF規則によりかかる最低資本は、250万ユーロに引き上げることができる。
- （注）現在はかかる規則は存在しない。
- 取締役の任命および取締役の変更はCSSFに届け出ることを要し、CSSFの異議のないことを条件とする。
 - 規約中にこれに反する規定がない場合、SICAVはいつでも投資証券を発行することができる。
 - 規約に定める範囲で、SICAVは、投資主の求めに応じて投資証券を買い戻す。
 - UCITSおよびパートIIファンドに関して、通常の期間内にSICAVの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限り、SICAVの投資証券を発行しない。
 - UCITSおよびパートIIファンドの規約は、発行および買戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、SICAVの資産評価の原則および方法を特定する。
 - 規約は、法律上の原因に基づく場合について影響を与えない範囲で、発行および買戻しが停止される場合の条件を特定する。

- 規約は、発行および買戻価格の計算を行う頻度を規定する（UCITSについては最低1か月に2回、またはCSSFが許可する場合は1か月に1回とし、パートIIファンドについては最低1か月に1回とする。）。
- 規約は、SICAVが負担する費用の性質を規定する。
- SICAVの投資証券は無額面とする。

3.2.2 2010年法に基づくSICAVの保管受託銀行

A. SICAVは、2010年法第33条ないし第37条の規定に従って保管受託銀行が任命されるようにする。CSSFにより承認された保管受託銀行は、保管受託契約に従い、SICAVの資産の保管、キャッシュ・フローの監視、監督および随時合意される他の業務につき責任を負う。
FCPの保管受託銀行に関して上記III. 3.1.3 Aに記載される条件は、SICAVの保管受託銀行に対しても適用される。

B. UCITS SICAVおよび個人向けパートII SICAVについては、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- SICAVの投資証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律およびSICAVの規約に従って執行されるようにすること。
- SICAVの投資証券の価格が法律およびSICAVの規約に従い計算されるようにすること。
- 法律またはSICAVの規約に抵触しない限り、SICAVまたはSICAVを代理する管理会社の指示を執行すること。
- SICAVの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- SICAVの収益が法律または規約に従って使用されるようにすること。

保管受託銀行は、SICAVのキャッシュ・フローを適切に監視し、特にSICAVの投資証券の申込みにおいて投資主によりまたは投資主のために行われるすべての支払が受領されるようにし、SICAVのすべての現金がa)SICAV名義またはSICAVを代理する保管受託銀行名義で開設され、b)指令2006/73/EC第18条第1項a)、b)またはc)に言及された組織において開設され、c)指令2006/73/EC第16条の原則に従って維持される預金口座に記帳されるようにする。

SICAVを代理する保管受託銀行名義で預金口座が開設された場合、上記b)に言及された組織の現金および保管受託銀行自身の現金がかかる口座に記帳されることはない。

C. SICAVの資産は、以下のとおり、保管のために保管受託銀行に委託される。

- a) 保管する金融商品に関して、保管受託銀行は、
 - i) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品および保管受託銀行に現物が預けられるすべての金融商品を保管し、
 - ii) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品が、SICAVを代理する管理会社名義で開設された指令2006/73/EC第16条の原則に則った形の保管受託銀行の帳簿上の分別口座に登録されるようにし、常に適用法に従ってSICAVに属するものであることが明確に確認できるようにする。
- b) その他の資産に関して、保管受託銀行は、
 - i) SICAVから提供される情報または文書および可能な場合は外部の証拠に基づいてSICAVの所有権を確かめることによってかかる資産のSICAVによる所有を確認し、
 - ii) SICAVが所有権を有することを確認した資産の記録を維持し、かかる記録を最新の状態にする。

D. 保管受託銀行は、定期的に、SICAVのすべての資産をまとめた一覧をSICAVに提出する。

保管受託銀行が保管するSICAVの資産は、保管受託銀行または保管職務を委任された第三者によってこれらの勘定のために再利用されることはない。再利用とは、譲渡、質権設定、売却および貸与を含むがこれらに限られない保管資産の取引をいう。

保管受託銀行により保管されるSICAVの資産は、以下の場合にのみ再利用が認められる。

- a) SICAVの勘定のために資産の再利用が行われる場合、
- b) 保管受託銀行がSICAVまたはSICAVを代理する管理会社の指示を実行する場合、

- c) SICAVの利益のため、かつ、投資主の利益のための再利用である場合、および
- d) 権原譲渡契約に基づいてSICAVが受領する優良かつ流動性のある担保によって補償される取引である場合

担保の市場価格は、常に、再利用資産の市場価格にプレミアムを加えた額以上でなければならない。

保管受託銀行および / またはSICAVの資産の保管を委託された在ルクセンブルグの第三者が支払不能に陥った場合でも、保管資産は、かかる保管受託銀行および / または第三者の債権者への分配またはかかる債権者の利益のための換金の対象になり得ない。

- E. 保管受託銀行は、前記Bに記載された職務は第三者に委託しない。
保管受託銀行は、FCPに関して上記III. 3.1.3 Eに記載されているのと同じ条件で、上記Cに言及された職務を第三者に委託する可能性がある。
- F. 保管受託銀行は、SICAVおよび投資主に対し、保管受託銀行または前記Cのa)に従って保管される金融商品の保管を委託された第三者による喪失につき、FCPの保管受託銀行がFCPおよびFCPの受益者に対して負う責任に関して上記III. 3.1.3 Fに記載されているのと同じ範囲において責任を負う。
- G. 2010年法第37条に基づき、いかなる会社も、SICAVと保管受託銀行を兼ねることはできない。いかなる会社も、管理会社と保管受託銀行を兼ねることはできない。これらそれぞれの職務を遂行する際、SICAV、SICAVを代理する管理会社および保管受託銀行は、SICAVおよび投資主の利益のために、誠実に、公正に、専門家らしく、独立して、単独で、行為する。
保管受託銀行は、SICAVまたはSICAVを代理する管理会社に関して、SICAV、投資主、管理会社および保管受託銀行の間の利益相反を創出する活動をしてはならない。ただし、保管受託銀行が、職務的および地位的に自らの保管業務の遂行を自らの他の相反する可能性のある業務から分離し、当該利益相反の可能性が、適切に確認、管理、監視およびSICAVの投資主に開示される場合を除く。
- H. 以下の場合、SICAVに関して保管受託銀行の義務は終了する。
 - a) 保管受託銀行が自発的に退任するかまたはSICAVに解任される場合（2か月以内に行われる保管受託銀行の交代までの間、保管受託銀行は、投資主の利益を良好に保護するために必要なすべての措置を講じなければならない。）
 - b) SICAV、保管受託銀行または指定された管理会社が、破産を宣告され、債権者との和議に入り、支払停止処分を受け、裁判所の管理下に入り、類似の手段の対象となり、または清算に入った場合
 - c) 管轄当局によりSICAV、保管受託銀行または指定された管理会社の権限が取り消された場合
 - d) 規約に定められたその他の場合

3.2.3 管理会社

会社型の投資信託は、その資格に応じて、2010年法15章（UCITS）または第16章（例えば、パートIIファンド）に従い管理会社によって運営される。

UCITS SICAVが管理会社を指定した場合のSICAVに関する管理会社の義務は、以下の場合に停止する。

- a) 指定管理会社が任意に退任し、またはSICAVにより解任された場合。ただし、当該管理会社が指令2009/65/ECに従って認められる別の管理会社に交代されることを条件とする。
- b) 指定管理会社がSICAVにより退任され、SICAVが自己運用SICAVたる適格性の採用を決定した場合。
- c) SICAV、保管受託銀行または指定管理会社が破産を宣言され、債権者と取決めを締結し、支払停止を受け、経営が裁判所の管理下におかれ、もしくは類似の手段に服し、または清算した場合。
- d) SICAV、保管受託銀行または指定管理会社の認可が管轄当局により撤回された場合。
- e) 規約に規定されるその他すべての場合。

また、UCITS管理会社および第16章管理会社は、下記IV.3.4に詳述されるCSSF告示18/698に従う。

3.2.4 関係法人

前記III.3.1.5「関係法人」中の記載事項は、原則として、SICAVの投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

3.2.5 管理会社を指定していない会社型UCITS の追加的要件

以下の要件は、2010年法第27条にSICAVに関し定められているが、UCITS としての資格を有し、かつ、管理会社を指定していない他の形態の会社型投資信託にも適用される。

(1) SICAVが、指令2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定しない場合

- 認可の申請は、少なくともSICAVの組織構造を記載した運営計画を添付しなければならない。
- SICAVの業務執行役員は、十分に良好な評価を得ており、当該SICAVが遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、取締役およびその地位の後継者は、その氏名がCSSFに直ちに報告されなければならない。SICAVの事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。「業務執行役員」とは、法律もしくは設立文書に基づきSICAVを代表するか、またはSICAVの方針を実質的に決定する者をいう。
- さらに、SICAVと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、かかる関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

CSSFは、また、SICAVが親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

SICAVは、CSSFに対して、要求される情報を提供しなければならない。

記入済の申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

SICAVは、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、SICAVの経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした実質的な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。

CSSFは、UCITS SICAVが以下のいずれかに該当する場合に限り、当該UCITS SICAVに付与した認可を取り消すことができる。

- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月以上活動を中止する場合
 - (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合
 - (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合
 - (d) 2010年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ／または組織的に違反した場合
 - (e) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合
- (2) 以下のIV.3.2の(4)から(8)に定める規定は、指令2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないSICAVに適用される。ただし、「管理会社」は「SICAV」と読み替えられる。
- SICAVは、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。
- (3) 指令2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないSICAVは、適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。

特に、CSSFは、SICAVの性格にも配慮し、当該SICAVが健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム（特に、その従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、当該SICAVに係る各取引がその源泉、関係当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従って再構築することが可能であること、ならびに管理会社が運用するSICAVの資産が設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

4. ルクセンブルグのUCITS およびパートIIファンドに関する追加的な法律上および規制上の規定

4.1 2010年法

4.1.1 複数コンパートメントおよびクラスの仕組み

2010年法は、特に、複数のコンパートメントを有するUCI（いわゆる「アンブレラ・ファンド」）を設立することができる旨を規定している。

かかるUCIの目論見書には、各コンパートメントの特定の投資方針を記載しなければならない。

この構造により、一つの法主体において、異なる投資運用者によりポートフォリオが運用されるコンパートメントまたは異なる種類の投資家に対して募集されるかもしくは異なる報酬構造を有するコンパートメントなど、それぞれが異なる投資方針またはその他の異なる特徴を有するコンパートメントを設立することが可能となる。

これらのすべての状況において、各コンパートメントは、その設立書類に別段の記載がない限り、他のコンパートメントの投資対象のポートフォリオから分離された投資対象の特定のポートフォリオに連動する。この原則に基づき、設立書類に別段の記載がない限り、アンブレラ・ファンドは一つの法主体を構成するが、コンパートメントの資産は、当該コンパートメントの投資家および債権者に対してのみ提供される。

CSSFは、2010年法（および2007年法）に従う投資信託（以下「UCI」という。）の運用開始前のコンパートメント、休止中のコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する告示12/540を発行した。当該告示に従い、CSSFによる運用されていないコンパートメント（即ち運用開始前のコンパートメントおよび休止中のコンパートメント）に対する認可は、最長18か月間有効である。

さらに、UCI内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたUCIのコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を設定することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類またはヘッジもしくは分配方針について異なる特徴を持つことがある。かかる構造において、原投資対象は、すべての投資証券クラス／受益証券クラスについて同一であるが、各クラスの投資証券1口当たり純資産価格は、例えば、一つのクラスのみについての配当の分配の結果として、または、ヘッジの場合には、一つの投資証券クラス／受益証券クラスのためのヘッジ取引の締結の結果として、異なることがある。コンパートメントとは違って、異なる投資証券クラス／受益証券クラスの資産および負債の分離は行われないことに留意するべきである。2017年1月30日付UCITSの投資証券クラスに関するESMA意見には、UCITSが投資証券クラスのレベルでデリバティブ商品を用いる可能性がある一方で、この慣行を(i)共通の投資目的、(ii)連鎖がないこと、(iii)事前決定および(iv)透明性からなる4つの原則の遵守の対象とする旨規定している。かかるさまざまなオプションを用いる主な利益は、単一の事業における異なる商品の効率的な構築である。

4.1.2 2010年法に基づく受益証券の発行および買戻し

規約に反対の規定がない限り、SICAVはいつでも投資証券を発行することができる。2010年法に基づき発行されたSICAVの投資証券は全額払い込まれなければならない、無額面でなければならない。投資証券は、SICAVの純資産総額を発行済投資証券口数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻される。この価格は、費用および手数料を加えることによって、投資証券発行の場合増額し、投資証券買戻しの場合は減額することができるが、費用および手数料の最高限度額および手続はCSSF規則により決定することができる。資本は投資証券の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

4.2 1915年法

商事会社に関する1915年8月10日法（改正済）は、（2010年法により明示的に適用除外されていない限り）FCPの管理会社および投資法人に対して適用される。

4.2.1 設立に関する要件（1915年法第420条の1）

最低1名の投資主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は30,000ユーロ相当額である。

4.2.2 規約の必要的記載事項（1915年法第420条の15）

規約には、以下の事項の記載が必要とされる。

- (i) 設立企画人の身元
- (ii) 法人の形態および名称
- (iii) 登録事務所
- (iv) 法人の目的
- (v) 発行済資本および授權資本（もしあれば）の額
- (vi) 発行時に払込済の額
- (vii) 発行済資本および授權資本を構成する投資証券の種類の記載
- (viii) 投資証券の様式（記名式、無記名式または証券発行を伴わない形式）
- (ix) 現金払込み以外の方法による出資の内容および条件、ならびに出資者の氏名

（注）1915年法は、規制市場で取引されている適格な譲渡性のある有価証券および短期金融商品による出資の場合は、承認された法定監査人の報告書の必要なく現物出資による増資を認めている。しかし、実務上、CSSFは、投資信託については、かかる報告書を依然として要求している。

- (x) 設立企画人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由
- (xi) 資本の一部を構成しない投資証券（もしあれば）に関する記載
- (xii) 取締役および承認された法定監査人の選任に関する規則が法を逸脱する場合、その規約およびかかる者の権限の記載
- (xiii) 法人の存続期間
- (xiv) 会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬（その種類を問わない。）の見積り

4.2.3 公募により設立される会社に対する追加要件（1915年法第420条の17）

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

- (i) 設立規約案を公正証書の形式で作成し、これをRESAに公告すること
- (ii) 応募者は、会社設立のための設立規約案の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

4.2.4 設立企画人および取締役の責任（1915年法第420条の19および第420条の23）

設立企画人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の法人資本の払込み、および会社が当該法律1915年法の該当条項に記載されたいずれかの理由によって有効に設立されなかった結果として応募者が被る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

IV. 2010年法に基づくルクセンブルグのUCITS

1. ルクセンブルグのUCITSに関する序論

2010年法パートIに基づきUCITSとしての適格性を有しているすべてのファンドは、他のEU加盟国において、その投資証券または受益証券を自由に販売することができる（簡単な通知手続に服する。）。

2010年法第2条第2項は、第3条に従い、UCITSを、以下のように定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資スキーム。

- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資スキームの資産から直接または間接に買い戻される投資スキーム（受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買戻しに相当するとみなされる。）。

2. ルクセンブルグのUCITSの投資制限

UCITSに適用される投資規則および制限は、2010年法第5章（第40条ないし第52条）に規定されており、同一の範囲においてFCPおよび会社型投資信託にも適用される。

UCITSが複数の投資コンパートメントを構成する場合、各コンパートメントは、2010年法第5章の目的において、個別のUCITSとしてみなされる。

投資規則および制限は、UCITSの目論見書に詳細に記載される。

2010年法第5章に定める投資規則および制限は、以下の規則および規制によって明確にされ、補足されている。

- (1) CSSFは、とりわけ財務上のリスク、すなわちグローバル・エクスポージャー、カウンターパーティー・リスクおよび集中によるリスクについてのリスク管理要件を詳しく定めた2011年5月30日付告示11/512を制定している。同告示は、これに関連し、CSSFに提供すべき最低限の情報についても概説している。
- (2) 2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則は、一定の定義の明確化に関する指令およびUCITSの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付CESRガイドラインを実施する、2007年3月19日付EU指令2007/16/ECを、ルクセンブルグにおいて施行している。
- (3) 2008年2月19日に、CSSFは、大公規則を参照してかかる2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の条文を明確化する告示08/339（以下「告示08/339」という。）を出した。
告示08/339は、2002年法の関連規定（2010年法の対応する規定により代替される。）の意味において、かつ2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の規定に従って特定の金融商品を投資適格資産に該当するか否かを評価するに当たり、UCITSがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。告示08/339は、2008年11月26日にCSSFにより出された告示08/380により改正された。
- (4) 2008年6月4日に、CSSFは、特定の証券貸借取引においてUCITSが利用することのできる技法と商品の詳細について示したCSSF告示08/356（以下「告示08/356」という。）を出した。
告示08/356は、現金担保を再投資する許容担保や許容資産を取り扱っている。当該告示08/356は、UCITSのカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどのように保管すべきかを定めている。当該告示は、証券貸借取引によってUCITSのポートフォリオ運用業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なってはならない旨を再言している。さらに、当該告示は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。
- (5) CSSF告示14/592は、ETFおよびETFを扱う他のUCITSの問題に関するESMA指針のルクセンブルグにおける実施、金融デリバティブ商品の使用、UCITSおよび適格金融指数に関する付随的規則を取り扱う。
- (6) 2018年7月21日に発効し、加盟国で直接適用できるようになったMMF規則により、MMF規則の範囲内に該当するすべてのUCIは、MMF規則に基づきMMFとして認可を受けることを要求される。MMF規則の範囲内に該当しないUCIは、マネー・マーケット・ファンドとしての資格を有しない。
MMF規則は、3種類のMMFについて規定しており、i) 公的債務固定純資産価額のファンド、ii) 低ボラティリティ純資産価額のファンド、およびiii) 変動純資産価額のファンド（VNAV）（短期VNAVおよび標準VNAVの形を取り得る。）である。MMFの種類に応じて、MMF規則に基づきMMFとしての資格を有するUCITSに追加的な投資制限が適用される。

- (7) 指令2009/65/ECを実施する2010年法は、マスター／フィーダー構造(B)の設定可能性だけでなくUCITS(A)の合併に関するルクセンブルグ法の特定の規定も導入している。
- A. 2010年法は、それぞれの法的形態にかかわらず、UCITS(またはそのコンパートメント)の国境を越える合併または国内の合併に関連して規則を定めている。これらの規定は、UCITSのみに適用され、その他の種類のUCIには適用されない。2010年法に従い、CSSFは、2010年法の特定の規定を明確化したCSSF規則10-05を採用している。
- B. UCITSフィーダー・ファンドとは、その資産の少なくとも85%を別のUCITS(以下「マスター」という。)に投資するUCITSであると定義される。残りの15%は、以下のように保有することができる。
- 補助的な流動資産(2010年法第41条第2項に定義される。)
 - 金融デリバティブ商品(ヘッジ目的でのみ利用できる。)
 - 事業を行う上で必須の動産または不動産

3. UCITSの管理会社／第15章の管理会社

UCITSを運用するルクセンブルグの管理会社には、2010年法第15章が適用される。

3.1 ルクセンブルグに登録事務所を有するUCITS管理会社が業務を行うための条件

- (1) 2010年法第15章の意味においてルクセンブルグに登録事務所を有するUCITS管理会社の業務の開始は、CSSFの事前の認可に服する。2010年法に基づきUCITS管理会社に付与された認可は、すべての加盟国に対し有効であり、ESMAに対して通知される。

管理会社は、公開有限責任会社(société anonyme)、非公開有限会社(société à responsabilité limitée)、共同会社(société coopérative)、公開有限責任会社として設立された共同会社(société coopérative organisée comme une société anonyme)、または株式有限責任事業組合(société en commandite par actions)として設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

2010年法が1915年法の規定から逸脱しない限り、1915年法の規定はUCITS管理会社に適用される。

認可を受けた管理会社は、CSSFによってリストに登録される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後のみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、メモリアルにおいて公告される。

- (2) 管理会社は、指令2009/65/ECに従い認可されるUCITSの運用以外の活動に従事してはならない。ただし、かかる指令に定められていないその他のUCIの運用であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、指令2009/65/ECの下でその他の加盟国において販売することはできない。

UCITSの運用のための活動は、2010年法別表IIに列挙されている業務を含む。

(注) 当該列挙には、投資運用、ファンドの管理事務および販売業務が含まれている。

- (3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。
- (a) 投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任方式で行う投資ポートフォリオの運用(年金基金が保有するものも含む。)
 - (b) 付随的業務としての、投資顧問業務およびUCIの受益証券に関する保管および管理事務業務
- (4) 1993年法第1-1条、第37-1条および第37-3条は、管理会社による上記(3)の業務提供に準用される。
- (5) 運用するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。
- (6) 上記(2)とは別に、2010年法第15章に従い授權され、ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社は、AIFMDが規定するAIFのAIFMとして任命される。ただし、同管理会社は、2013年法第2章に基づくAIFのAIFMとしてCSSFによる事前の授權も得るものとする。

AIFMとして行為する管理会社は、2013年法別表Iに記載される行為および2010年法第101条による授權を条件としUCITSの管理に関する追加行為のみを行うことができる。

（注）別表は、ポートフォリオ管理およびリスク管理からなる投資運用業務ならびにAIFMがAIFの集管的管理において追加的に遂行する「その他の業務」（管理、販売およびAIFの資産に関連する行為等）から構成される。

AIF運用の管理行為に関連して、管理会社は、金融証書に関連する注文の受理および送信など2013年法第5条4項に規定される非中核的サービスも提供する。

- (7) 管理会社は、いわゆる「管理会社パスポート」を使用して多国間で業務を遂行することができる。
- (8) CSSFは、以下の条件が満たされない限り管理会社を認可しないものとする。
- (a) 管理会社は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロの当初資本金を有さなければならない。
- 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオのうち250,000,000ユーロ超過額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しないものとする。
 - 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。
 - (i) 管理会社が運用するFCP（管理会社が運用権限を委託したかかるFCPのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。）
 - (ii) 管理会社が指定管理会社とされた投資法人
 - (iii) 管理会社が運用するUCI（管理会社が運用権限を委託したかかるUCIのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。）
 - これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、規則（EU）No. 1093/2010、規則（EU）No. 575/2013、規則（EU）No. 600/2014および規則（EU）No. 806/2014を改正する、投資会社の健全性要件に関する2019年11月27日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2019/2033第13条に規定される金額を下回ってはならない。
- 管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%まで追加することができない。信用機関または保険機関は、加盟国またはCSSFがEU法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。
- (b) (8)(a)に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。
- (c) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、十分に良好な外部評価を有し、管理会社が運用するUCITSに関し十分な経験を有する者でなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者の身元情報は、CSSFに直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。
- (d) 認可の申請は、管理会社の組織構造等を記載した運営計画を添付しなければならない。
- (e) 本店と登録事務所は双方ともルクセンブルグに所在しなければならない。
- (f) 取締役は、当該ファンドの種類に関して、2010年法第129条第5項の規定する意味において、十分な評価を得ており、かつ、十分な経験を有する者でなければならない。
- (9) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、当該関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。
- CSSFは、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

CSSFは、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。

- (10) 記入済みの申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (11) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。
当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。
- (12) CSSFは、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、2010年法第15章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。
 - (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を中止する場合。
 - (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
 - (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
 - (d) 認可が上記(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、指令2006/49/ECの変更の結果、1993年法に適合しなくなった場合。
 - (e) 2010年法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。
 - (f) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。

管理会社が、（2010年法第116条に従い）集团的ポートフォリオ運用活動をクロス・ボーダーベースで行う場合、CSSFは、管理会社の認可を撤回する前に、UCITS所在加盟国の監督当局と協議する。

- (13) CSSFは、一定の適格保有または保有額を有する、管理会社の株主または社員（直接か間接か、自然人か法人かを問わない。）の身元情報が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社における一定の保有は、1993年法第18条に基づく投資会社に適用されるものと同様の規定に服する。
CSSFは、管理会社の健全で慎重な運用の必要性を勘案し、上記の株主または社員の適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。
- (14) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査を専門家としての適切な経験を有することが証明できる一または複数の承認された法定監査人（réviseurs d'entreprises agréés）に委ねることが条件とされる。

承認された法定監査人の変更は、事前にCSSFの承認を得なければならない。

3.2 ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社に適用される運用条件

- (1) 管理会社は、常に上記3.1(1)ないし(5)および(8)ないし(9)に記載される条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は上記3.1(8)(a)に特定される水準を下回ってはならない。しかし、その事態が生じ、正当な事由がある場合、CSSFは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。
- (2) 管理会社が運用するUCITSの性格に関し、またUCITSの管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、指令2009/65/ECに従い、管理会社は、以下を義務づけられる。
 - (a) 健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム（特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、UCITSに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が運用するUCITSの資産が約款または設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

- (b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とUCITSまたはUCITS間の利益の相反により害されるUCITSまたは顧客の利益に対するリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。
- (3) 上記3.1 (3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている管理会社は、
- 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身が運用するUCITSの受益証券に投資してはならない。
 - 上記3.1 (3)の業務に関し、信用機関および一定の投資会社の破綻に関する2015年12月18日付改正法パートIIIタイトルIIIの規定ならびに1993年法第22-1条の規定に服する。
- （注）上記規定により、当該管理会社はルクセンブルグに本拠を置く投資家補償制度の構成員であることを要する。
- (4) 管理会社は、事業のより効率的な遂行のため、管理会社を代理してその一または複数の業務を遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の条件のすべてが充足されなければならない。
- a) 管理会社は、CSSFに適切に報告しなければならない。CSSFは、UCITS所在加盟国の監督当局に対し、情報を遅滞なく送信しなければならない。
 - b) 当該権限付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、投資家の最善の利益のために管理会社が活動し、UCITSが運用されることを妨げてはならない。
 - c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資配分基準に適合しなければならない。
 - d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、CSSFおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
 - e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行または受益者もしくは管理会社の利益と相反するその他の者に付与してはならない。
 - f) 管理会社の事業活動を行う者が、権限付与された者の活動を常に効果的に監督することができる方策が存在しなければならない。
 - g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、権限が委託された者に常に追加的指示を付与し、または投資家の利益にかなう場合は直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
 - h) 委託される権限の性格を勘案し、権限が委託される者は、当該権限を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。
 - i) UCITSの目論見書に、管理会社が委託した権限を列挙しなければならない。
- 管理会社および保管受託銀行の責任は、管理会社が第三者に権限を委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は、自らが単なる連絡機能のみを有することとなるような形の権限の委託をすることはしないものとする。
- (5) 事業活動の遂行に際し、2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範により、以下を行う。
- (a) 事業活動の遂行に際し、管理会社が運用するUCITSの最善の利益および市場の信頼性のため、正直かつ公正に行為しなければならない。
 - (b) 管理会社が運用するUCITSの最善の利益および市場の信頼性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行為しなければならない。
 - (c) 事業活動の適切な遂行に必要な資源と手続を保持し、効率的に使用しなければならない。
 - (d) 利益相反の回避に努め、それができない場合は、管理会社が運用するUCITSが確実に公正に取り扱われるようにしなければならない。

- (e) その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務を遵守し、投資家の最善の利益および市場の信頼性を促進しなければならない。
- (6) 2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、自社が管理するUCITSの健全かつ効果的なリスク管理に合致し、これを推進する報酬に関する方針および実務を策定して、適用するものとする。この報酬に関する方針および実務は、管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイル、ファンド規則または設立文書に合致しないリスクを取ることを奨励したり、管理会社のUCITSの最善の利益のために行為する義務の遵守を損なったりするものではないものとする。
- 報酬に関する方針および実務には、固定と変動の要素がある給与と任意支払方式による年金給付が含まれる。
- 報酬に関する方針および実務は、その専門的業務が管理会社または管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスクを取る者、内部統制担当者または従業員のうち上級管理職やリスクを取る者と同じ報酬区分に属する報酬総額の中から報酬を受ける従業員を含む各役職員に適用される。
- (7) 管理会社は、上記(6)に定める報酬方針を策定し、適用するにあたり、自社の規模、組織および事業の性質、範囲、複雑さに応じて、以下の各原則を適用ある範囲において遵守するものとする。
- (a) 報酬方針は、健全かつ効果的なリスク管理と合致し、これを推進するものであるものとし、管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイル、規則または設立文書と矛盾するリスクを取ることを奨励しない。
- (b) 報酬方針は、管理会社および管理会社が管理するUCITSの、および当該UCITSの投資家の、事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとし、また、利益相反を回避する措置が含まれているものとする。
- (c) 報酬方針は、管理会社の経営陣がその監査機能の一環として採用し、経営陣は報酬方針の一般原則を少なくとも年1回の割合で見直し、報酬方針の実施につき責任を負い、これを監視するものとする。本項に関連する業務は、該当する管理会社において業務執行機能を担わずかつリスク管理および報酬についての専門的知識を有する経営陣の中の構成員のみによって執り行われるものとする。
- (d) 報酬方針の実施状況は、経営陣によりその監査機能の一環として採用された報酬の方針および手続の遵守について、少なくとも年1回の割合で、中央的かつ独立した形での社内見直しの対象とされる。
- (e) 内部統制機能を担っているスタッフは、同スタッフが負う責任に関連する目的の達成度に応じて報酬を受けるものとし、同スタッフが統制する事業分野の業績は問わない。
- (f) リスクの管理およびコンプライアンスの機能を担う上級役員の報酬は、報酬委員会が設置される場合は報酬委員会の直接の監視下に置かれる。
- (g) 報酬が業績に連動する場合、報酬総額は、個別の業績を評価する際、個人および関連する事業部門またはUCITSの各業績評価と、UCITSのリスクおよび管理会社の業績結果全般の評価の組み合わせに基づくものとし、財務および非財務それぞれの基準を考慮に入れるものとする。
- (h) 業績評価は、評価プロセスがUCITSのより長い期間の業績およびUCITSへの投資リスクに基づいて行われかつ業績ベースの報酬要素の実際の支払が管理会社が管理するUCITSの投資家に対して推奨する保有期間を通じて分散するよう、同期間に適切な複数年の枠組みの中で行われる。
- (i) 保証変動報酬は例外的に行われ、新規スタッフの雇用時のみに、最初の1年に限定してなされる。

- (j) 報酬総額の固定および変動の要素は、適切にバランスが取られ、固定報酬の要素は、報酬総額の相当部分とされ、変動報酬の要素を一切支給しない可能性も含めて変動要素を十分に柔軟な方針で運用することができるようにする。
- (k) 満期前の契約解約の場合の支払は、契約終了までの期間において達成された業績を反映するものとし、失策については不問とする形で設計する。
- (l) 変動報酬の要素またはプールされる変動報酬の要素を算定するために使用される業績を測定するため、関連する現在および将来のすべてのリスクの種類を統合することのできる包括的な調整メカニズムが含まれる。
- (m) UCITSの法制およびUCITSのファンド規則またはその設立文書に従うことを条件として、変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその50%は、関連するUCITSの受益証券口数、同等の所有権または株式連動の証券もしくは本項において言及される証券と同等の効果的なインセンティブを提供する同等の非現金証券で構成される。ただし、UCITSの管理が管理会社が管理している全ポートフォリオの50%に満たない場合は、かかる最低限50%の制限は適用しない。
- 本項で言及される証券は、管理会社、その管理するUCITSおよび当該UCITSの投資家の各利益と報酬を受ける者のインセンティブとを連携させる目的で設計される適切な保有方針に従う。本項は、以下(n)に従って繰り延べられる変動報酬の要素の部分および繰り延べられない変動報酬の要素の部分のいずれにも適用される。
- (n) 変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその40%は、UCITSの投資家に対して推奨される保有期間として適切と考えられる期間について、また、当該UCITSのリスク性質と正確に合致する期間について、繰り延べる。
- 本項で言及される期間は、少なくとも3年とする。繰延べの取決めに基いて支払われる報酬を受ける権利は、当該期間に比例して発生する。特に高額の変動報酬の要素の場合には、少なくとも60%は繰り延べられるものとする。
- (o) 変動報酬は、繰り延べられる部分も含めて、管理会社全体の財務状態に照らして管理会社が持続可能かつ事業部門、UCITSおよび該当する個人の各業績に照らして正当と認められる場合に限り、支払われまたは権利が発生する。
- 変動報酬の総額は、原則として、管理会社または該当するUCITSが芳しくないか好ましくない財務実績であった場合は、現在の報酬およびその時点で発生済みとされる金額を、ボーナス・マルス・システムやクローバック（回収）を含めて減額することを考えつつ大幅に縮小されるものとする。
- (p) 年金方針は、管理会社および管理会社が管理するUCITSの事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとする。
- 従業員が定年退職より前の時点で管理会社を辞める場合、任意支払方式による年金給付は、退職後5年間は、上記(m)項に定める証券の形式で管理会社により保有されるものとする。従業員が定年退職する場合は、任意支払方式による年金給付は、同じく5年間の留保期間後に上記(m)項に定める証券の形式で支払われるものとする。
- (q) 役職員は、個人のヘッジ戦略または報酬に関する保険や役員賠償に関する保険を、その報酬の取決めに含まれるリスク調整効果を弱めるために利用しない旨約束する。
- (r) 変動報酬は、2010年法の法的要件を回避することを容易にするピークルや方式を通じては支払われない。

上記の各原則は、その専門的業務が管理会社または管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスクを取る者、内部統制担当者または従業員のうち上級管理職やリスクを取る者と同じ報酬区分に属する報酬総額の中から報酬を受ける従業員を含む各役職員の利益のために行われる、管理会社が支払うその種類を問わない給付、成功報酬を含めてUCITS自体が直接支払う金額、およびUCITSの受益証券もしくは投資証券の何らかの譲渡に適用される。

自社の規模またはその管理するUCITSの規模、その組織および活動の性質、範囲、複雑さにおいて重要な管理会社は、報酬委員会を設置するものとする。報酬委員会は、報酬に関する方針および実務、ならびにリスク管理に資するインセンティブについてその要求に合うかつ独自の判断を行うことができる形で構成されるものとする。

指令2009/65/EC第14a(4)で言及されるESMA指針に従って設置される報酬委員会（該当する場合）は、管理会社または関連するUCITSのリスクやリスク管理への配慮および経営陣がその監査機能の一環として行う場合を含む、報酬に関する決定の作成に責任を負うものとする。報酬委員会の議長は、該当する管理会社の経営陣の中で業務執行機能を担わない構成員が務めるものとする。報酬委員会の委員は、該当する管理会社の経営陣の中で業務執行機能を担わない構成員とする。

従業員が経営陣に占める割合が労働法上定められている管理会社に関しては、報酬委員会には、一もしくは複数の従業員代表者を含めるものとする。報酬委員会は、その決定を作成するにあたり、投資家その他ステイクホルダーの長期的な利益および公共の利益を考慮に入れるものとする。

- (8) 管理会社は、管理会社が投資家の苦情に適切に対応することを確保し、かつ、管理会社が他の加盟国において設定されたUCITSを運用する場合、投資家によるその権利の行使に規制がないことを確保するため、2010年法第53条に従い措置を講じ、かつ適切な手続および取決めを設定するものとする。かかる措置により、投資家は、加盟国の複数の公用語または公用語のうちのいずれかにより苦情を提出することが認められなければならない。

管理会社は、UCITS所在加盟国の公的または監督当局の要求に応じて情報を提供することができるよう、適切な手続および取決めを設定するものとする。

- (9) 管理会社は、1993年法第1条(1)に規定する関連代理人を任命することができる。管理会社が関連代理人の任命を決定する際、当該管理会社は、2010年法に基づき許可される行為の範囲内で、1993年法第37-8条に従う投資会社に適用される規則を遵守しなければならない。

3.3 設立の権利および業務提供の自由

- (1) 2010年法第15章に従い認可された管理会社が、その他の活動または業務を行うことを提案することなく、2010年法別表IIに定めるとおり自らが運用するUCITSの受益証券を支店を設置せずにUCITS所在加盟国以外の加盟国において販売することのみを提案する場合、当該販売は、2010年法第6章の要件のみに従うものとする。
- (2) 指令2009/65/ECに従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、ルクセンブルグで、当該認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続および条件を定めている。
- (3) 2010年法第15章に従い認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、他の加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。

3.4 UCITS管理会社に適用される規則

CSSF規則No.10-4は、管理会社の基本的な設立要件ならびにその利益相反、業務遂行およびリスク管理に関する要件を定めている。

2018年8月23日、CSSFは、以前適用されていたCSSF告示12/546に代替する告示18/698を発行した。

ルクセンブルグのUCITS管理会社および自己運用型投資法人のみを対象としたCSSF告示12/546とは異なり、CSSF告示18/698は、あらゆる投資ファンド運用会社（すなわち、UCITS管理会社および自己運用型投資法人だけでなく、第16章管理会社、AIFMおよび2013年法第4条第1項b)の意味における内部運用されるAIF）および登録事務代行会社の機能行使する事業体を対象としている。

当該告示により、CSSFは、投資ファンド運用会社の認可に関するその最新の規制上の慣行を確認するとともに、投資ファンド運用会社の活動の量および性質を考慮して投資ファンド運用会社が適切な人材を利用できるようにする必要性を特に重視しつつ、CSSFが投資ファンド運用会社の内部組織、実体、方針および手続に特に注意を払っていることを示している。この点において、CSSF告示18/698は、(i)投資ファンド運用会社により要求される業務執行役員および従業員の人数、ならびに(ii)取締役および業務執行役員が有することが認められる権限の数を定めている。

後者は、当該告示が投資ファンド運用会社に影響を及ぼすだけでなく、投資ファンド運用会社、UCITS、AIFおよびこれらに関連する特別目的ビークルの取締役会の構成員に影響を及ぼすことを意味する。

さらに、CSSF告示18/698は、投資信託、その投資家、販売に関与する仲介業者および投資信託のために行われる投資に関連するマネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関してCSSFが期待することを明確にしている。

CSSFは、投資ファンド運用会社に対し、運用委員会会議および取締役会の開催に関して形式に従うよう要求しており、統治組織およびCSSFのために異なる報告書を作成することについても言及している。

当該告示は、デュー・ディリジェンスおよび委託先の継続的な監視の要件について追加的な説明を提供している。

また、CSSFは、投資ファンド運用会社に適用される内部統制、管理機能、運用機能および技術基盤の要件を、MiFIDファームに適用される要件により厳密に一致させている。

2019年12月20日、CSSFは、オープン・エンド型UCIの流動性リスク管理に関するIOSCOの勧告を実施する告示19/733を公表した。当該告示は、運用される各UCIのレベルにおける強固かつ効果的な流動性リスク管理プロセスの実施のために、管理会社がIOSCOの勧告（当該告示に添付される。）を適用することおよび関連するIOSCOの良好な慣行（IOSCOのウェブサイトで入手可能である。）を利用することをCSSFが期待していることを明確にするものである。

IOSCOの勧告において扱われる流動性リスク管理プロセスの主要な要素は、当該告示において要約されている。すなわち、UCIの設計プロセス、UCIの日々の流動性管理および危機管理計画である。

4. ルクセンブルグのUCITSに関する追加的な法律上および規制上の要件

4.1 ルクセンブルグのUCITSの認可、登録および監督

4.1.1 UCITSの認可および登録

2010年法第129条および第130条は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

(i) 次の投資信託はルクセンブルグのCSSFから正式な認可を受けることを要する。

- ルクセンブルグの投資信託は、設立または設定の日から1か月以内に認可を受けること。
- EU加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託および他のEU加盟国で設立・設定された投資信託ではあるが譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）でないものについては、その証券がルクセンブルグ大公国内またはルクセンブルグ大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。

(ii) 認可を受けたUCIは、CSSFによってリストに登録される。かかる登録は認可を意味する。

- (iii) ルクセンブルグ法、規則およびCSSFの告示の条項を遵守していない投資信託は、認可を拒否または登録を取り消されることがある。CSSFのかかる決定およびCSSFの制裁その他の行政措置に関する決定に対し不服がある場合には、行政裁判所（tribunal administratif）に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理する。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。当該申立は、争われている決定の通知日から1か月以内になされなければならない。これが満たされない場合は申立ができない。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は、検察官またはCSSFの要請に基づき、該当するルクセンブルグのUCIの解散および清算を決定する。

CSSFの権限と義務は、2010年法第133条に定められている。

4.1.2 投資家に提供される情報

2010年法第150条は投資信託による目論見書、年次報告書および半期報告書の公表義務を定義している。2010年法の第159条は、UCITSが、簡潔、かつ、専門的でない用語により記載された主要投資家情報文書（以下「UCITS KIID」という。）を公表する義務も規定している。

2010年法は、さらに以下の公表義務を定めている。

- 投資法人および管理会社は、自己が運用している各FCPのために、その目論見書および主要投資家情報文書ならびにそれらの変更、ならびに年次報告書および半期報告書をCSSFに送付しなければならない。
- 主要投資家情報文書は、投資家がUCITSの受益証券／投資証券の申込みを行う前に、無償で投資家に提供されなければならない。

主要投資家情報文書は、加盟国以外の国の投資家に必ずしも提供される必要はない。ただし、かかる国の監督当局が、当該情報を投資家に提供するように要求する場合を除く。

さらに、目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書が、請求により無償で投資家に提供されなければならない。

- 投資家は、年次報告書および半期報告書を、目論見書および主要投資家情報に記載された方法により入手できる。
- 年次報告書および半期報告書は、請求により投資家に無償で提供される。
- 監査済年次報告書ならびに監査済または未監査の半期報告書は、当該期間終了以降、4か月および2か月以内に公表されなければならない。

PRIIPs規則に従い、いわゆる「PRIIP」についてEUの個人投資家に対して助言、募集または販売する者および団体は、規則1286/2014に記載されるとおり、かかる個人投資家がPRIIPに投資する前にかかる個人投資家に対して主要情報文書（以下「PRIIPs KID」という。）を交付する必要がある。「PRIIP」との用語は、パッケージ型個人向け投資金融商品をいう。

PRIIPs規則は、2018年1月1日から適用される。UCITS管理会社、自己運用UCITS投資法人およびUCITSについて助言または販売を行う者に関して、2019年12月31日までの当初経過期間が規定されたが、この経過期間は、2022年12月31日まで延長された。2023年1月1日以降、UCITSは、PRIIPs KIDを作成しなければならない。

PRIIPs規則の目的は、(i) PRIIPs KID（最大A4 3頁）を通じて統一化および標準化された情報の提供を確保することにより、個人投資家保護を向上させることならびに(ii) PRIIP市場の参加者全員（PRIIPの設定者、助言者および販売者）に対しEU全体で統一化された規則および透明性を課すことである。

PRIIPのコンセプトには、（クローズド・エンドかオープン・エンドかを問わず、UCITSを含む）あらゆる種類の投資ファンド、（その基礎形態が何であるかを問わず、かつ仕組預金を含む）仕組商品および（変額年金商品および配当付商品を含む）保険の方式による投資が含まれる。除外される投資商品はごく少数で、生命保険以外の商品、仕組預金以外の預金、雇用者による資金拠出が要求される個人年金商品である。

UCITSの受益証券／投資証券の販売に関する一切の広告においては、目論見書（および該当ある場合はUCITS KIID／PRIIPs KID）が入手可能である旨について記載し、および入手場所を示さなければならない。

4.1.3 ルクセンブルグのUCITSに適用される主な規制

- 2011年7月1日時点での欧州のマネー・マーケット・ファンドに共通の定義に関する2010年5月19日付CESRガイドライン10-049（改正済）およびMMF規則（マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2017/1131）
- 設立要件、利益相反、業務遂行、リスク管理ならびに保管受託銀行および管理会社との契約の内容についての指令2009/65/ECを実施する2010年7月1日付委員会指令2010/43/EUを法制化する2010年12月22日付CSSF規則No.10-4（2022年7月27日付CSSF規則No.22-05により改正済）
- ファンドの併合、マスター・フィーダー構造および通知手続に係る特定の規定についての指令2009/65/ECを実施する2010年7月1日付委員会指令2010/44/EUを法制化する2010年12月22日付CSSF規則No.10-5（改正済）
- 他のEU加盟国においてその受益証券の販売を希望しているルクセンブルグ法に従うUCITSおよびルクセンブルグにおいてその受益証券の販売を希望している他のEU加盟国のUCITSが踏むべき新たな通知手続に関連する2011年4月15日付CSSF告示11/509（CSSF告示21/778により改正済）
- 運用開始前のコンパートメント、再開待ちのコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する2012年7月9日付CSSF告示12/540
- 2010年法パートIに服するUCITSの預託機関を務める信用機関およびその管理会社により代表されるすべてのUCITS（場合に応じて）に適用される規定に関するCSSF告示16/644（CSSF告示18/697により改正済）
- SFT規則（規則（EU）No. 648/2012を改正する、証券金融取引および再使用の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2015/2365）
- ベンチマーク規則（指令2008/48/ECおよび指令2014/17/EUならびに規則（EU）No. 596/2014を改正する、金融商品および金融契約のベンチマークとしてまたは投資ファンドのパフォーマンスを測定するために用いられる指数に関する2016年6月8日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2016/1011）（改正済）
- SFDR（金融サービスセクターにおける持続可能性に関連する開示に関する2019年11月27日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2019/2088）（改正済）
- タクソノミー規則（規則（EU）2019/2088を改正する、持続可能な投資を促進するための枠組みの確立に関する2020年6月18日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2020/852）

4.2 ルクセンブルグのUCITSに適用される追加的な規制

- (i) 公募または販売の承認
2010年法第129条第1項は、すべてのルクセンブルグのファンドが活動を行うためにはCSSFの認可を受けなければならない旨規定している。
- (ii) 設立文書の事前承認
2010年法第129条第2項は、CSSFが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。
- (iii) 2010年法パートIに従うUCITSは、上記(ii)に定める条件のほか、以下の条件を満たさない限り、CSSFにより認可されないものとする。

- a) FCPは、当該FCPを運用するための管理会社の申請書をCSSFが承認した場合に限り認可されるものとする。管理会社を指定した投資法人は、当該投資法人を運用するために指定された管理会社の申請書をCSSFが承認した場合に限り認可されるものとする。
- b) 上記a)を損なうことなく、ルクセンブルグにおいて設立されたUCITSが指令2009/65/ECに従う管理会社により運用され、指令2009/65/ECに基づき他の加盟国の管轄当局により認可されている場合、CSSFは、2010年法第123条に従い、当該UCITSを運用するための管理会社の申請書について決定するものとする。

2010年法第129条第4項に基づき、CSSFは、以下の場合、2010年法第2条の範囲内においてUCITSの認可を拒否することがある。

- a) 投資法人が2010年法第3章に定める前提条件を遵守していないことを立証した場合
- b) 管理会社が2010年法第15章に基づきUCITSを運用することを認可されていない場合
- c) 管理会社がその所在加盟国においてUCITSを運用することを認可されていない場合

2010年法第27条第1項を損なうことなく、管理会社または投資法人（該当する場合）は、完全な申請書が提出されてから2か月以内に、UCITSの認可が付与されたか否かにつき通知を受けるものとする。

(iv) 販売資料

2005年4月6日付CSSF告示05/177によると、販売用資料については、それが利用される外国の権限ある当局による監督に服していない場合であっても、コメントを得るためにCSSFに提出する必要はないものとされている。ただし、CSSFの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を生じさせる勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

2022年1月30日、CSSFは、規則（EU）No.345/2013、規則（EU）No.346/2013および規則（EU）No.1286/2014を改正する、集団投資事業のクロス・ボーダーの販売の促進に関する2019年6月20日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2019/1156（改正済）に基づくマーケティング・コミュニケーションに関するESMA指針（同指針は2021年8月2日に公表された。）の適用に関する告示22/795を公表した。この告示において、CSSFは、当該マーケティング・コミュニケーションのオンライン上の側面も考慮することにより、UCITSおよびAIFのマーケティング・コミュニケーションがマーケティング・コミュニケーションであることの識別、UCITSまたはAIFの受益証券／投資証券を購入する上でのリスクおよびリターンに関する等しく目立つ形での説明ならびにマーケティング・コミュニケーションの公正、明確かつ誤解を招かない性質に関する共通原則を確立するESMA指針をCSSFが適用し、取り入れることを確認している。

(v) 目論見書の記載情報

目論見書は、提案された投資について投資家が情報を得た上で判断を行うことができるようにするための必要な情報、特に、投資に付随するリスクに関する情報を含むものでなければならない。目論見書は、投資する商品のいかにかわらず、投資信託のリスク概要について明瞭かつ分かりやすい説明をしなければならない。

保管受託銀行に関しては、UCITS Vの規則により、パートIファンドの目論見書において以下の情報を開示することを求められる。

- ・ 保管受託銀行の特定とその職務の詳細
- ・ UCITS、投資家、管理会社および保管受託銀行の間の潜在的な利益相反の開示
- ・ 保管受託銀行が委託する保管機能の詳細、委託先および再委託先のリストならびにかかる委託により生じる可能性のある利益相反
- ・ 上記に関する最新の情報が要請に応じて投資家に公開される旨の記載
- ・ すべての資産の保管を集中させるために単一のまたは限定的な第三者を利用することの開示

2010年法のパートIの範囲内に該当するUCITSに関しては、目論見書に以下の情報のいずれかを記載するものとする。

- a) 最新の報酬方針の詳細（報酬および給付の計算方法の詳細、報酬および給付の付与に責任を負う者の特定（存在する場合には、報酬委員会の構成を含む。）を含むが、これらに限られない。）
- b) 報酬方針の要約、ならびに最新の報酬方針の詳細（報酬および給付の計算方法の詳細、報酬および給付の付与に責任を負う者の特定（存在する場合には、報酬委員会の構成を含む。）を含むが、これらに限られない。）をウェブサイトで公開する旨（当該ウェブサイトへの言及を含む。）および要請に応じて紙による写しを無料で公開する旨の記載

目論見書は、少なくとも2010年法の別紙IのスケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する約款または設立文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

(vi) 目論見書の更新義務

2010年法第153条は、完全な目論見書の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

(vii) 財務報告および監査

1915年法第461-6条第2項の一部修正により、SICAVは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解（該当する場合）の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をRESAに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類における投資家またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにCSSFに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、CSSFに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてCSSFが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なCSSF告示02/81に基づき、CSSFは、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）に対し、各UCIについて毎年、前会計年度中のUCIの業務に関するいわゆる「長文式報告書」を作成するよう求めている。CSSF告示02/81により、承認された法定監査人はかかる長文式報告書において、UCIの運用（その中央管理事務および保管者を含む。）および（マネーロンダリング防止規則、価格評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について）監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、UCIの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。告示では、かかる報告書の目的はUCIの状況を全体的にみることであると述べている。長文式報告書は、公衆の閲覧に供することを意図しておらず、UCIまたはUCIの管理会社の取締役会およびCSSFによる使用のためだけに発行される。

CSSFは、そのリスク・ベースの監督を改善する観点から、2021年12月末に健全性上の目的およびAML / CFTの目的において三つの告示を公表した。これらの告示は、CSSF告示02/81に定められる要件を修正（し、代替）するものであり、見直された要件を他の規制を受ける事業体（SIF、SICARおよび投資ファンド運用会社）まで拡大適用するものである。

- CSSF告示21/788は、マネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関する2012年12月14日付CSSF規則12-02（改正済）第49条において言及される承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による新たなAML / CFT外部報告書の作成を導入するものである。
- CSSF告示21/789は、すべての認可を受けた投資ファンド運用会社、自己運用SICAVおよび自己運用AIFについて新たな自己評価質問票（以下「SAQ」という。）を導入するものである。同告示は、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）の新たな要件を導入し、マネジメント・レターに適用される具体的な規制上の枠組みを定めるものでもある。
- CSSF告示21/790は、すべてのUCITS、パートIIファンド、SIFおよびSICARについて新たなSAQを導入するものである。同告示は、承認された法定監査人の新たな要件を導入し、マネジメント・レターに適用される具体的な規制上の枠組みを定めるものでもある。

(viii) 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、CSSFが、UCIに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、UCIの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

IML告示97/136（CSSF告示08/348により改正）およびCSSF告示15/627に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をCSSFに提出しなければならない。

(ix) 罰則規定およびその他の行政措置

1915年法および2010年法に基づき、1人または複数の取締役または投資信託（fonds d'investissement）の事務管理または運用に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および/または、一定の場合には5,000,000ユーロ（または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%）以下の罰金刑に処される。

- (1) 2010年法の下、2010年法第148条第1項ないし第3項に言及される場合において、CSSFは、下記(2)記載の制裁およびその他の行政措置を、以下に対して課することができる。
- 2010年法パートIおよびパートIIに従うUCI、その管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UCI業務に貢献する事業
 - 直前の項目に言及される事業体の経営陣もしくは監査役会の構成員または2010年法第129条第(5)項に規定する範囲の当該事業体の業務を有効に行う者
 - (UCIが任意清算される場合) 清算人
- (2) かかる場合において、CSSFは、以下の処罰およびその他の行政措置を課することができる。
- a) 責任を負うべき者および法律違反の性質を特定する声明
 - b) 責任を負うべき者に対し違法行為の停止および再犯の排除を求める命令
 - c) (UCIまたは管理会社の場合) UCIまたは管理会社の認可の停止または取消し
 - d) 管理会社もしくはUCIの経営陣の構成員、または管理会社もしくはUCIにより雇用された、責任を負う他の自然人に対する、これらの団体もしくはその他類似の団体の経営機能の行使の一時禁止令または(度重なる重大な法令違反の場合) 永久禁止令
 - e) (法人の場合) 5,000,000ユーロ以下の罰金または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%以下の金額(法人が親会社である場合または指令2013/34/EUに従って連結財務諸表を作成しなければならない親会社の子会社である場合は、会計領域の関連するEU法に従い、最終親会社の経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく関連する年間総売上高が、年間総売上高または対応する種類の収益となるものとする。)
 - f) (自然人の場合) 5,000,000ユーロ以下の罰金
 - g) 上記e)およびf)の代わりとして、法律の違反から生じた利益が決定される場合、(上記e)およびf)の上限金額を上回る場合であっても) 当該利益の少なくとも2倍の金額以下の罰金
- (3) 2010年法の規定の違反に対する行政制裁または行政措置を課する決定(不服申立てが存在しないものに限られる。)について当該制裁または措置を課せられた者が知らされた後、CSSFは、不当な遅滞なく、CSSFのウェブサイト上で当該決定を公表するものとする。かかる公表は、少なくとも、当該違反の種類および性質ならびに責任を負うべき者の身元に関する情報を含むものとする。当該義務は、調査の性質を有する措置を課する決定には適用されない。
- ただし、法人の身元もしくは自然人の個人データの公表の均衡性を個別に評価した後において、当該公表は均衡性に欠くとCSSFが判断した場合、または、公表することで金融市場の安定性もしくは継続中の調査が危険にさらされる場合、CSSFは、以下のいずれかを行うものとする。
- a) 非公表とする理由がなくなるまで、当該制裁または措置を課する決定の公表を延期すること。
 - b) 適用法を遵守する方法により、匿名で当該制裁または措置を課する決定を公表すること(当該匿名による公表により、関係する個人データの効果的な保護が確保される場合に限られる。)
 - c) (上記a)およびb)に定める選択肢について、以下を確保するには不十分であると判断された場合) 制裁または措置を課する決定を公表しないこと。

- i) 金融市場の安定性が危険にさらされないこと。
- ii) 重要ではない性質を有するとみなされる措置に関する当該決定の公表の均衡が取れていること。

CSSFが匿名で制裁または措置を公表することを決定した場合、関連するデータの公表は、合理的な期間、延期される場合がある。ただし、当該期間内に、匿名の公表とする理由がなくなるとみなされる場合に限られる。

- (4) また、CSSFは、制裁または措置を課する決定が不服申立てに服する場合、その旨の情報および当該不服申立ての結果に関するその後の情報を、CSSFの公式ウェブサイト上で直ちに公表するものとする。制裁または措置を課する従前の決定を無効とする決定についても、公表するものとする。
- (5) 本条に従った制裁または措置の公表は、公表後5年から10年の間、CSSFのウェブサイト上に掲載され続けるものとする。
- (6) 指令2009/65/ECの第99e条第(2)項に従い、CSSFがUCITS、管理会社またはUCITSの保管受託銀行に関する行政処罰または行政措置を公開した場合、CSSFは、それと同時に、当該行政処罰または行政措置をESMAに報告するものとする。
さらに、CSSFは、上記(1) c)に従い、課せられたが公表されていない行政処罰（当該行政処罰に関する不服申立ておよびかかる不服申立ての結果を含む。）をESMAに報告するものとする。
- (7) CSSFが行政処罰または行政措置の種類および罰金の水準を決定した場合、CSSFは、それらが効果的で、均衡が取れており、制止的であることを確保するとともに、以下（該当する方）を含む、一切の関連する状況を考慮するものとする。
 - a) 違反の重大性および期間
 - b) 違反につき責任を負うべき者の責任の程度
 - c) 例えば、法人の場合は総売上高または自然人の場合は年間所得により記載される、違反につき責任を負うべき者の財務力
 - d) 違反につき責任を負うべき者が得た利益または回避した損失の重要性、他者に対する損害および（該当する場合）市場または広範な経済の機能性に対する損害（それらが決定される範囲に限られる。）
 - e) 違反につき責任を負うべき者によるCSSFに対する協力の程度
 - f) 違反につき責任を負うべき者の従前の違反
 - g) 違反の後において当該違反につき責任を負うべき者により講じられた再犯防止措置
- (8) CSSFは、2010年法の規定の潜在的または実際の違反の報告を勧奨する効果的かつ信頼できるメカニズム（かかる違反の報告について連絡を取れる経路の確保を含む。）を確立する。
- (9) 上記(8)に言及されたメカニズムには、少なくとも、以下が含まれる。
 - a) 違反報告の受領およびその後の対応に関する具体的な手続
 - b) UCI、管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UCI業務に貢献する事業の従業員で、これらの内部で犯された違反を報告した従業員を、少なくとも報復、差別その他の類の不公平な扱いから適切に保護すること

- c) 個人データの処理に係る個人の保護に関する改正2002年8月2日法に従い、違反報告者および違反に責任を負うべきと主張される自然人の双方の個人データを保護すること²
 - d) 追加の調査またはその後の司法手続において開示が必要となる場合を除き、違反報告者に関していかなる場合においても秘密が保証されるようにする明確な規則
- (10) 第1項に言及されたUCI、管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UCI業務に貢献する事業の従業員による違反の報告は、契約または法令もしくは行政規定により強制される情報開示制限の違反を構成せず、かかる報告に関するいかなる責任も報告者に負わせることはない。
- (11) UCI、管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UCI業務に貢献する事業は、特定の独立した自律的な経路を通じて内部から違反を報告できるように自らの従業員のために適切な手続を設ける。

4.3 清算

4.3.1. 投資信託の清算

2010年法は、ルクセンブルグ法に基づいて設立・設定された投資信託の清算に関し、様々な場合を規定している。

FCPまたはSICAVの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきFCPが終了した場合または投資主総会決議によって会社型投資信託が解散された場合には、設立文書もしくは規約または適用される法令の規定に基づいて清算が行われる。

4.3.1.1 FCPの強制的・自動的解散

- a. 管理会社または保管受託銀行がその権限を停止し、その後2か月以内に後任が見付からない場合
- b. 管理会社が破産宣告を受けた場合
- c. 連続して6か月を超える期間中、純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合（注）純資産価額が法律で要求される最低額の3分の2を下回った場合、自動的には清算されないが、CSSFは清算を命じることができる。この場合、清算は管理会社によって行われる。

4.3.1.2 SICAVについては以下の場合には投資主総会に解散の提案がなされなければならない。

- a. 資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、単純多数決によって決定される。
- b. 資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、当該投資信託の解散の決定は、かかる投資主総会において4分の1の投資証券を保有する投資主によって決定される。

4.3.1.3 ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、CSSFによる登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

4.3.2 清算の方法

4.3.2.1 通常の清算

清算は、通常、次の者により行われる。

a) FCP

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定（もしあれば）に基づき受益者によって選任された清算人

² 個人データの処理に係る個人の保護に関する2002年8月2日法は、データ保護国家委員会を設立し、また、個人データの処理に関連する自然人の保護および当該データの自由な移動に関する2016年4月27日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2016/679を施行し、また、労働法および公務員の昇進に関する処理の体制および条件ならびに手続を制定する2015年3月25日付改正法を改正する、指令95/46/EC（一般データ保護規則）を廃止する、2018年8月1日付ルクセンブルグ法により廃止された点に留意されたい。

b) 会社型投資信託

投資主総会によって選任された清算人

清算は、CSSFがこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする（2010年法第145条第1項）。

清算人がその就任を拒否し、またはCSSFが提案された清算人の選任を承認しない場合は、地方裁判所の商事部門が利害関係人またはCSSFの請求により清算人を申請するものとする。

清算の終了時に、受益者または投資主に送金できなかった清算の残高は、原則として、ルクセンブルグの国立機関であるCaisse de Consignationに預託され、権限を有する者は同機関において受領することができる。

4.3.2.2 裁判所の命令による清算

地方裁判所の商事部は、CSSFの請求によって投資信託を解散する場合、2010年法第143条および裁判所命令に基づく手続に従いCSSFの監督のもとで行為する清算人を選任する。清算業務は、裁判所に清算人の報告が提出された後裁判所の判決によって終了する。未分配の清算残高は上記4.3.2.1に記載された方法で預託される。

V. 2013年法に従うオルタナティブ投資ファンド

2013年7月15日に、AIFMをルクセンブルグ法に法制化するオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付が公表された。

(i) 2013年法に従い、その通常業務が一または複数のAIFを運用することである法人は、（当該AIFMが2013年法の適用外である場合を除き）2013年法を遵守しなければならない。AIFとは、以下の投資信託（そのコンパートメントを含む。）をいうと定義される。

- a) 多数の投資家から資金を調達し、かかる投資家の利益のために、定められた投資方針に従ってその資金を投資することを目的としており、かつ、
- b) 指令2009/65/EC第5条に基づき認可を必要としない投資信託。

(ii) 2013年法は、以下のAIFMには適用されない。

- a) AIFM、AIFMの親会社もしくは子会社またはその他AIFMの親会社の子会社のみが投資家であるAIFを運用する、ルクセンブルグで設立されたAIFM（ただし、かかる投資家のいずれも、それ自体がAIFではないことを条件とする。）
- b) ルクセンブルグで設立されたAIFMであり、共同運用もしくは共同管理により、または、直接的もしくは間接的な実質的保有により、当該AIFMと関連する会社を通じて、以下のいずれかのAIFのポートフォリオを直接的または間接的に運用するAIFM
 - (i) その運用資産（レバレッジの利用を通じて取得される資産を含む。）の総額が100百万ユーロの限度額を超えないAIF、もしくは
 - (ii) レバレッジされておらず、各AIFへの当初投資日から5年間行使可能な買戻請求権を有していないAIFによりポートフォリオが構成される場合は、その運用資産の総額が500百万ユーロの限度額を超えないAIF（それぞれを「最低限度額」という。）

AIFMは、上記b)(ii)に基づき2013年法の適用が除外される場合であっても、CSSFへの登録を行わなければならない（以下「登録AIFM」という。）。登録AIFMは、CSSFへの登録時に、当該AIFMが運用するAIFを特定し、かかるAIFの投資戦略に関する情報をCSSFに提供する。登録AIFMは、その登録の完了後、CSSFに対し、CSSFが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該AIFMの主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該AIFMが運用するAIFの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に（少なくとも年に一度）提供しなければならない。登録AIFMが最低限度額を上回る場合、当該AIFMは、CSSFにかかる変更を通知し、完全な認可の申請を行わなければならない。

当該AIFMは、AIFMDパスポート（下記V.1.6を参照のこと。）の恩恵を受けることはなく、このためパートIIファンドの販売は、国内私募規則に今後も準拠する。

1. 2013年法に従うAIFM および保管受託体制

1.1 AIFM

1.1.1 AIFMの概要

AIFの資格を有するルクセンブルグのファンドは、次に掲げるいずれかの例外が適用される場合を除き、認可済みAIFMにより運用されるものとする。

- a) AIFMが、AIFによりまたはAIFのために選任される法人であり、かかる選任を通じてAIFを運用することにつき責任を負う「外部AIFM」である場合。
- b) AIFMが、AIFの法的形態により内部運用が可能な場合で、AIFの統治組織が「外部AIFM」を選任しないことを選択した場合におけるAIFそれ自体（かかる場合、「内部AIFM」、すなわちAIFそれ自体がAIFMとして認可される必要がある。）である場合。

内部で運用されるAIFは、2013年法別表Iに記載されるAIFの内部運用行為以外の行為に従事しないものとする。

前段落とは別に、外部AIFMは、さらに以下の業務を提供することができる。

- a) 指令2003/41/EUの第19条第1項に従い、投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う年金基金および退職金運用機関により所有される投資ポートフォリオを含むこれらの運用
- b) 付随的業務としての
 - i) 投資顧問業務
 - ii) 投資信託の投資証券または受益証券に関する保管および管理事務業務
 - iii) 金融証書に関する注文の受理および送達

AIFMは、2013年法第2章に基づき以下の業務の提供を認可されない。

- a) 上記段落に記載される業務のみ
- b) 上記段落のa)に記載される業務について認可を得ることなく、上記段落のb)に記載される付随的業務
- c) 管理事務、販売行為のみおよび/またはAIFの資産に関する行為
- d) リスク管理業務の提供を伴わないポートフォリオ運用業務またはポートフォリオ運用業務を伴わないリスク管理業務

1.1.2 AIFMの認可

ルクセンブルグで設立されたAIFMの行為を開始するには、CSSFの認可を条件とする。

認可申請は、以下の情報を含むものとする。

- a) AIFMの事業を実質的に行う者に関する情報
- b) 適格持分を有するAIFMの株主または社員（直接か間接か、自然人か法人かを問わない。）の身元およびこれらの保有額に関する情報
- c) AIFMが2013年法第2章（AIFMの認可）、第3章（AIFMの運営条件）および第4章（透明性要件）および、適用ある場合、第5章（特定タイプのAIFを運用するAIFM）、第6章（EU AIFMのEUにおけるEU AIFの販売および運用権限）、第7章（第三国に関する具体的規則）および第8章（個人投資家に対する販売）を遵守する方法に関する情報を含む、AIFMの組織構成を記載する活動プログラム
- d) 報酬方針に関する情報
- e) 第三者に対する業務の委託または再委託について締結された取り決めに関する情報

さらに、認可申請はAIFMが2013年法第6条に記載されるとおり運用を意図するAIFに関する情報を含むものとする。

認可の付与に伴い、AIFMは履行前に、とりわけCSSFが認可付与の根拠とした情報の重要な変更についてCSSFに通知する義務が生じる。

また、ルクセンブルグ法に準拠する投資ファンド運用会社の認可および組織に関するCSSF告示18/698ならびに投資ファンド運用会社および登録事務代行会社の機能を行行使する事業体に適用されるマネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関する特定の規定（IV.3.4に詳述される。）は、AIFMの認可の取得および維持のための条件を定めている。

さらに、ルクセンブルグのAIFMは、CSSF告示19/733（上記IV. 3.4に詳述される。）にも服する。

1.2 AIFMとしても認可された管理会社

以下の団体はAIFMとしての資格を有する可能性がある。

- (a) UCITS/2010年法第15章記載の管理会社
- (b) 2010年法（第125-1条および第125-2条）第16章記載の管理会社
- (c) 2010年法パートIIに従い内部運用されるUCI
- (d) 2007年法に従い内部運用されるSIF
- (e) 2004年法に従い内部運用されるSICAR
- (f) 2013年法に従い規制されるAIFMたる適格性を採用する予定のその他のルクセンブルグの団体
 - 1. 2010年法、2007年法または2004年法による規制を受けないAIFに対して運用業務を提供するルクセンブルグの団体
 - 2. 2010年法、2007年法または2004年法による規制を受けないAIFの資格を有する、内部運用されるルクセンブルグの団体

1.2.1 第15章記載の管理会社

UCITS/2010年法第101条に従う第15章記載の管理会社の主な活動は、UCITS IV指令に従い認可されたUCITSの運用である。しかしながら、2010年法第15章に従いCSSFにより認可され、ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社は、2013年第2章に基づくAIFMとして行為するため追加許可をCSSFから得ることを条件とし、AIFMDが規定するAIFのAIFMとして任命される場合もある。

AIFMとして行為する第15章記載の管理会社に関する認可情報については、IV.3を参照のこと。

1.2.2 その他の管理会社 - 第16章記載の管理会社

第16章記載の管理会社は、AIFの管理会社およびAIFMとして行為することができる。2010年法第125-1条、第125-2条および第126条は、第16章に基づき存続する管理会社は、充足しなければならない要件および遂行できる行為について規定している。

- (1) 管理会社の業務の開始にはCSSFの事前の認可が必要となる。

管理会社は、公開有限責任会社（société anonyme）、非公開有限責任会社（société à responsabilité limitée）、共同会社（société coopérative）、公開有限責任会社として設立された共同会社（société coopérative organisée comme une société anonyme）または株式有限責任事業組合（société en commandite par actions）として設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、CSSFによってリストに登録される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後のみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、CSSFによりメモリアルにおいて公告される。

- A) 以下B)に記載される2010年法第125-2条の適用を害することなく、2010年法第125-1条に基づき認可された管理会社は以下の活動にのみ従事することができる。

- (i) AIFMDに規定される範囲内のAIF以外の投資ビークルの運用を行うこと。
- (ii) AIFMDに規定される範囲内のAIFとしての適格性を有している一または複数の契約型投資信託、またはAIFMDに規定される範囲内のAIFとしての適格性を有している一または複数の変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人のために、2010年法第89条第2項に規定する範囲の管理会社の業務を行うこと。かかる場合、管理会社は、当該契約型投資信託および/または変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人に代わり、2010年法第88-2条第2項a)に従い外部AIFMを選任しなければならない。

- (iii) その運用資産が2013年法第3条第2項に規定される限度額のいずれかを超えない—または複数のAIFの運用を行うこと。かかる場合、当該管理会社は、以下の事項を行わなければならない。
- CSSFに対して当該管理会社が運用するAIFを特定すること。
 - 当該管理会社が運用するAIFの投資戦略に関する情報をCSSFに提供すること。
 - CSSFに対し、CSSFが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該管理会社の主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該管理会社が運用するAIFの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に提供すること。

上記に定められる限度額の条件を満たさなくなった場合で、当該管理会社が2010年法第88-2条第2項a)に規定する範囲の外部AIFMを選任していない場合、または当該管理会社が2013年法に服することを選択した場合、当該管理会社は、2013年法第2章に規定される手続に従い、30暦日以内にCSSFに対し認可の申請を行わなければならない。

AIFMDに規定する範囲のAIF以外の投資ビークルがそれに関係する特定分野の法律により規制される場合を除き、管理会社は、いかなる場合も、b)またはc)に記載される業務をあわせて行うことなくa)に記載される業務のみを行うものとして、2010年法第125-1条に基づく認可を受けることはできない。

管理会社自らの資産の事務管理は、付随的なものである限り、これを行うことができる。

当該管理会社の本店および登録事務所は、ルクセンブルグに所在しなければならない。

2010年法第125-1条第4項a)またはc)に記載される活動を行う2010年法第125-1条の範囲内に該当する管理会社は、活動のより効率的な実施のため、自らの業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) CSSFは、適切な方法で通知を受けなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行為し、UCIが運用されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服している事業体にのみ付与される。当該権限付与が慎重な監督に服する国外の事業体に付与される場合、CSSFと当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。
- d) c)の条件が充足されない場合、かかる委託は、CSSFの事前の承認を得た後でなければ、その効力を生じない。
- e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行に付与されてはならない。

上記(ii)の活動を行う2010年法第125-1条の範囲内に該当する管理会社は、当該管理会社が選任した外部AIFMが当該管理会社の運用業務および販売業務を引き受けていない場合、活動のより効率的な実施のため、かかる業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) CSSFは、適切な方法で通知を受けなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行為すること、および契約型投資信託、変動資本を有する投資法人または固定資本を有する投資法人が運営されることを妨げてはならない。

- B) 2010年法第88-2条第2項a)に規定される範囲内の外部AIFMを任命せずに、選任を受けた管理会社としてAIFMDに規定する範囲の一または複数のAIFを運用する2010年法第125-2条に基づき認可された管理会社は、運用資産が2013年法第3条第2項に規定される限度額のいずれか一つを上回る場合、2013年法第2章に基づき、AIFのAIFMとしての認可をCSSFから事前に取得しなければならない。

2010年法第125-2条に記載される管理会社は、2013年法別表Iに記載される活動および同法第5条第4項に記載される非中核的活動にのみ従事することができる。

管理会社は、2010年法第125-2条に基づき運用するAIFに関し、選任を受けた管理会社として、当該管理会社に適用される範囲において、2013年法に規定されるすべての規則に服する。

- (2) CSSFは以下の条件で管理会社に認可を付与する。
- a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、CSSF規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。
(注) 現在はかかる規則は存在しない。
 - b) 上記a)に記載される資本金は、管理会社の永続的な処分により維持され、管理会社の利益のために投資される。
 - c) 2010年法第129条第5項に該当する、管理会社の取締役は、良好な評価を十分に得ており、その義務の遂行に必要な専門家としての経験を有していなければならない。
 - d) 管理会社の参照投資主またはメンバーの身元情報がCSSFに提供されなければならない。
 - e) 認可申請書に管理会社の組織構成が記載されなければならない。
- (3) 完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (4) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。
当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。
- (5) CSSFは、以下の場合、2010年法第16章に従い、管理会社に付与した認可を撤回することがある。
- a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月を超えて2010年法第16章に定められる活動を中止する場合。
 - b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
 - c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
 - d) 2010年法に従って採用された規定に重大かつ／または組織的に違反した場合。
 - e) 2010年法が認可の撤回事由として定めるその他の場合に該当する場合。
- (6) 管理会社は、自らのために、運用するUCIの資産を使用してはならない。
- (7) 運用するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。
かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。
- (8) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査を専門家としての適切な専門経験を有することを証明できる一または複数の承認された法定監査人（réviseurs d'entreprises agréés）に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人の変更は事前にCSSFの承認を得なければならない。

- (9) 管理会社の任意清算の場合、清算人は、CSSFから承認を受けなければならない。清算人は、誠実さについてのあらゆる保証および専門技術を提供しなければならない。

また、第16章管理会社は、IV.3.4に詳述されるCSSF告示18/698に従う。

1.3

委託

2013年法に従い、AIFMは、業務を遂行する職務を自己の代わりに第三者に対して委託することが許可されているが、委託取り決めが発効する前にCSSFに対してその意思を通知するものとする。2013年法第18条に従い、以下の条件が充足される必要がある。

- AIFMは、その委託のストラクチャー全体を客観的理由に基づき正当化できなくてはならない。
- 委託先は各業務を遂行するために十分な人員を配置しなければならず、実際に委託業務を行う者は十分に良好な評価および十分な経験を備えていなければならない。
- 委託業務がポートフォリオ管理またはリスク管理に関与する場合、CSSFの監督に服すか、その条件が充足できない場合は、CSSFの事前の承認を得て、資産運用のために認可または登録された組織に対してのみ委託されなければならない。
- 委託業務がポートフォリオ管理またはリスク管理に関与し、第三国の組織に委託される場合、c)の要件に加えて、CSSFおよび同組織の監督官庁間の協力が確保されなければならない。
- 委託はAIFMの監督の有効性を阻害してはならず、特にAIFMが投資家の最善の利益のために行われ、または運用されることを妨げてはならない。
- AIFMは、委託先がかかる業務を引き受ける資格と能力を有し、あらゆる適切な配慮の上に選択され、AIFMは委託された行為を常に実質的に監督し、委託先にいつでも追加指示を付与し、投資家の利益にかなう場合は、即時に当該権限付与を撤回する立場にあることを示さなければならない。

AIFMは各委託先が提供する業務を継続的に精査しなければならない。

(注) AIFMは第三者が委託業務の適切な遂行のために必要とされる、十分な人員を有し、技能、知識および専門知識を持つ十分な人員を雇用することを確保するため、委託先について適切な配慮を当初から徹底し、委託業務の遂行を支援する適切な組織的構造を有するものとする。また、この適切な配慮は、AIFMによって、継続的に遂行されるものとする。

AIFMは、保管受託銀行もしくは保管受託銀行の代理人またはAIFMもしくはAIFの投資家と利益が相反するその他の団体にポートフォリオ管理またはリスク管理を委託しないものとする。

上記の制限は、委託先が業務上および階層構造上、ポートフォリオ管理またはリスク管理の遂行を他の潜在的相反リスクから分離している場合には、適用されない。

AIFに対するAIFMの責務は、AIFMが第三者または再委託により業務の一部を委託した事実により影響を受けないものとする。

AIFMは、AIFMの運用者として見なされなくなる程度まで、つまり、名義のみの団体としてみなされる程度まで、すべての業務を委託することはできない。

委託先がAIFMから委託された業務の一部を再委託する範囲において、以下の条件を充足するものとする。

- 再委託に対するAIFMの事前承認
- AIFMは再委託契約の条項を当該契約遂行の前にCSSFに通知すること。
- AIFMからの委託先（第三者）に対する業務委託に関する上記の他の条件すべてを充足しなければならない。

(注) ポートフォリオ管理は、ルクセンブルグのAIFMによって非EU運用者に対して委託することができる。認可済みルクセンブルグのAIFMからの委託により、非EU運用者によって最終的に運用されるルクセンブルグのAIFは、EUパスポートに基づき、EUでプロの投資家に対して販売することができる。

また、委託に関するCSSF告示18/698の規定を遵守しなければならない。

1.4 透明性要件

1.4.1 投資家に対する開示

AIFMは、AIFMが運用する各EU AIFおよびAIFMがEU内で販売する各AIFについて、AIFの規約（またはFCPの場合は約款）に基づき投資家がAIFに投資する前に投資家に下記の情報およびそれらの重要な変更を提供しなければならない。

- AIFの投資戦略および投資目的の記載ならびにAIFが投資戦略または投資目的もしくはその両方を変更する際の手続に関する記載
- 投資のために締結した契約関係の主な法的意味についての記載
- AIFM、AIFの保管受託銀行、監査役およびその他の業務提供者の身元ならびにそれらの職務および投資家の権利に関する記載
- AIFMの専門職業賠償責任要件の遵守状況に関する記載
- 保管受託銀行により委託された委託管理業務および保管業務、委託先の身元、かかる委託により生じる可能性がある利益相反に関する記載
- AIFの評価手続および資産評価のための価格決定方法に関する記載
- AIFの流動性リスク管理、買戻権利および買戻取り決めにに関する記載
- 投資家が直接または間接に負担するすべての報酬、手数料および費用ならびにそれらの限度額に関する記載
- AIFMが投資家に対する公正な対応を確保する方法、および投資家が優遇措置を受けるか、優遇措置を受ける権利を取得する場合はいつでも、当該優遇措置、当該優遇措置を取得する投資家の種別、および関連ある場合は、AIFまたはAIFMとの法的または経済的関連についての記載
- 2013年法第20条に記載される直近年次報告書
- 受益証券または投資証券の発行および販売の手続および条件
- 2013年法第17条に基づき決定されるAIFの直近純資産価額またはAIFの受益証券もしくは投資証券の直近市場価格
- 入手可能な場合、AIFの過去の実績
- プライム・ブローカーの身元ならびに、AIFおよびAIFのプライム・ブローカー間の重要な取り決めに関する記載、および関連する利益相反の管理方法、保管受託銀行との契約における、AIF資産の譲渡および再利用の可能性に関する規定、ならびにプライム・ブローカーに対する責務の譲渡に関する情報
- レバレッジ利用、リスク特性およびAIFのポートフォリオの流動性管理に関する情報の定期的開示の方法および時期に関する記載

AIFがその目論見書に公表する必要がある情報に付加される情報のみ、別途または目論見書の追加情報として開示する必要がある。

上記のとおり、AIFMは管理する各EU AIFおよびEUにおいて販売する各AIFについて、資産の非流動性に関する情報、ファンドの流動性管理の取り決めおよび直近のリスク特性を定期的に投資家に開示するものとする。

AIFMは、さらにAIFのレバレッジ利用に関する情報を開示するものとし、AIFが許容し得るレバレッジの上限の変更ならびに担保再利用の権限またはレバレッジ契約に基づき認められる保証および当該AIFが利用するレバレッジの総額について、定期的に開示するものとする。

また、AIFMは、目論見書または個別の文書を通じて、SFT規則に基づき提供されるべき情報を開示する。

1.4.2 年次報告書

ルクセンブルグで設立されたAIFMは、管理する各EU AIFおよびEUにおいて販売する各AIFについて、各会計年度の年次報告書をその関係会計年度末から6か月以内に入手可能にしなければならない。

年次報告書は、請求に基づき投資家に提供され、CSSFおよび適用ある場合、AIFの所在加盟国に提供されなければならない。

規制ある市場での取引が認可されたAIFは、指令2004/109/EC³に基づき、年次財務報告書をその関係会計年度末から4か月以内に公表することを要求されている。

年次報告書は、監査を受けなければならない、少なくとも貸借対照表または資産および負債計算書、収益および費用計算書、会計年度中の活動報告、投資家に提出すべき情報の重要な変更（前記1.4.1参照のこと。）ならびにAIFMが役職員に支払った会計年度中の報酬総額およびAIFが支払った繰り越し利息に関する情報を記載するものとする。

1.4.3 CSSFへの報告義務

2013年法第22条に従い、AIFはCSSFに定期的に報告しなければならない。

当該報告は、AIFMが管理するAIFのためにAIFMが取引する主な商品、AIFMが取引する主要な市場、AIFMが取引する主な商品、AIFMが加入する市場または積極的に取引を行う市場ならびにAIFMが管理する各AIFの主なエクスポージャーおよび最も重要な集中投資に関する情報を含むものとする。

AIFMは、管理する各EU AIFおよびEUにおいて販売する各AIFについて、CSSFに以下の情報を提供しなくてはならない。

- 非流動性により生じる特定の取り決めに従うAIFの資産の割合
- AIFの流動性を管理するための新たな取り決め
- AIFの直近リスク特性ならびに市場リスク、流動性リスク、カウンターパーティー・リスクおよびオペレーション・リスクを含むその他のリスクを管理するためAIFMが用いるリスク管理システム
- AIFが投資した資産の主な種類に関する情報
- 2013年法のリスク管理および流動性管理の規定に従い実施されたストレス・テストの結果

AIFMの報告期間の頻度は、AIFの構造、運用資産の額および使用されたレバレッジの水準に基づく。

- 運用資産の総額がAIFMDの第3(2)条(a)項および(b)項の条項に基づく1億ユーロまたは5億ユーロいずれかの上限を超えるが、10億ユーロ未満のAIFのポートフォリオを運用するAIFMの場合、運用する各EU AIFおよびEU内で販売する各AIFについて半年毎
- 上記の要件に従うAIFMの場合、レバレッジの利用により取得した資産を含む運用資産総額が、各AIFについて5億ユーロを超える場合、当該AIFについて四半期毎
- 運用資産の総額が10億ユーロを超えるAIFのポートフォリオを運用するAIFMの場合、運用する各EU AIFおよびEU内で販売する各AIFについて四半期毎
- 主要投資方針に従い、支配権取得のため非上場の企業および発行体に投資し、AIFMの運用下にあるレバレッジされていない各AIFについては、1年毎

前記1.4.2に記載される年次報告書に加えて、AIFMは、請求に応じてCSSFに、運用するすべてのAIFに関する詳細なリストを各四半期末に提供しなければならない。

1.4.4 レバレッジの報告

大規模にレバレッジを用いるAIFを運用するAIFMは、運用する各AIFが用いるレバレッジの全体的な水準、現金または証券の借入れにより生じるレバレッジおよび金融デリバティブ商品に組み込まれたレバレッジ間の内訳、ならびにAIFの資産がレバレッジ契約に基づき再利用された範囲についての情報をCSSFに提供するものとする。

³ 指令2004/109/ECとは、指令2001/34/ECを改正する、規制市場において証券の取引が許可されている発行体に関する情報に関連する透明性要件の調和に関する2004年12月15日付欧州議会および欧州理事会指令2004/109/EC（随時改正および補足済）をいう。

かかる情報は、AIFMが運用する各AIFのために借り入れた現金または証券の上位5出所の身元および各AIFのために、これらの各出所から受領したレバレッジの金額を含むものとする。

CSSFが当該通信がシステミック・リスクの有効な監視のために必要と見なす場合、AIFMに対し、定期的かつ逐次ベースで、V.1.4記載の情報に加えて情報の伝達を要求する場合がある。

1.5 保管受託銀行

2013年法は、非個人向けパートIIファンドを含む完全にAIFMDの範囲内に該当するAIFに関する新保管受託制度を導入した。

1.5.1 適格保管受託銀行

2013年法は、金融商品以外の資産の専門保管受託銀行の導入により適格性を有する保管受託銀行のリストを拡張する。

この新たな金融セクターの特殊専門機関の活動は、(i)当初の投資から5年間に於いて行使することができる買戻権がなく、かつ、(ii)主な投資方針に基づき、2013年法第19条第8項(a)に基づき保管される資産に通常投資しないか、または通常発行者もしくは非上場会社（例えば、主にプライベート・エクイティ・ファンドおよび不動産ファンド）に対する支配権取得を目指す2007年法に規定するSIF、2004年法に規定するSICARおよびAIFMDに規定するAIFに対する保管受託機能の提供として1993年法によって定義されている。

かかる活動は、通信事務代行者、登録事務代行者、管理事務代行者および/または所在地事務代行者に適合するその他の者の業務と両立し、500,000ユーロの最低資本要件を条件とする。

前段落に記載され、上記の条件でのみ使用することができる新たな金融セクターの特殊専門機関に加えて、適格性を有する保管受託銀行は、（従前の保管受託制度と同じく）通常ルクセンブルグで設立された信用機関である。さらにルクセンブルグの投資会社は、以下の条件を充足する場合、保管受託銀行としても行為することができる。

- 投資会社の認可は、1993年法別表IIの第C項1において言及される、顧客のための金融商品の保護預かりおよび管理に関する付随的なサービスを含むこと。
- 投資会社は、法人であること。
- 投資会社は、730,000ユーロの全額払込済最低資本を有しなければならないこと。
- 投資会社は、保管受託銀行として活動するために適切な組織構造および管理構造ならびに内部管理上の手続を含む内部統制上の手続を有しなければならないこと。
- 投資会社は、CSSFによって明確にされるとおり、AIFMD第21条第3項(b)に規定される、自らの資金に関する要件を充足すること。

AIFの保管受託銀行は、CSSFによる要求に応じて、CSSFがAIFによる2013年法の遵守を監視できるように特定の開示義務を遵守しなければならない。

さらに、すべての非UCITSの保管受託銀行（すなわち、UCITSとしての資格を有しないUCIの保管受託銀行）は、CSSFによる保管受託銀行の任命および承認に関するCSSF告示18/697の規定に従う。

CSSF告示18/697は、良好な統治原則を定め、以下のために保管業務を行うルクセンブルグの事業体の内部組織および良好な慣行に関するCSSFの要件を詳述することにより、2013年法および/またはAIFMRの一定の事項（また一定の範囲では2007年法および/または2004年法）について明確にし、またはその追加的な説明を提供している。

- AIFMにより運用されるAIF
- 非個人向けパートIIファンド
- 該当する場合、AIFとしての資格を有しないSIFおよびSICAR、ならびにAIFとしての資格を有し、登録AIFMにより運用されるSIFおよびSICAR

1.5.2 職務および責任

2013年法に規定される範囲内に完全に該当するAIFの保管受託銀行は、その義務および責任に関して、2013年法およびAIFMRに規定される保管受託制度に従わなければならない。

かかる保管受託制度により、以下を含む特定の義務が保管受託銀行に課される。

- AIFの資産の保護預かり義務
- AIFのキャッシュ・フローを監視する義務
- 特定の監視業務

保管受託銀行自体が行使しなくてはならない監督およびキャッシュ・フロー監視とは異なり、保管受託銀行は、一定の条件下で、その保管業務の全部または一部を委託する権限を有する。

2013年法に基づき、保管受託銀行の責任制度もまた、見直され、強化されている。保管受託銀行は、保護預かりの対象とされている金融商品に損失が生じた場合に厳密に責任を負い、同一の種類の金融商品またはその対当額を、AIFまたはAIFを代理して行為するAIFMに対し、不当な遅滞なく返還しなければならない。かかる厳重な責任制度を回避する可能性は、非常に限られている。さらに、AIFMDの第21条第13項に従い、数例の例外を条件とし、保管受託銀行の責任は、その業務の第三者に対する委託によって影響されないものとする。

さらに、保管受託銀行はまた、2013年法に基づく義務を適切に履行する際の保管受託銀行による過失または意図的な不履行によって、AIFまたはその投資家が被った一切のその他の損失に関し、AIFまたはその投資家に対して責任を負う。

1.6 AIFの国境を越えた販売および運用

2013年法第6章（EU AIFMのEUにおけるEU AIFの販売および運用権限）および第7章（第3国に関する具体的規則）に規定される通り、AIFはAIFMに規定されるパスポート制度に基づき、認可済みAIFMによってルクセンブルグおよびその他の加盟国においてプロの投資家に販売される。これらの規定はさらに、認可済みAIFMが、これらのAIFを複数の国で運用することを許可する。

これは規制当局間の通知制度の利用により、AIFの販売または運用を行うためAIFMが受入加盟国からの認可を取得するか、AIFMが販売を希望する各加盟国の関連ある国内要件を満たす必要性を回避することにより達成される。

さらに、AIFMS第30a条（2013年法第28-1条および第28-2条により置き換えられ、2021年7月21日法により改正済）により、EU AIFMによるEUにおけるプレマーケティングに関する条件および届出手続が導入された。

2. 2013年法に従うオルタナティブ投資ファンドの概要

2.1 2010年法に従うパートIIファンド

2.1.1 一般規定とその範囲

すでに記載したとおり、すべてのパートIIファンドは、2013年法の規定するAIFとして資格を有する。2010年法第3条は、2010年法第2条のUCITS規定に該当するが、2010年法パートIに該当するUCITSの適格性を取得するものではなく、パートIIに準拠するものとする。

- クローズド・エンド型のUCITS
- EUまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するUCITS
- 約款または設立文書に基づき、EU加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券が販売されることがあるUCITS
- 2010年法第5章に規定する規則によりその投資方針および借入方針に鑑みて不適切であるとCSSFが判断する種類のUCITS

2.1.2 ルクセンブルグ・パートIIファンドの投資制限

UCITSに該当しないルクセンブルグ投資信託に適用される制限は、CSSF規則によって、FCPについては2010年法第91条第1項に従い、SICAVについては2010年法第96条第1項に従い決定され得る。

（注）当該規則は未だ発せられていない。

IML告示91/75は、パートIIファンドについて一般的な投資制限を規定している。

パートIIファンドに課されている投資制限の目的は、投資対象が十分に流動的かつ分散されていることを確保することである。限定的な例外はあるものの、パートIIファンドは原則として、

- a) 証券取引所に上場されておらず、また定期的に運営され、かつ公認および公開されている別の規制市場でも取り扱われていない証券に対して、その純資産の10%を超えて投資できない。
- b) 一の発行体から発行された同じ種類の証券を10%を超えて取得することはできない。
- c) 一の発行体から発行された証券に、ファンドの純資産の10%を超えて投資することはできない。

上記の制限は、OECD加盟国もしくはその地方自治体、または地域もしくは世界を範囲とするECの公的国際機関により発行または保証されている証券には適用されない。

上記a)、b)およびc)の制限は、当該UCIがパートIIファンドに適用されるものと同等のリスク分散化要件に従っていない場合は、オープン・エンド型UCIの受益証券の購入にも適用される。

上記の規則の適用除外については、個別の事例毎にCSSFとともに協議することができる。

上記IV.2に記載されるとおり、MMF規則により、MMF規則の範囲内に該当するすべてのUCIは、MMF規則に基づきMMFとして認可を受けることを要求され、MMFの種類に応じて、MMF規則に基づきMMFとしての資格を有するパートIIファンドに追加的な投資制限が課される。

2.1.3 管理会社およびAIFM

各パートIIファンドは、2013年法第2章に基づき認可されたルクセンブルグで設立されたAIFMか、指令2011/61/EUの第2章に基づき認可された他の加盟国または第三国で設立されたAIFMのいずれか単一のAIFMによって運用されなければならない。

パートIIファンドは、2013年法に従い、(i)パートIIファンドの運用に責任を有する別のAIFMを任命することによって外部運用されるか、または(ii)ファンドの法的形態が内部運用を許可する場合およびファンドの支配組織が外部AIFMを任命しないことを選択する場合、内部運用される。後者の場合、パートIIファンドは、それ自体がAIFMとしてみなされ、(i)AIFMに適用される2013年法上の義務の全てを遵守すること、および(ii)2013年法に基づく認可請求を提出することを要求される。

2.1.3.1 第15章にいう管理会社およびAIFM

これらの管理会社がパートIIファンドを運用する条件は、前記の通りである。

2.1.3.2 第16章にいう管理会社およびAIFM

前記の記載事項は、原則として、パートIIファンドを運用する第16章にいう管理会社に適用される。

2.1.4 パートIIファンドの認可、登録および監督

2.1.4.1 認可および登録

パートIIファンドは、その機能を遂行するため事前にCSSFの認可を受けなければならない。

パートIIファンドは、CSSFがそれぞれ設立証書または約款および保管受託銀行の選任を承認した場合にのみ認可されるものとする。

前項に定める条件のほか、および2013年法第3条に規定される免除を条件として、パートIIファンドは、2010年法第88-2条第2項a)に従って選任されたその外部AIFMが当該条項に従って事前に認可されている場合にのみ認可されるものとする。

内部運用されるパートIIファンドは、2010年法第129条第1項に従い要求される認可に加えて、2013年法第3条に規定する例外を条件として、2013年法第2章に従い、AIFM自体として認可されなければならない。

パートIIファンドの取締役は、十分に良好な評判があり、十分な経験を備えていなければならない。取締役および取締役の後任者の身元をCSSFに通達しなければならない。

認可済みパートIIファンドは、CSSFによってリストに登録されるものとする。

2.1.4.2 投資家に提供される情報

2010年法第150条は、目論見書ならびに年次報告書および半期報告書を公表する投資信託の義務を規定している。

2010年法は、以下の公表義務を規定する。

- 投資会社および管理会社は、自己が運用する各FCPにつき、目論見書およびその訂正ならびに年次報告書および半期報告書をCSSFに送付しなければならない。

さらに、目論見書ならびに直近に公表された年次報告書および半期報告書は、投資家からの請求に応じて、無料で投資家に提供されなければならない。

- 年次および半期報告書は、目論見書に規定される方法で投資家に提供される。
- 監査済み年次報告書は、6か月以内に、半期報告書は3か月以内に公表されなければならない。

2010年法および2013年法によって、投資家に対する追加開示は、AIFMの範囲に完全に該当し、2013年法第2章に基づき認可されたAIFMによって運用されるか、または内部運用されるAIFM（後記参照のこと。）としての資格を有するパートIIファンドに対し要求されている。

IV.4.1.2に詳述されるとおり、2023年1月1日以降、EUの個人投資家に対して、いわゆる「PRIIP」について助言、募集または販売を行う者および団体は、個人投資家がPRIIP投資を行う前に、かかる個人投資家に対して、PRIIPs KIDを交付する必要がある。

PRIIPs規則は2018年1月1日から適用される。UCITS管理会社、自己運用UCITS投資法人およびUCITSについて助言または販売を行う者については、2022年12月31日までの当初経過期間が規定された。2018年1月1日より前にUCITS KIIDを発行したパートIIファンドもまた、この経過期間の便益を受ける権利を有する。2023年1月1日以降、個人投資家に対して助言、募集または販売が行われるパートIIファンドは、PRIIPs KIDを作成しなければならない。

パートIIファンドの受益証券／投資証券の販売に関する一切の広告においては、目論見書（および該当する場合、UCITS KIID/PRIIPs KID）が入手可能である旨を言及し、どこで入手できるかを示さなければならない。

2.1.4.3 ルクセンブルグのパートIIファンドに適用される追加的な規制

(i) 募集または販売の承認

2010年法第129条第1項は、全てのルクセンブルグのUCIが活動を行うためにはCSSFの認可を事前に受けなければならない旨規定している。

(ii) 設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、CSSFが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

(iii) 販売資料

2005年4月6日付CSSF告示05/177によると、販売用資料については、それが利用される外国の監督当局に服していない場合であっても、コメントを得るためにCSSFに提出する必要はないものとされている。ただし、CSSFの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融部門の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

2022年1月30日、CSSFは、規則（EU）No.345/2013、規則（EU）No.346/2013および規則（EU）No.1286/2014を改正する、集団投資事業のクロス・ボーダーの販売の促進に関する2019年6月20日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2019/1156（改正済）に基づくマーケティング・コミュニケーションに関するESMA指針（同指針は2021年8月2日に公表された。）の適用に関する告示22/795を公表した。この告示において、CSSFは、当該マーケティング・コミュニケーションのオンライン上の側面も考慮することにより、UCITSおよびAIFのマーケティング・コミュニケーションがマーケティング・コミュニケーションであることの識別、UCITSまたはAIFの受益証券／投資証券を購入する上でのリスクおよびリターンに関する等しく目立つ形での説明ならびにマーケティング・コミュニケーションの公正、明確かつ誤解を招かない性質に関する共通原則を確立するESMA指針をCSSFが適用し、取り入れることを確認している。

(iv) 目論見書の更新義務

2010年法第153条は、目論見書（全体版）の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

(v) 財務状況の報告および監査

1915年法第461条の6第2項の一部修正により、SICAVは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解（該当する場合）の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をRESAに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類における投資家またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにCSSFに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、CSSFに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてCSSFが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なCSSF告示02/81に基づき、CSSFは、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）に対し、各UCIについて毎年、前会計年度中のUCIの業務に関するいわゆる「長文式報告書」を作成するよう求めている。CSSF告示02/81により、承認された法定監査人はかかる長文式報告書において、UCIの運用（その中央管理事務および保管者を含む。）および（マネーロンダリング防止規則、価格評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について）監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、UCIの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。告示では、かかる報告書の目的はUCIの状況を全体的にみることであると記載している。

CSSFは、そのリスク・ベースの監督を改善する観点から、2021年12月末に健全性上の目的およびAML / CFTの目的において三つの告示を公表した。これらの告示は、CSSF告示02/81に定められる要件を修正（し、代替）するものであり、見直された要件を他の規制を受ける事業体（SIF、SICARおよび投資ファンド運用会社）まで拡大適用するものである。

- CSSF告示21/788は、マネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関する2012年12月14日付CSSF規則12-02（改正済）第49条において言及される承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による新たなAML / CFT外部報告書の作成を導入するものである。CSSF告示21/789は、すべての認可を受けた投資ファンド運用会社、自己運用SICAVおよび自己運用AIFについて新たな自己評価質問票（以下「SAQ」という。）を導入するものである。同告示は、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）の新たな要件を導入し、マネジメント・レターに適用される具体的な規制上の枠組みを定めるものでもある。
- CSSF告示21/790は、すべてのUCITS、パートIIファンド、SIFおよびSICARについて新たなSAQを導入するものである。同告示は、承認された法定監査人の新たな要件を導入し、マネジメント・レターに適用される具体的な規制上の枠組みを定めるものでもある。

(vi) 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、CSSFが、UCIに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、UCIの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

IML告示97/136（CSSF告示08/348により改正）およびCSSF告示15/627に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をCSSFに提出しなければならない。

(vii) 違反に対する罰則規定

1915年法および2010年法に基づき、1人または複数の取締役または投資信託（fonds d'investissement）の事務管理または運用に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および/または、一定の場合には5,000,000ユーロ（または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%）以下の罰金刑に処される。（さらなる詳細については、前記IV.4.2(ix)項を参照のこと。）

2.1.5 保管受託銀行

パートIIファンドの資産は、保護預りのため単一の保管受託銀行に委託されなければならない。関連するパートIIファンドの発行文書において、その受益証券 / 投資証券がルクセンブルグ領域の個人投資家に対する販売が認められているか否かによって、パートIIファンドは異なる保管受託制度に服する。

個人向けパートIIファンドに関しては、III.3に記載するUCITS保管受託制度が適用される。

非個人向けパートIIファンドに関しては、V.1.5に基づくAIFMD保管受託制度が適用される。

2.1.6 清算

上記IV.4.3「清算」の記載は、2010年法に従うパートIIファンドの清算にも適用される。

VI. ルクセンブルグ投資信託に適用される持続可能な金融規制

1. SFDR

SFDRは2021年3月10日に発効した。SFDRは、金融市場参加者（「金融市場参加者」または「FMP」の定義にはUCITS管理会社およびAIFMが含まれる。）が運用している金融商品（例えば、UCITSおよびAIF）に関する持続可能性リスクの統合、持続可能性への悪影響の考慮および持続可能性関連情報の提供に関する金融市場参加者の透明性要件について規定している。

SFDRは、「事業体レベル」（すなわち、UCITS管理会社およびAIFMのレベル）および「金融商品レベル」（すなわち、関連するUCITS管理会社またはAIFMが運用している投資信託のレベル）で特定の開示を行うことを義務付けている。

i) SFDR第8条に基づく環境的特性および／もしくは社会的特性を促進するものであり、したがって何らかの形でESG手法をその投資戦略に取り入れており、かつ、目論見書において開示されるファンドの投資方針に当該ESG手法を開示している大部分のファンドを含む可能性が高い投資信託、またはii) SFDR第9条に基づく持続可能な投資目的を有する投資信託（その目的が炭素排出量の削減であるファンドを含む。）については、追加の開示が義務付けられている。

SFDRの主な目的の一つは、金融商品同士の比較可能性を確保し、いわゆる「グリーンウォッシング」を防ぐためにこれらの開示要件を調和させることである。

SFDRは、指令2009/65/ECおよびAIFMDに基づく開示要件を補足するものであり、既存の法律上および規制上のUCITSおよびAIFMDの枠組みに取り入れられている。

2022年4月6日、EU委員会は、「著しい害を及ぼさない」原則に関する情報の内容および提示の詳細を定め、契約前文書、ウェブサイトおよび定期報告書における持続可能性指標および持続可能性への悪影響に関する情報の内容、手法および提示ならびに環境的特性または社会的特性の促進および持続可能な投資目的の促進に関する情報の内容および提示を定めた規制技術基準に関する、欧州議会および欧州理事会規則（EU）2019/2088を補足する2022年4月6日付委員会委任規則（EU）2022/1288を採択した（以下「SFDR RTS」という。）。SFDR RTSは、2023年1月1日から適用されている。

SFDR RTSには、SFDRのいくつかの規定に関する詳細な実施策が含まれている。SFDR RTSでは、i) 投資決定がもたらす主な悪影響に関して考慮すべき持続可能性要因の一覧の導入ならびにii) 関連する開示の比較可能性を向上させるために所定のテンプレート形式で開示することとなっているSFDR第8条および第9条により義務付けられる目論見書の開示、の二つの主要分野が取り扱われている。

SFDR RTSは、金融商品が化石燃料ガスおよび／または原子力エネルギーに投資するものであるかを識別するための「はい／いいえ」で回答する質問を追加することにより、新たなRTS（テンプレート形式の契約前開示および定期的開示の別紙を含む。）によって改正されている。

2. タクソノミー規則

（気候変動関連の環境目的に関して）2022年1月1日以降、タクソノミー規則がSFDRの開示要件に追加された。タクソノミー規則は、金融システムにおけるすべての行為者にとっての共通の定義および用語を示す、持続可能な活動の明確かつ詳細なEU分類システム、すなわちタクソノミーの確立を図るものである。

タクソノミー規則は、どのような経済活動が環境的に持続可能なものとして適格であるかについての普遍的な枠組みを定義している。タクソノミー規則には、投資の環境的持続可能性を判断する上で環境的に持続可能な経済活動の基準をどのようにおよびどの程度用いるかに関する追加の開示要件が含まれている。

投資ファンド運用会社（UCITS管理会社およびAIFMを含む。）および金融商品の募集を行う機関投資家は、投資の環境的持続可能性を判断する上で環境的に持続可能な経済活動の基準をどのようにおよびどの程度用いるかを開示する必要がある。開示された情報により、投資家が、すべての経済活動に占める環境的に持続可能な経済活動への投資の割合、ひいてはその投資の環境的持続可能性の程度を把握することができるようにする必要がある。

金融商品（UCITSまたはAIFなど）が環境目的に貢献する経済活動に投資する場合、開示する情報において、当該金融商品の原投資が貢献する一または複数の環境目的ならびに当該金融商品の原投資が環境的に持続可能な経済活動のための資金をどのようにおよびどの程度調達するか（イネープリング活動およびトランジション活動のそれぞれの比率に関する詳細を含む。）を明確に述べる必要がある。

SFDRと同様に、タクソノミー規則は、透明性を向上させ、環境的に持続可能な経済活動のための資金を調達する投資の比率についてのFMPによる最終投資家に向けた客観的な比較材料を提供することを目的としている。タクソノミー規則は、契約前開示および定期的開示における透明性ならびにウェブサイトによる開示における透明性に関するルールにおけるSFDR開示要件を補足するものである。

さらに、タクソノミー規則を補足する委任法が欧州レベルで公表されている。

欧州およびルクセンブルグのレベルで、新たなまたは変更されつつある規制上の要件を市場に伝えるために定期的にQ&AまたはFAQが発行されている。

第4 【その他】

- (1) 交付目論見書の表紙に図案を使用することがある。
- (2) 交付目論見書の表紙に以下の事項を記載する。
- ・購入にあたっては目論見書の内容を十分に読むべき旨
- (3) 交付目論見書の「投資リスク」の項に次の事項を記載することがある。
- ・投資信託は、預貯金と異なる旨
 - ・投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、受益証券1口当り純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがある旨
 - ・ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属する旨
 - ・ファンドの受益証券の取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用がない旨
- (4) 交付目論見書に、運用実績として最新の数値を記載することがある。
- (5) ファンド証券の券面に記載される主な項目は次のとおりである。
- 表面
- a ファンドの名称
 - b 表示口数
 - c 管理会社および保管受託銀行の署名
 - d 管理会社の登記上の事務所の所在地、登録番号、有限責任会社(Gesellschaft mit beschränkter Haftung)である旨の表示
 - e 約款のRESAへの掲載に関する情報
- 裏面
- 記載なし

監査報告書

アリアンツ・ピムコ・ハイ・イールド・インカム・ファンドの受益者各位

監査意見

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、アリアンツ・ピムコ・ハイ・イールド・インカム・ファンド（以下「ファンド」という。）の2023年6月30日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

我々が行った監査

ファンドの財務書類は、以下により構成される。

- ・2023年6月30日現在の投資有価証券明細表
- ・同日に終了した年度の運用計算書
- ・2023年6月30日現在の純資産計算書
- ・同日に終了した年度の純資産変動計算書
- ・重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、監査業務に関する2016年7月23日法（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグの金融監督委員会（以下「C S S F」という。）が採用した国際監査基準（以下「I S A s」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sの下での我々の責任については、本報告書中の「財務書類の監査に関する公認企業監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を提供するのに十分かつ適切であると判断している。

我々は、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件と共にルクセンブルグのC S S Fが採用した国際会計士倫理基準審議会が公表した職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）（以下「I E S B A規程」という。）に従ってファンドから独立した立場にある。我々は、かかる倫理上の要件に基づきその他の倫理的な義務を果たしている。

その他の情報

管理会社の取締役会は、年次報告書に記載される情報で構成されるその他の情報（財務書類およびそれに対する監査報告書は含まれない）に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、上述のその他の情報を精読し、当該情報が、財務書類もしくは我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、または重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して当財務書類の作成および適正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると管理会社の取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、管理会社の取締役会は、ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、管理会社の取締役会がファンドの清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する公認企業監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- 不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- 使用される会計方針の適切性ならびに管理会社の取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- 管理会社の取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、監査報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- 開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

ルクセンブルグ、2023年10月20日

プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ

代表して署名

アラン・メヒリンク

[次へ](#)

Audit report

To the Unitholders of Allianz PIMCO High Yield Income Fund

Our opinion

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of Allianz PIMCO High Yield Income Fund (the "Fund") as at 30 June 2023, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

What we have audited

The Fund's financial statements comprise:

- the investment portfolio as at 30 June 2023;
- the statement of operations for the year then ended;
- the statement of net assets as at 30 June 2023;
- the statement of changes in net assets for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier" (CSSF). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the "Responsibilities of the "Réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements" section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

We are independent of the Fund in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements. We have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements.

Other information

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our audit report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Management Company for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Management Company is responsible for assessing the Fund's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Management Company either intends to liquidate the Fund or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the “Réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an audit report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control;
- evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Management Company;
- conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Management Company's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our audit report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report. However, future events or conditions may cause the Fund to cease to continue as a going concern;
- evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Luxembourg, 20 October 2023

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative
Represented by
Alain Maechling

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

監 査 報 告 書

アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー御中
フランクフルト・アム・マイン

監査意見

我々は、アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー（フランクフルト・アム・マイン）（以下「当社」という。）の2022年12月31日現在の貸借対照表、ならびに2022年1月1日から2022年12月31日までの事業年度の損益計算書および重要な会計方針を含む注記で構成される年次財務書類を監査した。さらに、我々は、アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハーの2022年1月1日から2022年12月31日までの事業年度の取締役の報告書を監査した。我々は、ドイツ商法典（以下「HGB」という。）第289f条第4項以降（女性の割合に関する情報）に準拠したコーポレート・ガバナンスの宣言書については、ドイツの法的要件に従って内容を検討していない。

我々の意見では、監査中に得られた発見事項に基づき、

- ・ 添付の年次財務書類は、すべての重要な点においてドイツ商法に従っており、ドイツにおける適正な会計原則に基づいて、当社の2022年12月31日現在の財政状態および2022年1月1日から2022年12月31日までの事業年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えている。また、
- ・ 添付の取締役の報告書は、全体として当社の状態の正確な概観を与えている。すべての重要な点において、この取締役の報告書は、年次財務書類と一致し、ドイツの法的要件に従っており、全体として当社の正確な位置付けおよび将来の発展の機会およびリスクを正確に提示している。取締役の報告書に対する我々の監査意見は、上述のコーポレート・ガバナンスの宣言書を含まない。

HGB第332条第3項1号に従って、我々は、我々の監査が年次財務書類および取締役の報告書の規制遵守に対して異議を唱えていないことを申告する。

意見の根拠

我々は、経済監査士協会（Institut der Wirtschaftsprüfer - 以下「IDW」という。）が公表し、ドイツで一般に公正妥当と認められている財務書類の監査基準に基づき、HGB第317条に従って、年次財務書類および取締役の報告書の監査を実施した。これらの規則および基準の下での我々の責任は、本報告書中の「年次財務書類および取締役の報告書の監査に対する監査人の責任」の項において詳述されている。我々は、ドイツ商法および専門家法に従って当社から独立した立場にあり、これらの要件に従ってその他のドイツの職業上の義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が年次財務書類および取締役の報告書に対する監査意見表明のための基礎を提供するのに十分かつ適切であると判断している。

その他の情報

法定代理人は、その他の情報に関して責任を負う。その他の情報には、内容が監査されていない取締役の報告書の構成要素として、HGB第289f条第4項（女性の割合に関する情報）に準拠したコーポレート・ガバナンスの宣言書が含まれる。

年次財務書類および取締役の報告書に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる監査意見または他の形式の監査の結論も表明しない。

監査に関して、我々は上述のその他の情報を精読し、当該情報が以下に該当しないか、評価する責任がある。

- ・ 年次財務書類、監査された取締役の報告書もしくは我々が監査中に得られた発見事項との著しい矛盾を示している場合。または、
- ・ 他に、基本的な箇所について虚偽の記載があるように思われる場合。

我々が行った作業に基づいて、その他の情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関して、我々が報告することは何もない。

年次財務書類および取締役の報告書の監査に対する法定代理人および監査役会の責任

法定代理人は、すべての重要な点においてドイツ商法に基づく年次財務書類が作成され、また、ドイツにおける適正な会計原則に基づいて、年次財務書類が当社の資産、財政状態および経営成績について真実かつ公正な概観を与えることについて責任を負う。さらに、法定代理人は、ドイツにおける適正な会計原則に基づいて、計画的な不正行為（すなわち財務報告の操作や財務上の損失の改ざん）または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類の作成を可能にするために必要であると法定代理人が決定する内部統制について責任を負う。

財務書類の作成において、法定代理人は、当社が継続企業として存続する能力の評価について責任を負う。さらに、関連がある場合には、事業の存続に関連する事項を開示することについて責任を負う。また、事実上または法的な状況に反することがない限り、継続企業の前提による会計方針を会計原則とすることについて責任を負う。

さらに、法定代理人は、当社の状態に関する適切な概観を与え、すべての重要な点において年次財務書類と整合性があり、ドイツの法的要件に従って将来の展開の機会およびリスクを正確に反映した、取締役の報告書の作成について責任を負う。さらに、法定代理人は、ドイツの法的要件に従って取締役の報告書を作成し、取締役の報告書における表明について十分かつ適切な証拠を提供するために必要と判断した取決めおよび措置（システム）について責任を負う。

監査役会は、年次財務書類および取締役の報告書の作成に関する当社の財務報告プロセスの監督について責任を負う。

年次財務書類および取締役の報告書の監査に対する監査人の責任

我々の目的は、計画的な不正行為または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないか、取締役の報告書が当社の状態について真実かつ公正な概観を与えているか、また、すべての重要な点において財務書類が監査中に得られた発見事項に整合し、ドイツの法的要件に従って、将来の展開の機会およびリスクを正確に反映しているかどうかにつき合理的な保証を得ること、および年次財務書類および取締役の報告書に関する監査意見を含む監査報告書を発行することである。

合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、HGB第317条および経済監査士協会（IDW）が公表し、ドイツで一般に公正妥当と認められている財務書類の監査基準に準拠して実施される監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は計画的な不正行為または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、財務書類および取締役の報告書に基づく受益者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

監査中、我々は十分な裁量権を行使し、批判的な態度を保っている。また、以下も実行する。

- ・ 計画的な不正行為または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類および取締役の報告書の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。計画的な不正行為による重要な虚偽表示は共謀、改ざん、意図的な省略、誤解を招く記述または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ 当社の内部統制システムの有報性について意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、財務書類の監査に関連する内部統制システムならびに取締役の報告書の監査に関連する取決めおよび措置についての見解を得る。
- ・ 当社の法定代理人に使用される会計方針の適切性ならびに法定代理人の提供した見積りおよび関連情報の合理性を評価する。
- ・ 法定代理人が継続企業の前提で会計方針を使用することの適切性について、また、入手した監査証拠に基づき、当社が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、監査報告書において財務書類および取締役の報告書の開示に対して注意喚起し、当該情報が不適切であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、我々の署名日までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況により、当社が継続企業として存続できなくなることがある。

- ・ 開示を含む年次財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、ドイツにおける適正な会計原則に基づいて、年次財務書類が当社の資産、財政状態および経営成績について真実かつ公正な概観を与えるように対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。
- ・ 取締役の報告書の、年次財務書類、法律および当社の状況に関する概観と整合性について評価する。
- ・ 法的代理人により提示された将来を予測した記述について監査を実施する。十分かつ適切な監査証拠に基づいて、我々は、特に将来を予測した記述の基礎となる重要な仮定を評価し、将来を予測した記述がこれらの仮定から適切に導き出されたものかについて評価する。我々は、将来を予測した記述およびその基礎となる仮定について個別の意見を表明しない。将来の事象が将来を予測した記述と著しく異なる可能性については、重大な不可避のリスクが存在する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

フランクフルト・アム・マイン、2023年2月9日

プライスウォーターハウスクーパース ゲーエムベーハー監査法人
ビルチャフツプリューフングスゲゼルシャフト

ソニア・パンター （代表して）ステファン・ガス
経済監査士 経済監査士

[前へ](#)

[次へ](#)

BESTÄTIGUNGSVERMERK DES UNABHÄNGIGEN ABSCHLUSSPRÜFERS

An die Allianz Global Investors GmbH, Frankfurt am Main

Prüfungsurteile

Wir haben den Jahresabschluss der Allianz Global Investors GmbH, Frankfurt am Main, – bestehend aus der Bilanz zum 31. Dezember 2022 und der Gewinn- und Verlustrechnung für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2022 sowie dem Anhang, einschließlich der Darstellung der Bilanzierungs- und Bewertungsmethoden - geprüft. Darüber hinaus haben wir den Lagebericht der Allianz Global Investors GmbH für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2022 geprüft. Die Erklärung zur Unternehmensführung nach § 289f Abs. 4 HGB (Angaben zur Frauenquote) haben wir in Einklang mit den deutschen gesetzlichen Vorschriften nicht inhaltlich geprüft.

Nach unserer Beurteilung aufgrund der bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnisse

- entspricht der beigefügte Jahresabschluss in allen wesentlichen Belangen den deutschen handelsrechtlichen Vorschriften und vermittelt unter Beachtung der deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens- und Finanzlage der Gesellschaft zum 31. Dezember 2022 sowie ihrer Ertragslage für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2022 und
- vermittelt der beigefügte Lagebericht insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage der Gesellschaft. In allen wesentlichen Belangen steht dieser Lagebericht in Einklang mit dem Jahresabschluss, entspricht den deutschen gesetzlichen Vorschriften und stellt die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend dar. Unser Prüfungsurteil zum Lagebericht erstreckt sich nicht auf den Inhalt der oben genannten Erklärung zur Unternehmensführung.

Gemäß § 322 Abs. 3 Satz 1 HGB erklären wir, dass unsere Prüfung zu keinen Einwendungen gegen die Ordnungsmäßigkeit des Jahresabschlusses und des Lageberichts geführt hat.

Grundlage für die Prüfungsurteile

Wir haben unsere Prüfung des Jahresabschlusses und des Lageberichts in Übereinstimmung mit § 317 HGB unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführt. Unsere Verantwortung nach diesen Vorschriften und Grundsätzen ist im Abschnitt „Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung des Jahresabschlusses und des Lageberichts“ unseres Bestätigungsvermerks weitergehend beschrieben. Wir sind von dem Unternehmen unabhängig in Übereinstimmung mit den deutschen handelsrechtlichen und berufsrechtlichen Vorschriften und haben unsere sonstigen deutschen Berufspflichten in Übereinstimmung mit diesen Anforderungen erfüllt. Wir sind der Auffassung, dass die von uns erlangten Prüfungsnachweise ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unsere Prüfungsurteile zum Jahresabschluss und zum Lagebericht zu dienen.

Sonstige Informationen

Die gesetzlichen Vertreter sind für die sonstigen Informationen verantwortlich. Die sonstigen Informationen umfassen die Erklärung zur Unternehmensführung nach § 289f Abs. 4 HGB (Angaben zur Frauenquote) als nicht inhaltlich geprüften Bestandteil des Lageberichts.

Unsere Prüfungsurteile zum Jahresabschluss und zum Lagebericht erstrecken sich nicht auf die sonstigen Informationen, und dementsprechend geben wir weder ein Prüfungsurteil noch irgendeine andere Form von Prüfungsschlussfolgerung hierzu ab.

Im Zusammenhang mit unserer Prüfung haben wir die Verantwortung, die oben genannten sonstigen Informationen zu lesen und dabei zu würdigen, ob die sonstigen Informationen

- wesentliche Unstimmigkeiten zum Jahresabschluss, zu den inhaltlich geprüften Lageberichtsangaben oder zu unseren bei der Prüfung erlangten Kenntnissen aufweisen oder
- anderweitig wesentlich falsch dargestellt erscheinen.

Falls wir auf Grundlage der von uns durchgeführten Arbeiten zu dem Schluss gelangen, dass eine wesentliche falsche Darstellung dieser sonstigen Informationen vorliegt, sind wir verpflichtet, über diese Tatsache zu berichten. Wir haben in diesem Zusammenhang nichts zu berichten.

Verantwortung der gesetzlichen Vertreter und des Aufsichtsrats für den Jahresabschluss und den Lagebericht

Die gesetzlichen Vertreter sind verantwortlich für die Aufstellung des Jahresabschlusses, der den deutschen handelsrechtlichen Vorschriften in allen wesentlichen Belangen entspricht, und dafür, dass der Jahresabschluss unter Beachtung der deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage der Gesellschaft vermittelt. Ferner sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die internen Kontrollen, die sie in Übereinstimmung mit den deutschen Grundsätzen ordnungsmäßiger Buchführung als notwendig bestimmt haben, um die Aufstellung eines Jahresabschlusses zu ermöglichen, der frei von wesentlichen falschen Darstellungen aufgrund von dolosen Handlungen (d.h. Manipulationen der Rechnungslegung und Vermögensschädigungen) oder Irrtümern ist.

Bei der Aufstellung des Jahresabschlusses sind die gesetzlichen Vertreter dafür verantwortlich, die Fähigkeit der Gesellschaft zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit zu beurteilen. Des Weiteren haben sie die Verantwortung, Sachverhalte in Zusammenhang mit der Fortführung der Unternehmenstätigkeit, sofern einschlägig, anzugeben. Darüber hinaus sind sie dafür verantwortlich, auf der Grundlage des Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmenstätigkeit zu bilanzieren, sofern dem nicht tatsächliche oder rechtliche Gegebenheiten entgegenstehen.

Außerdem sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die Aufstellung des Lageberichts, der insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage der Gesellschaft vermittelt sowie in allen wesentlichen Belangen mit dem Jahresabschluss in Einklang steht, den deutschen gesetzlichen Vorschriften entspricht und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend darstellt. Ferner sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die Vorkehrungen und Maßnahmen (Systeme), die sie als notwendig erachtet haben, um die Aufstellung eines Lageberichts in Übereinstimmung mit den anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften zu ermöglichen, und um ausreichende geeignete Nachweise für die Aussagen im Lagebericht erbringen zu können.

Der Aufsichtsrat ist verantwortlich für die Überwachung des Rechnungslegungsprozesses der Gesellschaft zur Aufstellung des Jahresabschlusses und des Lageberichts.

Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung des Jahresabschlusses und des Lageberichts

Unsere Zielsetzung ist, hinreichende Sicherheit darüber zu erlangen, ob der Jahresabschluss als Ganzes frei von wesentlichen falschen Darstellungen aufgrund von dolosen Handlungen oder Irrtümern ist, und ob der Lagebericht insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage der Gesellschaft vermittelt sowie in allen wesentlichen Belangen mit dem Jahresabschluss sowie mit den bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnissen in Einklang steht, den deutschen gesetzlichen Vorschriften entspricht und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend darstellt, sowie einen Bestätigungsvermerk zu erteilen, der unsere Prüfungsurteile zum Jahresabschluss und zum Lagebericht beinhaltet.

Hinreichende Sicherheit ist ein hohes Maß an Sicherheit, aber keine Garantie dafür, dass eine in Übereinstimmung mit § 317 HGB unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführte Prüfung eine wesentliche falsche Darstellung stets aufdeckt. Falsche Darstellungen können aus dolosen Handlungen oder Irrtümern resultieren und werden als wesentlich angesehen, wenn vernünftigerweise erwartet werden könnte, dass sie einzeln oder insgesamt die auf der Grundlage dieses Jahresabschlusses und Lageberichts getroffenen wirtschaftlichen Entscheidungen von Adressaten beeinflussen.

Während der Prüfung üben wir pflichtgemäßes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung. Darüber hinaus

- identifizieren und beurteilen wir die Risiken wesentlicher falscher Darstellungen im Jahresabschluss und im Lagebericht aufgrund von dolosen Handlungen oder Irrtümern, planen und führen Prüfungshandlungen als Reaktion auf diese Risiken durch sowie erlangen Prüfungsnachweise, die ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unsere Prüfungsurteile zu dienen. Das Risiko, dass aus dolosen Handlungen resultierende wesentliche falsche Darstellungen nicht aufgedeckt werden, ist höher als das Risiko, dass aus Irrtümern resultierende wesentliche falsche Darstellungen nicht aufgedeckt werden, da dolose Handlungen kollusives Zusammenwirken, Fälschungen, beabsichtigte Unvollständigkeiten, irreführende Darstellungen bzw. das Außerkraftsetzen interner Kontrollen beinhalten können.
- gewinnen wir ein Verständnis von dem für die Prüfung des Jahresabschlusses relevanten internen Kontrollsystem und den für die Prüfung des Lageberichts relevanten Vorkehrungen und Maßnahmen, um Prüfungshandlungen zu planen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit dieser Systeme der Gesellschaft abzugeben.
- beurteilen wir die Angemessenheit der von den gesetzlichen Vertretern angewandten Rechnungslegungsmethoden sowie die Vertretbarkeit der von den gesetzlichen Vertretern dargestellten geschätzten Werte und damit zusammenhängenden Angaben.

- ziehen wir Schlussfolgerungen über die Angemessenheit des von den gesetzlichen Vertretern angewandten Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmenstätigkeit sowie, auf der Grundlage der erlangten Prüfungsnachweise, ob eine wesentliche Unsicherheit im Zusammenhang mit Ereignissen oder Gegebenheiten besteht, die bedeutsame Zweifel an der Fähigkeit der Gesellschaft zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit aufwerfen können. Falls wir zu dem Schluss kommen, dass eine wesentliche Unsicherheit besteht, sind wir verpflichtet, im Bestätigungsvermerk auf die dazugehörigen Angaben im Jahresabschluss und im Lagebericht aufmerksam zu machen oder, falls diese Angaben unangemessen sind, unser jeweiliges Prüfungsurteil zu modifizieren. Wir ziehen unsere Schlussfolgerungen auf der Grundlage der bis zum Datum unseres Bestätigungsvermerks erlangten Prüfungsnachweise. Zukünftige Ereignisse oder Gegebenheiten können jedoch dazu führen, dass die Gesellschaft ihre Unternehmenstätigkeit nicht mehr fortführen kann.
- beurteilen wir Darstellung, Aufbau und Inhalt des Jahresabschlusses insgesamt einschließlich der Angaben sowie ob der Jahresabschluss die zugrunde liegenden Geschäftsvorfälle und Ereignisse so darstellt, dass der Jahresabschluss unter Beachtung der deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage der Gesellschaft vermittelt.
- beurteilen wir den Einklang des Lageberichts mit dem Jahresabschluss, seine Gesetzesentsprechung und das von ihm vermittelte Bild von der Lage der Gesellschaft.
- führen wir Prüfungshandlungen zu den von den gesetzlichen Vertretern dargestellten zukunftsorientierten Angaben im Lagebericht durch. Auf Basis ausreichender geeigneter Prüfungsnachweise vollziehen wir dabei insbesondere die den zukunftsorientierten Angaben von den gesetzlichen Vertretern zugrunde gelegten bedeutsamen Annahmen nach und beurteilen die sachgerechte Ableitung der zukunftsorientierten Angaben aus diesen Annahmen. Ein eigenständiges Prüfungsurteil zu den zukunftsorientierten Angaben sowie zu den zugrunde liegenden Annahmen geben wir nicht ab. Es besteht ein erhebliches unvermeidbares Risiko, dass künftige Ereignisse wesentlich von den zukunftsorientierten Angaben abweichen.

Wir erörtern mit den für die Überwachung Verantwortlichen unter anderem den geplanten Umfang und die Zeitplanung der Prüfung sowie bedeutsame Prüfungsfeststellungen, einschließlich etwaiger bedeutsamer Mängel im internen Kontrollsystem, die wir während unserer Prüfung feststellen.

Frankfurt am Main, den 9. Februar 2023
PricewaterhouseCoopers GmbH
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Sonja Panter
Wirtschaftsprüferin

ppa. Stefan Gass
Wirtschaftsprüfer

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[前へ](#)

監査報告書

アリアンツ・ピムコ・ハイ・イールド・インカム・ファンドの受益者各位

監査意見

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、アリアンツ・ピムコ・ハイ・イールド・インカム・ファンド（以下「ファンド」という。）の2022年6月30日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

我々が行った監査

ファンドの財務書類は、以下により構成される。

- ・2022年6月30日現在の投資有価証券明細表
- ・同日に終了した年度の運用計算書
- ・2022年6月30日現在の純資産計算書
- ・同日に終了した年度の純資産変動計算書
- ・重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、監査業務に関する2016年7月23日法（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグの金融監督委員会（以下「C S S F」という。）が採用した国際監査基準（以下「I S A s」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sの下での我々の責任については、本報告書中の「財務書類の監査に関する公認企業監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を提供するのに十分かつ適切であると判断している。

我々は、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件と共にルクセンブルグのC S S Fが採用した国際会計士倫理基準審議会が公表した職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）（以下「I E S B A規程」という。）に従ってファンドから独立した立場にある。我々は、かかる倫理上の要件に基づきその他の倫理的な義務を果たしている。

その他の情報

管理会社の取締役会は、年次報告書に記載される情報で構成されるその他の情報（財務書類およびそれに対する監査報告書は含まれない）に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、上述のその他の情報を精読し、当該情報が、財務書類もしくは我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、または重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して当財務書類の作成および適正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると管理会社の取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、管理会社の取締役会は、ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、管理会社の取締役会がファンドの清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する公認企業監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- 不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- 使用される会計方針の適切性ならびに管理会社の取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- 管理会社の取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、監査報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- 開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

ルクセンブルグ、2022年10月28日

プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ

代表して署名

アラン・メヒリンク

[次へ](#)

Audit report

To the Unitholders of Allianz PIMCO High Yield Income Fund

Our opinion

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of Allianz PIMCO High Yield Income Fund (the "Fund") as at 30 June 2022, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

What we have audited

The Fund's financial statements comprise:

- the investment portfolio as at 30 June 2022;
- the statement of operations for the year then ended;
- the statement of net assets as at 30 June 2022;
- the statement of changes in net assets for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier" (CSSF). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the "Responsibilities of the "Réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements" section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

We are independent of the Fund in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements. We have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements.

Other information

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our audit report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Management Company for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Management Company is responsible for assessing the Fund's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Management Company either intends to liquidate the Fund or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the “Réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an audit report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control;
- evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Management Company;
- conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Management Company's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our audit report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report. However, future events or conditions may cause the Fund to cease to continue as a going concern;
- evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Luxembourg, 28 October 2022

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative
Represented by
Alain Maechling

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。